

【博士論文】

言語の不可算性から見る言語学と言語政策
—ポーランドのマイノリティ言語を事例として—

貞包和寛

東京外国語大学大学院総合国際学研究科博士後期課程

—目次—

表および補足資料一覧 ……4

略記および著者名に関する注 ……6

1 序論 ……7

 1.1 問題提起 ……7

 1.2 方法論 ……11

 1.2.1 分類を体現する装置としての呼称 ……11

 1.2.2 言語分類の基準としての言語学、方言学：言語学的分類 ……14

 1.2.3 言語分類の基準としての言語政策：政策的分類 ……21

 1.2.4 言語学的分類と政策的分類の対照 ……25

 1.3 研究対象の選出 ……26

 1.3.1 本論文における「○○語」という呼称の使用方法 ……26

 1.3.2 研究対象の3言語：カシューブ語、シロンスク語、レムコ語 ……27

 1.4 研究対象3言語の基本的な情報 ……30

 1.4.1 カシューブ語 ……31

 1.4.2 シロンスク語 ……33

 1.4.3 レムコ語 ……35

 1.5 序論の総括：本研究の目的と本章のまとめ ……38

 1.5.1 言語学と言語政策の対照研究とその必要性 ……38

 1.5.2 目的（1）：政策的分類が言語学的分類に与える影響の分析 ……41

 1.5.3 目的（2）：言語学的知見を用いた政策的分類の意図の分析 ……42

 1.5.4 本論文におけるマイノリティ集団の位置付け ……43

2 言語学的分類 ……45

 2.1 タームの間のヒエラルキー ……45

 2.1.1 「言語」と「方言」 ……45

 2.1.2 「エスノレクト」 ……47

 2.1.3 言語記述とターム選択の非関連性 ……51

 2.2 カシューブ語について ……53

 2.2.1 カシューブ語の言語的特徴 ……53

 2.2.2 カシューブ語の研究史 ……60

| | |
|--|-----|
| 2. 2. 3 カシューブ語の言語学的分類 | 68 |
| 2. 3 シロンスク語について | 70 |
| 2. 3. 1 シロンスク語の言語的特徴 | 70 |
| 2. 3. 2 シロンスク語の研究史 | 77 |
| 2. 3. 3 シロンスク語の言語学的分類 | 82 |
| 2. 4 レムコ語について | 86 |
| 2. 4. 1 レムコ語の言語的特徴 | 86 |
| 2. 4. 2 レムコ語の研究史 | 97 |
| 2. 4. 3 レムコ語の言語学的分類 | 104 |
| 2. 5 第 2 章の総括 | 107 |
| 2. 5. 1 コーパスの記述と言語学的分類の非関連性 | 107 |
| 2. 5. 2 言語ごとに見る言語学的分類の揺れ：多様性と背景 | 108 |
| 3 政策的分類 | 113 |
| 3. 1 ポーランド共和国のステータス計画と国勢調査の結果 | 114 |
| 3. 1. 1 憲法と 1999 年法令 | 114 |
| 3. 1. 2 2005 年法令 | 115 |
| 3. 1. 3 国勢調査の結果（2002 年、2011 年） | 119 |
| 3. 2 2005 年法令の背景：歐州評議会の憲章と枠組条約 | 126 |
| 3. 2. 1 憲章と枠組条約の概要 | 126 |
| 3. 2. 2 憲章と枠組条約における「言語」と「マイノリティ」 | 128 |
| 3. 3 2005 年法令の分析 | 129 |
| 3. 3. 1 ステータス計画分析の方法論：法令内的問題と法令外的問題 | 130 |
| 3. 3. 2 法令内的問題（1）：「マイノリティ言語」の不明確な定義 | 131 |
| 3. 3. 3 法令内的問題（2）：地域言語／マイノリティ言語の不自然な区分 | 131 |
| 3. 3. 4 法令外的問題（1）：使用されていない言語 | 135 |
| 3. 3. 5 法令外的問題（2）：カシューブ問題 | 136 |
| 3. 3. 6 法令外的問題（3）：シロンスク問題 | 137 |
| 3. 3. 7 2005 年法令におけるレムコ人（語）の位置付け | 144 |
| 3. 4 第 3 章の総括 | 146 |
| 3. 4. 1 2005 年法令による分類の意図 | 146 |
| 3. 4. 2 多言語主義を標榜する政策の選択性・疎外性 | 150 |

| | |
|----------------------------------|-------|
| 4. 結論 | ……154 |
| 4.1 これまでの議論の振り返り | ……154 |
| 4.1.1 結論（1）：2005年法令が言語学的分類に与えた影響 | ……155 |
| 4.1.2 結論（2）：言語学的知見から見る2005年法令の意図 | ……158 |
| 4.2 本論文全体の総括および今後の研究課題 | ……161 |
| 参考資料一覧 | ……164 |
| 補足資料 | ……181 |
| 謝辞 | ……186 |

表および補足資料一覧

第 1 章：序論

【表 1-1】言語学的分類と政策的分類の対照26

第 2 章：言語学的分類

【表 2-1】カシューブ語の母音53

【表 2-2】カシューブ語の子音54

【表 2-3】カシュビエニエの例55

【表 2-4-1】カシューブ語男性名詞の単数与格形 (1)56

【表 2-4-2】カシューブ語男性名詞の単数与格形 (2)56

【表 2-5】カシューブ語女性名詞の複数生格形57

【表 2-6-1】ドイツ語に由来するカシューブ語語彙の例58

【表 2-6-2】低地ドイツ語に由来するカシューブ語語彙の例59

【表 2-7】ドイツ語に由来するカシューブ語語彙の例59

【表 2-8】色彩、身体部分を示すカシューブ語語彙59

【表 2-9】シロンスク語の母音71

【表 2-10】シロンスク語（北部）のマズジエニエの例72

【表 2-11】シロンスク語における両唇音の欠落72

【表 2-12】シロンスク語女性名詞単数対格73

【表 2-13-1】単数生格で語尾 -a を選択するシロンスク語男性名詞 (1)73

【表 2-13-2】単数生格で語尾 -a を選択するシロンスク語男性名詞 (2)74

【表 2-14-1】シロンスク語動詞過去時制の [x] 音 (1)74

【表 2-14-2】シロンスク語動詞過去時制の [x] 音 (2)74

【表 2-15-1】ドイツ語に由来するシロンスク語語彙 (1)75

【表 2-15-2】ドイツ語に由来するシロンスク語語彙 (2)76

【表 2-16】ポーランド語と異なる接頭辞を選択するシロンスク語語彙76

【表 2-17】レムコ語の翻字表87

【表 2-18】レムコ語の母音87

【表 2-19】レムコ語の子音88

【表 2-20】レムコ語の次末アクセント90

【表 2-21】レムコ語の充母音91

【表 2-22-1】レムコ語男性名詞の複数主格形 (1)92

【表 2-22-2】レムコ語男性名詞の複数主格形 (2)92

- 【表 2-23】複数生格で語尾 -ie / -iv と -ue / -yv を取るレムコ語男性名詞93
【表 2-24】レムコ語女性名詞の単数造格語尾93
【表 2-25】ポーランド語から借用されたレムコ語語彙95

第 3 章：政策的分類

- 【表 3-1】2005 年法令におけるマイノリティ117
【表 3-2】2002 年調査「ナロドヴォシチ」回答結果120
【表 3-3】2002 年調査「家庭での使用言語」回答結果121
【表 3-4】2011 年調査「イデンティフィカツィア」回答結果124
【表 3-5】2011 年調査「家庭での使用言語」回答結果125
【表 3-6】2002 年調査におけるシロンスク関連の数値137
【表 3-7】2011 年調査におけるシロンスク関連の数値138

補足資料

- 【資料 1-1】ポーランド語諸方言地図181
【資料 1-2】カシューブ語内の方言区分181
【資料 1-3】スラヴ語派におけるカシューブ語の位置182
【資料 1-4】上シロンスクにおける 1921 年の住民投票182
【資料 1-5】ポーランド方言学におけるシロンスク語の位置183
【資料 1-6】Stieber による 1934–35 年のレムコ語調査183
【資料 1-7】1920 年時点のルシン語圏184
【資料 1-8】ウクライナ語方言学におけるレムコ語の位置184
【資料 1-9】社会言語学的事実にもとづくレムコ語の位置185

略記および著者名に関する注

- 必要に応じて以下の略記を用いる。

Csb. = カシューブ語、Eng. = 英語、Fre. = フランス語、

Ger. = ドイツ語、Lem. = レムコ語、Pol. = ポーランド語、

Rus. = ロシア語、Szl. = シロンスク語、Ukr. = ウクライナ語

- 日本語以外の言語による資料を参照する場合、著者名の表記は原則として原綴を用いる。日本語に翻訳された資料を用いる場合、著者名の表記は翻訳者の表記に従う。
- 百科事典やそれに準ずる資料を参照する場合は、編者（複数の場合は筆頭編者）の氏名によって資料を示す。
- 複数の著者による論集を参照する場合は、該当する項目の著者氏名によって資料を示す。

1 序論

1.1 問題提起

言語を記号の体系と見なし、その音声や文法、語彙を記述することは、近代言語学の根幹をなす研究スタンスであることは言うまでもない。しかしながら、ある言語を他の言語とは異なるもの、いわば「独立の言語」とすべきか、それとも「方言（ヴァリアント）」とすべきかという問題は、その問い合わせ自体は単純であるにも関わらず、しばしば回答の分かれるテーマとなる。ある研究者が独立の言語と見なすものを、他の研究者は方言と見なすケースは決して珍しいことではない。また、言語学者の認識が社会一般の認識と異なるケースも多く見受けられる。このような齟齬は、言語の呼称において端的に現れる。同一の対象をある者は「〇〇語」と呼び、他の者は「〇〇方言」と呼ぶ事態は頻繁に起こる。呼称の分裂は、対象をいずれのカテゴリーに分類するかという認識の違いを反映していると言えよう。しかしこの違いは、単に表層的な違いとして看過できるものではない。「〇〇語」や「〇〇方言」といった言語学的のカテゴリーが言語学者によつてさえ厳密には設定できないという事実は、取りも直さず、言語学的研究単位を言語学者が決定できないことを意味する。ところがこの事実は、言語学、とりわけ、音声や文法に関する事象を研究する分野では深く追求されることが少なく、「言語学外の事情によって決まる部分が大きい」旨が定型的に述べられるに留まっている¹。

実際のところ、この類の問題は言語学的研究によっては解決できない。「どのような」特性が「どれほど」異なっていれば別の言語と呼ぶかという基準、換言すれば、言語と言語、言語と方言、方言と方言を分類するための基準が設定できないからである。

ある言語を「言語（〇〇語）」とよぶか、「方言（〇〇方言）」とよぶかについては、言語的な客観的な基準があるわけではない。[...] いずれにせよ、純客観的に決定できない性質のものである以上、〇〇語とするか〇〇方言とするかの名称が、その命名者・使用者の価値観を反映していることがある（亀井他 [編著] 1996: 465–466）。

あることばが独立の言語であるのか、それともある言語に従属し、その下位単位をなす方言

¹ 本論文は、ポーランド国内のカシューブ語を研究対象としている（本論文 1.4.1）。カシューブ語は、現在は独立の言語として扱われることが多いが、ポーランド方言学の対象として（つまりポーランド語諸方言のひとつとして）これを扱う伝統も存在する。現代のカシューブ語研究の第一人者のひとりである Gerald Stone は、次のように述べる（Stone 1993: 759）：「カシューブ語はスラヴの一言語ではなく、ポーランド語の方言に過ぎないのでないのではないかという問い合わせは頻繁に発せられてきた。 [...] この類の問い合わせを解決するための言語学的基準は知られていないが、いずれにせよ、この問い合わせは純粹に言語学的なものではないことは明白である」

であるのかという議論は、そのことばの話し手の置かれた政治状況と願望とによって決定されるのであって、決して動植物の分類のように自然科学的客観主義によって一義的に決められるわけではない（田中 1981: 9）。

これらの引用が示すように、ある言語学的研究対象の分類を「言語」とするか「方言」とするかは、客観的に決定できる性質のものではなく、なんらかの形で主観が介在する。しかしながら小坂井（2011: 21, 102）が指摘するように、そもそも分類という行為は必然的に主觀性を伴うものである。

分類という行為は、対象の客観的性質のみに依拠して行われるのではない。分類する人間の主觀的決定がなければ、分類は根本的に不可能だ。言い換えるならば、人間の認知様式から自由な観点に立つと、すべての対象の類似度は同じになる。

人は外界に対して何らかの先入観を通して接する。対象の意味は観察者・行為者から独立して存在せず、ある状況の下に、その対象に働きかける観察者・行為者との関係において、そのつど決まる。現実は必ず観察者・行為者によって馴致され、構成された表象を通してしか把握されない。

対象が言語であるか否かに関わらず、何かを分類する際には主觀性が必ず介在する。いわゆる自然分類であっても、人間の認識能力（主觀）と合致するものでなくては成立しないのである。その意味では、上の亀井他（[編著] 1996: 465–466）や田中（1981: 9）の発言も若干の修正を求められるであろう。

本論文は「分類」という行為全般について論ずるものではないが²、いずれにせよ次の点は指摘できる。すなわち、ある対象を「言語」とするか、「方言」とするかという問題も、それが分類である以上は、分類という行為の一般的性質である主觀性からは逃れられない。よって、言語と言語、言語と方言、方言と方言を分かつ境界線は、観察者の主觀や社会通念に応じて変化し、極めて曖昧なものとなる。この理由により、ある地域内や国内、もしくは世界における言語の総数を算出することは原理的に不可能である。クルマス（1987: 10）は次のように述べる。

専門とする学問の中心存在であるはずの言語の数さえ数えられないというのは、確かに情

² 論理学の立場から分類について論じた研究として、渡辺（1986: 49–80）を挙げる。

無い話であるように聞える。それではつまり、言語学者とは、学問研究の対象を確実に把握もできていない存在だということになってしまふ。しかし残念ながら、現在のところ、言語学の実情はつまりそういうことなのである。[…]「世界中に言語はいくつあるか?」そして「ある言語中、ないし、ある特定の国内部に方言はいくつあるか?」の二つを並べてみる。恐らく得心はいくまいが、しかし、事実として、現在のところ、言語学はこの二つの問い合わせそのまま答え得る状態にないことは認めざるを得ない。

それにも関わらず一般的には、言語学者であるか否かに関わらず、言語を数えられる実体として扱うことが大多数である。「バイリンガリズム(2言語併用)」や「多言語主義」などの表現にはその思考様式が端的に現れている。このような表現は「言語は数えられる」という前提にもとづかなければ成立しないからである。原理的に不可算の対象を数え上げるには、その対象を何かしらの方法で分類し、その分類による区別を認知可能なものとする必要がある。この事実は、言語を分類する基準が存在し、我々がその存在を(自覚的か否かを問わず)概ね受容していることを意味する。よって「言語を分類する基準」は、換言すれば、「言語を数えるための基準」とも言えるであろう。では、言語を分類するにあたってどのような基準が存在するだろうか。その基準は単一ではないことは容易に予想できるが、複数あるとすれば、それらの相互関係はどのようなものであろうか。本論文はこれらの問題意識を出発点として、言語分類の問題を検証するものである。

この検証に際しては、いわゆるマイノリティ言語や方言を研究対象とするのが相応しい。言語分類の問題は概して、何からの形で「非マジョリティ」を表象する言葉をめぐって生じることが多いからである。よってここでいう「マイノリティ言語」とは、一般に「方言」と括られているものも含みうる、広義の概念である。「言語と扱われているが実際には方言ではないか」、あるいは逆に、「方言と扱われているが実際には言語ではないか」といったタイプの問いは、言語分類に関する問いである。そしてこの類の問いは、言語の位置づけをめぐる議論のなかでも典型的なものひとつなのである。つまり、「○○方言」という呼称も、「非マジョリティ」を表象する指標となりうる。

これらの議論は学術的体裁を取っていることが多いが、実際にはマジョリティとマイノリティの間の政治的パワーバランスの反映という性格が強い。加えて、「マジョリティ/マイノリティ」という関係自体があくまで相対的なものであることも考慮しなくてはならない。言語的、政治的、社会的枠組の中で何かしらの線引きを行う場合に、マジョリティとマイノリティの区別が生まれる。ふたつの概念は相互依存的と言ってよい。枠組や線引きが変更されれば(あるいはそれらに疑惑が呈されれば)、マジョリティと

マイノリティの関係性も変化する。

したがって、マイノリティ言語や方言の分類について語ることは、実はマジョリティ言語の分類についても語ることなのである。特定の政治的・社会的空間（枠組）の言語編成（線引き）を変更することは、それまでマジョリティ言語が占有していたスペースが変更されることを意味する。また、議論の対象であるマイノリティ言語（方言含む）がマジョリティ言語と系統的に近い場合、上のような政治的議論に言語学的議論が加わることになる。これまでマジョリティ言語の一部と扱われてきた体系（「○○方言」）が言語的独自性を備えた体系（「○○語」）と主張されるケースは多々あるが、この現象をマジョリティ言語の視点から見れば、自らの一部（方言）が分離することを意味する。言語分類をめぐる議論とは、概念的にも地理的にも、言語圏の問い合わせ直しに他ならないのである。

よって、マイノリティ言語を研究対象とする以上は、その対立軸となるマジョリティ言語を設定する必要がある。このマジョリティ言語として、本論文はポーランド語を取り上げる。ポーランド語は、旧ユーゴスラヴィアの「セルビア・クロアチア語」の例などと比較すれば、言語分類の観点から問題とされることは少ない。この事実は、「ポーランド語」という言語的枠組と、それが公用語として用いられる政治的枠組（ポーランド共和国）のなかで、線引き（言語編成）がそれほど注目されていないことを意味している。端的に言えば、ポーランド語とポーランド国家とがほぼ不可分に結びついており、それが自明のことと捉えられている。

確かに現在のポーランド共和国は、様々な点で住民の「均質性」が高い国家であるように見えなくもない。最新の国勢調査（2011年）では、帰属意識（イデンティフィカツィア）の質問に対して全人口の95.9%が「ポーランド」と回答した³。また、同調査の「家庭での使用言語」の質問に対しては、92.65%が「ポーランド語のみ」と回答した。学校教育の場においても、マイノリティ言語に関する授業はあくまで選択的なものであり、初等教育から高等教育にいたるまで、ベースとして用いられるのはポーランド語である。

またポーランドは、マイノリティの文化・言語を保護する指針⁴を2005年に打ち出した。しかしこの政策は、ポーランドの欧州連合加盟（2004年）を背景として成立したという側面がある。欧州連合加盟以前から、ポーランド国内にもマイノリティの権利

³ もっとも本論文では、国勢調査の結果を客観的事実として捉えるよりは、言語政策におけるマイノリティの位置付けを分析する上での視点のひとつと捉えている（本論文 3.1.3）

⁴ 2005年に制定された「ナショナル・マイノリティとエスニック・マイノリティおよび地域言語に関する法令」を指す（本論文 3.1.2）。

擁護を求める草の根レベルの運動が展開されていたことは確かであるが、上に述べたような「均質」な国家においては、あくまで市民の一部にとどまる運動であった。よって2005年に制定された法令は、市民の要求からというよりは、欧州連合や欧州評議会などの対外的要因から成立したものなのである。したがってこの法令は、マイノリティや言語状況の実態を反映していない面も強く、形式的な性格がある。多言語主義や多文化主義の実現を謳ってはいるが、この法令をいわゆるアファーマティブ・アクションなどと同列に語ることはできない。

このように、ポーランド語とポーランド国家の枠組の中は、モノリンガルの色彩が非常に強いことは事実であり、言語学者も含めて、その事実を前提としている傾向はある。しかしそれは、マイノリティ問題や言語問題が存在しないことを意味するものではない。また、「均質性」の強さゆえに、そのなかで「異質」と見なされる現象の解釈や操作がむしろ鮮明に現れている側面も観察される。つまり、ポーランド語以外の言語のポーランドにおける扱われ方は、言語的にも政治的にも、ポーランド（厳密には、「ポーランド」というマジョリティ概念を表象する側）の見方を如実に反映していると言えるのである。その意味で本研究は、ポーランド国内のマイノリティ言語を対象とすると同時に、マジョリティの言語観を明らかにするものもある。

本論文では以上を前提に、ポーランド国内の3言語（カシューブ語、シロンスク語、レムコ語）の分類をめぐる議論を見ていく⁵。言語分類の議論を通じてポーランド国内のマイノリティ言語を分析することで、地域研究に対してはもとより、社会言語学に対しても興味深い事例を提供することができるであろう。

1.2 方法論

本節では、言語分類を考察するにあたってどのようなアプローチが可能であるかを考え、本論における方法論を提示したい。

1.2.1 分類を体現する装置としての呼称

管見の限り、言語分類を決定づける仕組みを包括的に記述するような理論枠組はいまだに提示されていない。しかし現時点では少なくとも、言語の分類を決定する基準は言語そのものの内部に求められるものではなく、言語外の要素によって決定される部分が非常に大きい点は確認できる。しかし、一口に「言語を分類する（=数える）ための基準」と言っても、観点に応じてその立て方は様々なものとなりうる。「○○語」、「○○

⁵ これらの言語を選出する根拠については本論文 1.3.2 を参照。

方言」などの表現は、言語学の記述単位（ラング）であるのはもちろんだが、それ以前に、日常的にも使用されるものである。他にも、俗に用いられる「〇〇弁」や「〇〇言葉」などの表現がある（例：関西弁、若者言葉）。これらも、言語という現象を地理的・社会的に限定した上で成立する表現であり、言語分類の一形態と言えるのである。

とはいって筆者は、言語を分類する嘗てそのものを否定するわけではない。とりわけ言語学は、記述の対象として言語を取り出す以上、言語を可算的なものと扱わざるを得ない。さらに言えば、研究以前の日常的なレベルでも、我々は言語を可算的なものとして扱っているのである。実際のところ、言語の不可算性という問題は社会言語学の重要な問題意識のひとつでもある。社会言語学の基本的なスタンスや成立史、方法論を概説するに際して、佐野（2015: 93）は以下のように述べている。

社会言語学は、「閉じた体系としての数えられる言語」という、近代記述言語学が提示した「言語」像を批判することから出発しました。しかし、実際の話者たちが「言語」という単位を何らかの指標として使用している以上、その存在をただ否定することはできません。むしろ、そのような「言語」が参与者によってどのように認識されているのか、そしてその認識によって、「話すという事実」がどのように再編成され、管理されていくのかを分析することが、社会言語学の大きなテーマとなっています。

佐野（2015: 31）はこれに先立って、社会言語学も「話すという現実」の一部を名指しし、抽出するという行為を行っていると指摘している。ただし社会言語学は、そのように抽出された対象を「単一の総体」（佐野 2015: 31）とは見なさない点で、記述的な立場とは異なっている。

もっとも、「社会言語学」の名で行われる研究領域は非常に広く、そのなかには言語を可算的に認識する研究も多い⁶。よって、上に挙げた佐野の言は社会言語学の重要な言語観のひとつではあるが、統一的な「社会言語学的見解」を出すことは不可能で

⁶ 佐野（2015）に対する書評において砂野（2015: 186）は、日本で出版される「社会言語学」の入門書、教科書を念頭に置きつつ、以下のように指摘している：「[...] それらの場合、「言語の多様性」が語られるとき、そこで問題となっているのは、基本的に、「方言」や「言語変異」などの「ひとつの言語」の内部の多様性か、「複数の（つまり数えられる）」「言語」の存在である。 [...] 「言語」の「多様性」が強調されるところが、ある意味で「社会言語学」のトレードマークのような感があるが、「多」を形成する「ひとつ」の存在については、たいていの場合あまりゆらぎがない」

砂野（2015: 186）は上記の事実を指摘しつつ、「[...] 裁然と区別される「ことば」の多様さではなく、そうした区別を生み出す「まなざし」があらわれる以前の「ことば」のあり方を、何とかして伝えようとしている」点において、佐野（2015）を肯定的に評価している。

あると思われる。いずれにせよ、言語に対するこのような認識の違いは、言うまでもなく、優劣の問題に収束するものではない。言語のどのような側面に注目するかによって、取るべき前提が異なってくるのである。そこで、当該の言語をどのような呼称で呼ぶかという問題が重要となってくる。呼称は選択者の対象への立場を端的に反映する。すなわち、どのような「前提」を取っているかは言語の呼称（名指し）に現れるのである。類似した関心にもとづく先行研究は、植田（2002）や多言語社会研究会〔編〕（1999）など、すでにいくつか存在している。両研究に共通しているのは、呼称（言語名や地名といった固有名詞）の揺れへの着目と、各呼称の背景に存在する言語外の状況の考察である。呼称は何らかの立場を選択した結果であり、選択という行為には必然的に価値判断が伴う。この点において、呼称選択は分類と関連する。分類という行為一般と同じく、言語分類もまた主観的なものである。この主観性は呼称を通じて具現化する。呼称に分裂が観察されるということは単に表層的な現象ではない。言語を分類する段階で、対象への認識がすでに分裂していることを意味する。

しかし、各々が完全な任意のもとに呼称選択を行うわけではない。例えば、我々が「ポーランド語」と呼ぶ言語はいわゆるスラヴ語派に属し、この語派に属する他の諸言語と共に、理論的にはスラヴ祖語まで遡ることができる。これを理由に「スラヴ語ポーランド方言」という呼称を設定したとすれば、比較言語学的な関係性の上では誤りを述べていないにも関わらず、受容されることはないであろう。現状としてそのような呼称は、一般的にも学術的に見られない。また歴史的に見ても、使用されていた時期が存在しているわけではない。呼称は背景にそれを受容する集団が存在しなくてはならない。同時に呼称は、無数にある選択肢から無作為に取り出されるものでもない。どのような選択肢が存在するかは、歴史的・社会的に条件付けられている。すなわち、呼称選択において拘束性を持つ基準やルールが確かに存在する。この基準は、本論文 1.1 で述べた「分類」という行為、つまり「言語／方言」という分類にもとづいて成立することは明らかである。「言語か方言か」という問い合わせへの回答は、亀井他〔編著〕（1996: 465–466）が指摘するように、主観・価値観の反映である。それと同時に、田中（1981: 9）の発言が示すように、話し手の置かれる政治的状況なども反映する。したがって、言語分類やそれを体現する呼称は、一個人の主観的判断という部分はありつつも、やはり言語外の現実とかけ離れたものではあり得ない。個人の選択に影響を及ぼしているという意味で、言語分類はそれ自体が拘束性を持つルールであり、呼称の表層的な選択と考えるべきではない。

筆者はこのような「言語分類の拘束性」の観点から、言語学という営為そのもの、および言語政策を分析することを試みる。以下の 1.2.2 および 1.2.3 において、言語をめ

ぐる 2 種類の分類様式、つまり言語学的分類と政策的分類を詳述したい。

1.2.2 言語分類の基準としての言語学、方言学：言語学的分類

言語学的研究においては、言語の分類をめぐる問題は単に習慣によるもので、副次的議論と扱われることも多い。近代言語学の基本的な研究スタンスに鑑みれば、これは自然なことであると言える。所与の研究対象を「言語」と呼ぼうと「方言」と呼ぼうと、観察される事象自体が変化するわけではないからである。

しかしこの問題は言語学にとって決して些末なものではない。近代言語学は、ソシュールの言う「ラ Ng」を記述の対象とすることを前提としてきた。しかしながら、何をもってひとつのラ Ng、つまり言語学的研究対象と定義できるだろうか。少なくともその定義は、対象内部から得られるものではないことは確かである。糟谷（1993: 544）は、次のように言う。

[…] 言語記号の体系はその外部にまったく依存しない内的自律性をもつ。となると、体系相互の関係は体系内の要素間の関係とはべつの次元にあることになり、体系内部の論理で決定することはできないはずなのである。わかりやすくいえば、日本で話されていることば（ランガージュ）のなかからひとつの「日本語」（ラ Ng）を抽象すべき論理的必然性、さらに、奈良時代に畿内で話されていたことばと現在東京で話されていることばに歴史的同一性を見いだし、それらふたつをおなじ「日本語」ととらえる論理的必然性は、体系そのもののなかにはまったく存在しない。

ラ Ngとは、糟谷（1993: 544）が「理念的構成物」であると指摘しているように、あくまでも言語学が研究上設定する概念的存在であり、実体を備えたものではないことに注意したい⁷。いずれにせよ、ラ Ngという概念が曖昧なものであることは間違いないが、それでも関わらずこの概念は、「〇〇語」、「〇〇方言」といった形で、言語学の研究単位として受容されている。この事実はすなわち、「〇〇語」、「〇〇方言」という言

⁷ 糟谷（1993: 544）を参照：「[…] ひとつの誤解だけはさけなければならない。それは、ラ Ngとはすなわち「〇〇語」のことだという誤解である。[…] ソシュールによれば、わたしたちが目のまえにしているのは、混質的でとらえどころのない言語活動の総体であり、言語学はそこから同質的な「ラ Ng」の体系を抽出しなければならない。[…] 「ラ Ng」は言語学が発見するべき理念的構成物なのである」

このような「ソシュール的」言語理解に異を唱えた者もあり、日本の場合だと、国語学者の時枝誠記がその代表的な存在と言える。いわゆる「時枝論争」である。丸山（1985: 159–160）はこの論争がソシュール研究の進展を促した側面を認めつつも、ソシュール支持派、時枝支持派とともに「文献学的な考証が一切欠落していた」と述べている。

語学の根本的概念が、実際には非常に漠然とした合意の上に成立していることを意味する。記述の単位（ラング）は、個々の観察から帰納的に決定されるものではない。単位のほうがあらかじめ設定されており、その枠組にもとづいて記述が行われるのである。

言語学が依拠する研究単位（ラング）は可算的なものと扱われるにも関わらず、言語それ自体は不可算的であるという矛盾が存在する。この矛盾は、言語学が用いる

「言語」や「方言」という研究単位（ラング）が、記述された事実の集合として設定されているのではないことを意味している。もし「記述された事実の集合」によって自ずと「言語」や「方言」が設定されるならば、言語の分類をめぐる議論は起こらない。よって、我々が「言語」や「方言」と呼ぶものは、「記述された事実の集合」に先立つ価値判断を行うことによって初めて成立する枠組みであると言える。

どのような方法論を採用するにせよ、この価値判断は不可避のものであり、言語学者こそこの価値判断に加わらざるを得ない。この判断がなければ記述する単位が設定できないからである。言語学の各方法論は価値判断を目的とはせず、何らかの形で客観性を担保しようとする。さらに、言語学における研究単位（「言語」や「方言」）の特徴は、個別事例から帰納的に記述されることがほとんどである。しかしそのような帰納的作業以前の段階で、言語に対する価値判断という非客観的なプロセスが介在している。その意味で、いずれの方法論における「客観性」も限定的なものと捉えられるべきである。

以上の事実に鑑みると、言語を分類する重要な基準のひとつが言語学（および方言学）であることは明白である。言語学とその諸分野は、言語の様々な側面の記述を中心として成立する。分野によって方法論的な差異も少なくはないことは確かだが、記述という通底した傾向があることは認められる。それに際して、記述の内容よりも記述の枠組が先に存在していることは先述のとおりである。言い換えれば、「〇〇語」、「〇〇方言」といった呼称の示す実体があるという仮定のもとに、その内部の特徴を記述する。その際、一般的に通用している呼称（社会通念として使用されている呼称）を何ら検討せずに用いる場合も多々ある。「〇〇語学研究」と称される類の研究はこのように、範囲⁸をあらかじめ定めなければ成立しない⁹。すなわち、研究以前の段階で言語に予断を下しているのである。よって言語学の引く境界線にも、何らかのバイアス、価値判断が存在

⁸ ここで言う「範囲」とは、地理的な面を指すのではなく、言語学の研究対象（ラング）の範囲という意味で用いている。

⁹ バッジオーニ（2006: 51–52）は、第2次世界大戦以後の言語学の主流がいわゆる構造主義に移り変わったことを指摘し、「歴史的・社会的な生産条件から抽象された「均質な言語」という概念」、また「アイデンティティを持たない「話者」として検討されることで発話者の主体性が排除されること」などを構造主義言語学の前提として挙げている。

すると考えなくてはならない。このような価値判断は決して言語学者の各々が能動的に行っているわけではない。多くの場合、先行研究で提示され、言語学者の間で共有されている枠組が受動的に採用されている。その意味では、「主観的」というより「非客観的」という方が、言語学的分類の匿名性をより正確に表現している。

言語学的な言語の分類方法としてしばしば挙げられるのが相互理解可能性 (Eng. *mutual intelligibility*) という考え方である。ひとつの例として Dixon (1997: 7) の発言を挙げる。Dixon (1997: 7) は、言語 (Eng. *language*) という言葉には政治的意味と言語学的意味のふたつがあるとした上で、次のように述べる。

政治的意味におけるいくつかの「言語」のそれぞれが、言語学的意味でひとつの方言とみなされることは珍しくない。[...] スウェーデン語とノルウェー語は個別の政治的「言語」であるが、ひとつの言語学的「言語」の方言とも見なされうる。これと逆のケースは稀である。中国はひとつの国家であるから、北京官話、広東語、閩語、吳語などは政治的意味でひとつの「言語」の方言として語られる。しかし実際には相互理解はできず、言語学的定義を用いれば別の言語なのである¹⁰。

引用文が示すとおり、Dixon (1997: 7) は「相互理解ができない=言語学的定義では別の言語」という認識を示している。言い換えれば、相互理解の度合いによって「言語学的定義」を行うことができ、そして定義されたものが言語学的意味における言語であるとしている。スラヴ語派も相互理解可能性の観点から語られることがあり、例えば Comrie (1981: 145) は「東スラヴの 3 言語は互いに非常に近く、高い相互理解可能性を備えている」と述べている¹¹。また Greenberg (2004: 13–14) は、言語政策の実行者や研究者が言語に介入した結果として「言語」が成立しうる点に触れ、例としてチェコ語とスロヴァキア語の関係、およびブルガリア語とマケドニア語の関係に言及している。つまり Greenberg は、これらの言語は相互理解のレベルが高いが、言語外の人為性によつて個別の言語へと分けられていると考えているのである。

「相互理解が可能か否か」という基準は、言語と言語、あるいは言語と方言を分かつ区分として、言語学では伝統的に用いられてきた。構造主義言語学の発展をリードし、近代言語学において重要な役割を果たした Leonard Bloomfield (1887–1949)¹² は、数学

¹⁰ 強調は引用者による。

¹¹ Comrie (1981: 145) が言う「東スラヴの 3 言語」とは、ロシア語、ウクライナ語、ベラルーシ語を指す。

¹² Leonard Bloomfield (1887–1949) はアメリカの言語学者。ゲルマン語学から研究をはじめ、の

の公理系をモデルとして、77 項目からなる言語学的仮定と定義をリストアップしている。そのリスト上に「相互理解可能性」という文言が直接に現れるわけではないが、Bloomfield (1925: 162) もやはり、言語と言語、および言語と方言の区分を意思疎通の程度に求めている。

53. **定義** もし言語変化によって諸々の人間集団の間で意思疎通が阻害されている場合、それらの集団はひとつの言語の**方言**を話している。

54. **定義** それらの集団〔訳注：定義 53 で述べられたような、意思疎通が阻害されている諸集団〕によって用いられている比較的統一された補助的方言は**標準語**である。

55. **定義** もし言語変化によって諸々の人間集団の間で意思疎通が不可能である場合、それらの集団は**関連する諸言語**を話している¹³。

しかし、Dixon、Greenberg、Bloomfield のいずれも、「何をもって相互に理解できていると見なせるか」という疑問には答えておらず、そもそもその点を疑問であるとも考えていかない。つまり、「(程度の差はある) 相互理解が可能な状態」と「相互理解が不可能な状態」という 2 項対立が成立することを自明のものと見なしている。

相互理解可能性はそれ自体が論理的矛盾をはらんでいるが¹⁴、社会言語学的見地からも反駁することができる。言語や方言は孤立して存在するわけではなく、他の言語や方言との関係性のなかに存在しているからである。私的と公的とを問わず、あらゆるレベルで使用される言語がある一方で、方言やいわゆるマイノリティ言語は使用される場面や領域が限定的である。本研究ではポーランドのマイノリティ言語を対象としているが、これらの言語の話者がポーランド語（マジョリティ言語）をまったく解さない事態はほぼ想定できない。マイノリティ言語の話者は常に何かしらの形でマジョリティ言語と接触する（せざるを得ない）が、マジョリティ言語の話者がマイノリティ言語に接触する

ちにタガログ語などの非印欧語族の言語にまで研究対象を拡大した。言語における心理的影響を排した徹底した機械主義的方法論は、後のアメリカの言語学の方向を決定づけた。1924 年に、発起人のひとりとしてアメリカ言語学会を立ち上げた（亀井他 [編著] 1996: 1494）。

¹³ 強調は原著者による。

¹⁴ 例えば、ある言語のなかに方言 A、B、C があるとする。方言 A と 方言 B は相互理解が可能であり、方言 B と方言 C も可能であるとする。このとき、A と C の間に相互理解ができないとすれば、「A と B は同じ言語に属す」と「B と C は同じ言語に属す」という事態が同時に出現することとなり、方言 B はふたつの異なる言語に同時に属していることとなってしまう。言語の相互理解可能性（相通性）とは結局のところ、「研究者ないし母語話者の主観によって判定される」ものであり、「相通性を言語の同一性の判定基準とすることは妥当ではない」（亀井他 [編著] 1996: 1276）と考えるべきであろう。

場合は比較的限られている。これによって、多くの人に認知される言語とそうでない言語の差が生じ、話者の言語に対する知識¹⁵に影響を与える。ところが、「相互理解可能性」を自明のものと見なす研究には、この基本的な事実が抜け落ちている。政治的・経済的・社会的に高いステータスを持つ言語は、他言語の話者に認知される機会を必然的に多く持つ。また文字を媒介として、視覚的にもその存在が容易に感知される。対象の言語／方言に付与される一種の「価値」¹⁶が存在する限り、相互理解の度合いは偏らざるを得ないのである。

相互理解可能性の例としてしばしば挙げられるスウェーデン語とノルウェー語¹⁷は、比較言語学的観点からは確かに近い関係にある。しかし一方の言語の話者が他方を理解するか否かは、言語外の事情に大きく影響される。下宮(1980: 118)は、スウェーデン語、ノルウェー語、デンマーク語の話者を対象に行われた1953年と1973年のふたつの調査を挙げ、1973年調査の方が相互理解の程度が大きく向上している事実を紹介し、この理解度向上の要因のひとつとしてテレビ放送を挙げている。もしも「相互理解可能性」が純粹に言語学的に判定できるものであるならば、技術発展や政治情勢をはじめとする言語外の事情によって程度の高低が生じることはないはずである。そもそも、言語を理解する能力は完全に個人的な事柄であり、当人の受けた教育程度の高低や言語への関心、出自などにも大きく左右されることは間違いない。個人の信条や出自によって著しく変動しうるもの学術的に「測定」できるか否か疑わしい。話者(および話者集団)の置かれる社会環境から干渉を受けない価値中立的な「相互理解可能性」とは、言語内的特徴を記述する上での仮説と見なすほうが妥当である。

実際のところ、相互理解の度合いに応じて「言語学的言語」が定義されるというより、

¹⁵ 「話者の言語に対する知識」とは、その話者が自らの第1言語と認める言語に対する知識と、その言語に近い(と言われている)他言語に対する知識とを指す。

¹⁶ 言語にともなうこのような「価値」がもっとも顕著に現れる分野は教育であろう。渋谷(2007: 28-29)は、少数派の言語が以下の諸領域で用いられている場合、当該言語が何らかの地位向上に成功すると述べている。諸領域とは「① 国家的領域(国家、自治体)」、「② 市場交換の領域(企業の実務、契約書)」、「③ 市民的公共領域(マスメディア)」、「④ 学校教育の領域」。この上で渋谷(2007: 29-30)は以下のように述べる:「[...] 教育言語に関する選択肢が与えられている場合(その選択権は、通常、児童をどの言語で教育を受けさせるかという親の意向によるが)、しばしば家庭で話されている言語とは異なった支配的な言語で教育を受けせるケースも頻繁にある。いかなる言語で教育を受けさせるかという問題は、① や ② の領域の言語流通と連動しており、よりステータスの高い言語が有利になる」

¹⁷ 本文にも書くように、スウェーデン語とノルウェー語は、言語学者が相互理解可能性の例としてしばしば引き合いに出すものである。アメリカ言語学会(*Eng. Linguistic Society of America*)は、いわゆる黒人英語(*Eng. Ebonics*)を「標準英語」とは別の言語と扱うべきかという問題に対して、「別々の言語と思われているスウェーデン語とノルウェー語の話者は、一般的に互いを理解できる」として、言語を分ける理由は「純粹に言語学的な土台」にもとづくものではないという声明を1997年の決議書で発表している(*Linguistic Society of America 1997*)。

習慣として根付いている区が「言語学的言語」と呼ばれていると捉えるほうが正確である。この事実は、一度受容された言語学的分類はそう容易には変更されないことを見れば明白である。ポーランド語方言学の実際の資料からこの点を確認したい。ポーランド語方言学の泰斗である Stanisław Urbańczyk はポーランド語諸方言について、「方言は標準語に同化されつつある。現在では、独自の方言がまったく用いられなくなった村もある」(Urbańczyk 1976: 11) と述べる。なお Urbańczyk (1976) は 1956 年に出版された書籍の第 5 版であり、上の発言も 1956 年のものである。一方、比較的近年に出版された Przybylska (2003: 55) でも「統一されたポーランド語の進出によって方言の存在が危機に晒されていることは疑いない」と述べられており、Leśniewska; Mazur (2008: 114) や Karaś (2010b) にも同様の指摘がある¹⁸。「同化されつつ」あり、「危機に晒されている」状態が半世紀以上も続くものか否かは、それ自体が検討を要する問題であろう。しかしポーランド語方言学では Urbańczyk (1976) などの区分がいまだに有効な方言区分として、特に検討されず提示されることが多い。成立してから 60 年以上を経た基準が現在もそのまま通用する可能性は低く、仮に諸方言の分布の歴史性を反映させた区分であるとしても、現在の言語状況を示す際にそれを用いるのは不適切である。過去に一度受容された分類基準は容易に変更されないということがこの例から見て取れる。「受容」というよりも、言語区分（方言区分）は自然発生的なものであるという固定観念が介在しているように思われるが、いずれにせよ、言語学的分類が硬直的な側面を有していることは確認できるだろう¹⁹。

いずれにせよ、言語学的分類がすなわち「正しい」分類ではない。言語学的分類もまた、言語に対する価値判断と予断にもとづくものである。こうして成立する言語学的分類は、ひとりの言語学者が定めたものではなく、諸々の先行研究と齟齬をきたさない形

¹⁸ Leśniewska; Mazur (2008: 114) は、現在のポーランドの言語状況について、「我々は、カシューブ語に代表される地域言語・マイノリティ言語の地位の一定の強化を目の当たりにする一方で、その他の地域的・方言的特徴は全体的に衰退している」と述べる。以下の Karaś (2010b) も参照：「すでに両大戦間期に、方言学者らは近い将来に方言が消滅する兆しを予見していた。第 2 次世界大戦後に、かつてないほど大規模な大衆運動、[...] 啓蒙とメディアの発達が、今日まで続く伝統的村落共同体に言語的にも大きな変化をもたらした」

¹⁹ 筆者は言語学的分類の硬直性を、もっぱらポーランド語方言学の資料から検討した。よって、このような硬直性が言語学的分類に普遍的な性格と断ずる意図はなく、言語学的分類の唯一の特徴と判断するわけでもない。いずれにせよ、ポーランド語学以外の方言学の分野においてこの点がどのように語られているかは、それ自体が比較検討できる課題となるだろう。例えば、戦前の日本語学者・朝鮮語学者である小倉進平 (1882–1944) の言語調査は興味深い事例である。小倉は 1912 年に濟州島、1914 年に対馬で、言語調査を行っている。安田 (1999: 140) はこの調査について、「日本語および朝鮮語をそれぞれ「言語」として確定するという意図」があった可能性を指摘している。

で、いわば全体の総意として受け入れられる。総意である以上、個人がこれを覆す場合は少なく、多くの場合は既存の総意（分類）の示すところが受け入れられる。この意味で言語学は、言語分類を規定する枠組の役割も果たしているのである。

言語学的分類は、言語学のターム²⁰を通じて実現される。大きな区分としては言語と方言がある。状況に応じて他のタームが採用される場合もあるが、本論文ではまず、「言語」と「方言」というタームの関係性について考えてみたい。ふたつのターム（言語と方言）は同列のものではなく、前者が後者の上位にあるという意味で、ヒエラルキーをなしている。Haugen (1966: 923) は次のように述べる。

上位タームとしての「言語」は、方言に言及することなく用いられる。しかし「方言」は、他の「方言」やそれらが「所属する」とされる言語が存在することを含意しない限り、意味を持たない。

すなわち、言語というタームはそれ自体が単体で、他の何かと関連することなく用いることができるが、方言はそうではない。「○○方言」の特徴のみを抽出する研究であっても、それは「○○方言」と同列に位置する（と見なされている）他の諸方言、それらの上位に位置する（と見なされている）言語の存在を暗黙のうちに含んでいる。Haugen (1966: 923) のこの指摘は、「言語／方言」という分類に含まれるヒエラルキーを再確認しているという意味で重要である。「言語」は「方言」に対して常に上位に位置する一方で、「方言」は常に「言語」に対して従属的であり、単体では用いることができない。本論文 1.1 で指摘したように、分類という行為は主観なしには成立しない。したがって、純粹に客観的で価値中立的な分類は存在しない。「言語／方言」という分類もまた、主観にもとづく価値判断を内在していると言えよう。ある言語学的研究対象が「言語」と分類されるか「方言」と分類されるかは、単に規模の大小に拠るものではない。ヒエラルキーにおける対象の位置、つまり「上下」について判断が下されているのである。

観察者が研究対象をどのように分類し、ヒエラルキーのどの位置に置くかは、観察者の主観性を示す重要な指標となる。その選択が同じ分野の先行研究と齟齬をきたさないよう行われることは先述のとおりである。観察者は先行研究を範としてタームを選択するという意味で、言語学それ自体が言語分類のルールとしての側面を持つ。

²⁰ 本論文における「ターム」とは、言語学の専門用語（術語）という意味で用いている。それに対して「呼称」とは、対象を指し示す固有名である。例を挙げると、ポーランド語の *język* (言語) や *dialect* (方言) はタームであるが、*język polski* (ポーランド語) や *dialect małopolski* (マウォポルスカ方言) は呼称である。

1.2.3 言語分類の基準としての言語政策：政策的分類

言語は決してそれのみで存在しているわけではなく、話者集団、国家、地域の状況に取り巻かれて存在する。とりわけ、政治状況が言語に及ぼしうる影響は大きい。現代の例を挙げれば、旧ユーゴスラヴィア連邦においてセルビア・クロアチア語と称されていたひとつの言語が、連邦の崩壊の後にセルビア語、クロアチア語、ボスニア語、ツルナゴーラ語という四つの独立した言語に「分裂」したことは周知の事実である。政治的境界線の変更が言語分類にも変更を及ぼした例としては、近年でも最大規模のケースであると言えよう。この他、政治が言語に影響を与えた事例としてしばしば挙げられるのは、イスラエルにおけるヘブライ語の導入、トルコ語の正書法改革などである。ここまで挙げた事例はいずれも国家の興亡を軸として展開した言語問題であるが、これらほど大規模な変動でなくとも、政策を通じて政治が言語に対し恒常に影響を及ぼすことはめずらしくない。政治が言語に与える影響について Doroszewski (1936: 6) は、「言語→政治」という影響の流れを否定し、「政治→言語」という影響のみが存在するとして、次のように述べる。

言語の起源的類似性からはいかなる政治的方向性も生まれない [...]。概して言えば、多くの場合は政治が、すなわち社会文化的諸条件の構成が言語の運命を決定づけるのであって、その逆はないのである。

以下の Tambor (2008a: 116) のように、言語と方言を分かつ区分はもはや言語学的问题ではないと判断する研究者もいる。

言語と方言は言語学的カテゴリーではなく、言語政治的カテゴリーである。今日ではもっぱら政治的要素、具体的には立法的要素がこの区別を決定する。

もっとも筆者は前項で述べたように、個々の言語学者もまた、受動的であるにせよ、能動的であるにせよ、言語分類の議論に参加していると考える。よって筆者は上の発言に全面的には賛成できない。また Tambor (2008a: 116) は、言語と方言の区別は「もっぱら政治的要素」が決めると言っているが、これは断定し過ぎているきらいがある。もし政治的要素のみが言語分類を決定するという言葉を文字通りに解釈すれば、「世界のあらゆる言語はもとは単一の言語であったが、現在は諸般の政治的事情により、それぞれが別の言語として扱われている」といった荒唐無稽な説ですら一理あることになって

しまう²¹。確かに、現代の国家が政治的手段（言語政策）を用いて言語に介入を試みるとき、多くの場合は立法的措置が取られることは事実である。しかし言語分類をめぐる諸問題は、多くの場合、具体的な言語政策が講じられる以前から存在している。また、言語は日常的に人々によって用いられるものである以上、国家は国民の言語意識から著しく乖離する政策を取ることはできない²²。その意味であらゆる言語政策は、程度の差はある現状追認の性質を持っており、言語分類を含めた意識を一元的に方針づけられる訳ではない。

とはいっても、政治が言語分類に何らかの形で影響を与えることは疑いない事実である。特に現代の国家が言語に関わるときは、政府やそれに準ずる機関が政策を方針づけ、その上で法令文書が出される。よって言語政策の分析が不可欠のものとなる。言語政策にはいくつかの下位分野が存在するが²³、もっとも広く受け入れられているのはコーパス計画 (Eng. *corpus planning*) とステータス計画 (Eng. *status planning*) の区分である²⁴。以下、Kloss (1969: 81) にもとづいて両者の概要を述べる。

²¹ 本文では「荒唐無稽」と評したが、実際にはこの類の単一的・普遍的言語の思想は歴史上いくつも誕生しており、それらの思想の影響は言語学史にも無縁のものではない。とりわけヨーロッパではバベル以前の言語、いわゆる「アダムの言語」への回帰の思想は相当に根が深く、文化史・思想史の観点からは一概に「荒唐無稽」の一言では片付けられない問題であることは間違いない。これらの思想上の潮流はエーコ (2011) に詳述されている。

²² カルヴェ (2000: 62) は、言語政策の提言や制定のプロセスを「実験室のなか」(in vitro)、人々による実際の言語使用を「生体のなか」(in vivo) と名付け、次のように述べる：「[...] 「実験室のなか」での選択が「生体のなか」の管理や話者の言語感情に反すると、両者の関係が衝突することもしばしば起こる。たとえば、国民の望まない国語や、国民が言語ではなく方言だと見なしている国語を押しつけることは難しいだろう。 [...] その場合、言語政策は、権力の定める目標と国民がしばしば行ってきた直観的な解決策との間でどのように整合性を保つかという問題に直面する」

²³ 例えば亀井他〔編著〕(1996: 425–429) では、「言語政策」、「言語修正」、「言語計画」、「言語管理」という区分が採用されている。また、言語政策 (Eng. *language policy*) や言語計画 (Eng. *language planning*) などのタームに関しては、必ずしも厳密に区別されているわけではない。Spolsky; Lambert (2006: 561) は、*language policy*, *language treatment*, *language cultivation*, *language engineering*, *language planning*, *language management* などの表現の同義性を認めている。本論文では、「個人もしくは集団が言語に対して影響を及ぼそうと試みる行為の総称」として「言語政策」を、「言語政策の具体的な実現方法」として「言語計画」を理解する。

²⁴ カルヴェ (2000) も同じく、コーパス計画とステータス計画の 2 大区分を採用している。その根拠は、政策が働きかける言語の数である。前者はひとつの言語内をいわば整備する行為であるのに対して、後者は複数の言語間の関係を調整する行為である。平高 (2005: 7) も同じく、国家が言語に対して何らかの影響を与えようとする行為として、コーパス計画とステータス計画とを挙げている。これに対し Cooper (1989) は、上記 2 分野に加え、言語教育政策をはじめとする習得計画 (Eng. *acquisition planning*) も含めた 3 分野を提示している。習得計画の配置が研究者によって異なっているが、いずれにせよ、言語政策におけるステータス計画の重要性が揺らぐことはない。なお日本語文献では、コーパス計画は「実体計画」、ステータス計画は「席次計画」や「言語身分計画」と呼ばれることがある。

コーパス計画…ある集団や個人が、言語の実体（コーパス）に変更を加える行為。主に、新しい専門用語の導入や正書法の修正といった形で実行されるが、ときとして形態や文法性 (Eng. *grammatical gender*) などのレベルで変更が行われることもある。

ステータス計画…国家政府や州政府などが、当該の言語の社会的地位（ステータス）について決定する行為。いわゆる国家語や公用語、マイノリティ言語といったステータスが確定される。

Kloss (1969: 81) は両者の違いとして、次の点を挙げている。

1. コーパス計画は言語の内部における変更であり、言語の実体（コーパス）の内部を調整する行為である。しかしほとんどステータス計画においては、当該の言語の実体については特に注意が払われない。
2. コーパス計画は専門家（言語学者、作家、アカデミー）の知見が必要であるが、ステータス計画は「国家役人や官僚のルーチンワークの一部」である。

コーパス計画とは、上の Kloss (1969: 81) の指摘にもあるように、ひとつの言語の内部に見られる諸現象（文法、語彙など）に関わるものであり、さらにはそれらの現象を表記する方法（正書法）を人為的に調整する。コーパス計画の中では、そのような「言語内部の要素」を選び分けるという意味での分類は確かに行われるが、扱う対象そのものが「言語」か「方言」であるかという分類は、コーパス計画が決定するものではない。コーパス計画は、既に存在する分類を受容した上で成立するものであると言えよう。計画の対象となる言語の存在は自明のものとして、その内部をめぐる議論が展開されるからである。

本論文においてより重要なのは、ステータス計画である。国家や自治体などの政治主体はステータス計画を通じ、いずれの「言語」が法令文書に載るものであるかを選び分ける。Kloss (1969: 81) が言うように、このプロセスにおいては言語の実体（コーパス）に注意が払われることはない。ある言語がステータスを得る際、その言語の文法や語彙をめぐる諸現象はほとんど関係しない。すなわち、言語学の記述によって得られる成果とステータスの選択とは、まったく異なる次元で行われるのである。その意味でステータス計画とは、言語に関わる嘗為でありながらも、言語の実体（コーパス）にもとづくことなく言語の象徴性や実質性（使用空間、使用地域）を決定するのである。本論文の関連で言えば、前者の「象徴性」がより重要な視点となる。というのも、ポーランドの

マイノリティ言語政策の指針²⁵ は確かにマイノリティの名を列挙してはいるのだが、それらの集団の言語が備えるべき実質性についてはほとんど言及されていない。したがって、ポーランドのマイノリティ言語政策は「象徴性」を決定する側面のほうがより強いと言えるのである。

ステータス計画が決定する言語の「象徴性」の背景には、主にマジョリティから成る共同体の集合的記憶や願望だけではなく、統治機構の言語に対する見方も介在している。以下の Cooper (1989: 101) を参照。

イスラエルにおけるアラビア語のように、政府がマイノリティ言語の法的ステータスを認めることは、結果的に統治者が、当該の集団が弁別性を保持する権利を認めたことになる。逆に、[...] 言語的に混成な政治体がひとつの言語のみを法的と認めるならば、その宣言は結果として、多様な状態の正当性を拒否したことになる。

ここで参照した Kloss (1969) にせよ、Cooper (1989) にせよ、原則としては「国家の言語計画」を語る際にこの区分を用いていることには注意すべきである。Spolsky (2012: 6) は、このような 2 項対立的モデルが 1990 年代に大きな変更を余儀なくされたことを指摘する。1990 年代は、欧州評議会の政策²⁶ にも見られるように、マイノリティの文化的・言語的権利への関心が高まった時期であった。しかし上の 2 項対立的モデルは国民国家を前提としたものであったために²⁷、このような現状の変化に対応できなかったのである。現在の言語政策論では、言語計画の範疇を国家に限らず、マイノリティ言語も研究対象とすることが一般的である²⁸。

しかし上に見た言語政策のふたつの側面（コーパス計画とステータス計画）は、ステータス計画の範囲の拡大化を考慮に入れさえすれば、今日でも基本的に有効である。ステータス計画は諸々の言語を、公的なものとそうでないものとに分類する²⁹。厳密に言

²⁵ 「指針」とは、2005 年にポーランドが制定した「ナショナル・マイノリティとエスニック・マイノリティおよび地域言語に関する法令」(RP 2005) を指す。この法令について詳しくは、本論文 3.1.2 を参照。

²⁶ 具体的には、1992 年の「ヨーロッパ地域言語・マイノリティ言語憲章」と、1995 年の「ナショナル・マイノリティ保護枠組条約」を指している。これらの条約はポーランドのマイノリティ政策の基盤にもなっている。詳しくは本論文 3.2.1 を参照。

²⁷ Jernudd; Nekvapil (2012: 26) は、コーパス計画とステータス計画のモデルを「古典的な言語計画モデル」と呼び、その適用範囲は原則として国民国家の社会であったと指摘している。

²⁸ 同時に、このような 2 項対立的モデルの搖れが、現代の言語管理論 (*Eng. Language Management Theory*) や言語権 (*Eng. Language Rights*) の考え方へ接続していくことも重要である (Spolsky 2012: 6)。

²⁹ ここで言う「公的な」言語とは、いわゆる公用語のみを指すものではなく、「マイノリティ

えば、「特定の言語の存在に法的認可を与える」と述べるほうが正確であるだろう。ステータス計画によって定められた名称はあらゆる公的文書で用いられ、言語の保護を名目とする具体的な施策もこの分類にもとづいて実行される。したがって、ステータス計画が「基準」としての役割を果たすことは言うまでもない。本論文では、ステータス計画による言語の選り分けを「政策的分類」と称し、前項の「言語学的分類」と並置させる。

1.2.4 言語学的分類と政策的分類の対照

言語学的分類と政策的分類の間には、分類の性質において異なっている部分が見受けられる。もっとも重要な差異のひとつは、分類の「動機」である。言語学的分類にせよ、政策的分類にせよ、分類そのものは最終的な目的ではなく、何らかの目的のための手段なのである。

言語学的分類は、言語学の記述単位（ラング）を設定する側面がある。言語内的特徴（音、文法、語彙など）があらかじめ定められた分類内に位置づけられるのであって、その逆ではない。つまり言語内的特徴が分類を決定するわけではないのである。また、記述単位があらかじめ設定されていなければ、記述という営為自体が不可能でもある。したがって言語学的分類の動機は言語の記述のため、すなわち言語学そのもののために存在すると言える。

一方で政策的分類を見てみる。政策的分類はステータス計画を通じて実現されるが、その結果は多くの場合、法令文書などの形で公表されるのみであり、分類の根拠や議論は通常は明らかにされない。しかしながら Cooper(1989: 101) の指摘にあるように、ステータス計画の目的のひとつは言語の象徴性の確定や操作にある。よって政策的分類を行う動機は、政治主体の利害であると定義できる。

これと並んで重要な相違点は、分類の「主体」である。言語学的分類は先述のとおり、先行研究の蓄積から生じるものである（本論文 1.2.2）。分類を行う上での基礎的な研究は確かに存在するが、それが大多数の言語学者に受容されなくては、言語学的分類は成立しない。その意味で言語学的分類は、特定可能な個人や学派が一元的に提示するものではなく、専門家集団の承認が継続する場合に成立する。言語学的分類がひとつの「習慣」とも見なされる原因もここにあるものと思われる。この非主体的な特性により、言語学的分類は感知され難いものとなる。一方で政策的分類は、民主的なプロセスを経て実現される政策にせよ、一元的に下される政策にせよ、国家や自治体が主体となって

言語」その他、ステータス計画上で認可されるあらゆる言語を意味する。

いることは明白である。以上を下の表にまとめる。

【表 1-1】言語学的分類と政策的分類の対照

| | 言語学的分類 | 政策的分類 |
|----|--------|---------|
| 動機 | 言語記述 | 政治主体の利害 |
| 主体 | 特定できない | 国家、自治体 |

この対照表を見る限り、政策的分類（＝コーパス計画）と言語学的分類にはそれほど共通点がないようにも見える。しかし両者とも「分類」という行為である以上、主観的かつ人為的なものである点は同じである。また本論文 1.2.1 から 1.2.3 において明らかになったように、言語を分類する行為は、それが言語学的なものにせよ、政策的なものにせよ、拘束性を持つ。言語の呼称は個人の裁量によって選択されるのではなく、呼称を受け入れる集団が存在しなくてはならない。その点に鑑みれば、言語学的分類と政策的分類はともに一種の「威信」を備えていなくてはならないと言ってよいだろう。すなわち両者は、分類の動機や主体に差異がありつつも、拘束性や威信を備えた、ルールとしての側面を持つ。よって社会言語学的にこれらを比較対照する研究は一定の成果が期待できるであろう。この考えにもとづき、後の本論文 1.5 にて研究目的を設定する。

1.3 研究対象の選出

1.3.1 本論文における「○○語」という呼称の使用方法

本論文 1.2 において、言語学と言語政策（ステータス計画）はともに言語を分類するルールとしての性質を持っていることが明らかとなり、両者を社会言語学的に比較対照する必要性が説かれた。本節 1.3 では、具体的な分析を行うための研究対象を選出する。それに先立ち、本論文における「○○語」という呼称の使用方法について述べたい。

本論文では、その目的の特性から、言語か方言か呼称の分かれるものについて言及する機会が多くなる。学術的もしくは一般的（あるいは両方）レベルにおいて「○○方言」という呼称が通用している場合でも、本論文では「○○語」と呼ぶ。その他、ヴァリアントを意味するタームで表現されるものも、すべて「○○語」と呼ぶこととする。

Haugen (1966: 923) の指摘にもあるように、「言語」というタームはヒエラルキーの上位に位置する。したがって本論文の研究対象のように、ヒエラルキー内の位置付け 자체が議論となるような対象を「○○語」と呼ぶのは一見すると相応しくないが³⁰、本論文

³⁰ 言語を中立的に扱うことを試みる際に、「言葉（ことば）」というタームが用いられることが

における「言語」というタームおよび「○○語」という呼称は、ソシュールの言う社会的コード（ラング）という意味で用いる³¹。この考え方にもとづけば、一般に「○○方言」と称されている対象を社会的コードと見なし、「○○語」と呼ぶことも一定の根拠を持つこととなる。よって本論文における「言語」というタームや「○○語」という呼称は、当該の対象が「○○方言」や他の呼称で呼ばれることを否定するものではない³²。

1.3.2 研究対象の3言語：カシューブ語、シロンスク語、レムコ語

本論文は、言語を分類するふたつの基準それぞれの特徴を記述し、比較対照するものである。ふたつの基準とは、「言語学的分類」と「政策的分類」を意味する。言語学と言語政策が言語を分類する性質を備えていることは、本論文 1.2.2 および 1.2.3 で述べたとおりである。この考察に際しては、第一に、分類に搖れが見られる言語（呼称選択に搖れが見られる言語）に注目する必要があることは言うまでもない。同時に、政策的分類を考察するに際しては、その政策が拘束力を持つ範疇が重要なものとなってくる。以上の 2 点（言語学的分類の搖れと、政策的分類の拘束力が及ぶ範囲）を考慮に入れつつ、研究対象を選出していきたい。

Duda (2006: 111–114) は、我々が「言語」と呼ぶものと「方言」と呼ぶものとの境界は明確ではないことを認めた上で、カシューブ語³³、シロンスク語、レムコ語の名を挙

ある（例えば国家の言語問題（方言含む）への関わり、その政治的影響を考察した田中 (1981) は、『ことばと国家』というタイトルを自著に与えている）。しかし「言葉（ことば）」というタームもまた、「方言」とは異なった意味で、「言語」のヴァリアントを示す機能があり、必ずしも中立の概念とは言えない。例えば「廓言葉」（廓詞とも書く）や「若者言葉」などの表現は、この機能を端的に示している。日本語の「言葉（ことば）」には、必ずしもすべてとは言えないものの、特定の職業や世代といった社会階層と結びつきやすい側面が確かに存在する。言い換えれば、言語学における「社会方言」の俗称としての機能があり、その意味で「言語」の下位に属する意味合いが強い。

³¹ ソシュールは周知のとおり、人間の記号化能力の総称としてのランガージュ (Fre. *language*)、ランガージュが特定の社会において共通の記号体系となったラング (Fre. *langue*)、ラングの具体的現れをパロール (Fre. *parole*) と呼び、ラングとパロールを相互依存の関係として捉える。ラングは集団の内部に存在するという意味で社会的であり、パロールは話者の具体的発話という意味で個人的である（丸山 1985: 291–292）。とはいえたラングは、糟谷 (1993: 544) が「理念的構成物」指摘するように、あくまでも言語学が研究上設定する概念的存在であり、「○○語」と呼ばれる実体そのものではないことに注意したい。

³² 「○○語」という呼称をめぐる筆者の考え方は、Zieniukowa (2009) によるところが大きい。Zieniukowa (2009: 259–260) もやはり、言語 (Pol. *język*) を上位—下位の関係性とは関係なく、「ことばを介した意思疎通の手段」と定義している。

³³ 日本語文献においては長音記号を用いない「カシューブ」という表記も一定数見られる（例：亀井他〔編著〕(1998)、三谷 (2011) など）。一方で長音記号を用いた「カシューブ」も見られ（例：伊東他〔監修〕(2001)、伊東他〔編〕(1998)、細田 (2001, 2002)、関口 (2005) など）、著者の選択に偏る部分が大きいようである。筆者は自身のこれまでの研究（例：貞包 (2016) など）で後者（カシューブ）を採用してきたため、一貫性を保つために「カシューブ」と書く。

げている³⁴。これら 3 言語は、独立の言語と扱われることもあれば、方言というカテゴリーに括られる場合も見られるからである。Duda 自身はこの論文において、3 言語のカテゴリーについて回答を用意しているわけではなく、どちらかといえば問題提起のスタンスを取っている。このスタンスは換言すれば、ひとつの独立した「言語」と扱うか、ある言語の下位区分である「方言」として扱うかという問題、つまり言語分類への着目と言えよう。Duda(2006) の他にも、これら 3 言語を分類の観点から分析する研究は多い。以下に、それらの研究の一部を簡潔に紹介する。

Artur Czesak は 2008 年の論文 (Czesak 2008) において「(上) シロンスク・エスノレクト」と「ポドハレ・エスノレクト」の使用状況を調査した。なお、前者は本論文において「シロンスク語」と呼ぶものであり、後者は一般的に「ポドハレ方言」と称されるものである³⁵。分析に先立ち Czesak はポーランドのカシューブ問題 (Pol. *kwestia kaszubska*) に触れたうえで、言語のステータスの問題は厳密に言語学的なものではないと言明する。その例として Czesak は、学術的にも一般的にも、カシューブ語を「方言」と扱う著作は 2008 年現在でも相当数あることを指摘している (Czesak 2008: 196–197)。Czesak はこれを前提とし、「(上) シロンスク・エスノレクト」とポドハレ・エスノレクト」の社会言語学的位置付けを Дуличенко (2006) の枠組にもとづいて検証する³⁶。

同じく専門論文として、カシューブ語とカルパティア・ルシン語の表記をめぐる社会言語学的状況を比較検討した Ewa Michna の研究 (Michna 2008) がある³⁷。Michna (2008: 137) は、ルシン語とカシューブ語の言語ステータスをめぐって長い議論が重ねられてきたとし、その議論は最終的には「ルシン人／カシューブ人とは誰か?」という問いに繋がると述べる (Michna 2008: 138)。すなわち、言語ステータスの問題は単に言語のレベルで留まるものではなく、背景にある話者集団の位置付けを必然的に問うこと

³⁴ Duda (2006) 自身は、言語か方言か明確でない上の 3 言語を呼ぶに際して、*speech* あるいは形容詞を単体で用いるなどしている。

³⁵ ポドハレ方言 (Pol. *gwara podhalańska*) は、ポーランド方言学の区分ではマウォポルスカ方言の下位方言と位置付けられており、タトラ山脈のグラル人 (Pol. *Górale*) の土着の方言のひとつとされている。

³⁶ 結論としては、Czesak の両言語に対する見解はかなり異なっている。Czesak は「上シロンスク・エスノレクト」のステータスをめぐる議論は近年のポーランドで勢力を拡大していることを認めているが (Czesak 2008: 203)、「ポドハレ・エスノレクト」においてはその類の議論は比較的小規模であり、話者 (グラル人) の間にも言語ステータスを求める動きはほぼ見られないとしている (Czesak 2008: 204)。また、ポーランド国外の研究のなかには、ポドハレ方言を「ポドハレ語」あるいは「グラル語」としているものもあることに注意すべきであろう。この立場としては、ドイツの Gerd Hentschel の論文が挙げられる (Hentschel 2002)。

³⁷ Michna (2008) がいう「カルパティア・ルシン語 (人)」とは、本研究で「ルシン人 (語)」と呼ぶものとほぼ同じである。Michna は主にポーランド、スロヴァキア (プレショウ)、ウクライナ (ザカルパチア) のルシン人コミュニティに焦点を当てている。

になる³⁸。本論文で注目するレムコ語も、Michna(2008)がいう「カルパティア・ルシン語」という呼称のうちに位置するが、いずれにせよ、Michnaはルシン語（レムコ語含む）とカシューブ語を社会言語学的観点から比較対照している。

概説的な著作としては、『多言語のヨーロッパ：実態と政策』（2008年）のポーランド語に関する章をJustyna LeśniewskaとZygmunt Mazurが執筆している(Leśniewska; Mazur 2008)。この章で著者らは、ポーランドの言語状況を国勢調査の観点から概観した後、ポーランド語の方言に関する情報を提示する³⁹。著者らはカシューブ語とシロンスク語（いずれも著者らの認識では「方言」）を取り上げ、これらふたつの方言の位置付けは他の諸方言とは明らかに異なることを指摘している(Leśniewska; Mazur 2008: 114)。

この他、Baranowska(2014)とKabzińska(2000)の論文にも注目したい。前者はポーランドのマイノリティ政策（2005年法令）、後者は体制転換後のポーランドにおけるマイノリティの社会的位置づけに焦点を当てている。Baranowska(2014: 48)は、シロンスク人やカシューブ人を「マイノリティ」として扱っていない点を、2005年法令に対して頻繁に加えられる批判のひとつに数えている⁴⁰。一方でKabzińska(2000)は、エスニック・グループとしての集団的意識が勃興してきた近年の例として、レムコ人とシロンスク人を挙げている。BaranowskaとKabzińskaは言語分類を直接に論じているわけではない。しかし上のMichna(2008: 138)からも分かるとおり、言語をめぐる議論が人間集団の位置付けに関わる（あるいは混在して論じられる）ことは珍しいことではない。したがってBaranowska(2014)とKabzińska(2000)の考察も、言語分類に間接的に関わるものと見なすことができる。

以上、Czesak(2008)、Michna(2008)、Leśniewska; Mazur(2008)、Baranowska(2014)、Kabzińska(2000)の研究を概観した。これらの研究はいずれも、何らかの形で言語もしくは人間集団（あるいは両方）の位置付けに注目している。もっとも、「ステータス」(Pol. *status*)という語が多義的（言語学的、政策的）に用いられていることに注意すべきであり、各研究者の間には意見の相違が大きい部分もある。しかしいずれにせよ、カシューブ語（人）シロンスク語（人）、レムコ語（人）が比較の対象として頻繁に論じられている。よって、これら3言語（カシューブ語、シロンスク語、レムコ語）はひとつの社会言語学的議論の俎上に載せることが可能である。

³⁸ この点は、ポーランドの言語政策におけるカシューブ語の位置付け、あるいは言語政策におけるシロンスク語の不在を考える上でも重要である。詳しくは本論文3.3.5、3.3.6を参照。

³⁹ この論考が出版されたのは2008年であるため、Leśniewska; Mazur(2008)の情報源には、2018年現在まで最新の国勢調査（2011年）の結果は反映されていない。

⁴⁰ もっとも、Baranowska(2014)自身は2005年法令自体は肯定的に評価しており、そのような批判 자체を詳述しているわけではない。

ポーランド国内では上の 3 言語の他にもいくつかの言語の使用が認められるが、それらの言語は分類の側面から揺れがあるとは言い難い。そのようなケースは大きく以下のように分けられる。

1. 当該の言語（より厳密に言えば、「当該の言語を指す呼称」）が、ポーランド以外の国家の公用語のステータスを占める場合。ポーランド国内におけるウクライナ語やドイツ語などが該当する。
2. ポーランド語の方言であるという分類が、学術的にも一般的にも広く受容されている場合。ポーランド語のマウォポルスカ方言、ヴィエルコポルスカ方言、マゾフシェ方言がこれに該当する。Czesak (2008) らが研究対象としていたポドハレ方言も、話者による独自性の強調などの傾向が見られつつもここに属する⁴¹。
3. 言語学的特殊性を備え、一部の言語学者の関心のテーマとなりつつも、その分類自体が問題とはなっていない場合。ヴィラモヴィツェ語⁴² などが該当する。

ひるがえってカシューブ語、シロンスク語、レムコ語を見るとき、これらの言語は上の三つの条件のいずれにも該当しない。すなわち、ポーランド以外の国家の公用語ではなく、かつ「方言」と一概に括ることができず、分類自体が問題となっている。したがって、共通の社会言語学的枠組でこれらを捉えることは一定の根拠がある (Sadakane 2016: 35–36)⁴³。次節では、本論文の研究対象（カシューブ語、シロンスク語、レムコ語）の基本的な情報を示す。

1.4 研究対象 3 言語の基本的な情報

本節では、研究対象として選出した 3 言語の基本情報を、カシューブ語、シロンスク語、レムコ語の順に提示する。

⁴¹ ポドハレ方言の話者とされるグラル人の方言的特色の意識的強調 (Urbańczyk ed. 1991: 105) は特筆すべきものではあるだろうが、それはあくまでポーランド語の枠内に留まるものであり、言語の独立性をめぐる議論とは言い難い。Karaś (2010a) は、ポドハレ方言をはじめとするグラル人の諸方言は非常に肯定的に評価されているとしながらも、それらがポーランド語のヴァリアントである旨を明記している。また Czesak (2008: 204) も、ポドハレ方言の言語的独立をめぐる動きは比較的小さいものと結論づけている。

⁴² ヴィラモヴィツェ (*Pol. Wilamowice*) とは、ポーランド南部のシロンスク県にある街の名称である。ヴィラモヴィツェでは、中高地ドイツ語に由来し、ポーランド語とはスラヴ語派としては系統的に関わりのない独自の言語が用いられている。その規模は非常に小さく、Wicherkiewicz (2006: 657) によれば、話者数は現地の高齢者 100 人ほどである。この言語は、言語政策上のステータスは占めていないものの、ISO によって独自の言語コード *wym* が割り当てられている。

⁴³ また、体制転換後のポーランドで初めて行われた国勢調査（2002 年）の調査結果について論じた Łodziński (2004) の論文も、カシューブ人、シロンスク人、レムコ人に注目している。

1.4.1 カシューブ語

地域：カシューブ語はポーランド国内のバルト海沿岸、いわゆるポモージェ（ポメラニア）地方の一帯で用いられている。この地域内で最大の都市はグダンスク（Pol. Gdańsk）である⁴⁴。添付する【資料 1-1】の方言地図において灰色で示された地域である。方言学的には、この地域内をさらに北部、中部、南部に分ける（【資料 1-2】）。

近現代史に限って言えば、いわゆる三国分割期（1772–1918 年）のカシューブ地域（プロイセン領のちにドイツ帝国領）は、カシューブ語（家庭）、ポーランド語（教会）、ドイツ語（教育、行政）が使い分けられる多言語地域であった（Treder 2010）⁴⁵。第 1 次世界大戦終結後、カシューブ語圏の大部分は、ポーランド（第 2 共和国）の行政区分であるポモージェ県（Pol. województwo pomorskie）に入った。ただしグダンスクやソポトは自由都市として国際連盟の監督下に置かれた。カシューブ語圏の全域がポーランド国家に属するようになったのは第 2 次世界大戦終結後である。ただし、カシューブ語圏そのものは 19 世紀から現在にいたるまで、地理的な領域が比較的変動していないことが指摘されている（Rzetelska-Feleszko 2001: 49）⁴⁶。

系統：比較言語学的に言えば、スラヴ語派西スラヴ諸語のレフ諸語⁴⁷ に属する。レフ諸語はさらに、東西のふたつのグループ（方言群）に分けられる。すなわち、東のグループに属するポーランド語と、西に属するポラブ語⁴⁸ である。カシューブ語はこの中間の諸方言群のなかに位置付けられている（Stone 1993: 759）。添付の【資料 1-3】が示すように、カシューブ語はポーランド語と、系統的に非常に近い関係にある。

【資料 1-3】は、カシューブ語を西スラヴ諸語における独立の言語と見なす場合の図

⁴⁴ グダンスクのドイツ語名はダンツィヒ（Ger. Danzig）である。本論文では一貫して「グダンスク」という名称を用いる。

⁴⁵ ドイツとポーランドの境界に位置するという地理的条件から、カシューブ語地域の帰属は中世以来、大きく変動してきた。1466 年のトルン条約以降はポーランド王国に帰属していたが、第 1 次ポーランド分割（1772 年）と第 2 次ポーランド分割（1793 年）によってプロイセン領となつた（伊東他〔監修〕1993: 68）。

⁴⁶ この要因を Rzetelska-Feleszko (2001: 49) は、ポーランド第 2 共和国の成立（1918 年）によりゲルマン化が阻止されたためと述べている。この解釈が妥当であるか否かは本論文では判断せず、カシューブ語圏の境界が歴史的にそれほど大きな変動を被っていないという事実を確認するに留める。

⁴⁷ 「レフ諸語」という呼称は亀井他〔編著〕（1998: 520）による。日本語文献におけるこの呼称はいくつかのヴァリエーションがあり、例えば三谷（2011: 111）では「レッヒ系言語」と書かれている。

⁴⁸ ポラブ語は現在では死語である。この言語で書かれた資料は 17 世紀末に遡ることができるが、この時点で既に消滅しかかっている状態であったと言われている。なお、ドイツ語ではヴェンド語（Ger. Wendisch）とも呼ばれていた（亀井他〔編著〕1998: 420–422）。

である。この立場に立つ研究として Breza (ed. 2001)、Makùrôt (2016)、Stone (1993) などが挙げられる⁴⁹。しかしポーランド語方言学、特に Karol Dejna、Kazimierz Nitsch、Stanisław Urbańczyk らに代表される方言学の主流派の間では、「カシューブ方言」という見方が支配的であった (Dejna 1973, 1980; Nitsch 1957; Urbańczyk 1976)。比較的近年の専門書、啓蒙書のなかにも、この見方を踏襲するものは多い (Przybylska 2003; Skudrzyk; Rudnicka-Fira 2010; Poland-Kugler 2006)。したがって現在でも「カシューブ語」、「カシューブ方言」という呼称が、言語学者の間でも並立している。系統的に言えば西スラヴ諸語の連続体に属していることは明らかながらも、ポーランド語とカシューブ語の関係はいまだに揺れていると言えよう。

話者人口と使用状況：ポーランド共和国の最新の国勢調査（2011 年）によれば、「家庭での使用言語」の質問に対して「カシューブ語」を選択した者の数は 109,000 人である (GUS 2012: 108)。なお、同調査には、国民的・民族的帰属を問う質問もある。これに対して「カシューブ」という帰属を選択した者は 229,000 人であり、推定される話者人口 (109,000 人) と比べ約 12 万の開きがある (GUS 2012: 106)。

使用状況について言えば、カシューブ語は本研究で扱う 3 言語のなかでもっとも充実した環境にあると言える。1956 年に創設されたカシューブ語・カシューブ文化の振興団体である「カシューブ・ポモージェ連合」(Csb. Kaszëbskò-Pòmòrsczé Zrzeszenié; Pol. Zrzeszenie Kaszubsko-Pomorskie) は、機関紙『ポメラニア』(Pol. Pomerania) をはじめとする活発な出版活動を行っており、表記の規範化も行なっている。また 2014 年、カシューブ語・カシューブ文化を専門とする学科「カシューブ民族文献学」(Pol. etnofilologia kaszubska) がグダンスク大学に開設され、高等教育機関で専門分野として扱われている。ポーランド国営放送 TVP のグダンスク支局は、カシューブ語による番組を放映しており⁵⁰、ラジオ曲では、グディニヤ (Pol. Gdynia) に拠点をおく Radio Kaszëbë がある。Radio Kaszëbë は 2004 年に開設されたラジオ局であり、ポーランド語による番組も一部あるが、カシューブ語による放送も行われている。

政策的ステータス：ポーランド共和国が 2005 年に制定した「ナショナル・マイノリティとエスニック・マイノリティおよび地域言語に関する法令」(以下、「2005 年法令」

⁴⁹ カシューブ語を対象とするポーランド語資料のなかには、*kaszubszczyzna* という語を用いてカシューブ語を指示するものもある（同じ語はカシューブ語では *kaszëbizna* と書かれる）。この語は、言語と方言のいずれかのカテゴリーを積極的に表示するものというよりも、「カシューブ人の言葉および文化」(Dubisz ed. 2003 [tom 2]: 70) の総称として用いられる傾向が強い。

⁵⁰ TVP グダンスク支局は、3 チャンネル (TVP3) にて『父祖の地』(Csb. Rodnô Zemia) や『いつもカシューブ』(Csb. Wiedno Kaszëbë) などの番組を放映している。過去放送分の一部は TVP3 公式ページにて視聴できる。

と略）の定めるところでは、カシューブ語は「地域言語」(Pol. *język regionalny*) というステータスを付与されている (RP 2005: Art. 19)。地域言語は定義上⁵¹、国家の公用語とは異なる旨が明記されているため、政策上はポーランド語とは別の言語と見なされている。

1.4.2 シロンスク語

地域 : 【資料 1-1】の下部、ポーランド共和国南部に平行四辺形に似た形で広がっている部分がシロンスク方言圏とされ、カトヴィツェ (Pol. *Katowice*)、オポレ (Pol. *Opole*)、チェシン (Pol. *Cieszyn*) といった都市が含まれている。より上位の行政単位で言えば、現在のシロンスク県西部とオポレ県東部に跨っており、上シロンスク (Pol. *Górny Śląsk*) と歴史的に呼ばれる地域の一部を包含している。現在のポーランドの行政区画にシロンスク県 (Pol. *województwo śląskie*) と下シロンスク県 (Pol. *województwo dolnośląskie*) があるが、これらの自治体の境界線と方言区分は重ならない部分が多く、注意が必要である。その要因はシロンスク地方の歴史的背景にある。1919 年の第 1 次シロンスク蜂起時点では、上シロンスクはドイツ帝国、ポーランド（第 2 共和国）、チェコスロヴァキアの 3 国に跨っていた。この時点では、上シロンスクの大部分はドイツに帰属していた。1921 年、ヴェルサイユ条約の取り決めにもとづき、上シロンスクの一部地域を対象に国家帰属を決定するための住民投票が行われた。結果、対象地域（上シロンスク北東部、中部）のなかでドイツへ帰属する地域とポーランドへ帰属する地域との間に境界線が引かれることとなり、カトヴィツェをはじめ、それまでドイツ帝国領であった地域がポーランドへ帰属することが決定された（【資料 1-4】）。ドイツへの帰属を求める者が多数派を占めたオポレ (Pol. *Opole*) などは引き続きドイツ領とされた。第 2 次世界大戦後のポーランド国境の再編成により、チェコスロヴァキアに属する部分を除く上シロンスクの大部分がポーランド（人民共和国）へ帰属することとなり、さらにヴロツワフ (Pol. *Wrocław*) などが含まれる下シロンスクもポーランド領となった。

このような歴史的経緯が示すように、上シロンスクの国家帰属は 20 世紀のあいだに幾度も変遷している。言語状況も複雑であり、上シロンスク内部ですら決して均質ではない。例えば、第 1 次世界大戦後の住民投票によりドイツへ留まることが決まった地域（現在のオポレ県にほぼ相当）は、現在でもドイツ・マイノリティが多い⁵²。このよ

⁵¹ 「地域言語」の定義や、「地域言語」と「マイノリティ言語」の差異については、本論文 3.1.2 を参照。

⁵² 今日のポーランド共和国の制度では、基礎自治体において住民の 20% 以上がマイノリティへの帰属を表明している場合、当該のマイノリティの言語を自治体の補助言語 (Pol. *język*

うな理由から、オポレを上シロンスクには含めない場合もある⁵³。一方で、第 2 次世界大戦後にポーランドに編入された回復領土に属する下シロンスクは、言語的には長らくドイツ語圏であった⁵⁴。下シロンスクをはじめとする回復領土は、第 2 次大戦後の国境再編成の過程で、住民の強制移動を伴いながら急速にポーランド語圏となった部分である。したがって回復領土は、ポーランド方言学では「新種混交方言」の地域とされており、伝統的なポーランド語方言区分には加えないことが通例である。よって「下シロンスク」という名称に含まれる「シロンスク」はあくまで慣習的なものに過ぎない⁵⁵。

このような背景があり、【資料 1-1】に示されるシロンスク語の言語圏はあくまで一定の目安と考えておくほうが良いだろう。

系統：方言学的には、ポーランド語方言のひとつという考え方が一般的である (Dejna 1973, 1980; Nitsch 1957; Urbańczyk 1976)。すなわち、西スラヴ諸語の連続体のなかに位置している（【資料 1-5】）。シロンスク語の言語学的位置付け（言語学的分類）は「方言」として定着しているように見えるが、近年（1990 年代以降）、これを独立の「シロンスク語」と称する考え方が現れはじめた。シロンスク語の独立性を主張する動きのなかには、言語学者はじめ、研究者の名も見られ、既存の方言学的区分に対

pomocniczy）として登録することができる。2018 年現在、本制度のもとに補助言語が登録されている自治体は 33 存在し、うち 22 の自治体はオポレ県に属している。いずれもドイツ語が補助言語である。とはいえ、帰属意識と言語使用は一義的に結びつくものではない（多くの場合、前者が多くなる）。したがって、ドイツ語の補助言語登録数の多さはドイツ語の実質的使用を裏付けるものではない。

⁵³ 実際のところ、「上シロンスク」の領域を明確に確定することさえ困難である。例えば Popiolek (ed. 1959) は上シロンスクの下位区分として、チェシン・シロンスク、カトヴィツェ=ビトム・シロンスク、オポレ・シロンスクの 3 分法を提示する。2010 年代に出版され、本論文でも資料として用いている Kordecki; Smolorz (2013) も、上の三つをすべて含む地域を上シロンスクとしている。一方でタンボル (2011: 27) は、カトヴィツェ=ビトムのみを上シロンスクとする。実際にタンボルは別の著作において、この考え方にもとづいて調査地域を選定している (Tambor 2008b: 33)。この類の分裂は、明確な基準によって正解が導き出せるものではない。近現代史の経緯を重視するならば、20 世紀前半のほとんどの時期を別の国家に属し、1921 年の住民投票の結果にも大きな隔たりがあるカトヴィツェ=ビトムとオポレを同一の枠組みに収めることは無理がある。しかし時代をさらにさかのぼり、12 世紀から（形式的には）20 世紀初頭まで続いたシロンスク公国群を考慮に入れるならば、下シロンスクの大部分もシロンスクに入れざるを得なくなる。

⁵⁴ シロンスクのドイツ（語）化は 13 世紀からはじまるとされている。その後、1740 年から 1763 年まで断続的に行われたシュレジエン戦争により、シロンスクの大部分がプロイセン領に収まった（伊東他〔監修〕 1993: 206–207）。Kamusella (2007: xi) の提示するシロンスクの言語地図では、下シロンスクは 19 世紀後半から 20 世紀初頭の時点ですでにドイツ語のみの地域として示されている。

⁵⁵ タンボル (2011: 28) を参照：「下シロンスクは、エスニシティから見ても、文化から見てもシロンスクには属さない。これはもはや歴史的な問題で、「下シロンスク」に含まれる「シロンスク」の語は、歴史的・地理的意味しか持たない」

し疑念を呈していることは事実である（本論文 2.3.3 で詳述）。したがって、本論文の研究対象として加えることとした。なお、上のカシューブ語をもしポーランド語の方言と見なすならば、【資料 1-5】のなかに加えることとなる。

話者人口と使用状況：ポーランドの 2011 年の国勢調査によれば、「家庭での使用言語」の質問に対して「シロンスク語」と回答した者の数は 509,000 人である (GUS 2012: 108)。一方で、国民的・民族的帰属の質問において「シロンスク」を選択した者は 817,000 人である。やはりカシューブ語の場合のように、推定される話者人口と帰属の選択者の間には数値の開きが見られる。2011 年の調査におけるシロンスク・アイデンティティの回答者数は、「ポーランド」という回答数 (36,999,000) に次いで規模の大きいものである。また、817,000 人の回答の中で 362,000 人が「シロンスクのみ」を自らの帰属として回答している。

このように、相当の話者人口を有すると予想されるシロンスク語であるが、状況はそれほど充実したものとはいえない。シロンスク語の規範化、振興を行っている団体のひとつである「プロ・ロクエラ・シレジアナ」(Pol. *Pro Loquela Silesiana*) は、ポーランド語とは別の「シロンスク語」を主張し、コーパスの整備に積極的に携わっている。同団体はシロンスク語の表記のために「基本アルファベット」(Szl. *Ślabikówzowy szrajbōnek*) という字母体系を提唱している。この方法はシロンスク語の表記のなかで有力なものではあるが、いまだシロンスク語全般に適用できるスタンダートとは言い難い。すなわち、言語のコード化や規範の精密化がそれほど進んでいないものと言える⁵⁶。

政策的ステータス：シロンスク語は上記の 2005 年法令をはじめとして、ポーランドの政策上はいかなるステータスも占めていない。

1.4.3 レムコ語

地域：レムコ語の用いられる地域は地図上に端的に示すことができない。レムコ語の話者（レムコ人）は、カルパティア山脈に居住していた東スラヴ系のルシン人の一部であり (Rieger 1995b: 134)、第 2 次世界大戦前であれば、言語圏をある程度まで確定でき

⁵⁶ ここで言う「コード化」と「精密化」は、Haugen (1966: 931) の *codification* と *elaboration* というタームに従っている。Haugen (1966: 931) の定義によると、「コード化」とは、ある言語の内部に観察される音的、文法的、語彙的特徴のうち、いずれを規範的ヴァリアントとして選択するかというプロセスを指す。一方で「精密化」とは、コード化により選択されたヴァリアントをどのように表記するか、すなわち正書法を作り上げるプロセスを指す。Haugen 自身も引用しているように、「言語」に至るまでの二つのプロセスのモデル化は Ferguson (1959) が以前に提唱している。もっとも、Ferguson は Haugen の言う「コード化」を「標準化」、「精密化」を「表記における標準化の利用」と呼んでいる。

る（【資料 1-6】および【資料 1-7】において“LEMKO REGION”と表示されている地域）。しかし【資料 1-6】や【資料 1-7】が示すような地理的範囲は、レムコ語の現在の言語圏とは言えない。というのも、第 2 次世界大戦終結前後にウクライナ系住民（レムコ人を含む）の強制移住政策が行われたからである。この政策は以下にまとめるように、1944 年から 1947 年にかけて段階的に実施された。

1. 第 2 次世界大戦終結直前と直後（1944–1946 年）にかけての移住 (Horbal 2010: 419–423)

第 2 次世界大戦終結直前の 1944 年 8 月に、当時のポーランド東部を暫定的に統治していた「ポーランド国民解放委員会」(Pol. Polski Komitet Wyzwolenia Narodowego) とウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国の間で協定が交わされた。この協定は、戦争終結後のポーランドに居住するウクライナ系住民（レムコ人を含む）をウクライナへ、ウクライナのポーランド系住民をポーランドへ移住させることに合意したものである。移住政策は段階的に 1946 年まで実行され、最終的には 10 万人のレムコ人がウクライナへ移住を余儀なくされたとされている。

2. 1947 年のいわゆる「ヴィスワ」作戦 (Horbal 2010: 430–435)

1947 年に当時のポーランド政府は、国内の「ウクライナ蜂起軍」(Ukr. Українська повстанська армія)⁵⁷ を一掃するという名目で、ポーランド東部のウクライナ系住民を北部、西部の「回復領土」(Pol. Ziemie Odzyskane) へ強制的に移住させた。この移住は「ヴィスワ」作戦と称され、当時の政権によって計画的に実施された。その際、正確な数値は不明であるものの、レムコ人のなかにもウクライナ蜂起軍への協力の嫌疑により逮捕、投獄された者が相当数いた。実際にウクライナ蜂起軍の活動に協力したレムコ人はごく少数であったと見られている。

以上の理由からレムコ語は、カシューブ語やシロンスク語とは異なり、特定の地域と結びつく言語とは言えない。【資料 1-6】や【資料 1-7】に示される第 2 次世界大戦以前のレムコ人居住地は「レムコ地域」(Lem. Лемковина; Pol. Lemkowszczyzna; Ukr. Лемківщина) と呼ばれるが、この名称は現在では歴史的意味しか持たない⁵⁸。現在、

⁵⁷ ウクライナ蜂起軍の活動についてより詳しくは伊東他〔編〕(1998: 323–324) を参照。

⁵⁸ 第 2 次世界大戦後に出版された資料のなかには、「レムコ地域」という語を用いる際にこの点を示しているものもある。例えばカシューブ語研究でも大きな役割を果たしたポーランドの言語学者 Zdzisław Stieber は、レムコ語の言語地図を『旧レムコ地域言語地図』(Stieber 1956–1964) と名付けている。

レムコのアイデンティティを持つ人々は主に、回復領土の一部である下シロンスク県 (Pol. województwo dolnośląskie) に多く居住しており、同県の都市レグニツア (Pol. Legnica) には、レムコ語による出版活動などを行っている団体「レムコ人連盟」(Lem. Стowаршины Лемків; Pol. Stowarzyszenie Lemków) の本部が置かれている⁵⁹。

系統：系統的にはウクライナ語に非常に近く、ウクライナ語方言のひとつと見なす研究が多い (Shevelov 1993; Stieber 1982; Жилко 1955; Русанівський ed. 2000)。一般的にウクライナ語の諸方言は北部、南西部、南東部に区分され、レムコ語（レムコ方言）は南東部に属するとされている（【資料 1-8】）。

しかしながら、【資料 1-8】で示す方言学的見方の他に、レムコ語の位置付けに関するもうひとつの見方が存在する。それは、ロシア語やウクライナ語、ベラルーシ語と並ぶ東スラヴ諸語のひとつに「ルシン語」を設定し、その「地域変種」としてレムコ語を扱うものである (Magocsi ed. 2004; 三谷 2011)。この見方も一部の言語学者により受容されていることは確かであり、その意味で「言語学的分類」のひとつではあるが、系統的な分類というよりも社会言語学的事実にもとづくものである（【資料 1-9】）。

この見方が現れたのは比較的新しく、1990 年代に入ってからである (Misiak 2006: 107–108)。ポーランド、セルビア、ウクライナ、スロヴァキアなどの各国にマイノリティとして居住するルシン人は、1990 年前後より、自らの言語的・民族的独自性を主張する活動を活発化させてきた。【資料 1-9】の分類はこのような背景を反映するものである。なお、「東スラヴ諸語のひとつとしてルシン語を設定する」というモデル自体は、ポーランドの Majewicz (1989: 173–174) も提案している⁶⁰。本項はレムコ語の概要を示すこととするため、これ以上の情報は本論文 2.4.2 に譲るが、いずれにせよ、レムコ語の言語学的分類はカシューブ語やシロンスク語と比して錯綜しているという事実を確認したい。

話者人口と使用状況：ポーランドの 2010 年の国勢調査「家庭での使用言語」の項目では、レムコ語の話者人口について何ら述べられていない。なお、帰属意識の質問に対して「レムコ」を選択した者は 10,000 人である。Ethnologue によれば、レムコ語の話者人口は推定で 6,180 人とされている⁶¹。カシューブ語とシロンスク語の回答で見たように、言語の回答数と帰属の回答数は後者の方が多く算出される傾向があると言える。

⁵⁹ Дуличенко (2008: 40) も、「レムコ」という呼称は用いていないものの、レグニツアをポーランドにおけるルシン人の「文化的中心」 (Rus. культурный центр) としている。

⁶⁰ ただし、Majewicz (1989: 173–174) はヴォイヴォディナのルシン語しか考慮していない点が【資料 1-9】と大きく異なる。

⁶¹ Ethnologue は独立の言語としてレムコ語を扱っているわけではなく、「ルシン語のポーランドにおける方言」と見なしている。

よって 6,180 という数値はひとつの目安として説得力のあるものと言えよう。

レムコ語の推定使用者数はそれほど多くはない見られるが、しかし文章語規範は比較的整備が進んでいると見ることができる。先述の「レムコ人連盟」の結成は 1989 年、レムコ語の教育用文法書 (Хомяк 1992) が出版されたのは 1992 年である。第 2 次世界大戦以降のポーランドにおいてマイノリティの言語や文化に関する話題が論じられ始めたのは体制転換（1989 年）の前後であるが、レムコ人はその変化にいち早く対応したマイノリティのひとつである⁶²。また、「レムコ人連盟」とは別の団体である「ルスカ・ブルサ」(Lem. Руска Бурса; Pol. Ruska Bursa) が、インターネット上でラジオ放送、ニュース配信などをレムコ語で行っている。

政策的ステータス：先述の 2005 年法令では、「レムコ語」という文言は現れない。しかし、レムコ人がエスニック・マイノリティ (Pol. mniejszość etniczna) と認められており (RP 2005: Art. 2)、かつ各マイノリティには自身のマイノリティ言語 (Pol. język mniejszości) を用いる権利が保障されている (RP 2005: Art. 7, Art. 8)。よってレムコ人もまた自身の（ポーランド語とは異なる）言語を用いる権利を有することとなっている。したがって、レムコ語に対して直接に何からのステータスは付与されていないものの、エスニック・マイノリティという政策的概念を通じて間接的に、レムコ語はマイノリティ言語と見なされている。

1.5 序論の総括：本研究の目的と本章のまとめ

1.5.1 言語学と言語政策の対照研究とその必要性

本節では本研究全体の目的について述べる。言語学と言語政策は共に「言語の区分を決定する分類様式」と捉えられることは、本章すでに述べたとおりである。本論文では、研究対象の 3 言語（カシューブ語、シロンスク語、レムコ語）の分類を検証していく。しかしながら本論文は、「これらの言語にもっとも相応しい呼称はなにか」という問い合わせに回答を与えるためのものではない。筆者がここで試みるのは、言語分類やその分裂を記述することで、言語政策が言語学に与える影響や、法令には書かれない言語政策の意図を言語学の視点から明らかにすることなのである。

この目的を達成するためには、言語学と言語政策を対照させる必要がある。しかし両者は、どちらも言語に直接関わる営為であるにも関わらず、関連性について論じられる機会はそれほど多くない。そもそも、両者の間に関連性があるか否かも、見解の相違が

⁶² 社会主義時代のポーランド（1952–1989 年のポーランド人民共和国）では、マイノリティに関するテーマは一般的にも学術的にも検閲の対象となっていた（本論文 2.2.2 を参照）。

甚だしい。実際のところ、「関連性がある」という考え方と、「関連性がない」という考え方には、双方が成立しうるものである。しかしどちらの立場も「関連性」の有無を自明の前提としている部分が大きく、実証すべき対象と見なしていないことが多い。以下に双方の考え方を順に見ていく。

(1) 言語学と言語政策の間に「関連性がある」とする立場

言語政策に相応のコストを費やし、言語学者がそこに協力している国家は多々見られる。フランスの「アカデミー・フランセーズ」(Fre. Académie française) の存在はよく知られているところであり、ポーランドにも「ポーランド語評議会」(Pol. Rada Języka Polskiego) という諮問機関が存在する⁶³。このような事実に鑑みれば、言語学と言語政策の間に一定の関係性を見出すことも可能かもしれない。しかし、言語学者の意見や研究成果がどの程度言語政策に反映されているかと言うと、一概に断言はできない。言語政策の最終的な決定は政治主体（国家、自治体）が行うからである。言語学者からの助言や提言があったとしても、誰の、どのような意見が、どの程度反映されているかは、正確には確定できない。そもそも、言語政策に参加する専門家集団が「言語学」を体現しているわけではない。言語学者の言語政策への参加は一定の影響力を持つことは予想できるが、それは「言語学者が言語政策という制度に参加することもある」という事実に過ぎず、言語学と言語政策の関連とは言えない。

(2) 言語学と言語政策の間に「関連性がない」とする立場

一方で、言語学と言語政策は本質的に関連がないとする立場もある。Ferguson (1983: 32) は、そのような立場を次のようにまとめている。

概して、言語計画に捧げられる労力と言語計画のプロセスをめぐる研究は、言語変化を考察する体系的学問からは完全に切り離されている。実際に、言語計画の実行者は往々にして、言語変化のプロセスを理解しようと試みるにはあまりに性急で、計画の効果を検証することすらない。一方、言語変化を研究してきた 19-20 世紀の言語学者たちの間には、言語計画への懷疑と、「言語計画は言語変化の本質とは無関係である」と考える強固な伝統が存在する。

引用文中で Ferguson (1983: 32) が「言語計画」と述べているのはコーパス計画を指している。Kloss (1969: 81) の指摘にもあるとおり、コーパス計画には言語学者を含む専門

⁶³ ポーランド語評議会の役割、権能などについて、詳しくは本論文 3.1.1 を参照。

家集団が参画する。したがって、国家や自治体が主導するステータス計画と比較すれば、言語そのものへの関与は大きい。しかし Ferguson (1983: 32) の指摘から分かるように、そのコーパス計画ですら「言語変化を考察する体系的学問」(=言語学) からは、「完全に切り離されて」捉えられている。

この考え方は一見すると妥当なものに見える。言語政策に言語学者が関わったとしても、政策の最終的な決定権は言語学者にはない。何より、言語学が追求することと言語政策が追求することとは根本的に異なる。その意味で、言語学者と言語政策の間にはある程度の距離が存在する。もっとも「完全に切り離されて」いるか否かは考慮の余地があるだろう。各国の言語政策の方針、言語研究の伝統も一定の影響を及ぼすことは間違いないからである⁶⁴。アカデミー・フランセーズやポーランド語評議会のような機関が存在し、現実的な影響力を持つ国家⁶⁵であれば、言語学と言語政策の関連は強く意識さ

⁶⁴ 実際に、言語学者の言語に対する見方は、その人間が育った国家や教育的背景に大きく影響される。よって、時代や地域に限定されない「言語学的考え方」を定めることは困難であろう。この点は、言語学者がいわゆる言語規範に対して示す態度に端的に現れている。例えばポーランドはじめ一部の国の言語学界では、いわゆる「言語文化論」(Pol. *kultura języka*) への関与が言語学者の重要な責務と見なされている。言語文化論とは、言語の規範を記述・整理し、当該言語の使用者にその規範を啓蒙することまでも含む、かなり広い分野である。Urbańczyk (ed. 1991) はポーランド版『言語学大辞典』ともいえるターム辞典であるが、その中で言語文化論は見出語の位置を占めている (Urbańczyk ed. 1991: 175–176)。ポーランドの言語文化論においては Stanisław Szober (1879–1938)、Witold Doroszewski (1899–1976)、Danuta Buttler (1930–1991) など各時代の代表的言語学者が名を連ねており、言語文化論が言語学者にとって重要な位置を占めて来たことが分かる。

言語文化論を言語学者の課題として位置付けたのはプラーグ学派の研究者たちである (亀井他 [編著] 1996: 1161)。プラーグ学派は構造主義言語学の重要学派のひとつとして、特にその音韻論における業績のみが注目される傾向がある。しかし実際のところ、この学派が 1929 年に発表した 10 のテーゼのうち、第 9 項は言語文化論、第 10 項は言語教育論に関わるもので、現代の社会言語学や応用言語学の関心を先取りしている。また、プラーグ学派の言語観は今日しばしば見られる言語純粹主義的なものではなく、第 1 次世界大戦後の新興国民国家の出現に伴って現れた社会的要求に応えるためのものであった (バッジオーニ 2006: 356)。この点は、「言語学的考え方」が時代によって容易に変化することのひとつの証左とも言える。付言すると、プラーグ学派の代名詞ともいえる「機能構造主義」に直接関わるテーゼは、実は第 1 項から第 3 項の三つだけである (亀井他 [編著] 1996: 1155)。ところが、構造主義やプラーグ学派の影響は少なからず受けている研究者であっても、「言語文化論」に相当するテーマを言語学者の課題とは見なさない場合は多々見られる。

⁶⁵ ある国家がアカデミーなどの機関を通じて言語の「管理」を試みるか、またその機関の影響がどの程度のものかは、当該国家の歴史に条件付けられる部分が大きい。17 世紀に創設されたアカデミー・フランセーズは、フランスにおける中央集権化政策の一端を象徴するものである。一方イギリスには、アカデミー・フランセーズに相当する言語専門の機関は存在しない。Samuel Johnson はこのようなアカデミーの存在を「非イギリス的」(Cooper 1989: 11) と評していたことからも分かるとおり、「国家が言語のコーパスの問題に関与する」という考え方が歴史的にそれほど定着していないと言える。

れることとなるだろう⁶⁶。とはいっても、言語政策の決定権が言語学者にないという事実は、やはり制度的な問題であり、言語学者と言語政策の関係の問題でもある。よって、言語学と言語政策が営為として無関係であることの証明にはならない。

(1) の立場と (2) の立場のいずれも、方向性は異なるとはいっても、言語政策の制度的側面に着目している。政策のいずれのプロセスに着目するかで、まったく反対の結論が成立する。政策への参加に着目するならば (1) の立場は妥当であるし、政策の決定権に着目するならば (2) の立場にも一理ある。しかしいずれの立場も、「言語学と言語政策」の関係性を論じているように見えて、実際には「言語学者と言語政策」を（図らずも）論じているのである。言語学者が言語政策に参加するか、どの程度の決定権を持ちうるかに着目しても、言語学と言語政策を対照することにはならない。

これらの考え方に対して本論文では、言語学と言語政策のそれぞれを、言語を分類する営為として捉えていく。言語学と言語政策は、言語を分類することで成立している。加えて両者が行う分類は、集団的で拘束的な性質を持っている（本論文 1.2.4）。よって、「分類」という共通項から言語学と言語政策を対照することには相応の根拠が存在するのである。以上を前提として、本論文の目的を具体的に設定する。

1.5.2 目的（1）：政策的分類が言語学的分類に与える影響の分析

本論文 1.2.2 で筆者は、言語学的分類に関する一般的な事実を確認した。言語学の研究単位である「ラング」の設定基準は、実際には言語の体系内部には求められない。言語分類の根拠を言語内に求める基準（いわゆる相互理解可能性など）は、根本的な部分に曖昧性を孕んでいる。よって、言語の体系内部を記述する研究は言語の分類になぜ揺れることがあるかを説明できない。言語分類の妥当性はむしろ、言語外の変化に伴われて揺れるものである。言語学的分類は、研究対象相互の異同を確定した上で帰納的に生じるものではなく、社会通念や政治情勢をはじめとする言語外の要素により生じ、言語学的記述に先立って存在する。

「言語外の要素」のなかに言語政策も含まれていることは言うまでもない。よって、言語政策が言語学（正確には、言語学者の言語への見方）に与える影響は考慮されて然るべきである。しかし概して、その考察は言語政策の制度的側面を論じるに留まるか、あるいは言語学と言語政策の無関係性を前提としていることが多い（本論文 1.5.1）。本

⁶⁶ ちなみに Ferguson (1983) 自身は、言語学と言語政策が「完全に切り離されて」捉えられる一般的な傾向を批判しているので、注意が必要である。

論文ではこのような現状に対し、「分類」という観点を設定する。言語学的分類をめぐる議論のなかで、政策的分類が参照されたり、反論されたりすることは頻繁に見られる。これらの参照や反論を記述することで言語政策が言語学に与える影響を記述することができる。

本論文では、ポーランドのマイノリティ政策（2005年法令）におけるカシューブ語、シロンスク語、レムコ語の位置づけが、これら3言語の言語学的分類にどのような影響を与えていているかを明らかにする。

1.5.3 目的（2）：言語学的知見を用いた政策的分類の意図の分析

上の目的（1）に対応させるならば、本論文の2番目の目的は「言語学的分類が政策的分類に与える（与えた）影響」となるであろう。しかしこの目的は研究課題として適切ではない。なぜなら政策的分類は、その根拠や分類に至るまでの議論を明らかにしないからである（本論文1.2.4）。よって、言語分類をめぐって言語学者らが展開する議論などが政策的分類にどの程度参照されているかを論証しようと試みても、決定的な根拠に欠ける以上、有意義な目的とはならない。政策的分類はむしろ、背後にある政治主体の意図を明らかにする端緒として捉える方が、社会言語学研究としては有効であろう。以下に、その意図を分析するためのアプローチについて詳述する。

本論文1.2.4で指摘したように、政策的分類は政治主体の利害に応じて制定される。この利害は、所与の政治主体がいわゆる公用語や国家語のステータスを確定するときに顕著に現れる。また、ステータス計画が言語の象徴的使用、実質的使用のいずれに着目するにせよ、選択する権利を有し、選択に権威を与えるのは政治主体である。そのためステータス計画を考察する研究では、「何が選ばれているか」という観点から論じられることが多くなる。しかし「選択」という行為を逆の視点から見れば、「疎外」に相当する行為が行われているということである。このとき、当該の法令文書に書かれていることのみを見ていては、その政策が何を排しているかは判明しない。憲法や法令文書は選択の結果であって、プロセスを開示することを目的としていない。ところが、実際の言語状況を分析するに際して選ばれていない言語（＝疎外されている言語）の存在を知ることは不可欠である。ある言語がステータス計画において述べられないということは、政治主体がその言語を法的に認知していないことを意味するだけでなく、意図的に「ステータスを与えない」という分類を行っている可能性がある。疎外という行為は選択と同程度に、当該の政治主体の言語に対する認識を表明しているのである。

そこで本論文では、政策的分類の意図を分析するに際し、法令内的問題と法令外的問題とを区別する。前者は、法令文書で用いられる概念間の矛盾や、不自然な定義を指す。

一方後者は、法令の外部にある実際の言語状況と法令内の定義との間に見られる不一致を指す。法令文書の中に何らかの矛盾など(法令内的問題)が見出されるとするならば、それは法令外的問題を見出すまでの足がかりとなる。逆に、ある法令外的問題が法令文書のなかでどのように反映されているか(反映されていないのか)という点にも注意を払うべきであろう。あるステータス計画の特性を記述するためには、法令内的問題と法令外的問題が交錯する地点を見出さなくてはならない。

この方法論を採用するにあたっては、言語学的知見が必要とされる。法令内的問題を抽出するだけであれば、言語の専門家でなくとも可能であろう。しかし法令外的問題の記述は(社会)言語学の知識を要することは明らかである。なぜなら、法令外的問題の抽出に際しては「いずれの言語が疎外されているか」という観点が必要であり、そのためには実際の言語状況に対する知識が求められるからである。ステータス計画は概して、言語学者の関心の中心に位置するものではないとされる傾向がある。しかし、言語学的知見を用いて政策的分類の意図を明らかにすることで、当該のステータス計画の性質はより鮮明に現れるだろう。

本論文の研究対象である3言語について言えば、これらはポーランドの政策上、それぞれ異なる位置を占めている。この異なりの背景にはどのような要因や意図があるのかを、言語学的知見を用いて明らかにする。

1.5.4 本論文におけるマイノリティ集団の位置付け

本論文は言語の分類に関心を寄せるものである。しかしながら筆者は、「○○語／○○方言の分類はもっぱら言語学と言語政策に拠る」と主張するわけではなく、言語外の様々な要素が複合的に関連した現象であると考えている⁶⁷。とはいって、「言語外」という表現では意味するところがあまりにも広汎であり、論点が曖昧になることは否めない。そこで、「言語外の様々な要素」のうち、「分類」に焦点を合わせて、言語学と言語政策を抽出した(本論文 1.2.2 および 1.2.3)。

一方で、マイノリティ言語の分類をめぐっては、マイノリティが何かしらの形で自らの主張を展開する場合も多々見られる。言語学的分類にせよ政策的分類にせよ、共通点はその拘束力にあるが、マイノリティの言語に関する主張は、政治的パワーバランスにより、それほど拘束力がない場合もある。しかし後に本論文第2章、第3章で述べるように、ポーランドのマイノリティが組織する政党、団体が言語について明確な主張を

⁶⁷ 言語学は言語の内的構造の記述を行うが、言語学自体が言語に内在しているわけではない。したがって、「言語学」という営為を言語外の諸要素の一つと見なすことは妥当であろう。

持つ場合は多く見られる。それらが言語学的分類や政策的分類に相応の影響を及ぼしている（あるいは、影響を及ぼそうと試みている）場合は、本論文で言及する必要がある。

このタイプの主張は様々に位置付けられる。例えば、マイノリティが自身の言語・文化を振興する団体を通じて、言語の規範化や表記法の整備を目指す活動は、言語学的知見が動員されているという意味では言語学的分類に近い。しかしそのような活動の動機のなかには、自身の言語の法的位置付けが目標として含まれていることもある。この意味では、政策的分類への関与を目指している。すなわち、マイノリティの言語に対する主張・要求は、言語学的分類と政策的分類の境界を横断するものが多いのである。本論文では、マイノリティが運営する地域政党や文化振興団体の活動について、主に以下の箇所で言及している：

1. 各言語の基本情報（本論文 1.4.1、1.4.2、1.4.3）
2. 各言語の研究史（本論文 2.2.3、2.3.3、2.4.3）
3. シロンスク語をめぐる法令外的問題（本論文 3.3.5）

2 言語学的分類

第1章「序論」において、言語を分類する二つの体系について述べた。ひとつは、言語学者間のルールとしての分類（言語学的分類）であり、もうひとつは、政策実行のルールとしての分類（政策的分類）である（本論文 1.2.2, 1.2.3）。本章では前者の分類「言語学的分類」について考察したい。言語学的分類はひとりの研究者もしくはひとつの学派が一元的に決定しているものではなく、提示された分類が他の研究者にも受容され、使用されることで成立している。しかし、研究者らのあいだで言語分類に搖れが見られることは珍しいことではない。本章ではこの「揺れ」をキーワードとして、研究対象の3言語の言語学的分類を概観する。本章で論証するように、言語学的分類の揺れは決して一様なものではなく、言語ごとにその背景が異なっている。

本章は以下に示す五つの節から構成される。

- 2.1 タームの間のヒエラルキー
- 2.2 カシューブ語について
- 2.3 シロンスク語について
- 2.4 レムコ語について
- 2.5 第2章の総括

第1節では、言語学が研究対象を名指す際に用いるターム「言語」と「方言」の間に存在するヒエラルキーについて改めて確認したい。同時に、ポーランド語による近年の研究で用いられるようになってきた「エスノレクト」(Pol. *etnolekt*) というタームについても概説する。第2節から第4節では、カシューブ語、シロンスク語、レムコ語の地理的位置と言語特徴を概観した上で、3言語の研究史をまとめる。これにより、本論文の研究対象が言語学者によりどのように扱われてきたか（分類されてきたか）が明らかとなる。第5節では、第2章全体の総括を行う。

2.1 タームの間のヒエラルキー

2.1.1 「言語」と「方言」

「言語」と「方言」というターム（およびそれらの関係性）は、言語の内的特徴に着目する研究では前提として捉えられる傾向があり、改めて検討されがないまま使用されている傾向がある。しかし、自明のものとして用いられている「言語」と「方言」がどのような関係性にあるかを改めて検討することは非常に重要である。言語学分野における諸々の公理を整理した Bloomfield (1925: 153) は、公理系は研究対象が複雑になるにつれて書き換えられていくものの、このような整理は常に重要であると説く。

[…] 公理系を用いる方法は言語研究を促進するものである。なぜならその方法は我々に対し、当然と考えられるあらゆるものを明確に言明すること、また、いずれの事物が独立して存在するか、いずれが相互に依存しているか定義することを求めるからである。

本論文 1.2.2 で筆者は、Bloomfield が「言語」と「方言」の区分に際して相互理解という曖昧な概念に依拠していることを批判した。しかしながら Bloomfield の研究姿勢、すなわち、諸々のタームや概念を（自明と見なされているものを含めて）確実に位置づけようとする姿勢については賛成する。上の Bloomfield (1925: 153) の指摘を念頭に置きつつ、序論でも参照した Haugen (1966: 923) の指摘を、序論では引用しなかった部分も含め改めて確認したい。

記述的・共時的意味における「言語」は、**单一**の言語学的規範を指すこともでき、関連する諸々の規範の**グループ**を指すこともできる。[…] それに対し「方言」とは、「言語」という一般的な名称のもとに含まれる諸々の規範のうちのひとつを指す。

[…] ふたつのタームは、「言語」は常に上位に、「方言」は下位にあるものとして繰り返し受容される。ふたつのタームが置かれうる文章構造の種類からも、このことは明らかである：「X は Y 語の方言である」もしくは「Y 語には X 方言および Z 方言がある」（例えば、「Y 語は X 方言の言語である」とは決して言えない）。上位タームとしての「言語」は、方言に言及することなく用いられる。しかし「方言」は、他の「方言」やそれらが「所属する」とされる言語が存在することを含意しない限り、意味を持たない⁶⁸。

「言語」と「方言」をめぐる明確なヒエラルキーがここで指摘されている。Haugen (1966: 923) が言うように、両者は互換性のある概念ではない。「言語」というターム、およびそれを用いた「○○語」という呼称は、それ自体が単独で用いることができる。しかし「方言」というタームと「○○方言」という呼称は、たとえ言及されていなくとも、その上位に何かしらの言語が存在することが含意されている。その意味で「方言」は常に「言語」に従属している。「言語」は独立して存在するが、「方言」は「言語」に対して、あるいは他の「方言」に対して依存していると言えよう。

⁶⁸ 強調は原著者による。

一見すると当然のことのように思われる言語と方言の区分は、実は非常に曖昧な合意の上に成立している。というのも、言語にせよ方言にせよ、観察することはできるが定義はできないからである。「ポーランド語」、「日本語」、「英語」などの呼称は一般的にも学術的にもほとんど疑問はなく用いられ、改めて定義されることもないが、それらの呼称が指示示す範疇は実際のところ漠然としている。「〇〇語」と呼ばれる対象を言語学的に定義することはできず、したがって普遍的に通用するような「言語」概念を定義することも不可能である。同様の点は方言にも指摘できる。ところが、言語にせよ方言にせよ、そのものを定義することはできないにも関わらず、両者の間の「上位一下位」という関係性は確立しているのである。この事実に鑑みると、タームおよび呼称の選択は決して表層的な問題ではないことは明らかである。「〇〇語／〇〇方言」という揺れが現しているのは、対象を上位に置くか下位に置くかをめぐる分類の揺れである。本論文序論 1.1 で確認したとおり、分類という行為自体が観察者の主観なしには成立しない。よってタームの選択は、言語の観察者（≒言語学者）が対象をどのように見なしているかの有効な指標となるのである。

2.1.2 「エスノレクト」

「言語」と「方言」というタームおよびそれらを用いた呼称が用いられるとき、研究対象は自動的にヒエラルキーの中に置かれざるを得ない。このような関係性に煩わされず、記号体系としての「言語そのもの」に言及するには、いくつかの手段が考えられる。

ひとつには、ポーランドの言語学者 Zieniukowa (2009: 260) のように、「言語」というタームを「言葉を介した人間の意思疎通手段の総称」として用いる旨を明言するという手段がある。このようにタームの領域を限定しさえすれば、一般的に「方言」と称される対象に「言語」というタームを当てることも可能であろう。

もうひとつの方法としては、「言語」でも「方言」でもない新しいタームを用いるというものが考えられる。「言語」にせよ「方言」にせよ、これらは言語学的タームである以前に、日常的使用のレベルにおいてさえ上位と下位の関係に置かれている。この事実が、「言語」や「方言」が純粋な学術的概念となることを阻んでいる。これらとは異なる新たなタームを導入することで、既存の語に付着するニュアンスを避けることがある程度は可能である。

そこで、ポーランドの言語学研究という文脈で着目したいのが、エスノレクト (Pol. *etnolekt*) という新たなタームである。「エスノレクト」というタームおよびその概念は、特にシロンスク語の言語学的分類を論じる際に無視できない。無論、エスノレク

トもやはり言語学的研究の単位として用いられるものであり、その意味では「言語」や「方言」と同じものである。しかしながらこのタームが比較的近年に用いられ始めたことに鑑み、成立の背景をあらかじめ考察したい。

ポーランド語学のターム辞典として頻繁に参照される Polański (ed. 1999) および Urbańczyk (ed. 1991) はいずれも「エスノレクト」(Pol. *etnolekt*) というタームを収録しておらず、このタームの新しさが認められる。エスノレクトを最初に用いた研究は、管見の限り、Majewicz (1989: 10) である。Majewicz (1989: 10) はエスノレクトを、ポーランド語の他のタームをすべて含むものとして定義している。他のタームとはすなわち、言語 (Pol. *język*)、方言集合体 (Pol. *zespół dialektów*)、方言 (Pol. *dialekt*)、下位方言 (Pol. *gwara*) を指す⁶⁹。Majewicz (1989: 10) の定義には参考資料が付されていないため、この定義が独自のものなのか、他の研究者の研究を参照したものなのかは判然としないが、いずれにせよ、Majewicz (1989: 10) の定義は原則として他のポーランド人研究者も採用している。Misiak (2006: 10–11) は Majewicz (1989: 10) を参照しつつ次のように述べている。

エスノレクトとは、独自性の感覚および自らと他のグループの間に差異の意識を持つ所との民族やグループの言語である。 [...] エスノレクトは非常に広いタームであり、その範疇には下位方言、方言、言語が含まれる。これらのタームそれぞれの領域をめぐる言語学的困難を避けられる点がエスノレクトの長所である。

また Zieniukowa (2009: 260) も、「言語」(Pol. *język*) というタームを「言葉を介绍了した人間の意思疎通手段の総称」と定義した上で、次のようにエスノレクトに言及している。

⁶⁹ ポーランド語学においては、日本語の「方言」に相当するタームが幾つか存在する。もっともよく用いられるものは *dialect* と *gwara* である。両者は同義的に用いられることもあるが、方言学の枠組みでは「*dialect* = 幾つかの *gwara* の集合体」と捉えられることが多い。本文において *gwara* を「下位方言」としているのはそのためである。その他的一般的な違いを挙げるならば、以下の 2 点である：(1) *dialect* は「共通語」(Pol. *język ogólny*) の地域的ヴァリアントを指すために用いられる；(2) *gwara* は「街言葉」(Pol. *gwara miejska*) や「職業言葉」(Pol. *gwara zawodowa*) など、いわゆる社会方言を指すために用いられる。

なお、「共通語」(Pol. *język ogólny*) とは、Urbańczyk (ed. 1991: 135) の定義によれば、「学校、行政、文学、報道を通じて一般化され、あらゆる地域的・社会的ヴァリアントと対立するヴァリアント」、つまり超方言的ヴァリアントとして定義されるものである。これらのタームの関係性についてより詳しくは Polański (ed. 1999: 118, 232)、Sadakane (2014)、Urbańczyk (ed. 1991: 58, 105) を参照。

このような意味での「言語」と同義語であるのは、Alfred Majewicz (1989) によって導入されたターム「エスノレクト」である。

社会言語学全体を概観すると、1980 年代のアメリカ合衆国における社会言語学的研究のなかに、*ethnolect* というタームを用いたものがある⁷⁰。この概念を使用した最初期の研究として Carlock; Wölck (1981) の論文がしばしば引き合いに出される。この研究において Carlock; Wölck (1981) は、移民の英語に観察できる第一言語の影響を総称して *ethnolect* という表現を用いた。無論、この研究が *ethnolect* というタームを初めて用いたものか否かはにわかに断言できないが、いずれにせよ言語学的タームの中でも比較的近年に用いられはじめたものであることは間違いない。以下の Clyne (2000: 86) の定義を参照したい。

ethnolect とはある言語の変種であり、それらの変種は、本来は異なる言語もしくはその特徴的な変種を用いていた話者を、エスニック・グループのメンバーとして特色づける働きを持つ⁷¹。

この定義は原則として最近の研究者にも引き継がれている。例えば、以下に Becker (2014: 44) の定義を引く。

ethnolect というタームは伝統的には、移民集団によって話される主流言語⁷² の変種を言い表すために用いられ、バイリンガリズムから第 2 言語への移行期間に見られる、第 1 言語の深層的影響によって特徴づけられてきた⁷³。

この他、Kostinas (1988)、Hoffman; Walker (2010)、Masthrie (ed. 2001: 441) などにも *ethnolect* の概念が利用されており、いずれも、移住先における移民の言語的特徴もしくは言語習得に関わるタームとして用いられている。英語における *ethnolect* の概念

⁷⁰ 本論文でカタカナを用いて「エスノレクト」と書くときは、特に注意がない限り、ポーランド語の *etnolekt* を指すものとする。

⁷¹ 強調は引用者による。

⁷² ここで言う「主流言語」とは、移民にとってのホスト国において主要に用いられる言語を指す。Becker (2014) の研究では英語がこれに相当する。

⁷³ 強調は引用者による。

が意味するのは、マジョリティ言語内部の「変種」であり、なかでも「移民コミュニティに属する者の言語習得」に焦点を当てた概念である⁷⁴。

ポーランド語の *etnolekt* と英語のターム *ethnolect* とは、造語構成の点で酷似している。また、ポーランド人研究者が英語で執筆する著作や要旨でも、ポーランド語の *etnolekt* に対応するタームとして英語の *ethnolect* というタームが使用されている（例えば Tambor (2014) など）。しかし、ふたつのタームは無関係のものとして扱うほうが適當と思われる。というのも両者は、その指し示すところがまったく異なっているからである。ポーランド語の *etnolekt* は、上記の Majewicz (1989: 10) も定義するように、「言語、方言、下位方言のすべてを含むターム」と定義されている。加えてポーランドの研究者が用いる *etnolekt* は、移民の言語習得に関して用いられていない⁷⁵。すなわちポーランド語の *etnolekt* は、時系列で見ればそれに先立つ英語の *ethnolect* を参照して成立する概念ではなく、それ自体が独立している概念と理解する方が良いだろう。

ポーランドの言語学者による *etnolekt* 使用傾向はそれほど一貫していない部分もあるが、本論文が注目する「言語分類」の観点から見ると、少なくとも次の点は指摘できる (Sadakane 2015)。

1. 時系列的に先立つ英語の *ethnolect* は、言語内的（音声的・文法的）特徴の総称であり、单一言語内部の変種として扱われる。原則としては移民と言語の関連性に軸に置く。
2. 一方でポーランド語の *etnolekt* は、Majewicz (1989: 10) の定義を文字通りに取れば、「言語」と呼ばれている対象と「方言」と呼ばれている対象の双方を含むとされる。
3. しかしポーランドの研究者が *etnolekt* というタームを用いる際、必ずしも Majewicz (1989: 10) の定義に厳密に従っているわけではない。Majewicz の定義が「言語から下位方言までのすべてを含む」ものである以上、ポーランド語や日本語のような言語も定義上は *etnolekt* として扱うことができる⁷⁶。しかし実

⁷⁴ Masthrie (ed. 2001: 441) において *ethnolect* という語は、第 5 章「言語接触」の項目のひとつである「移民コミュニティ」のなかで説明されている。それによると、移民の母語に由来する特徴は通常第 3 世代までで消えてしまうが、中には第 3 世代にあってもエスニシティに起因する特徴が、弁別的に残っている場合があるという。

⁷⁵ 例えば Wicherkiewicz (2000: 182) はミランダ語、ザーターラント・フリジア語、ロマ語などに対して「エスノレクト」を採用しているが、これらの言語使用者が移民ではないことは言うまでもない。

⁷⁶ この点は Majewicz (1989: 10) の定義の問題点として指摘できるであろう。「言語、方言、下位方言のすべてを含む」という定義はあまりに広汎であり、定義として十分に機能しているか

際には、ポーランド語や日本語が *etnolekt* と分類されることはない。少なくとも、国家やそれに準ずるような政治的枠組のなかでマジョリティ言語のステータスを占めているものは、この語では表現されない。

上に挙げるうち、第 3 の点は特に重要である。というのもこの点は、ポーランド語の「エスノレクト」が採用される際に、「研究対象がエスノレクトと呼びうるものか」という選別が行われていることを示しているからである。「言語から下位方言までのすべてを含む」という定義が字義通りに適用されるならば、このような選別が行われるはずはない。本論文では、特にシロンスク語の言語学的分類を分析するに際して、「エスノレクト」というタームは重要な役割を果たしている（本論文 2.3.3）。

2.1.3 言語記述とターム選択の非関連性

以上、「言語」と「方言」の間に見られるヒエラルキーの性質を確認し、ポーランドの学界で比較的近年に用いられ始めた「エスノレクト」(Pol. *etnolekt*) というタームを紹介した。また、ポーランド語の *etnolekt* が実際には、その定義と反し、適用される範囲の選別が行われている事実も指摘した。

ここで一度、本論文の関心に立ち返る。本論文は言語を対象とする研究ではあるが、コーパス（音、文法、語彙）への関心ではなく、言語分類への関心にもとづく研究である。本論文 1.2.1 で記したように、言語学や言語政策以外にも、言語分類に相当する行為は日常的に行われていると言えるが、いずれの分類も、ターム（そしてそれにもとづく呼称）を通じて実現する。よって、「言語」と「方言」はもとより、「エスノレクト」も（あるいは他のタームも）、特定の言語現象を他とは区別しているという意味で、分類に関わっているのである。このような分類は言語内的特徴（コーパス）にもとづいて必然的に決定されるものではなく、あらかじめ決定された枠組であることは糟谷 (1993: 544) などが指摘するとおりである（本論文 1.2.2）。現に、筆者と同様の関心にもとづく諸々の先行研究⁷⁷ の大部分も、コーパスを直接の根拠とはしていない。この事実は、言語分類の問題がコーパスとは独立のものであることを

疑わしい点が多分にある。また、タームそれ自体が「エスニシティ」を想起させるものである (*etno-lekt*) が、言語の区分とエスニシティは必ずしも一致するものではないことは言うまでもない。英語のターム *ethnolect* は、移民の出自（エスニシティ）に焦点を当てる目的としているため、ターム中にエスニシティを想起させる要素 (*ethno-*) が含まれていることは不自然ではない。しかしポーランド語の *etnolekt* の場合は、上に述べた理由から、エスニシティを想起させる要素が含まれているのは不適当である。

⁷⁷ 本論文 1.2.1 で挙げた植田 (2002) や多言語社会研究会〔編〕(1999)、また本論文 1.3.2 で紹介した各研究などがこれに該当する。

示している。「どのような」特徴が「どの程度」異なっていれば言語を分類できるか、明確な基準は言語内（コーパス）には求められないからである（本論文 1.1、1.2.1）。

以上の事実は認めつつも、本論文では研究対象 3 言語（カシューブ語、シロンスク語、レムコ語）の言語的特徴を概説的に記している（本論文 2.2.1、2.3.1、2.4.1）。この記述は一見すると、本論文とは関連が薄いように見えるが、実際にはそうではない。以下の 2 点を示す理由のため、言語的特徴の概説は必要である。

（1）研究対象の存在、言語学的位置付けの説明

言語分類の問題に着目するのであれば、いわゆるマイノリティ言語（方言含む）を対象とするのが相応しい（本論文 1.1）。よって、本論文 1.3.2 で記した基準に従い、カシューブ語、シロンスク語、レムコ語を選出した。しかしこれらの言語は、基本的な情報こそ本論文 1.4 で述べられたものの、その存在や言語学的位置付けが自明と言えるほど周知のものではない⁷⁸。

（2）言語特徴が分類の直接的根拠にならない実例を明示

本論文でこれまでに何度か指摘してきたように、「言語」と「方言」を分類する明確な基準はない。しかし実際の言語記述は、言語分類が明確なものであるという前提にもとづいて行われている。この事実は、言語分類が記述に先立つものであり、あらかじめ決定された外延に記述結果を当てはめていることを意味している。本論文 1.2.2 ではその点を一般的な見地から述べたが、本研究がポーランドという事例を取り上げるものであることに鑑み、実例を示す必要があるだろう。そのためには、言語内的特徴を記述する先行研究がどのようなスタンスを取っているかを確認する。

以上ふたつの理由から、本論文は先行研究の多くとは異なり、言語内的特徴の列挙に一定のスペースを割いている。言うまでもなく、このプロセスはコーパスに関する新事実を発見するためのものではなく、言語内的特徴を記述した先行研究に対して価値判断を下すものでもない。言語分類の基準は言語内に求めることができない以上、言語内的特徴を記述した先行研究の内容を吟味しても、分類の問題は分析できない。

⁷⁸ 例えばスペインのバスク語などは、その存在やステータスはもとより、マジョリティ言語（カスティーリャ語）と系統的に異なることも比較的よく知られている。

筆者が狙うのは、言語内的特徴を記述する諸々の研究を、後の「研究史」（本論文 2.2.2、23.2、2.3.4）によって相対化することである。

2.2 カシューブ語について

2.2.1 カシューブ語の言語的特徴

本項ではカシューブ語の言語的特徴を、カシューブ語と系統的に近いポーランド語との対照を中心に見ていくこととする。なお、カシューブ語の実例は原則として参考資料から直接引用している。

カシューブ語の音論的観点からの特徴として、ポーランド語と比較して母音の数が多い点を挙げることができる (Makûrôt 2016: 18; Stone 1993: 763; Treder 2001: 109)。Treder (2001: 109) によれば、カシューブ語のあらゆるヴァリアントに共通して現れる母音は以下のとおりである。すべての音が、同時に独立の音素である。なお、[ã] *ã* と [õ] *q* のみ鼻母音である。

【表 2-1】カシューブ語の母音⁷⁹

| | | | |
|-----|------------------------|----------------|---------------------------------------|
| [i] | <i>i</i> | [u] | <i>u</i> |
| [e] | <i>é</i> | [o] | <i>ó</i> |
| [ɛ] | <i>e</i> ⁸⁰ | [ɔ] | <i>ô</i> |
| | | [ɔ̃] | <i>o</i> ⁸¹ , [õ] <i>q</i> |
| | [ə] | <i>ë</i> | |
| | [a] | <i>a</i> , [ã] | <i>ã</i> ⁸² |

⁷⁹ 【表 2-1】は、Treder (2001: 109) をもとに筆者が作成した。なお、角括弧で示す記号 ([i]、[e] など) は音声記号を、イタリック体 (*i*、*é* など) は表記を示す。本文にも書くように、【表 2-1】で示す音はすべて独立の音素である。よって、角括弧で示す音声記号をスラッシュに変更したもの (/i/、/e/ など) が音素を示す記号となる。以下の【表 2-2】、【表 2-18】、【表 2-19】でも同じ。

⁸⁰ Treder (2001: 109) では、母音 [ɛ] *e* (ポーランド語の [ɛ] *e* とほぼ同じ音) に対する母音 [e] *é* と [ə] *ë* (カシューブ語に独特の音) の対立を、以下の最小対の例を挙げて示している：

Csb. *jem* [jɛm] 「be 動詞 1 人称単数現在形」 – Csb. *jém* [jɛm] 「私は食べる」 ; Csb. *sek* [sɛk] 「煩わしい人」 – Csb. *sék* [sɛk] 「犬」

⁸¹ Treder (2001: 110) では、母音 [ɔ̃] *o* と [u] *u* (ポーランド語の [ɔ̃] *o*、[u] *u* とほぼ同じ音) に対する母音 [õ] *ó* の対立を、以下の最小対の例を挙げて説明している：Csb. *rok* [rɔ̃k] 「年」 – Csb. *róg* [rɔ̃k] ; Csb. *lut* [lʊt] 「人々」 – Csb. *lód* [lõt] 「氷」

⁸² 鼻母音 [ã] は、資料によっては *ø* と書かれていることがある (Stone 1993 など)。本論文では 1996 年の「カシューブ・ポモージェ連合」の基準に従い、字母 *ã* を用いることとする。

カシューブ語・カシューブ文化の振興団体である「カシューブ・ポモージェ連合」(Csb. *Kaszëbskò-Pòmòrsczé Zrzeszenié*; Pol. *Zrzeszenie Kaszubsko-Pomorskie*) はカシューブ語表記の規範化を積極的に行っており、同団体が 1996 年に定めた規則 (Breza 2001a: 292) は現在のカシューブ語表記の基準となっている。その基準によれば、母音 [u] *u* と [ɔ] *o* は以下の音環境において、それぞれ字母 *ù* と *ø* で表記することもできる。

1. 語頭 (例 : Csb. *ùchò* 「耳」)
2. 子音 [p, b, m, w, f, k, g, ch] の後 (例 : Csb. *wòda* 「水」)

音素 /u/ と /o/ は上のような音配列に置かれる際に音質がやや変化する (円唇化する) ことが指摘されており (Makùrôt 2016: 18; Treder 2001: 110)、それに鑑みた基準であると考えられる。ただし、固有名詞や複合語を中心に例外が見られる (例 : Csb. *Eùgeniusz* 「エウゲニウシュ (個人名)」、*zaùszli* 「大過去の」 (接頭辞 *za-* + *ùszli* 「過去の」) の複合語)。

続いて、子音を以下の表に示す。同じく、すべて独立の音素である。

【表 2-2】カシューブ語の子音⁸³

| | | | | | | | |
|--------------|--------------|---------------|----------------|----------------|----------------|---------------|---------------|
| [p] <i>p</i> | [b] <i>b</i> | [t] <i>t</i> | [d] <i>d</i> | | | [k] <i>k</i> | [g] <i>g</i> |
| | | [ts] <i>c</i> | [dz] <i>dz</i> | [tʃ] <i>cz</i> | [dʒ] <i>dż</i> | | |
| [f] <i>f</i> | [v] <i>w</i> | [s] <i>s</i> | [z] <i>z</i> | [ʃ] <i>sz</i> | [ʒ] <i>ż</i> | | [x] <i>ch</i> |
| [m] <i>m</i> | | [n] <i>n</i> | | | | | |
| | | [ɲ] <i>ń</i> | | | | | |
| | | | | [l] <i>l</i> | | | |
| | | | | | [r] <i>r</i> | [ɾ] <i>rz</i> | |
| [w] <i>ł</i> | | | | | | [j] <i>j</i> | |

歯茎ふるえ音 [r] については、Treder (2001: 116) には記述がないのに対して、Stone (1993: 763) と Makùrôt (2016: 21) ではひとつの音として記述されており、資料によつ

⁸³ 【表 2-2】は、Treder (2001: 116) をもとに筆者が作成した。

て扱われ方に差がある。ポーランド語と対照すると、カシューブ語は子音の硬軟⁸⁴ の対立が [n] *n* – [n̄] *ń* を除いて存在しない (Stone 1993: 763)⁸⁵。また、ポーランド語の歯茎口蓋摩擦音・破擦音の一群 [ɛ, z, tɛ, dz] (正書法上は ś, ž, č, dž と書かれる) はすべて独立の音素であり、歯茎摩擦音・破擦音の一群 [s, z, ts, dz] (正書法上は s, z, c, dz) と対立する。しかしカシューブ語には歯茎口蓋音 [ɛ, z, tɛ, dz] の一群が存在しないため、対立がない。この現象はポーランド方言学では「カシュビエニエ」(Pol. *kaszubienie*) と呼ばれ、カシューブ語の典型的な特徴のひとつとされている。以下の【表 2-3】にはそのような例を示している。なお、問題となる箇所 (表中で太字で示している箇所) の発音は IPA を付し、発音の対照がより明らかになるようにした。

【表 2-3】カシュビエニエの例⁸⁶

| カシューブ語 | ポーランド語 |
|-------------------------------------|-----------------|
| s-cana ⁸⁷ 「壁」 [s] | ś-ciana [ɛ] |
| z-ëma 「冬」 [z] | zi-ma [z] |
| c-otka 「おば」 [ts] | ci-otka [tɛ] |
| se-dz-ec 「座っている」 [dz] | sie-dzi-eć [dz] |

カシューブ語の音体系は概して言えば、母音はポーランド語より複雑であり、子音は単純である。先述のとおり、カシューブ語の母音 [e] é, [o] ó, [ø] ó, [ø] è はすべて独立の音素であり、一方で子音は、ポーランド語の子音体系よりも区別する要素が少ない。

形態論に関わる文法カテゴリーは、カシューブ語とポーランド語とのあいだではほぼ同じである。すなわち、名詞類は性、数、格を区別し、動詞類は人称と数に応じて曲用する。また、複数形において男性人間と非男性人間の区別が存在する点も類似し

⁸⁴ スラヴ語学、バルト語学においては、硬音は非口蓋化音、軟音は口蓋化音の意味で用いられる（亀井他〔編著〕1996: 520）。本論文でもこの意味で用いている。

⁸⁵ ポーランド語では、硬子音（非口蓋化子音）と軟子音（口蓋化子音）が音韻論的に対立している例が多く見られる。両唇音 [p] – [p̄] の最小対を例に挙げる：Pol. *pasek* [pasek] 「ベルト」 – Pol. *piasek* [p̄asek] 「砂地」など。カシューブ語では [p] – [p̄] のような組み合わせは音韻論的な対立ではない。

⁸⁶ 【表 2-3】は、Stone (1993: 763) と Makurót (2016: 13, 30) をもとに筆者が作成した。なお、ポーランド語で対応する語はいずれも意味を同じくするため、ポーランド語の欄では語義は省略している。本論文の他の表でも同様の措置をとっている。

⁸⁷ ハイフンは形態素の切れ目ではなく、言及する特徴の強調のために付している。以下の表でも同様。

ている。一方、ポーランド語との形態論的相違点として、カシューブ語男性名詞の与格形ヴァリエーションを挙げることができる。カシューブ語の当該の形態では、語尾 *-owi* と語尾 *-u* の選択が可能である。

【表 2-4-1】カシューブ語男性名詞の単数与格形 (1)⁸⁸

| | カシューブ語 | ポーランド語 |
|-------|-----------------------------------|----------------|
| 単数主格形 | <i>chłop</i> 「農夫」 | <i>chłop</i> |
| 単数与格形 | <i>chłop-owi</i> , <i>chłop-u</i> | <i>chłop-u</i> |

Stone (1993: 769) によれば、語幹末が軟子音で終わる男性名詞については、さらに語尾 *-ewi* を選択する可能性もあるという⁸⁹。

【表 2-4-2】カシューブ語男性名詞の単数与格形 (2)⁹⁰

| | カシューブ語 | ポーランド語 |
|-------|---|-----------------|
| 単数主格形 | <i>kóni</i> 「馬」 | <i>koń</i> |
| 単数与格形 | <i>kóni-owi</i> , <i>kóni-ewi</i> , <i>kóni-u</i> | <i>koni-owi</i> |

ただし、この語尾の記述については資料間で相当の異同が見られる。Stone (1993: 770) は、語幹末が軟子音である場合は語尾 *-ewi* も選択可能と述べる⁹¹。しかし語尾 *-owi* (*-ewi*) と語尾 *-u* の選択については予測できないと言う。Breza (2001b: 153) では、語尾 *-owi* と *-ewi* の選択基準については Stone (1993: 770) と同じ記述であるが、語尾 *-u* (-*ù*) の選択基準を明示していない⁹²。一方 Makurót (2016: 65) では、語尾 *-owi* と *-u* (-*ù*) のみを認め (つまり、語尾 *-ewi* を *-owi* のヴァリアントとして認め

⁸⁸ 【表 2-4-1】は、Stone (1993: 769) をもとに筆者が作成した。

⁸⁹ ポーランド語の男性名詞の大多数は、語幹末の音の硬軟に関わりなく、単数与格形において語尾 *-owi* をとる (例: Pol. *student* 「学生」(硬子音終わり) – Pol. *student-owi* (単数与格形); Pol. *koń* 「馬」(軟子音終わり) – Pol. *koni-owi* (単数与格形))。語尾 *-u* は語彙的に限られた一部の男性名詞で見られる (Pol. *ojciec* 「父」 – Pol. *ojc-u* (単数与格形) など)。

⁹⁰ 【表 2-4-2】は、Stone (1993: 769) をもとに筆者が作成した。

⁹¹ 【表 2-4-2】の実例が示すように、軟子音終わりの名詞でも *-owi* と *-ewi* の選択が可能である。Stone は二つの語尾 (*-owi* と *-ewi*) の選択は任意的であると述べている (Stone 1993: 770)。

⁹² とはいって、Breza が語尾 *-owi* (-*ewi*) と語尾 *-u* (-*ù*) をあらゆる名詞で選択可能とは考えていないことは確かである。Breza (2001b: 152) が実例として挙げている例では、Csb. *chłop* 「農民」、Csb. *kóni* 「馬」、Csb. *kosz* 「ごみ箱」などに語尾 *-u* を認めているが、Csb. *brzég* 「岸」などには語尾 *-owi* しか認めていない。

ず）、かつ語尾 *-u* (*-ù*) は語彙的に限られているとしている（例：Csb. *Bóg* 「神」 – *Bóg-ù*、Csb. *ójc* 「父」 – *ójc-u* など）。

女性名詞の複数生格形における形態も、ポーランド語とカシューブ語で大きく異なる点のひとつである。カシューブ語の女性名詞は、当該の形態において語尾 *-ów* を取る。ポーランド語では、同じ形態でいわゆるゼロ語尾が現れる。

【表 2-5】カシューブ語女性名詞の複数生格形⁹³

| | カシューブ語 | ポーランド語 |
|-------|-------------------|---------------|
| 単数主格形 | <i>rzék-a</i> 「川」 | <i>rzek-a</i> |
| 複数生格形 | <i>rzék-ów</i> | <i>rzek-φ</i> |

なお、女性名詞の複数生格形の語尾については、カシューブ語でもゼロ語尾が現れると書く資料もある (Stone 1993: 772)。Breza; Treder (1981: 115) では一部の語にのみゼロ語尾の出現を認めているが、Breza (2001b: 155)、Makùrôt (2016: 21) では語尾 *-ów* のみを記述している。

統語論的特徴について言えば、カシューブ語の過去時制の文において「動詞 *miec* 「持つ」 + 受動分詞」という構文が現れる。このとき受動分詞は、動詞 *miec* の目的語と性、数、格が一致する。

【例文 1】

On *mô* *to* *wsëtko* *zrobioné*⁹⁴
 he have-PRS.3.SG that-N.SG.ACC everything-N.SG.ACC do-pass.N.SG.ACC⁹⁵
 彼はすべてをやり終えた。

この構文を Cybulski; Wosiak-Śliwa (2001: 194) は、カシューブ語とドイツ語の言語接触の結果としているが、ポーランド語にも同様の構文が口語レベルでは見られるることは指摘されている (Breza; Treder 1981: 133)。Bartelik (2015: 218) は、「*miec* + 受動分詞」による過去時制の構文が「スラヴ語的な言語変化の結果なのか、カシューブ語

⁹³ 【表 2-5】は Stone (1993: 772) をもとに筆者が作成した。

⁹⁴ 【例文 1】は Stone (1993: 777) より引用した。

⁹⁵ グロスは Leipzig Glossing Rules にもとづく。なお本論文では、解説している事象と直接に関連する語にのみ詳細なグロスを付し、その他の語に対しては最低限のグロスか逐語訳を付すに留めている。【例文 1】において、人称代名詞 *On* (3 人称、男性、単数) に逐語訳のみを付しているのはこのためである。以下の例文でも同様。

とドイツ語の言語接触の結果なのか」を研究課題のひとつとしており、一概には回答できない問題である。

格の用法にもポーランド語とは対照的な点が見られる。カシューブ語の前置詞 *bez* は直後に生格を要求し、「～なしで」の意味を持つ。この用法についてはポーランド語の前置詞 *bez* と同様である。しかしカシューブ語の *bez* は、直後に対格を取り「～を通じて」の意味を持つことがある。

【例文 2】

| | | | | | | |
|------------------|---------------|-----------------|-------------|---------------|-----------|---------------|
| <i>Bez</i> | <i>to</i> | <i>okno</i> | <i>je</i> | <i>widzec</i> | <i>tā</i> | <i>scanā.</i> |
| through | that-N.SG.ACC | window-N.SG.ACC | be-PRS.3.SG | see-INF | that-ACC | wall-ACC |
| その窓を通じて、その壁が見えた。 | | | | | | |

また、ポーランド語のコピュラ文の述語は造格であるが、カシューブ語のコピュラ文では主格も述語となりうる

【例文 3】

| | | | | |
|--------------|-----------------|-------------|-------------|------------------|
| <i>Ten</i> | <i>kaczmôrz</i> | <i>je</i> | <i>mój</i> | <i>brat.</i> |
| that | host | be-PRS.3.SG | my-M.SG.NOM | brother-M.SG.NOM |
| その主人は私の兄／弟だ。 | | | | |

カシューブ語の語彙については、ドイツ語（および低地ドイツ語）との言語接触の影響が指摘されている (Popowska-Taborska 2001: 262; Stone 1993: 790)。また、Knoll (2012: 135–139) によると、カシューブ語語彙のなかでも「家庭生活」、「動植物」、「抽象概念」を表す語彙にドイツ語の影響が特に強い。Stone (1993: 790) および Knoll (2012: 135–139) より幾つか実例を示す。なお、対照のために、筆者によりポーランド語の同義語が付されている。

【表 2-6-1】ドイツ語に由来するカシューブ語語彙の例⁹⁸

| カシューブ語 | ドイツ語 | ポーランド語 |
|-------------------|---------------------|-------------|
| <i>dēnēga</i> 「波」 | <i>Dünung</i> 「うねり」 | <i>fala</i> |

⁹⁶ 【例文 2】は Cybulski; Wosiak-Śliwa (2001: 188) より引用した。

⁹⁷ 【例文 3】は Stone (1993: 782) より引用した。

⁹⁸ 【表 2-6-1】および【表 2-6-2】は Stone (1993: 790) をもとに筆者が作成した。

| | | |
|------------------|--------------|------------------|
| <i>żoka</i> 「靴下」 | <i>Socke</i> | <i>skarpetka</i> |
|------------------|--------------|------------------|

【表 2-6-2】低地ドイツ語に由来するカシューブ語語彙の例

| カシューブ語 | 低地ドイツ語 | ポーランド語 |
|-------------------------------|---------------|--------------------|
| <i>brutka</i> 「花嫁」 | <i>brüt</i> | <i>panna młoda</i> |
| <i>darwac</i> 「～でなくてはならない」 | <i>darven</i> | <i>musieć</i> |

【表 2-7】ドイツ語に由来するカシューブ語語彙の例⁹⁹

| カシューブ語 | ドイツ語 | ポーランド語 |
|---------------------|-----------------|------------------|
| <i>kléd</i> 「ドレス」 | <i>Kleid</i> | <i>sukienka</i> |
| <i>brót</i> 「パン」 | <i>Brot</i> | <i>chleb</i> |
| <i>bùla</i> 「雄牛」 | <i>Bulle</i> | <i>byk</i> |
| <i>bóma</i> 「木」 | <i>Baum</i> | <i>drzewo</i> |
| <i>beszét</i> 「決定」 | <i>Bescheid</i> | <i>decyzja</i> |
| <i>antwort</i> 「解答」 | <i>Antwort</i> | <i>odpowiedź</i> |

一方、色彩や身体の部分の名称などは、ポーランド語と共に通するものが多い。

【表 2-8】色彩、身体部分を示すカシューブ語語彙¹⁰⁰

| カシューブ語 | ポーランド語 |
|-------------------|----------------|
| <i>biöli</i> 「白」 | <i>biały</i> |
| <i>czórni</i> 「黒」 | <i>czarny</i> |
| <i>zeloni</i> 「緑」 | <i>zielony</i> |
| <i>głowa</i> 「頭」 | <i>głowa</i> |
| <i>remiā</i> 「腕」 | <i>ramię</i> |
| <i>sérce</i> 「心臓」 | <i>serce</i> |

⁹⁹ 【表 2-7】は Knoll (2012: 135–139) をもとに筆者が作成した。

¹⁰⁰ 【表 2-8】は Stone (1993: 790) をもとに筆者が作成した。

2.2.2 カシューブ語の研究史

本論文では、1800 年代にカシューブ語を記述した Florian Ceynowa (1817–1881) をカシューブ語研究の嚆矢として、現代までのカシューブ語研究までの流れを概観したい¹⁰¹。その際、研究史上でカシューブ語が言語と扱われてきたか、それとも方言と扱われてきたかという問題、つまりカシューブ語の分類に注目していきたい。

Ceynowa 以前にもカシューブ語を研究した例はいくつか存在する。例えば 1700 年代後半にスラヴ語派の諸言語の対照研究のためにカシューブ語の語彙を記録した著作 (Anton 1783) や、ポメラニア地方のウェバ湖 (Pol. Leba) 周辺のカシューブ語を記述した著作 (Lorek 1821) などがある。しかしこれらの著作は、Ceynowa が後世の研究者に与えた影響と比較すれば、散発的である事実は否めない。Ceynowa がカシューブ語に関する著作を著し始めた 1840 年代は、いわゆる「諸国民の春」¹⁰² に代表されるような民族意識が勃興した時期である。フランスの言語学者 Antoine Meillet (1918: 189) は自著において、19 世紀ヨーロッパの言語的発展の全体的特徴は「国語」(Fre. *langues nationales*) の確立にあると述べ、リトニア語やラトヴィア語、ウクライナ語などの新しい「国民共通語」(Fre. *langues communes nationales*) の誕生に触れている¹⁰³。Ceynowa の一連の研究も、そのような思想的潮流のなかにあると言って良いだろう。さらに、現代のポーランド共和国の言語状況と言語研究に大きな影響を与えていたのは、社会主义体制の崩壊による政治状況の大規模な変化である。社会主义体制下のポーランド（人民共和国）は単一民族国家を標榜していた。ここで言う「民族」とは無論「ポーランド民族」を意味する。このイデオロギーの下では、今日的な意味でのマイノリティ研究を行うことはほとんど不可能であった。現に、人民共和国時代の百科事典や中央統計局発行の資料では、「マイノリティ」という項目を立てていないものも多数存在した

¹⁰¹ Ceynowa はまた、カシューブ文語の形成史上においても先駆者と目されることが多い (Treder 2016: 200)。

¹⁰² 諸国民の春 (Eng. *Spring of Nations*; Fre. *Printemps des peuples*; Ger. *Völkerfrühling*; Pol. *Wiosna Ludów*) とは、フランスの二月革命やドイツの三月革命など、1848 年にヨーロッパで相次いで生じた一連の革命 (1848 年革命) を指す。東ヨーロッパにおいてこの革命は、おもに農民層の民族意識を高揚させたという点で、一定の歴史的意義があるとされている。また、1848 年以前のギリシア独立戦争 (1821 年) や、ポーランドの十一月蜂起 (1830 年) なども、諸国民の春に思想的影響を与えていた (伊東他 [監修] 1993: 247–252)。

¹⁰³ もっとも、Meillet (1918) の全体の論調には矛盾が見られなくもない。Meillet (1918) はその序文において、「学術的思索は、政治的出来事によって引き起こされた問題から離れたところに留まらなくてはならない」(Meillet 1918: 12) と述べている。しかし本文に著したような「国語」の 19 世紀における勃興は間違いなく「政治的出来事」に端を発するものであり、少なくとも Meillet の言う「学術的思索」とは独立に生じた現象である。おそらく Meillet は、19 世紀ヨーロッパにおける諸々の「国語」の誕生を、言語の自然な発展経過と見なし、政治的出来事の所産とは考えていないかったように思われる。

(Rokoszowa 1989: 19–20)。Duda (2006: 109) によれば、マイノリティに関するトピックがメディアなどの場で公に語られ始めたのは 1980 年代の後半からである。Rokoszowa (1989: 23) も、1980 年代後半から『ポリティカ』(Pol. *Polityka*)、『ヴィエンジ』(Pol. *Więź*) などの一般誌がマイノリティ問題に関する記事を掲載し始めたことを指摘している¹⁰⁴。

本節冒頭で述べたように、本論文では Florian Ceynowa (1817–1881) をカシューブ研究の嚆矢と位置づける。Ceynowa は自らのルーツであるカシューブ人の文化や言語を記述するための資料を渉猟し、それらは後のカシューブ語研究のための貴重な資料となった。そのなかには文法研究に関する資料だけでなく、フォークロアなども含まれている。Ceynowa は自身の晩年に、カシューブ語の記述文法『カシューブ・スロヴィンツ語文法概論』(Ceynowa 1879) を著した¹⁰⁵。Ceynowa はカシューブ語の表記を初めて体系的に試みたことでも知られており、最後の著作である『カシューブ・スロヴィンツ語文法概論』では、字母の上部に V 字型の発音区別記号¹⁰⁶ を付することで摩擦音・破擦音の表記を行うことを試みている¹⁰⁷。最終的には、印刷の技術的問題から、ポーランド語正書法で用いる字母 (ś, ż, č) が用いられた (Treder ed. 2006: 195)。

Ceynowa のカシューブ語研究の根幹には、自らの言葉（カシューブ語）に文章語としての使用に耐えうる規範がなく、それを自らの手で構築したいとの考えがあったことが指摘されている。その考えの動機となったのは、カシューブ地域がドイツ語圏に属していることによるゲルマン化への危機感である。Ceynowa はカシューブ人（およびカシューブ語）のゲルマン化を防ぐためにはポーランド人との連携が必要であると考えており、その方法を模索していた (Treder ed. 2006: 37)。しかしながら、革命の勢力が徐々に鎮压されていくにつれて、Ceynowa の狙っていたようなポーランドとの連携はほぼ不可能であることが自明となる¹⁰⁸。結果として Ceynowa は、自らの手でカシ

¹⁰⁴ 冷戦後のマイノリティをめぐる状況はとりわけ法律面では充実してきたが、この好転を冷戦時代の抑圧の反動とばかり見ることはできない。Synak (1998: 7) の指摘にもあるように、マイノリティの活動の活性化は冷戦構造崩壊のような外因にばかり求められるのではなく、マイノリティの内部から自発的に発達してきた側面もある。

¹⁰⁵ スロヴィンツ語 (Pol. *język slowiński*, Eng. *Slovincian language*, Csb. *Slowińsczi jazék*) は、西スラヴ諸語に属する言語。現在のポーランド北部のウェバ湖 (Pol. *Leba*) とガルドノ湖 (Pol. *Gardno*) 周辺の土着の言葉を指しており、現在は死語である (Rzetelsko-Feleszko 2001: 51)。その位置付けをめぐっては、独立の言語と見なす説、カシューブ語の方言と見なす説、ポーランド語の方言と見なす説など、異論が多い。

¹⁰⁶ ここで言う「V 字型の発音区別記号」とは、英語でキャロン、チェコ語でハーチェクと呼ばれるものを指す（例：č, š, ž など）。

¹⁰⁷ Makurót (2016) などの現在の表記方法ではこの方法は採用されておらず、ポーランド語の正書法などで用いられる字母結合 (sz や cz など) が採用されている。

¹⁰⁸ 諸国民の春（1848 年革命）の期間、三国分割期にあったポーランド人の間でも独立回復を目指す運動が展開された。ロシア領内のポーランド人の活動は表面的には平静であったが、プ

ューブ語の文語規範を構築するために著作活動を行った。自身もカシューブ人である歴史学者の Gerard Labuda は、Ceynowa の研究動機を次のように評している (Borzyszkowski 2003: 363)。

Florian Ceynowa は「諸国民の春」における革命の熱狂の後、「ポーランドはもう戻ってこない」と見て取り、自身の言語 [訳注: Pol. *rodzimy język*] とカシューブの文化を救おうと決意し、言語的にまとまりのないカシューブの言葉に文語のステータスを与えることでそれを実現しようとした。カシューブのアイデンティティをこのようにして救おうとしたのです。

Labuda が指摘する Ceynowa の思想には示唆的な部分がある。それは、Ceynowa 自身はカシューブ語の独立性を自明のものと考えていたわけではなく、むしろ独立の言語と「するために」カシューブ語を研究していた点である。先に引用した Treder (ed. 2006: 37) では、「もしポーランド分割がなく、カシューブ地域がポーランドの領土内に留まっていたならば、Ceynowa の考えはこれほどラディカルで実践的なものとはなっていなかつたであろう」と指摘されている。これらの事実は、カシューブ語を独立の言語とみなす考え方は当時の言語研究の主流ではなかつたことを意味している。いずれにせよ、Ceynowa の著作は、当時の常識的な言語分類に異議を唱えるものであったことは間違いない。

Ceynowa よりやや下の世代に属する Hieronim Derdowski (1852–1902) も自らカシューブ人であり、カシューブ語での創作なども行った出版人である。1880 年に出版された小説『ツツクヘ網を買いに行ったチョルリンスキ氏について』(Derdowski 1880) はカシューブ文学の最初期の資料としてしばしば言及されるものである。Derdowski が Ceynowa の業績と思想に影響を受けていることは指摘されている (Treder ed. 2006: 45)。しかし Derdowski のカシューブ語に対する見方は Ceynowa とはやや異なっている。カシューブ語の独立性を意識的に強調した Ceynowa に対して、Derdowski の見方はあくまでもポーランド語の方言であり (Treder 2011: 80–81)、ポーランド語のみを解する読者にカシューブ語を解説しようという意図が強かった。先述の小説 (Derdowski 1880) も、カシューブ語で書かれてはいるものの、巻末にはポーランド語との対訳語彙集が付されており、ポーランド語読者を想定した措置が取られている。

ロイセン領内の活動は直ちに鎮圧され、オーストリア領内（ガリツィア）での活動も、ウクライナ人の台頭により成功しなかった。また 1848 年革命自体も、フランスの六月革命を境に勢いを失つていった（伊東他〔監修〕1993: 247–252）。

Ceynowa や Derdowski は職業として言語学に携わっていたわけではなく、アカデミズムの体制から見れば在野の立場にあったが、1800 年代後半には言語学者のなかにもカシューブ語に関心を示す者が現れ始めた。その端緒はポーランド人言語学者 Jan Nieczysław Baudouin de Courtenay (1845–1929) である。周知のとおり、Baudouin de Courtenay はカザン学派の中心人物として、その学術的関心は多岐に渡っている。したがってカシューブ語研究は彼の業績のなかで決して大きな部分を占めているわけではないが、Baudouin de Courtenay が後世に残した影響に鑑みれば、その存在は無視できない。Baudouin de Courtenay はカシューブ語の独自性には否定的な見解を示しており、自身の論文 (Бодуэн де Куртенэ 1897) ではカシューブ語を、バルト海沿岸のポーランド語方言と見なしている。Baudouin de Courtenay の下で学んだ Kazimierz Nitsch (1874–1958) にもこの見方は基本的に受け継がれている。とはいえ Nitsch は、ポーランド語との相互理解が困難であることを理由に、カシューブ語はもっともポーランド語から隔たった方言であると述べている (Nitsch 1957: 8)。

しかし同時代の言語学者が必ずしも Baudouin de Courtenay や Nitsch と同じ見解を有していたわけではない。ポーランド人言語学者 Stefan Ramułt (1859–1913) や、ドイツ人言語学者 Friedrich Lorentz (1870–1937) はカシューブ語を独立の言語と見なす立場を取っているからである。特に前者の Ramułt は、19 世紀に編纂されたカシューブ語辞典のなかで最大規模の辞典『ポモージェ語、すなわちカシューブ語辞典』 (Ramułt 1893) を著したが、その序文にて「カシューブ人は古代ポモージェ人の子孫以外の何者でもなく、ポモージェとカシューブを同義語として扱うことはまったく正当」であり、「スラヴ語派の一群におけるカシューブ語という立場」 (Ramułt 1893: 10) を明確に打ち出している。Treder (ed. 2006: 218) は Ramułt (1893) について次のように述べている。

辞典のタイトルと序文は、いわゆるカシューブ問題、すなわち感情的・愛国主義的色彩の強い激しい論争を引き起こし、それにより現在に至るまで、ポーランドの言語学界ではカシューブ語のステータスに関して半ば義務的に言及する必要が生じている。

先述の Lorentz もカシューブ語のステータスについて Ramułt の影響を受けており、カシューブ語の分類をめぐって Nitsch との間で論争が行われている (Nitsch 1960a: 236–247)。

ポーランドが三国分割を脱した後の 1929 年、Aleksandr Majkowski (1876–1938)、Jan Trepczyk (1907–1989)、Aleksandr Labuda (1902–1981) らによって「カシューブ人地

域連合」(Csb. *Regionalné Zrzeszenié Kaszébów*; Pol. *Zrzeszenie Regionalne Kaszubów*) が結成された。この組織に属する知識人らは「連合人」(Csb. *Zrzeszeńcy*)と称され、自らの著作などを機関紙『カシューブの連帶』(Csb. *Zrzesz Kaszëbskô*)に投稿した。カシューブ語による著作活動や言語の振興活動が組織的に始まった時期であると言える。なかでも Majkowski は、両大戦間期の「青年カシューブ運動」(Csb. *Towarzëstwò Młodokaszëbów*; Pol. *Towarzystwo Młodokaszubów*) の中心として活動し、カシューブ地域主義の原点を築いたと言える。しかし第 2 次世界大戦の勃発とナチス・ドイツによるポーランド占領により、カシューブ人知識層の運動も壊滅的な打撃を被ることとなった (細田 2001: 87)。

戦後のカシューブ語研究を牽引したのは Zdzisław Stieber (1903–1980) である。Stieber が編集を務めた『カシューブおよび隣接諸方言地図』(Stieber; Popowska-Taborska eds. 1964–1978) は、ポーランド方言学の重要な文献のひとつである。後の『スラヴ諸言語比較文法概論』(Stieber 1979) でもカシューブ語のデータが用いられている。また、Stieber は後述するレムコ語の研究史においても重要な役割を果たしており、スラヴの少数言語を比較言語学的観点から研究した。Stieber の研究はポーランド語方言学の枠組で行われたものであり、この研究姿勢は Hanna Popowska-Taborska (1930–)、Jadwiga Zieniukowa (1932–)、Zuzanna Topolińska (1931–)、Kwiryna Handke (1932–) らに引き継がれている。いずれの研究者も、音論、形態論、語彙論の分野で多くの論文があるが、統語論的研究は比較的少ない。Stieber とほぼ同世代の言語学者に Karol Dejna (1911–2004) や Stanisław Urbańczyk (1909–2001) がいる。いずれも、現在にいたるまでポーランド語方言学の重要な文献を執筆している (Dejna 1973; Urbańczyk 1976)。ただし、両者ともカシューブ語に特化した研究という訳ではなく、ポーランド語諸方言を比較対照する記述のなかで「カシューブ方言」に触れている。

上記の研究者らと共に重要な研究者として挙げられるのが、グダンスク大学に所属した Edward Breza (1932–2017) と Jerzy Treder (1942–2015) である。1975 年に出版された Breza; Treder (1975: 10–11) では、次のように述べられている。

カシューブ方言が標準ポーランド語とは異なる音を多く備えている以上、ポーランド語には無いいくつかの文字が表記に用いられることとなるだろう。しかしそれらの文字はすでに社会で十分に浸透しているので、カシューブ人読者、カシューブ人でない読者を不快にすることはあるまい。 [...] カシューブ方言の表記はポーランド文語に可能な限り近いものでなくてはならない。そのとき、カシューブ人や他のポーランド人、あるいは外国人にとってもっともよく理解されるものとなるだろう。

Breza と Treder がポーランド語正書法との近さを意識していることは引用からも明らかであるが、この考え方の要因を当時の政治体制に単純に求めることはできないものと思われる。本項冒頭で述べたように、人民共和国時代のポーランドではマイノリティの独自性を打ち出すような著作や研究は非常に困難だったことは確かである¹⁰⁹。しかしながら、カシューブとポーランドの関係性をめぐっては、Breza や Treder 以前の時代から議論が分かれていた。つまり、カシューブ語とポーランド語の言語的近似性を強調することは、人民共和国成立以前から存在していたのである。

戦後のカシューブ人の活動としてもっとも重要な意義を持つのは、「カシューブ・ポモージェ連合」(Csb. Kaszëbskò-Pòmòrszé Zrzeszenié; Pol. Zrzeszenie Kaszubsko-Pomorskie) の創設（1956 年）である。戦前に Majkowski らが立ち上げた「カシューブ人地域連合」を思想的に受け継ぐ団体として 2018 年現在でも活動している。また、Bernard Sychta (1907–1982) 編纂による 7 卷の『カシューブ諸方言辞典』(Sychta 1967–1976) は、現在に至るまで最大規模のカシューブ語辞典であり、研究史上の記念碑的著作である。Sychta によるこの辞典 (Sychta 1967–1976) は、独立の「カシューブ語」という立場を打ち出しているわけではない（その意味では、先述の Ramult と Sychta は異なる）。このスタンスが Sychta 独自の考えに拠るものか、人民共和国下という時代背景に要求されたものなのかも、やはり一概に決定はできない。しかし Sychta がポーランドとカシューブの方言的連続性を意識していたことは指摘されている (Treder ed. 2006: 252)。

カシューブに限定せず、ポーランドの人文科学・社会科学全般の潮流に関して言えば、マイノリティについての研究や発言が 1980 年代から徐々に認められるようになり、マイノリティの民族意識をめぐる萌芽的研究も現れ始めた。本項で既に参照した Rokoszowa (1989) をはじめ、カシューブ人を題材に言語と「ネイション」概念の結びつきを論じた Ropa (1987) や、カシューブ語の社会的ステータスを考察した Popowska-Taborska (1988) らの研究は、マイノリティやその言語が社会に占める位置について公に論じられる場が形成されたことを示している。ポーランドにおける言論・研究環境が徐々に変遷した 1980 年代にカシューブ人とカシューブ語がいち早く語ら

¹⁰⁹ Leśniewska; Mazur (2018: 113) は、社会主义時代のポーランドでは「行政と政治の言語、いわゆる「ニュースピーク」(Pol. nowomowa)」が公的空間を独占していた事実を指摘している。そのなかでマイノリティがどのように取り上げられていたかは Majewicz; Wicherkiewicz (1998) に詳しい。また、以下の細田 (2001: 90) の記述も参考になる：「エスニック集団としてのカシューブ人の存在や意識（アイデンティティ）を公的に論じることは、言論統制や検閲によって禁止されるか、旧西独と結託した分離主義として批判されたのである」

れはじめた事実は、ポーランドという政治的枠組におけるカシューブ人（語）の位置付けが問題となりやすいものであったことを示している。

体制転換後のポーランドでは、政治的な言説に対する制約が大幅に弱まり、それまである種の社会的タブーとして扱われてきたマイノリティをめぐるトピックも様々に現れ始めた。Popowska-Taborska とともに Stieber の方言地図作成に参加した Jadwiga Zieniukowa も、社会言語学的観点からカシューブ語のステータスを論じている (Zieniukowa 2009)。Zieniukowa (2009) は、ポーランドが 2005 年に公布したマイノリティに関する法令 (2005 年法令) に言及している。Zieniukowa (2009) が言うステータス (Pol. *status*) は必ずしも言語政策的意味に限定されていないが、方言学的観点からカシューブ語を研究してきた Popowska-Taborska や Zieniukowa らが言語ステータスを正面から論じたことは、カシューブ語への学術的関心が変化しつつあることを示している。カシューブ語を対象とする社会言語学的研究は質、量ともに充実してきている。一方で、1990 年代から現在までの言語記述の分野では、統語論に関するものが徐々に増加している傾向が見られる。その先駆けとなったのは言語学者 Marek Cybulski である。Cybulski の主たる関心は格の用法にある (Cybulski 1992, 1994)。その他、カシューブ語の「*miec + 受動分詞*」の構文を論じた Bartelik (2015) や Nomachi (2006) の研究も挙げられる。また、カシューブ研究において重要な人物や概念を百科事典の形式でまとめた Treder (ed. 2006)、オポレ大学から出版された Breza (ed. 2001) など、概論的著作の充実も指摘できるだろう。

カシューブ人による近年の活動では、書き言葉（いわばカシューブ文語）を確立するための動きが一層活発になってきたように見受けられる。カシューブ語で執筆する現代のカシューブ人著作家のひとりが、文学批評家でもある Jan Drzeżdżon / Jan Drzéjdżón (1937–1992) である。Drzeżdżon は小説『悲しみの顔』(Drzeżdżon 1993) や、ポーランド語による文学批評『悲しみの痕跡——カシューブ地域文学の諸問題より』(Drzeżdżon 1975)などを著し、20 世紀のカシューブ文学の先駆けとなつた¹¹⁰。存命中の人物では、「カシューブ・ポモージェ連合」にも参加している Eugeniusz Gołąbek / Eugeniusz Gołąbk (1949–) によるカシューブ語辞典 (Gołąbek 2005) の編纂が挙げられる。Gołąbek は 1980 年代からカシューブ語による執筆活動を行っており、代表的な著作にカシューブ語訳聖書 (Gołąbek: 1982)¹¹¹ がある。Gołąbek と同じく「カ

¹¹⁰ 1995 年より毎年、Drzeżdżon の名を冠した「Drzeżdżon 記念散文コンクール」がヴェイヘロヴォ (Pol. Wejherowo) で開催されている。

¹¹¹ なお、Gołąbek (1982) はポーランド語聖書のスタンダードである『千年聖書』(Pol. *Biblia Tysiąclecia*) を底本としている。

シユーブ・ポモージェ連合」の機関紙『ポメラニア』(Csb. Pomerania) を中心に活動する Stanisław Janke / Stanisłōw Janke (1956-) もカシューブ語で執筆する著作家のひとりであり、ポーランドの国民的叙事詩である『パン・タデウシュ』(Pol. *Pan Tadeusz*) をカシューブ語に翻訳した (Mickiewicz 2010)。Ceynowa 以来、カシューブの出自を持つ著作家はもっぱら自らの生育地の言葉を文字化しよう試みてきた。しかし、チェコのカシューブ語学者である Vladislav Knoll の指摘によると、Gołabek や Janke をはじめとする『ポメラニア』誌の書き手は、超方言的な文章語の確立を目指している (Knoll 2012: 234)。いずれにせよ、書き言葉としてのカシューブ語の使用は、表記方法などに変遷がありつつも、19世紀以来の伝統が存在する。「ミクロ言語」(Rus. *микроязык*) という概念を提唱するロシア人言語学者の Александр Дмитриевич Дуличенко (1941-) は自身の論文の中で、文語規範が機能していることを理由として、カシューブ語をスラヴ語派のなかのミクロ言語と数えている (Дуличенко 2006; 2009)¹¹²。

このような活動の成果もあり、現在、カシューブ語による執筆や出版活動は歴史上最も肯定的に評価されていると見てよいだろう¹¹³。この現状は、2006年に「カシューブ・ポモージェ連合」で採択された「カシューブ語、カシューブ文化の保護・発展戦略」(Zrzeszenie Kaszubsko-Pomorskie 2006) が一定の成果を挙げた結果と見てよいだろう¹¹⁴。また、2014年にはグダンスク大学に、カシューブ語・カシューブ文化を専門とする学科「カシューブ民族文献学」(Pol. *etnofilologia kaszubska*) が開設された。上記の「戦略」は、「グダンスク大学もしくはその他高等教育機関にカシューブ学専攻 (Pol. *kaszubistyka*) を設置する」(Zrzeszenie Kaszubsko-Pomorskie 2006: 26) ことを目的のひとつとして掲げており、その目的が達せられことになる¹¹⁵。本研究の研究対象であるシロンスク語、レムコ語と比較すると、カシューブ語は組織的活動の規模とその成果がもっとも大きいものと判断して間違いない。

¹¹² Дуличенко (2006: 27) はミクロ言語を、マイノリティ言語（もしくは方言）のなかで規範化の傾向を持ち、文章的・表記的形態が機能しているものと定義している。

¹¹³ 関口 (2005: 318) は以下のように書いている：「社会主義時代のカシューブを知り、この地を今また訪れる者は、黄色と黒のカシューブ旗を目にし、街路名や公共案内板の二言語表記、民俗衣装やカシューブ刺繡、カシューブ音楽などのフォークロアの盛んなアピールに一驚するかもしれない。歴史上こういう光景は一度としてなかったからである」

¹¹⁴ この「戦略」では、カシューブ語の保護・振興のための四つの目標が立てられている：
(1) カシューブ語教育の確立； (2) カシューブ語使用の保護と振興； (3) カシューブ語とカシューブ文化の遺産の保護； (4) 地域内、国内、海外におけるカシューブ語の地位の向上。これらの各目標がさらに細分化されている (Zrzeszenie Kaszubsko-Pomorskie 2006: 26–32)。

¹¹⁵ グダンスク大学「カシューブ民族文献学」専攻の活動内容やスタッフについては Pomierska (2015) に詳しい。

2.2.3 カシューブ語の言語学的分類¹¹⁶

本節の結びとして、カシューブ語の言語学的分類についてまとめたい。はじめに、2.1.2 で見た「エスノレクト」の概念に関して言えば、管見の限り、カシューブ語に対してこのタームを一貫して用いている研究者は見当たらない。今後の論文、著作などを隨時追っていく必要はあるが、後述のシロンスク語に見られるような「エスノレクト」の概念と政策的分類の間の相関性は、カシューブ語については確認できない。カシューブ語の言語学的分類は、原則として「言語」と「方言」の間での揺れであると言える。

前項で見るよう、カシューブ語の言語学的分類は、研究史の最初期にあたる 19 世紀後半から現在に至るまで、常に揺れている状態が続いている。カシューブ語の文語規範を整備し、それによってカシューブ語の独立性を主張しようと試みた Ceynowa から現在に至るまで、カシューブ語の分類は常に議論の的となってきた。しかも、カシューブ語を言語と分類する（あるいは、言語と分類することを試みる）向きは Ceynowa のようなカシューブ語圏出身の知識人だけではない。Ramult や Lorentz らはカシューブ人ではなく、かつ職業として言語学に携わった者でもある。また、ポーランドの体制転換（1989 年）前後に現れ始めたマイノリティ研究のなかに、カシューブ語のステータスをめぐるトピックがいち早く登場してきたことは Popowska-Taborska (1988) や Ropa (1987) らの研究が示すとおりである。したがって、カシューブ語を方言ではなく言語と分類することは、カシューブ人の郷土愛的な精神にもとづくものとばかりは言えない。とはいっても、ポーランド語方言学を通じて見れば、カシューブ語を方言と見なす Baudouin de Courtenay 以来の考え方の方が主流であった。この傾向は Przybylska (2003) など、比較的近年の著作にも見られるものである。ただし、研究者各自がカシューブ語の分類について二者択一の解釈を行っている訳ではない。例えば Comrie; Corbett (eds. 1993) は、スラヴ語派に属する言語それぞれに 1 章を当てているが、その中でカシューブ語は第 13 章を占めている (Stone 1993)。したがって章立てのみを見れば Comrie; Corbett (eds. 1993) はカシューブ語を独立の言語と見なしているということになるが、実際に執筆している Stone (1993: 757) は、「このような [訳注：言語か方言かを決定するような] 言語学的基準は知られて

¹¹⁶ ここで言う「分類」とは、系統のあるいは類型論的な言語分類について述べているのではなく、「言語／方言のいずれに位置付けられているか」という意味で用いている（本論文 1.2.2）。以下、本論文 2.3.3、2.4.3 についても同様。

いないが、いずれにせよ、この問い合わせ純粹に言語学的なものでないことは明らかである」と述べ、言語分類をめぐる問題には踏み込まない姿勢を明らかにしている。

とはいっても全体的には、カシューブ語を独立の言語として扱う研究は時代が下るほどに増えているように思われる。ワルシャワ大学ポーランド語史・方言学研究所が運営するウェブサイト『ポーランド語方言インターネット便覧』(Karaś ed. 2010) では、カシューブ語をポーランド語諸方言のひとつとはせず、独立の項を設けている。また、ポーランドのオポレ大学によるスラヴ諸言語叢書のなかでカシューブ語が独立の 1 冊(Breza ed. 2001) を占めている点にも、カシューブ語の研究対象としての位置づけの変遷が読み取れる¹¹⁷。

しかし現状は、カシューブ語の分類について研究者らの見解が完全に一致しているとも言い難い。ポーランド科学アカデミーに所属する Artur Czesak は、「カシューブ語は方言か、それとも独立の言語か」という非専門家からの問い合わせに対して、PWN 出版のウェブサイトにて次のように回答している (Czesak 2007)。

法的に言えばことは単純です。「ナショナル・マイノリティとエスニック・マイノリティおよび地域言語に関する法令」に〔訳注：カシューブ語が言語であることが〕次のように明記されているからです。 [...] 法令に記されていることは、言語学者、評論家、社会学者、歴史家、政治家、そして多くの一般市民の間でここ 100 年間に行われてきた議論をまったく解決していません。ポーランドの言語学界においていわゆる「カシューブ問題」は閉じられていないように見えます。

同時に Czesak は 2008 年の論文にて、カシューブ語は 2005 年法令によって「言語」と扱われているものの、実際にはこれを方言としている資料はいまだに見受けられると指摘している (Czesak 2008: 197)。

別の例として、Popowska-Taborska (2010) の論文におけるカシューブ語の位置づけを見てみる。Popowska-Taborska は Zieniukowa (2009: 260) に倣い、「言葉を介した人間の意思疎通手段の総称」として「言語」(Pol. *język*) というタームを用いている。それにも関わらず自身の論文では、「形成されつつある文語」(Pol. *powstający język*

¹¹⁷ 同じオポレ大学のシリーズの『ポーランド語』でもカシューブ語の言語学的ステータスについて言及されている (Gajda ed. 2001: 407)。しかし同時に、「ポーランド語の民族的方言」として、ヴィエルコポルスカ、マウォポルスカ、マゾフシェの諸方言と並置して記述されている (Gajda ed. 2001: 413–414)。

literacki) という表現を用いて、文語と言い切ることを保留している¹¹⁸。その意味で Popowska-Taborska (2010) の認識は、カシューブ語を「(文語規範が機能している) ミクロ言語」とみなす Дуличенко (2006; 2009) の認識と異なりを見せている。

カシューブ語の言語学的分類を以下にまとめる。

1. カシューブ語の言語学的分類は、研究史の最初期（19世紀後半）からすでに不一致の傾向が見られる。
2. 研究者自身のバックグラウンド（出自、教育程度）は、「言語」を支持する立場と「方言」を支持する立場との決定にはそれほど影響していない。ただし、ポーランド語方言学の中核を担ってきたポーランド人研究者（Jan Nieczysław Baudouin de Courtenay (1845–1929)、Kazimierz Nitsch (1874–1958)、Stanisław Urbańczyk (1909–2001)、Karol Dejna (1911–2004) ら）は、19世紀後半以来の議論にも関わらず、「方言」という立場をほぼ自動的に踏襲している。つまり、研究者のバックグラウンドと立場の決定が一致する傾向が見られる。この傾向は近年では変化を被っていると言えよう。方言学の立場からカシューブ語を研究してきた Popowska-Taborska や Zieniukowa がカシューブ語のステータスについて積極的に言及していることからも、その変化がうかがえる（本論文 2.2.3）。
3. 体制転換後のポーランドでは、ポーランド語とは別の言語という意味で「カシューブ語」に言及する資料が増えてきている。ただしそれらの資料でも、カシューブ語の言語としての独立性に何らかの言及はなされている。

2.3 シロンスク語について

2.3.1 シロンスク語の言語的特徴

本項ではシロンスク語の特徴を、ポーランド語との対照を中心に見ていくこととする。シロンスク語の実例は主に Tambor (2008b) およびワルシャワ大学『ポーランド方言インターネット便覧』(Karaś ed. 2010) 内の Winiarska (2010) から採っている。

シロンスク語の母音体系の特徴は、古ポーランド語 (Pol. *język staropolski*) の長母音と短母音の対立（例：*a - ā* の対立）の痕跡が残っている点である¹¹⁹。このような長母

¹¹⁸ これとほぼ同義で、「形作られつつあるカシューブ文語」(Pol. *formującą się język literacki*) という表現も用いられている (Popowska-Taborska 2010: 55, 57)。

¹¹⁹ Klemensiewicz (2009: 100) によれば、ポーランド語の母音の長短の対立は 12 世紀終わり頃までは保持されていた。標準ポーランド語ではこの対立は音声的には残っていないが、かつての長母音 *ō の位置で字母 ó [u] が用いられるなど、正書法にその違いが反映されている。

音に由来する音は、ポーランド語の諸方言に特に残っているとされている (Urbańczyk 1976: 17)。長母音に由来し、かつ現代の諸方言に観察される音をポーランド語学では「傾斜した母音」(Pol. *samogłoska pochylona*) と呼ぶ。調音位置が概して口腔内の上部へ移動するからであるが、「傾斜した」という表現はあくまで語源に鑑みた慣用的なものであり、実際の音声学的現れ方はヴァリエーションが多い。「傾斜した母音」は独立の音素ではなく他の音素の異音である。シロンスク語の母音は、この「傾斜した母音」の存在により、異音が比較的多い。よって、次の表【2-9】ではまず音素のみを抽出し、後に異音をまとめることとする。

【表 2-9】シロンスク語の母音¹²⁰

| | | |
|-----|-----|-----|
| /i/ | /y/ | /u/ |
| /e/ | | /o/ |
| | /a/ | |

Tambor (2008b: 142) をもとに、上の【表 2-9】を補足する。各音素の異音をまとめると、次のようになる。

1. 音素 /e/…異音 [e, é, e^y, y^e, y, i]
 [é] : [e] の調音点がやや上がった母音
 [e^y] と [y^e] : [e] と [y] の中間で発音される母音
2. 音素 /a/…異音 [a, á, a^o, o, ó, o^u]
 [á] : [a] の調音点がやや上がった母音
 [a^o] : [a] と [o] の中間で発音される母音
3. 音素 /o/…異音 [o, ó, o^u]
 [ó] : [o] の調音点がやや上がった母音
 [o^u] : [o] と [u] の中間で発音される母音
4. 音素 /u/…異音 [u, o^u]

音素 /e/ を例に取ると、本来的な母音（主要ヴァリアント）は [e] であり、他の音はすべて、長母音 *ē に由来する「傾斜した母音」である。「傾斜した母音」の現れ方は話者によって隔たりが大きい (Tambor 2008b: 122–123)。シロンスク語に関する著

¹²⁰ 【表 2-9】は、Tambor (2008b: 142) をもとに筆者が作成した。

作や資料のなかでも、「傾斜した母音」の諸々のヴァリアントはすべて é、á、ó の字母でまとめられていることが多い。本論文で主に参照する資料 (Tambor 2008b, 2014; Urbańczyk 1976; Winiarska 2010) でも、音声以外の特徴を解説する場合は é、á、ó のみで「傾斜した母音」を示している。

鼻母音は、子音の前で口母音のヴァリアントとして現れることがあるものの、独立の音素としての機能は担っていない (Tambor 2008b: 137)。子音体系に関しては、シロンスク語とポーランド語との間に大きな差異はないと指摘されている (Tambor 2008b: 145)。実際に Tambor (2008b) 以外の資料でも、シロンスク語の子音体系を図式的に示しているものはない。本論文で参照する資料に依拠する限り、「ポーランド語では区別されないがシロンスク語では区別される要素」はないと判断できるであろう。

ポーランド語の諸方言を分ける特徴のひとつに「マズジェニエ」(Pol. *mazurzenie*) がある。ポーランド語における後部歯茎摩擦音の一群 [ʃ, ʒ, tʃ, dʒ] がすべて歯茎摩擦音の一群 [s, z, ts, dz] で現れる現象である。マズジェニエはマゾフシェ方言とマウォポルスカ方言の全域に特徴的なものであるが、シロンスク方言圏では北部でのみこの特徴が現れる (Rothstein 1993: 756)。「北部」とは Winiarska (2010) によれば、オポレ (Pol. *Opole*)、クルチボルク (Pol. *Kluczbork*)、ニエモドリン (Pol. *Niemodlin*) 一帯を指す。マズジェニエは、シロンスクとマウォポルスカの境界地域にも観察できる (Winiarska 2010)。

【表 2-10】シロンスク語（北部）のマズジェニエの例¹²¹

| シロンスク語（北部） | ポーランド語 |
|-----------------------|-----------------|
| <i>s-yja</i> 「首」 | <i>sz-yja</i> |
| <i>lep-s-e</i> 「より良い」 | <i>lep-sz-e</i> |

またシロンスク語の語彙の中には、両唇音 [w] *t* がしばしば欠落して発音されるものがある (Tambor 2008b: 147)。

【表 2-11】シロンスク語における両唇音の欠落¹²²

| シロンスク語 | ポーランド語 |
|------------------|----------------|
| <i>chop</i> 「農民」 | <i>ch-t-op</i> |

¹²¹ 【表 2-10】は Winiarska (2010) をもとに筆者が作成した。

¹²² 【表 2-11】は Tambor (2008b: 147) をもとに筆者が作成した。

| | |
|-------------------|-------------------------------|
| <i>gupi</i> 「愚かな」 | <i>g-t-upi</i> ¹²³ |
|-------------------|-------------------------------|

子音の欠落によって語彙化された例もある。例えばポーランド語の *tłusty* 「脂っこい」は、シロンスク語では [w] *t* が脱落して *tusty* となる。この語の中性形は *tuste* となるが、*tuste* の語は「肉片を混ぜたラード」の意味にもなる (Tambor 2008b: 148)。

続いて、形態論的特徴の解説を行う。単数主格で語尾 *-a* を持つ女性名詞¹²⁴ の単数対格において語尾 *-a* が現れる点が、ポーランド語と大きく異なる点のひとつである (Tambor 2008b: 156)。

【表 2-12】シロンスク語女性名詞単数対格¹²⁵

| | シロンスク語 | ポーランド語 |
|-------|----------------------|-----------------|
| 単数主格形 | <i>rodzin-a</i> 「家族」 | <i>rodzin-a</i> |
| 単数対格形 | <i>rodzin-a</i> | <i>rodzin-e</i> |

また、ポーランド語の男性無生名詞は単数生格で語尾 *-a* / *-u* の選択が語彙的に決定されるが、シロンスク語はポーランド語に比して、語尾 *-a* の現れる語彙が多い (Tambor 2008b: 157)。

【表 2-13-1】単数生格で語尾 *-a* を選択するシロンスク語男性名詞 (1)¹²⁶

| | シロンスク語 | ポーランド語 |
|-------|------------------|----------------|
| 単数主格形 | <i>śnieg</i> 「雪」 | <i>śnieg</i> |
| 単数生格形 | <i>śnieg-a</i> | <i>śnieg-u</i> |

¹²³ どのような音的環境下で子音 [w] が欠落するかについて、Tambor (2008b) には説明がない。ただし、定式化自体が不可能である可能性はある。Tambor (2008b: 147) には、両唇音 [w] *t* が欠落した語の一覧があるが、これらの例を見る限り、両唇音 [w] *t* は様々な環境で欠落している。参考までに一部を示す：Szl. *wedug* (Pol. *według*) 「～によると」、Szl. *guwnie* (Pol. *głównie*) 「主に」、Szl. *używaem* (Pol. *używalem*) 「彼は用いた」など。母音を V、子音を C とすると、両唇音 [w] *t* は C-[w]-V、V-[w]-C、V-[w]-V という環境で欠落する。唯一、C-[w]-C の連続のみ見当たらないが、これは C-C-C という音配列自体が稀である点に起因するものと思われる。

¹²⁴ 単数主格で語尾 *-a* を持つ語彙は大多数が女性名詞である。しかし例外的に男性名詞も存在する。これらの男性名詞も、語形変化の上では【表 2-12】の特徴を共有する。例：Szl. *kolega* 「同僚」、Szl. *tata* 「お父さん」

¹²⁵ 【表 2-12】は Tambor (2008b: 156) をもとに筆者が作成した。

¹²⁶ 【表 2-13-1】および【2-13-2】は Tambor (2008b: 157) をもとに筆者が作成した。

【表 2-13-2】 単数生格で語尾 *-a* を選択するシロンスク語男性名詞 (2)

| | シロンスク語 | ポーランド語 |
|-------|-------------------|-----------------|
| 単数主格形 | <i>dyszcz</i> 「雨」 | <i>deszcz</i> |
| 単数生格形 | <i>dyszcz-a</i> | <i>deszcz-u</i> |

動詞の形態論的特徴としては、動詞の「過去時制・1人称」の形態における [x] *ch* 音の出現が挙げられる。この形態はスラヴ祖語の過去時制のひとつであるアオリストの残滓である (Winiarska 2010)¹²⁷。

【表 2-14-1】 シロンスク語動詞過去時制の [x] 音 (1)¹²⁸

| | シロンスク語 <i>robić</i> 「行う」 | ポーランド語 <i>robić</i> 「行う」 |
|---------|---|-------------------------------|
| 1 人称・単数 | <i>robile-ch, robila-ch</i> 「私は行った」 | <i>robile-m, robil-am</i> |
| 1 人称・複数 | <i>robili-chmy, robily-chmy</i> 「我々は行った」 | <i>robili-śmy, robily-śmy</i> |

【表 2-14-2】 シロンスク語動詞過去時制の [x] 音 (2)

| | シロンスク語 <i>być</i> (be 動詞) | ポーランド語 <i>być</i> (be 動詞) |
|---------|--|------------------------------|
| 1 人称・単数 | <i>byle-ch, byla-ch</i> 「私はいた」 | <i>byle-m, byl-am</i> |
| 1 人称・複数 | <i>byli-chmy, byly-chmy</i> 「我々はいた」 | <i>byli-śmy, byly-śmy</i> |

統語論的特徴について言えば、一部の前置詞の用いられ方がドイツ語との言語接触の結果、ポーランド語と異なっている (Tambor 2014: 152)。ポーランド語では「道具、手段」を表すために名詞の造格形を用いるが、シロンスク語では同じ表現において「前置詞 *z* + 造格」という表現を取り（ドイツ語の前置詞 *mit* の影響）。ポーラン

¹²⁷ スラヴ祖語のアオリストについてより詳しくは Schenker (1993: 98–101) を参照。

¹²⁸ 【表 2-14-1】および【表 2-14-2】は Winiarska (2010) をもとに筆者が作成した。

ト語の前置詞 *z* が造格を伴う場合、「～と共に」という意味をあらわし、道具、手段を表さない。

【例文 4】

*jechać z tramwajem.*¹²⁹
ride with tramway-M.SG.INS

トラムに乗っていく。

所有を表現するために、シロンスク語では「前置詞 *od* + 生格」という表現をする。Tambor (2014: 153) によると、この現象はドイツ語の前置詞 *von* の影響である。

【例文 5】

*czwiter od Ewy.*¹³⁰
sweater from Ewa-F.SG.GEN
エヴァのセーター

シロンスク語の語彙には、ドイツ語からの借用が一定数見られることが指摘されている¹³¹。以下に、Winiarska (2010) より実例を示す。なお、対照のため、筆者によりポーランド語の同義語が付されている。

【表 2-15-1】ドイツ語に由来するシロンスク語語彙 (1)¹³²

| シロンスク語 | ドイツ語 | ポーランド語 |
|------------------------|------------------|----------------------|
| <i>bryle</i> 「眼鏡」 | <i>Brille</i> | <i>okulary</i> |
| <i>auslynder</i> 「外国人」 | <i>Ausländer</i> | <i>obcokrajowiec</i> |
| <i>cigaretta</i> 「煙草」 | <i>Zigarette</i> | <i>papieros</i> |

¹²⁹ 【例文 4】は Tambor (2014: 152) より引用した。

¹³⁰ 【例文 5】は Tambor (2014: 153) より引用した。なお、ポーランド語の前置詞 *od* がこの文脈で使われる場合、「エヴァから送られた」など、出所を示す意味となる。

¹³¹ とはいって、シロンスク語の語彙のなかでドイツ語に由来するものは徐々に減少傾向にあるという。Tambor (2008b: 195) によると、シロンスク語を書き取ったテクストなどを含めても、ドイツ語に由来する語は約 18%、個人の発話に限って言えば、ドイツ語由来の語はほとんど観察されないという。

¹³² 【表 2-15-1】は Winiarska (2010) をもとに筆者が作成した。

また、Tambor (2014: 145) の挙げている例の中には、ドイツ語に由来する語幹にスラヴ系言語の接尾辞と語尾を付した動詞が見られる。同じく、筆者によりポーランド語の同義語が付されている。

【表 2-15-2】ドイツ語に由来するシロンスク語語彙 (2)¹³³

| シロンスク語 | ドイツ語 | ポーランド語 |
|-------------------------|-----------------|------------------|
| <i>bajsn-ónć</i> 「噛む」 | <i>beißen</i> | <i>gryźć</i> |
| <i>sztryk-owac</i> 「編む」 | <i>stricken</i> | — ¹³⁴ |

前者の *bajsnónć* は *-ónć* (ポーランド語では *-ać*) が、後者の *sztrykować* は *-owac* が付されていることが分かる。

同じく造語論的観点からは、接頭辞の選択においてポーランド語との違いが見られるものがある。

【表 2-16】ポーランド語と異なる接頭辞を選択するシロンスク語語彙¹³⁵

| シロンスク語 | ポーランド語 | 意味 |
|--------------------|-------------------|-----------------------|
| <i>po-jeść</i> | <i>z-jeść</i> | 食べてしまう |
| <i>nade-spać</i> | <i>ode-spać</i> | 眠って疲れを取る |
| <i>po-glupiały</i> | <i>o-głupiały</i> | ほんやりした ¹³⁶ |

また、人称代名詞の *oni* 「彼ら」が、ポーランド語の *pan / pani* 「貴方／貴女」およびその複数として用いられることがある。Urbańczyk (1976: 62) はこれをドイツ語の影響としている。

【例文 6】

Oni *byli* *wczoraj* *u* *nás?*¹³⁷

¹³³ 【表 2-15-2】は Tambor (2014: 145) をもとに筆者が作成した。

¹³⁴ 「編む」を意味するポーランド語は “*robić na drutach*” であるが、管見の限り「編む」を 1 語で表すようなポーランド語の表現は見当たらない。

¹³⁵ 【表 2-16】は Winiarska (2010) をもとに筆者が作成した。

¹³⁶ なお、ポーランド語で接頭辞 *po-* を付した動詞 *pojeść* は「少し食べる」という意味になる。*nadespać* と *poglupiały* については、少なくとも Bańko (ed. 2000) には掲載されていないため、ポーランド語で標準的に使用される語ではないと思われる。

¹³⁷ 【例文 6】は Urbańczyk (1976: 62) より引用した。

you be-PST.3.PL.M-PERS¹³⁸ yesterday at we-GEN
あなた（方）は昨日、うちにいらしたのですか？¹³⁹

2.3.2 シロンスク語の研究史

前節のカシューブ語の研究史を論じるに先立ち、いわゆる「諸国民の春」が研究史上の契機となっていることを指摘した。「諸国民の春」はシロンスクにおけるナショナリズムの高揚と展開を考察する上でも、やはり重要な出来事である。Kamusella (2007) も、シロンスクにおけるナショナリズムを考察する起点を 1848 年に置いている。この時代のシロンスク出身の代表的知識人のひとりとして、Wojciech Korfanty (1873–1939) の名前が挙げられる。Korfanty は現在のポーランドのシェミヤノヴィツェ・シロンスキエ (Pol. Siemianowice Śląskie) に生まれ、ベルリン大学とヴロツワフ大学にてドイツ語による高等教育を受けた後の 1901 年、Roman Dmowski (1864–1939)¹⁴⁰ や Zygmunt Balicki (1858–1916)¹⁴¹ らが参加していたポーランド民族主義団体「民族連盟」(Pol. Liga Narodowa) に加わり、シロンスクにおけるポーランド・ナショナリズムの運動を牽引した¹⁴²。また、Korfanty より時代が遡るが、Józef Szafranek (1807–1874) もこの時代を代表するシロンスクの知識人として Popiołek (1986: 17) によりその名が挙げられている。プロイセン王国の議員でもあった Szafranek は「諸国民の春」に際して、上シロンスクではポーランド語とドイツ語が同等に扱われるべきであり、行政と教育の場でポーランド語が使用されるべきであると主張した。

¹³⁸ M-PERS のグロスは「男性人間形」(Eng. *masculine personal*) を表す。

¹³⁹ Urbańczyk (1976: 62) はこの文に対応するポーランド語の表現を「貴方は昨日うちにいらしたのですか？」("Pan był wczoraj u nas?") としている。しかしシロンスク語の人称代名詞 *oni* を用いる際、この語だけでは数と性が明らかにならない。よって上の文の主語は以下の可能性があり得る：(1) 男性単数；(2) 女性単数；(3) 男性のみの複数；(4) 男女混合の複数；(5) 彼ら。

なお、シロンスク語では複数形において男性人間と非男性人間の対立があるため、「女性のみの複数」はこの場合はあり得ない。動詞の形が *byli* (男性人間形) だからである。本項では Urbańczyk (1976: 62) にしたがい、ポーランド語の *pan* (男性単数) の用法で訳すこととした。

¹⁴⁰ Roman Dmowski (1864–1939) はポーランドの政治家、政治評論家。1888 年より「ポーランド青年同盟」(Pol. Związek Młodzieży Polskiej) の会員。1893 年に「民族連盟」(Pol. Liga Narodowa) を立ち上げた。ポモージェや上シロンスクがポーランド国家に包含されるべきであるという主張を唱え、Korfanty にも大きな影響を与えた (伊東他 [監修] 1993: 329–330; Wojnowski ed. 2001–2005 [tom 7]: 220–221)。

¹⁴¹ Zygmunt Balicki (1858–1916) はポーランドの社会学者、政治家。ペテルブルク大学在学中からポーランドの民族主義団体に参加し、1887 年に「ポーランド青年連盟」の会員。1893 年に Dmowski らと共に「民族 97 連盟」を立ち上げ、同会のシロンスク支部を立ち上げた (Wojnowski ed. 2001–2005 [tom 3]: 139)。

¹⁴² Korfanty の生涯と活動については Kamusella (2007: 191–193) および Wojnowski (ed. 2001–2005 [tom 14]: 386) を参照。

19世紀のポーランドおよびシロンスクの思想的潮流から見れば、Korfanty や Szafranek らの活動は重要な意味を持つ。しかし言語問題の観点から見ると、Korfanty や Szafranek の果たした役割をカシューブにおける Ceynowa の役割と同等に考えることはできない。Korfanty と Szafranek、および同時代のシロンスクの知識人にとってのナショナリズムとはあくまでポーランド・ナショナリズムなのであり、その目的のために、シロンスクにおけるポーランド語使用の拡大を狙いとしていた (Kamusella 2007: 64; Popiółek 1986: 17–18)¹⁴³。すなわち、ドイツ語がいわば対抗軸として存在していたのであり、現代のシロンスク語のステータスをめぐる議論に見られるような「シロンスク語 対 ポーランド語」という構造は見いだせない。活動の初期からカシューブ語独自の表記を試み、文語規範の確立を狙いとした Ceynowa とはこの点で大きな違いが見られる。

言語学的観点からのシロンスク語研究の嚆矢をいずれの研究者に求めるかは困難な問題であるが、1930年代に著された方言学の資料 (Galas 1938; Nitsch 1939) では、「シロンスク方言」として研究対象となっている。第2次世界大戦以前に教育を受けた方言学の泰斗（例：Aleksandr Brückner (1856–1939)、Kazimierz Nitsch (1874–1958)、Zdzisław Stieber (1903–2004)、Karol Dejna (1911–2004)）はいずれも「シロンスク方言」の独自性をそれほど（あるいはまったく）強調していない。例えば Dejna (1973: 261) は自身の著作のなかで、ポーランド語諸方言の関係性について、マウォポルスカ・ヴィエルコポルスカ・シロンスクの諸方言は全体的に類似しており、マゾフシェ・ポモージェの諸方言と対立するものとしている。研究史の初期から分類に異論のあったカシューブ語とは大きく異なる点である。

戦後のシロンスク語研究の重要な達成のひとつに Alfred Zaręba による方言地図の作成がある (Zaręba 1969)。Stieber や Dejna も査読者としてこの言語地図に参加している¹⁴⁴。シロンスク語のテキスト化は戦前にすでに行われており、1920年代にはポーランド語の諸方言のひとつという位置づけで、Nitsch (1960b [1929]) により文字化されている。先述の Zaręba も、方言地図の出版に先立ちシロンスク語のテキストをまと

¹⁴³ シロンスクおよびシロンスク人の独立を求める政治運動そのものは、両大戦間期のドイツで活動した「上シロンスク人連合」(Pol. Związek Górnosłązaków) や、同時期にオーストリア=ハンガリー帝国で結成された「シロンスク人民党」(Pol. Śląska Partia Ludowa) などの政治結社に見られるように、19世紀にさかのぼることができる。しかしこれらの団体の活動は当時の社会主義運動をはじめとする政治的文脈に置かれるものであり、言語問題が中心的に論じられていたとは言い難い。

¹⁴⁴ この方言地図の作成にはチェコスロヴァキア側のシロンスクも調査対象に含まれており、当時カレル大学に所属していた言語学者 Bohuslav Havránek (1893–1978) がチェコスロヴァキア側の調査に協力している (Zaręba 1969: 8)。

めている (Zaręba ed. 1961)。また、Stanisław Bąk (1900–1981) と Stanisław Rospond (1906–1982) の編纂によるシロンスク語辞典¹⁴⁵ の存在も重要である (Bąk; Rospond 1962)。とはいっても、これらのテキストや辞典は方言学の要請から執筆されたものであり、シロンスク語の文語規範の確立の動きと取ることはできない。

シロンスク語の研究史において大きな転換が生じたのは 1990 年代である。その嚆矢とも言えるのが Władysław Lubaś (1932–2014) である。Lubaś は 1998 年に執筆した論文で、「シロンスク方言はシロンスク文語へと昇格するか」という問い合わせを立て、シロンスクの言語意識を観察するために論文や新聞記事を概観している (Lubaś 1998)。Lubaś はこの後もシロンスク語を社会言語学的に考察した論文を発表しており、その主だったものは Lubaś (2014: 315–363) に加筆された形でまとめられている。Lubaś (1998) と同じ 1998 年に発表された研究に Skudrzykowa; Urban (1998) の論文がある。著者らは論文の導入部で、「シロンスクの方言は本来の形式を比較的保っており、あらゆる社会階層が用いる言語としてのステータスを保持している」(Skudrzykowa; Urban 1998: 176) と述べる。この引用から、著者らは方言 (Pol. *gwara*) という語を用いてはいるものの、独立の「シロンスク語」の存在を主張していることは明白である。この論文では、シロンスクで生育した人間と、他の地方からやってきた人間とを対象としたアンケート調査の結果が示されている。最終的に Skudrzykowa と Urban は、シロンスク土着の言葉がシロンスク人と非シロンスク人を分かつ心理的な指標となっていると指摘し、その言語状況は「意識的バイリンガリズム」(Pol. *świadadomy bilingwizm*) であると結論づけている (Skudrzykowa; Urban 1998: 180)。バイリンガリズム (Pol. *bilingwizm*) や 2 言語併用 (Pol. *dwujęzyczność*) という語は、ポーランド語学では伝統的に「所与の社会集団における異なる 2 言語の使用」(Urbańczyk ed. 1991: 72) と定義されているため、著者らがシロンスク語の言語的な「独立性」を主張していることはこの点からも明らかである。

1990 年代のシロンスク語をめぐる言語学者の見解を語る上で、タームと呼称の変遷も観察することができる。Siuciak (2012: 33) が指摘するところによると、1990 年代のはじめ頃から「シロンスク方言」(Pol. *dialekt śląski / gwara śląska*) という「価値を落とす」呼称を避け、「シロンスク言葉」(Pol. *mowa śląska / Szl. śląsko godka*) という呼称を用いる傾向が一部で強まったという。以下に Siuciak (2012: 33) を、前後の文脈を含め引用する。

¹⁴⁵ 語釈はポーランド語である。本文では「シロンスク語の辞典」と書いているが、この辞典は方言辞典の一種であり、方言学研究者や学生の要請に応えるための書籍と位置付けられる。

固定化された学術的タームを避けるアプローチは、シロンスクでは新しい現象ではない。実質的には早くも 1990 年代のはじめ、エスニック・グループとしてのシロンスク人の威信を高める最初の試みが現れたとき、価値を落とす形式化である「シロンスク方言」(Pol. *dialekt śląski / gwara śląska*) といった表現が否定されながら「言語」概念のイデオロギー化へと至ったのである。一部の学術的出版物における表現にもこの現象は見て取れる。それらの出版物では方言学の伝統的なタームは避けられ、公のディスクールにおいて中立的な「言葉」〔訳注：Pol. *mowa*〕や「エスノレクト」〔訳注：Pol. *etnolekt*〕という表現が代わりに現れる。一方で紙媒体のメディアやインターネットでは、様々な意味で強調された「シロンスク語」〔訳注：Pol. *język śląski*〕¹⁴⁶ という形式に加えて、「シロンスク言葉」〔訳注：Pol. *mowa śląska / Szl. śląsko godka*〕という表現も機能している。

この場合の「価値を落とす」とは言うまでもなく、「言語」(Pol. *język*) との関係性が念頭に置かれている。「言語」の下位区分であるタームをシロンスク語に対して採用することは、取りも直さず、シロンスク語が「言語」に至らない「劣った」言葉であることを含意しうるからである。よってエスニック・グループとしてのステータスを求める潮流のなかで「方言」というタームを避ける傾向が生まれてくるのはごく自然なことである。

とはいっても、ポーランド語の「言葉」(Pol. *mowa*) や「エスノレクト」(Pol. *etnolekt*) が公のディスクール、すなわち言語学者以外の人間も加わる言説で「中立的」に用いられているかは検討の余地があるだろう。*mowa*「言葉」は日常的にも、言語学的著作にも用いられるタームであるが、いわゆる「文語」を示す時には用いられない傾向がある¹⁴⁷。さらに *etnolekt* の場合は、言語研究上のテクニカル・タームの機能が強く、「公のディスクール」に定着した語とは言い難い。定着していないゆえに「中立的」タームとして機能しうるとも言えるが、後に本論文 2.3.3 で述べるように、研究者の

¹⁴⁶ 引用文中における「シロンスク語」(Pol. *język śląski*) とは、ポーランド語とは別の言語としての「シロンスク語」を意味する。本論文においても同様の表現を用いているが、本論文における「○○語」という呼称は、言語と方言とで分類の分かれるものも含めて一様に適用しているため、引用文中における「シロンスク語」とはまったく意味が異なる（本論文 1.3.1）。

¹⁴⁷ ポーランド語において「文語（文章語）」を表す呼称は *język literacki* が一般的である。男性名詞 *język*「言語」に、形容詞 *literacki*「文章の、文学の」を付したものである。一方、本文にも記したように、ポーランド語の *mowa*「言葉」は言語学的レベルでも日常的レベルでも用いられる語である。しかし概して「書き言葉」に関わる文脈で用いされることはない。よって上の *język literacki* を *mowa literacka* と置き換えることは通常はできない。*mowa* は *język* の一部分を特に示すニュアンスが強いと言えよう (Sadakane 2014)。

「中立性のアピール」として機能している面が存在する。*mowa* 「言葉」や *etnolekt* 「エスノレクト」が、「言語／方言」という既存のヒエラルキーから距離を置いたタームであることは間違いないものの、「中立的」に用いられているか否かはまた別の問題なのである。

近年のシロンスク語研究のなかにも、方言学的関心にもとづくものも確かに存在する。例えは 2000 年代に出版された方言辞典 (Wyderka ed. 2000–2012) や、シロンスク語の動詞形態論におけるドイツ語の影響を論じたものがある (Obara 2013)。しかし全体として見れば、シロンスク語を対象とする研究は 1990 年代から大きな変化を見せた。それまでもっぱら方言学の分野で言語的な特徴について行われてきた研究が、社会言語学および隣接の社会科学の分野へと拡大し、言語のステータスを問う議論へと変化したのである。このような潮流を端的に代表しているのが、Jolanta Tambor (1958–) や Tomasz Kamusella (1967–) といった、シロンスク出身の知識人層である。とはいっても、その議論は言語学者をはじめとする研究者から発せられたものと言うより、Siuciak (2013: 33) が指摘するように、エスニック・グループとしての「シロンスク人意識」の高まりから派生してきた問題が知識人層へと波及している面が強い。

シロンスク語の表記法の整備は、カシューブ語や後述のレムコ語と比較して始まったのが遅く、それほど発展していない。そのなかで、「プロ・ロクエラ・シレジアナ」(Pol. *Pro Loquela Silesiana*) はシロンスク語の表記法整備に注力する団体である。2007 年に創設されたプロ・ロクエラ・シレジアナは、発足以来一貫してシロンスク語のコーパスに関わる問題に取り組んでおり、独自の表記法によるシロンスク語書籍の出版活動なども行っている¹⁴⁸。プロ・ロクエラ・シレジアナが提唱する「基本アルファベット」(Szl. *Ślabikóżzowy szrajbōnek*) はシロンスク語表記のスタンダードとなりつつある。シロンスク語版ウィキペディア (Wikipedyjo. Swobodno yncyklopedia 2018) はプロ・ロクエラ・シレジアナの提唱する表記法を用いて執筆されており、2018 年 3 月現在、シロンスク語版ウィキペディアには 6915 の記事が掲載されている¹⁴⁹。同時

¹⁴⁸ 新しいものでは、Kallus (ed. 2016) によるポーランド語・シロンスク語対訳辞典が挙げられる。シロンスク語教科書としては Syniawa (2010) がある。

¹⁴⁹ なお、シロンスク語の表記には先述の「基本アルファベット」だけではなく、いくつかの試論が存在する。そのうちのひとつが、Marek Szotysek による出版活動である (Szotysek 2008; 2011)。Szotysek はシロンスクの言語、文化を振興するための著作活動を行っており、1999 年にその功績に対してコルファンティ賞が授与された。「コルファンティ賞」とは、カトヴィツェに拠点をおく公的益団体「上シロンスク連合」(Pol. *Związek Górnosłaski*) が毎年開催しているもので、シロンスクの文化振興に貢献した人物を表彰するものである。これまでの受賞者のなかには、シロンスク 3 部作で知られる映画監督の Kazimierz Kutz、言語学者 Jan Miodek などの名前がある。

に、シロンスク語はポーランドのマイノリティ政策のなかで地域言語のステータスを占めるべきであるという主張も強く押し出している。このような主張はもちろん政治的側面が強いが、本論文 3.3.5 で後述する「シロンスク自治運動」(Pol. *Ruch Autonomii Śląska*) などの団体と比較すると、プロ・ロクエラ・シレジアナはコーパスに注力した上で「シロンスク語」の存在を主張している¹⁵⁰。

2.3.3 シロンスク語の言語学的分類

言語のステータスを問うことは、言うまでもなく、言語分類に疑惑を呈すことを意味する。シロンスク語の研究史を見る限り、このような疑惑が生じ始めたのは決して古いことではなく、カシューブ語の言語分類と比較して新しい。1990 年代から観察されるこのような議論は、どのような発端を持つにせよ、シロンスク人のアイデンティティをめぐる思想的潮流の中に位置することは間違いない¹⁵¹。

2008 年に行われた学術会議「シロンスク言葉 —— いまだ方言か、それともすでに言語か」の議事録 (Tambor ed. 2008) のなかに、シロンスク語の言語分類についての議論がいくつか収録されている。特に興味深いのは、本論文すでに言及した Kamusella と Lubaś の、シロンスク語の位置づけをめぐる意見のやり取りである。Kamusella はこの会議において、「シロンスク語は言語か？ 社会言語学的見解」(Kamusella 2008) と題する発表を行っている。Kamusella は、相互理解ができるにも関わらず別の言語と扱われている例（スウェーデン語とノルウェー語、セルビア語とクロアチア語、ブルガリア語とマケドニア語）をいくつか挙げた後、言語の本質的部分

¹⁵⁰ 本論文 1.4.2 で述べたとおり、シロンスクは現在の一国家内に収まる領域ではなく、現在のポーランド、チェコ、ドイツに跨る歴史的領域である。しかしシロンスク自治運動やプロ・ロクエラ・シレジアナの活動を概観すると、チェコやドイツに拠点を置く政党、組織との連携は見られない。よってこれらの団体の活動は、シロンスクの歴史性・独自性の主張というよりも、現在のポーランドという政治的枠組において自らの立ち位置を表明する運動と捉えるほうが正確であろう。連携という意味では、後の 3.3.6 で述べる国際政党「欧洲自由同盟」(Eng. European Free Alliance) におけるシロンスク自治運動の参加などのほうが重要である。なお 2018 年現在、欧洲自由同盟にフルメンバーとして参加する政党のなかで、シロンスク地域主義を標榜する政党はシロンスク自治運動のみである。欧洲自由同盟のフルメンバーなかで、ドイツの政党は四つ、チェコの政党は一つあるが、いずれもシロンスクとは関連がない。

¹⁵¹ とはいっても、シロンスク問題における言語問題の発端を具体的に特定するのは困難であるように思われる。というのも、「(1) シロンスク語の独立性を主張する意見は長らく潜在的に存在しており、それが 1990 年代以降に顕在化した」と解釈することもできるが、「(2) シロンスク人のエスニック・グループとしてのステータスを確立する動きの中で派生的に言語について言及されるようになった」とも取れるからである。筆者としては、シロンスク語の独立性を主張する思想的な流れが文献資料によって裏付けられない以上、(2) の説を支持したい。いずれにせよ本論文にとっては、シロンスク語の分類をめぐる議論の新しさが確認できれば十分である。

ではなく言語外の現実や表記体系によって言語と方言の区分が決定されると言う (Kamusella 2008: 136)。ポーランドの場合は、国勢調査などの結果がシロンスク人の帰属意識を示しているにも関わらず、マイノリティ政策の一環である 2005 年法令はシロンスク語に対して言及していない。結論として Kamusella (2008: 137) は次のように述べる。

以上の考察からは明白に以下の結論が導かれる。つまり、シロンスクの言葉を言語と認めないことは政治的決定なのであり、言語学的研究にもとづくものではないのである。

これに対して反論を唱えるのが Lubaś (2008) である。Lubaś はブルガリア語とマケドニア語の区分は政治的なものだと主張する Kamusella に対して、両言語の間には少なくとも 7、数え方によつては 16 の差異が存在すると述べる。すなわち、言語学的分類の観点から Kamusella の意見を否定している。しかし Lubaś の反論は的が外れている。実例として列挙された諸言語（スウェーデン語とノルウェー語など）の言語学的な特性を Kamusella がどの程度理解しているかは不明であるが、現実として、言語学的に記述される特性が近似していても異なる「言語」と扱われる例は枚挙に暇がない。ブルガリア語とマケドニア語の音声的・文法的特徴を根拠とする Lubaś の反論は、そのような特徴がなぜ言語を区分するに足る特徴なのかを説明していないため、単なる循環論法にすぎない。

しかし一方で、Kamusella の主張も到底支持できるものではない。先述のように Kamusella は「言語と方言の区分は言語学的根拠ではなく、言語外の現実が決定する」と述べている。仮にそうであるとすれば、「シロンスク語を独立の言語と認めず、方言のひとつと扱う」というポーランド政府の方針は妥当なものだということになる。政治という「言語外の事実」によって言語区分が決められているからである。ところが Kamusella は結論において、「シロンスク語を言語と認めないことは政治的決定の結果で、言語学的研究にもとづいていない」と述べ、ポーランドの言語政策を批判している。言語外の事実が言語の区分を決定することを認めているにも関わらず、言語政策（言語外の事実）がシロンスク語の区分を決定していることを批判するのでは、論理が破綻している。

シロンスク語に限らず、言語分類をめぐる議論は往々にして、論理性が省みられているとは思われない様相を呈することがある。先述の Kamusella と Lubaś の議論はその最たるものであろう。両者がそれぞれに根拠としているものが恣意的に抽出されていることは明白である。Kamusella の場合は「シロンスク語」、Lubaś の場合は

「シロンスク方言」というそれぞれの結論が先にあり、それを裏付けるために「根拠」を提示していることの証左である。

次に、シロンスク語がエスノレクト (Pol. *etnolekt*) というタームで扱われているか否かを見ていきたい。「シロンスク・エスノレクト」(Pol. *etnolekt śląski*) という表現は、シロンスク語が言語政策上のいかなるステータスを占めるべきかを問う論文、発言などに見られ、先に引用した Siuciak (2012: 33) の発言を裏付けている。また Siuciak 自身も、シロンスク語そのものについて言及する際は「シロンスク・エスノレクト」という表現を用いている。Tambor (2008a) はシロンスク語のステータスをめぐる議論に際して言語学的伝統に則るのは意味がないと述べた上で、「シロンスク・エスノレクト」(Pol. *etnolekt śląski*) はカシューブ語と同じように、地域言語という政策的ステータスを付与されるべきであると結論づけている¹⁵²。また Myśliwiec (2013) は、シロンスクのアイデンティティを選択する人間の数の多さや、国際標準化機構 (ISO) がシロンスク語に対して言語コード *szl* を割り当てている事実を根拠として、「シロンスク・エスノレクト」の立法的認可が必要であるとの見解を示している。

上の Tambor (2008a) や Myśliwiec (2013) の論考は、現状の観察にもとづくものというより、筆者らの政治的意見の表明という性格が強い。一方で Czesak (2008) の論文は現状を記述する姿勢がより鮮明である。Czesak (2008) では「上シロンスク・エスノレクト」(Pol. *etnolekt górnośląski*) という表現が用いられている¹⁵³。Czesak はまず、「上シロンスク・エスノレクト」がスラヴのミクロ言語¹⁵⁴ のなかでどのように位置づけられるかを研究課題として挙げる (Czesak 2008: 197)。その上で、マイノリティ言語が使用される領域をいくつか抽出し、シロンスク語がそのうちのいずれで用いられているかを、音韻論における弁別素性の表をモデルにリスト化している (Czesak 2008: 202)。

¹⁵² とはいって、その主張は矛盾している部分がある。例えば Tambor (2008b: 116) は、現代の国家においては立法的措置こそが言語のステータスを決定するため、これを論ずる際に方言学を参照するのは無意味であると述べる。しかし同時に、シロンスク語がある種の言語学的独自性を持っていることは、方言学の泰斗である Karol Dejna も認めるとあると述べ、Dejna (1973) を実際に引用している (Tambor 2008a: 119)。つまり、「無意味である」と自ら判断するものによって自身の主張の権威付けを行おうとしているのである。

¹⁵³ Czesak (2008) は「上シロンスク・エスノレクト」と対比させる形でポドハレ方言を研究対象としており、それを「ポドハレ・エスノレクト」(Pol. *etnolekt podhalański*) と称している。もつとも、ポドハレ方言は言語分類の観点からは「方言」のカテゴリーで比較的安定しているものであることは、本論文 1.3.2 で指摘したとおりである。

¹⁵⁴ Czesak が用いている「ミクロ言語」の定義は、ロシアの Дуличенко が提唱する *микроязык* に拠るものである。*микроязык* についてより詳しくは Дуличенко (2006) を参照。

以上の比較対照からも明らかのように、「エスノレクト」(Pol. *etnolekt*) というタームをシロンスク語に対して用いる研究者であっても、その研究姿勢は様々である。しかし共通している点もある。これらの論考においては、「エスノレクト」という概念の持つ広義性が利用されていることである。仮に「シロンスク方言」という既存の方言学的な表現を用いれば、「シロンスク方言は地域言語のステータスを得るべき」との主張や、「シロンスク方言はミクロ言語としてどのように機能しているか」という設問は不自然なものとなる。言語と方言のあいだに存在するヒエラルキーの関係性により、「方言」というターム（およびそれを含む呼称）を用いた時点で、それが「言語」であるか否かを問うことは矛盾を孕むからである。「エスノレクト」の概念に付随するある種の利便性は他の研究者の発言からも明らかである。言語学者 Włodzimierz Gruszczyński は、ポーランドのラジオ局 TOK.FM のインタビューにおいてシロンスク語の呼称について問われた際、次のように回答している (Gruszczyński 2013)。

最も適当なのは、エスノレクトという学術的タームを用いることでしょう。このタームは、ある民族集団に特徴的な意思疎通の方法という意味を持ちます。言語か、方言か、下位方言か、ヒエラルキー化を行わないのです。

Gruszczyński (2013) の上の発言は、本論文 2.1.2 で参照した Misiak (2006: 11) の指摘（「タームそれぞれの領域をめぐる言語学的困難を避けられる」）と重複する部分がある。したがって「シロンスク・エスノレクト」という呼称は、「シロンスク方言」と明確な対立関係にあるわけではなく、むしろシロンスク語を研究対象として中立に扱う（中立性をアピールする）姿勢の現れと見るほうが正確である。

基本的には、シロンスク語の言語学的分類は現在でも「方言」のまま変わっていないと言える。確かに、前節で概観するように、シロンスク語が「言語」か「方言」かをめぐる議論は盛んになってきているように見える。また本節では、それらの議論に言語学者をはじめとする研究者らが参加し、積極的に発言していることを確認した。しかしこれらの議論は言語学（方言学）外の状況の変化から生じていることは、先の Siuciak (2012: 33) の引用などからも読み取れるであろう。シロンスク語をめぐる状況の変化については後の 3.3.5 でも再び指摘するが、いずれにせよ、シロンスク語に対する方言学的見解そのものが変質しているとは言えない。

シロンスク語の言語学的分類について以下にまとめる。

- 方言学的には「シロンスク方言」と見なす向きが一般的であり、この潮流が現在まで主流である。
- シロンスク語の分類をめぐる議論が顕在化したのは比較的新しく、1990 年代以降のことである。この議論には言語学者はじめ研究者も加わっているため、一見すると言語学的分類が変化しはじめているように見えるが、実際は言語外の政治的状況の変化と緊密に連動しており、言語学的分類の変化とまでは言い切れない。
- シロンスク語を研究対象とする近年の論文においては、「エスノレクト」というタームを敢えて用いる研究が目立つ。その意味では、シロンスク語を対象とする研究では「言語」と「方言」のヒエラルキー性がより鮮明に現れており、Siuciak (2013) のように、その点を直接に指摘する研究者もいる。

2.4 レムコ語について

2.4.1 レムコ語の言語的特徴

本項ではレムコ語の特徴を概説する。本論文 2.2 で見たカシューブ語、および 2.3 で見たシロンスク語は西スラヴ諸語に属していた。これらに対してレムコ語は比較言語学的には東スラヴ諸語に属し、ウクライナ語の方言と見なす立場があるほど、系統的にはウクライナ語に近い。したがって本項では、主にウクライナ語との対照からレムコ語の特徴を明らかにしていきたい。レムコ語を対照とした初めての包括的な記述文法書 (Фонтаньскій; Хомяк 2000) にはこの言語の特徴がよくまとめられている。本論文でも主に Фонтаньскій; Хомяк (2000) を参照し、補足的に他の資料を用いる。

レムコ語の言語特徴を示すのに先立って、本論文で用いる翻字法について説明する。レムコ語はキリル文字を用いて表記されるが、本論文では音対応などがより明確になるよう、ラテン文字による翻字を併記している。本論文 1.4.3 で示したように、系統的観点から見てレムコ語はウクライナ語に非常に近く、キリル文字を用いるという共通点もある。よってレムコ語の翻字は、基本的にはウクライナ語翻字表 (Shevelov 1993: 953) を用いて行うことができる。ただし、レムコ語における母音字 *ы* と硬音記号 *ѣ* はウクライナ語正書法では使用されないものである。筆者は本論文において、*ы/i* (*i* に横線を付した記号)、*ѣ/”* (アポストロフを 2 重にした記号) をそれぞれに採用している。まとめると、以下のような翻字表となる。

【表 2-17】 レムコ語の翻字表¹⁵⁵

| 字母 | 翻字 | 字母 | 翻字 | 字母 | 翻字 | 字母 | 翻字 |
|-----|----|-----|------------------|-----|----|-----|------------------|
| A a | a | З з | z | O o | o | Ч ч | č |
| Б б | b | І і | i | П п | p | Ш ш | š |
| В в | v | И и | y | Р р | r | Щ щ | šč |
| Г г | h | Ы ы | ї ¹⁵⁶ | С с | s | Ю ю | ju |
| І і | g | Ї ї | j | Т т | t | Я я | ja |
| Д д | d | К к | k | Ү ү | u | Б б | , |
| Е е | e | Л л | l | Ф ф | f | З з | ” ¹⁵⁷ |
| Є є | je | М м | m | Х х | x | | |
| Ж ж | ž | Н н | n | Ц ц | c | | |

レムコ語の母音体系は、字母 *ы* によって表される音素以外は、基本的にはウクライナ語と大きな差はない。Фонтанський; Хомяк (2000: 19) をもとにレムコ語の母音をまとめると次のようになる。すべて独立の音素である。

【表 2-18】 レムコ語の母音¹⁵⁸

| | | | |
|-----------|--|--|-----------|
| [i] i / i | | | [u] y / u |
|-----------|--|--|-----------|

¹⁵⁵ 【表 2-17】は、ウクライナ語翻字表 (Shevelov 1993: 593) に、本文で述べるような工夫を加えたものである。

¹⁵⁶ 字母 *ы* はウクライナ語正書法では用いられないが、ロシア語などの正書法では母音字として用いられ、多くの場合 *y* と翻字される (例 : Rus. *быть* / byt')。しかしレムコ語字母 *ы* に翻字 *y* をあてると問題が生じる。ウクライナ語翻字法では、*y* は字母 *u* の翻字のために用いられるからである。したがって、ウクライナ語翻字法とロシア語などのそれを単純に折衷すると、レムコ語の字母 *ы* と *u* がどちらも *y* と翻字されることとなる。記号 *ї* (i に横線を付した記号) の導入は、この重複を避けるために行っている。資料によっては、レムコ語字母 *u* と *ы* に同じ翻字 *y* を当てているものもある (例 : Misiak (2006: 93) など) が、本論文では誤解のないよう、敢えて異なる翻字法を採用した。なお、レムコ語の字母 *ы* に対して記号 *і* を当てることは、音声学的事実を考慮しての措置である。レムコ語の字母 *ы* は独立の音素であり、中・後舌の半狭母音として実現される (Фонтанський; Хомяк 2000: 19)。国際音声記号 (IPA) の一覧では、中・後舌の半狭母音に正確に対応する記号はないが、Rieger (1995: 12) の指摘に拠れば、レムコ語の *ы* はロシア語の [i] *ы* に近い。したがたって本論文では、レムコ語の字母 *ы* に対して、その音声を [i]、翻字を *ї* と表記しても問題ないと判断した。

¹⁵⁷ 硬音記号 *з* もウクライナ語の正書法では用いられない。この記号を翻字するにあたり、本論文ではロシア語の翻字法に倣い、2 重のアポストロフ (") を用いた (例 : Lem. *звіхати* / z"ixaty 「(乗物で) 降りる」と Rus. *съехаться* / s'exat' 「降りる」)。

¹⁵⁸ 【表 2-18】は Фонтанський; Хомяк (2000: 19) をもとに筆者が作成した。なお【表 2-18】では、国際音声記号 (IPA) に準じた音声表記を各括弧 [] のなかに入れ、その右にレムコ語表記 (キリル文字) を斜体字で、スラッシュの右に翻字を記している。【表 2-19】も同様。

| | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | [i] ы / i | |
| [e] e / e | | | [o] o / o |
| | [a] a / a | | |

音素 /i/ の異音として [y] がある。「硬子音+音素 /i/」という配列のときのみ、音素 /i/ が [y]¹⁵⁹ として実現される（例：Lem. листопад /lystopad 「11月」¹⁶⁰）。ただし、母音 [i] も硬子音の後に現れる場合があるため、完全な相補分布をなしているわけではない（例：Lem. звісаму / z'ixamu 「（乗り物を）降りる」）。

続いて、レムコ語の子音を示す。同じく、すべて独立の音素である。

【表 2-19】 レムコ語の子音¹⁶¹

| | | | | |
|--|---------------------------|------------------------------|---------------|------------|
| [p] n / p | [t] m / t | [ts] u / c | [tʃ] ү / č | [k] κ / k |
| [b] ɔ / b | [d] ɔ / d | [dz] ɔз / dz | [dʒ] ɔжc / dž | [g] r / g |
| [p ^j] n' / p' ¹⁶² | [t'] m' / t' | [ts ^j] ү' / c' | | |
| [b ^j] ɔ' / b' | [d'] ɔ' / d' | [dz ^j] ɔз' / dz' | | |
| [f] ф / f | | [s] c / s | [ʃ] uu / š | [x] x / ch |
| [v] ε / v | | [z] ɔ / z | [ʒ] жc / ž | [h] ε / h |
| [v ^j] ε' / v' | | [s ^j] c' / s' | | |
| | | [z ^j] ɔз' / z' | | |
| [m] м / m | [n] н / n | [j] ѹ / j | | |
| [m ^j] м' / m' | [n ^j] н' / n' | | | |
| | [l] л / l | | | |
| | [l ^j] л' / l' | | | |
| | [r] р / r | | | |
| | [r ^j] р' / r' | | | |

¹⁵⁹ [y] は前舌母音を示し、[i] と [e] の中間で調音される母音である。

¹⁶⁰ レムコ語の例語と例文を表示するに際しては、レムコ語表記（キリル文字）をまず示し、スラッシュの右に翻字と語義の和訳を付している。IPA にもとづく音声表記は、特に注意がない限り付していない。

¹⁶¹ 【表 2-19】は、Фонтанський; Хомяк (2000: 29) をもとに筆者が作成した。

¹⁶² [p^j] n'/p' をはじめとする軟子音（口蓋化子音）の表記は大きく分けて次のとおりである：
 (1) 軟音記号 ь を付した表記 (nb) ; (2) いわゆる軟母音字を伴う表記 (ня など)。

表記上はアポストロフが直接付されることは無いが、【表 2-19】では上の(1)と(2)を代表させて n' などのように示している。

有声子音音素は語末において無声子音として発音される。したがって、先に例語として挙げた *листопад* /lystopad/ も、音声的には [lystopad] と実現される¹⁶³。ウクライナ語では原則として、有声子音は語末でも有声性を保つ (Shevelov 1993: 951)。有声音・無聲音のペアではないタイプの異音については フォンタンスキイ; ホミヤク (2000: 22–29) に比較的詳細に記述されているため、これをもとに以下にまとめる。

1. 音素 /v/ が [i] を除く母音の直前にくる場合、両唇音 [w] で現れる。表記上は *ε/v* と書かれる（例：*вода* /voda/ [woda] 「水」¹⁶⁴）
2. 音素 /l/ が以下のいずれかの条件に一致する場合、両唇音 [w] で現れる。
 - ① 音素 /l/ が [y] と [e] を除く母音の直前にくる場合。表記上は *л/l* と書かれる（例：*чело* /čelo/ [tʃewo] 「額」）。
 - ② 音素 /l/ が語末、もしくは「母音+/-l/+子音」の配列となる場合。表記上は *л/l* と書かれる（例：*читал* /čitawl/ [čitaw] 「彼は読んでいた」¹⁶⁵、*малпа* /malpa/ [mawpa] 「猿」）。
3. 音素 /f/ が母音 [i] の直前にくる場合、唇歯音 [f] で現れる。ただし、語彙的に限られている。表記上は *ɸ/f* と書かれる（例：*фіялка* /fijalka/ [ɸawka] 「スミレ」）。
4. 音素 /n/ が子音 [k] の直前にくる場合、鼻音 [ŋ] で現れる。ただし、語彙的に限られており、かつ随意的なヴァリアントである。表記上は *н/n* と書かれる（例：*санка* /sanka/ [sanka], *саŋка* [saŋka] 「橇」）。
5. 音素 /x/ が母音 [i] もしくは [e] の直前にくる場合、軟口蓋音 [χ̪] で現れる。表記上は *x/ch* と書かれる（例：*хіснувати* /chisnuvati/ [χ̪isnuwaty] 「利用する」）。
6. 音素 /g/ が母音 [i] もしくは [e] の直前にくる場合、軟口蓋音 [g̪] で現れる。表記上は *r/g* と書かれる（例：*огін* /ogin/ [og̪in] 「火」）。

¹⁶³ フォンタンスキイ; ホミヤク (2000: 25) では、「音 [t] は独立の音素 /t/ であると同時に、音素 /d/ の異音でもある」と解説している。他の子音についても同様。その他、音交替のペアの組み合わせは フォンタンスキイ; ホミヤク (2000: 30) を参照。

¹⁶⁴ 以下、異音に関する例語を示す際は、IPA による音声表記を付している。

¹⁶⁵ 例語として示した *читал* /čitawl/ [čitaw] は、レムコ語の動詞 *читати* /čitati/ の過去時制における形態のひとつである（単数、男性形。動詞過去時制）。いわゆる L 分詞の表記については、ウクライナ語の当該の形態のように、字母 *ε/v* を用いて表記する方法も存在した（例：Lem. *чита-ε* /čita-v/）。フォンタンスキイ; ホミヤク (2000: 47) によれば、字母 *л/l* を用いる表記が本来的なものであったが、字母 *ε/v* を用いるウクライナ語的な表記がヴァリエーションとして存在した時期があり、1991 年以降は字母 *л/l* を用いる表記が優勢であるという。実際に、1989 年に出版された Petro Murianka によるレムコ語の詩集では、L 分詞を字母 *ε/v* を用いて表記している (Murianka 1989: 10-11, 28-29)。

7. 音素 /k/ が母音 [i] もしくは [e] の直前にくる場合、軟口蓋 [k̪] で現れる。表記上は *κ* / k と書かれる（例：*кільо* / *kil’o* [k̪il’o] 「キログラム」）。
8. 音素 /h/ が母音 [i] もしくは [e] の直前にくる場合、咽頭音 [h̪] で現れる。表記上は *շ* / h と書かれる（例：*долгій* / *dolhij* [dowh̪ij] 「長い」）。

ウクライナ語と対照した際のレムコ語の音的特徴のひとつに、アクセントがある。語のアクセントがウクライナ語では語彙ごとに異なるのに対し、レムコ語では次末の母音にアクセントが置かれる¹⁶⁶。この規則は原則としては語の曲用、活用を通じて維持される。

【表 2-20】レムコ語の次末アクセント¹⁶⁷

| | レムコ語 | ウクライナ語 |
|-------|-----------------------------|------------------------|
| 単数主格形 | <i>голо́ва</i> / holova 「頭」 | <i>голова</i> / holova |
| 単数対格形 | <i>голо́ву</i> / holovu | <i>голову</i> / holovu |

Stieber (1982: 6–7) は、次末アクセントはレムコ語が話される地域の西部、つまりポーランドに近い地域の特色であるとしている¹⁶⁸。Rieger (1995a: 13) は地域差には触れていないながらも、次末アクセントをポーランド語との言語接触の結果としている。

レムコ語のもうひとつの音的特徴として、他の東スラヴ諸語にも共通する特徴である充母音 (Rus. *полногласие* / polnoglasie) を挙げる。この特徴はウクライナ語と共にものであるため、ウクライナ語と対照させる意義に乏しい。そこで下の【表2-21】では、レムコ語とポーランド語とを対照させることで異同をより明確に示している。

¹⁶⁶ アクセントのタイプ（強弱／長短）については、Stieber (1982)、Rieger (1995a) らの資料には記述がない。Фонтанський; Хомяк (2000: 34) は「当該の音節をより強い呼気で、かつより長く発音する」と述べている。つまり、強弱と長短を併用していることであるが、このようなタイプは通言語的に見ても珍しいものではない。

¹⁶⁷ 【表 2-20】は、Rieger (1995a: 13) をもとに筆者が作成した。

¹⁶⁸ Stieber (1982) は、1934 年から 35 年にかけてレムコ語の調査を行った（調査地域については【資料 6】を参照）。したがって、ここで Stieber が言う「西部」とは、第 2 次世界大戦以前のレムコ語圏の西部を指している。本論文 1.4.3 で述べたとおり、レムコ人は第 2 次世界大戦終結前後の強制移住政策によって、そのほとんどが本来の居住地から追われた。したがって Stieber (1982) が出版されたときには、すでに調査当時の言語状況は失われていたのである。なお、Stieber は一貫して、レムコ語は西スラヴ諸語の影響を強く受けたウクライナ語の方言であるという立場をとっている。

【表 2-21】 レムコ語の充母音¹⁶⁹

| 東スラヴ諸語 | ポーランド語 | レムコ語 | ポーランド語 |
|--------|--------------------|--------------------------------|-----------------|
| olo | ło ¹⁷⁰ | <i>c-оло-ма</i> / soloma 「麦わら」 | <i>s-ło-ma</i> |
| olo | le | <i>m-оло-ко</i> / moloko 「牛乳」 | <i>m-le-ko</i> |
| oro | ro | <i>κ-օրօ-ւա</i> / korova 「雌牛」 | <i>k-ro-wa</i> |
| ere | rze ¹⁷¹ | <i>n-եպե-ծ</i> / pered 「～の前で」 | <i>p-rze-d</i> |
| ere | rzo ¹⁷² | <i>օ-եպե-չա</i> / bereza 「白樺」 | <i>b-rzo-za</i> |

レムコ語の曲用および活用に関わる文法カテゴリーの大枠はウクライナ語と共にしている。すなまち、三つの文法性、七つの格、二つの数を区別する。しかし語形変化の具体的な語尾選択において、ウクライナ語と異なる点がいくつか見られる。レムコ語の大多数の男性名詞（第 2 変化に属する男性名詞¹⁷³）の複数主格形語尾として、-ы / -и、-i / -i、-e / -e、-ове / -ove、-u / -y の五つの語尾が記述されている（Фонтанський; Хомяк 2000: 69）。各男性名詞はこれら五つから適切な語尾を選択する（例：Lem. *вигляд* / vihljad 「見た目」 → *вигляд-ы* / vihljadi (複数主格形)、**вигляд-ове* / vihljadove）。どの名詞がいずれの語尾を選択するかは、Фонтанський; Хомяк (2000: 75) の実例を見る限り、語幹末の音などから定式化することができない¹⁷⁴。よって、名詞と語尾の組み合わせは語彙的に決まっていると言えるだろう。ウクライナ語では、同じ形態の語尾は語幹末の音から定式化できる¹⁷⁵。また、第 2 変化に属するレムコ語男

¹⁶⁹ 【表 2-21】は Rieger (1995a: 12) および Горощак (1993) をもとに筆者が作成した。

¹⁷⁰ 現在のポーランド語の正書法で *ł* と書かれる音は両唇音 [w] であるが、歴史的には **l* であったので、この音対応は事実上 [olo] – [lo] に等しい。

¹⁷¹ 現在のポーランド語の正書法で *rz* と書かれる音は、歯茎摩擦音 [ʒ] であるが、歴史的には **r* であったので、この音対応は事実上 [ere] – [re] に等しい。

¹⁷² 上の 170 と同じ理由から、この音対応は [ere] – [ro] の対応に等しい。

¹⁷³ 「第 2 変化」(Lem. *друга одміна* / druha odmina) とは、Фонтанський; Хомяк (2000: 68–76) による名詞区分のひとつである。この区分によると、以下の名詞は第 2 変化に属する：

(1) 語幹末が硬子音終わり、もしくは軟子音 [j], [ɪ] 終わりの男性名詞（男性名詞の大多数。例：Lem. *вигляд* / vihljad 「見た目」）；(2) 単数主格形の語末が -о / -o で終わる男性名詞（少数。例：Lem. *нонашко* / nonaško 「名付け親」）；(3) 単数主格形の語末が -о / -o, -e / -e, -a (-я) / -a (-ja) で終わる中性名詞（例：Lem. *село* / selo 「村」、Lem. *поле* / pole 「平原」、Lem. *весілля* / vesilja 「結婚式」）。

¹⁷⁴ Фонтанський; Хомяк (2000: 75) によると、Lem. *мороз* / moroz 「厳寒」 → Lem. *мороз-ы* / moroz-i (複数主格形)、Lem. *піняз* / pinjaz 「お金」 → Lem. *піняз-и* / pinjazi (複数主格) となっている。どちらも語幹末が同じ音 (z / z) でありながら語尾が異なっている。

¹⁷⁵ Pugh; Press (1999: 70–78) によると、ウクライナ語の男性名詞で語幹末が硬子音のものは、複数主格形で語尾 -у / -y を取る（例：Ukr. *доктор* / doktor 「博士」 → Ukr. *доктор-и* / doktry » (複数主格形)）。一方、語幹末が軟子音のものは語尾 -i / -i を取る（例：Ukr. *вчитель* / učytel'

性名詞のなかには、複数主格形で語尾のヴァリエーションが観察されるものもあり、この点もウクライナ語と異なっている。

【表 2-22-1】 レムコ語男性名詞の複数主格形 (1)¹⁷⁶

| | レムコ語 | ウクライナ語 |
|-------|--|--------------------------------|
| 単数主格形 | нонашко / nonaško 「名付け親」 | батько / bat'ko 「父」 |
| 複数主格形 | нонашк-ове / nonaškove нонашк-ы / nonaški | батьки / bat'ky ¹⁷⁷ |

第 1 変化¹⁷⁸ に属する男性名詞も、複数主格形で語尾 *-ы* / *-и* と語尾 *-ове* / *-ове* を選択することができる (Фонтанський; Хомяк 2000: 63)。

【表 2-22-2】 レムコ語男性名詞の複数主格形 (2)¹⁷⁹

| | レムコ語 | ウクライナ語 |
|-------|--------------------------------------|----------------|
| 単数主格形 | газда / gazda 「主人」 | газда / gazda |
| 複数主格形 | газд-ы / gazdi газд-ове / gazdove | газд-и / gazdy |

管見の限り、レムコ語男性名詞の複数主格の語尾選択を説明する記述や論文は見当たらず、ヴァリエーションの存在を示すに留まっている。しかし総じて言えば、レムコ語男性名詞はウクライナ語男性名詞と比較して、複数主格形の語尾のヴァリエーションに富んでいると言えよう。

「教師」 → Ukr. *вчител-i* / učyteli (複数主格形)。単数主格形が *-и* / *-j* で終わる男性名詞は後者に属すが、正書法上は語尾 *-и* / *-ji* が現れる (例 : Ukr. *герої* / heroj 「英雄」 → Ukr. *герої* / heroji)。

¹⁷⁶ 【表 2-22-1】は、Фонтанський; Хомяк (2000: 75) と Pugh; Press (1999: 74) をもとに、筆者が作成した。

¹⁷⁷ ウクライナ語の名詞 *пан* / pan 「貴方」などは、複数形で語尾 *-ове* / *-ове* を選択し、*панове* / panove となる。

¹⁷⁸ 「第 1 変化」 (Lem. *перша одміна* / perša odmina) とは、Фонтанський; Хомяк (2000: 62–68)による名詞区分のひとつである。この区分によると、以下の名詞は第 1 変化に属する :

(1) 語幹末が硬子音で終わり、単数主格形で語尾 *-а* / *-a* を取る女性名詞 (例 : Lem. *робота* / robota 「労働」) ; 語幹末が硬子音で終わり、単数主格形で語尾 *-а* / *-a* を取る男性名詞 (例 : Lem. *староста* / starosta 「族長」)

¹⁷⁹ 【表 2-22-2】は、Фонтанський; Хомяк (2000: 63) をもとに筆者が作成した。

また、男性名詞の一部には、複数生格形の語尾に *-iε / -iv* と *-uε / -yv* のヴァリエーションが見られるものがある (Фонтанський; Хомяк 2000: 71)。ウクライナ語では、当該の形態において、語尾 *-iε / -iv* のみが現れる。

【表 2-23】複数生格で語尾 *-iε / -iv* と *-uε / -yv* を取るレムコ語男性名詞¹⁸⁰

| | レムコ語 | ウクライナ語 |
|-------|--|---------------------------|
| 単数主格形 | <i>голос / holos</i> 「声」 | <i>голос / holos</i> |
| 複数生格形 | <i>голос-iε / holosiv</i> <i>голос-uε / holosyv</i> | <i>голос-iε / holosiv</i> |

Фонтанський; Хомяк (2000) では、語尾 *-iε / -iv* と *-uε / -yv* の使い分けに関する規則については説明されておらず、やはりヴァリエーションの存在を示すに留まっている。しかし同一著者の後年の論文 (Fontański 2007) では、語幹末の音による語尾選択の規則化が提案されている (Fontański 2007: 69)。とはいっても、著者の Fontański 自身が述べているように、これは語尾の使い分けに関わる「提案」であり、記述によって判明した規則というわけではない¹⁸¹。どちらかと言えば、表記法の整備の一環という側面が強い。

また、女性名詞の単数造格形の語尾 *-om / -om* も、ウクライナ語と対照的な点のひとつである。ウクライナ語では同じ形態において、語尾 *-ojo / -oju* が現れる。

【表 2-24】レムコ語女性名詞の単数造格語尾¹⁸²

| | レムコ語 | ウクライナ語 |
|-------|------------------------------|-----------------------------|
| 単数主格形 | <i>сестра / sestra</i> 「姉、妹」 | <i>сестра / sestra</i> |
| 単数造格形 | <i>сестр-ом / sestrom</i> | <i>сестр-оjo / sestroju</i> |

¹⁸⁰ 【表 2-23】は、Фонтанський; Хомяк (2000: 71) と Fontański (2007: 69) をもとに筆者が作成した。

¹⁸¹ Fontański (2007: 69) は、語尾 *-iε / -iv* と *-uε / -yv* の使い分けを以下のように規則化することを提案している：(1) 語幹末が歯茎音 (*m, ð, n, p, c, z, u, Ȣ / t, d, n, r, s, z, Ȣ*) で終わる場合 → 語尾 *-uε / -yv*；(2) 語幹末が (1) 以外の子音 (*κ, ȝ, ȑ, x, Ȣ, m, Ȣ, n, Ȣ, l, h, g, x, v, m, b, p, j, l, n*) で終わる場合 → 語尾 *-iε / -iv*；(3) 語幹末が *u / c* で終わる場合 → 二つの語尾が選択可能。なおこの提案は、Фонтанський; Хомяк (2000) の改訂版 (Фонтанський; Хомяк 2004) にも反映されている。

¹⁸² 【表 2-24】は Фонтанський; Хомяк (2000: 63) および Горощак (1993: 204) をもとに筆者が作成した。

レムコ語の未来時制および過去時制の文は、ウクライナ語と異なる統語的方法を用いて生成される場合がある。例えば、ウクライナ語では複合未来の構文を作る際、「be 動詞 (*бутi / buty*) + 不完了体動詞不定形」を用いる。be 動詞は主語の数と人称によって変化する。一方でレムコ語では、同様の構文を作る際、主語が単数の場合は L 分詞を用いる。

【例文 7】

| | | |
|----|-------------|-------------------------------|
| Я | <i>буду</i> | <i>niscal.</i> ¹⁸³ |
| ja | <i>budu</i> | <i>pysal</i> |
| I | be-FUT.1.SG | write-PST.M.SG |

私は書いているだろう。

【例文 8】

| | | |
|----|---------------|--------------------------------|
| Мы | <i>будемe</i> | <i>niscamu.</i> ¹⁸⁴ |
| mi | <i>budeme</i> | <i>pysaty</i> |
| we | be-FUT.1.PL | write-INF |

我々は書いているだろう。

レムコ語において過去時制の構文を作るときは、「主語 + L 分詞」、すなわちウクライナ語とまったく同じ方法でも生成できる。しかしレムコ語の過去時制は、「be 動詞現在人称変化形 + L 分詞」という構文でも表現することができる。

【例文 9】

| | | |
|----|-------------|------------------------------|
| Я | <i>еm</i> | <i>чyтaл.</i> ¹⁸⁵ |
| ja | <i>jem</i> | <i>čital</i> |
| I | be-PRS.1.SG | read-INF |

私は読んでいた。

【例文 10】

| | | |
|----|------------|-------------------------------|
| Мы | <i>сme</i> | <i>чyтaли.</i> ¹⁸⁶ |
| mi | <i>sme</i> | <i>čitaly</i> |

¹⁸³ 【例文 7】は フォンタニツキイ; Хомяк (2000: 106) より引用した。

¹⁸⁴ 【例文 8】は フォンタニツキイ; Хомяк (2000: 106) より引用した。

¹⁸⁵ 【例文 9】は フォンタニツキイ; Хомяк (2000: 108) より引用した。

¹⁸⁶ 【例文 10】は フォンタニツキイ; Хомяк (2000: 108) より引用した。

we be-PRS.1.PL read-PST.PL

我々は読んでいた。

なお、これら過去時制の文章（「be 動詞現在人称変化形 + L 分詞」）では be 動詞 *быти / bity* の形態によって動作主体の数と人称が明らかとなるため、主語が省略されることがありうる (Фонтаньский; Хомяк 2000: 108)。

また、再帰代名詞 *ся / sja* が文中で比較的自由な位置に現れることも、ウクライナ語と対照的な点である。Фонтаньский; Хомяк (2000: 112) によれば、再帰代名詞 *ся / sja* は主語の後、動詞に対しては前にも後ろにも現れる。例えば、レムコ語動詞 *купати ся / kupaty sja* 「入浴する」の 1 人称単数形は *Я купам ся / ja kupam sja* と *Я ся купам / ja sja kupam* の双方があり得る。また別資料 (Fontański 2014: 161) では、再帰代名詞 *ся / sja* と動詞本体が離れている例も見られる。

【例文 11】

| | | | | |
|--------|-----------|--------|-----------------|----------------|
| Жал | <u>ся</u> | my | <u>зробило.</u> | ¹⁸⁷ |
| žal | sja | mu | zrobylo | |
| sorrow | oneself | he-DAT | do-PST.N.SG. | |

彼は気の毒に思った。

レムコ語の語彙については、Лесів (1997) にまとめられている。Лесів はこのなかでレムコ語の語彙を幾つかにグループ分けしているが、そのうちポーランド語からの借用語として以下の語などを挙げている (Лесів 1997: 71–72)。

【表 2-25】ポーランド語から借用されたレムコ語語彙¹⁸⁸

| レムコ語 | ポーランド語 | ウクライナ語 |
|------------------------------|-----------------|----------------------------------|
| заголовок / zaholovok 「背もたれ」 | <i>zagłówek</i> | <i>підголовник / pidholovnyk</i> |
| воробель / vorobel' 「スズメ」 | <i>wróbel</i> | <i>горобець / horobec'</i> |
| соловік / solovik 「サヨナキドリ」 | <i>slowik</i> | <i>соловей / solovej</i> |
| ковадло / kovadlo 「鉄床」 | <i>kowadło</i> | <i>ковадло / kovadlo</i> |

¹⁸⁷ 【例文 11】は Fontański (2014: 161) より引用した。

¹⁸⁸ 【表 2-25】は Лесів (1997: 71–72) をもとに筆者が作成した。

ただし、Lem. *ковадло* / kovadlo 「鉄床」に関して Лесів (1997: 76) はスロヴァキア語からの借用の 1 例としても挙げている¹⁸⁹。Rieger (1982: 153) が指摘するように、*ковадло* / kovadlo などの場合は借用元と考えられるポーランド語とスロヴァキア語がどちらも西スラヴ諸語に属しており、音配列が類似している語が多く見られる。このような場合、借用語の由来を一義的に決定することは困難である¹⁹⁰。また、【表 2-25】で挙げる語のうち、*заголовок* / zaholovok、*воробель* / vorobel'、*солохік* / solovik の 3 語は、いわゆる「充母音」(Rus. *полногласие* / polnoglasie) の現象が現れているため、そもそもポーランド語からの借用であるか否か（借用であるとすれば、どのようなルートでレムコ語に借用されたか）も議論の余地があると言えよう。なお本論文で参照する資料のうち、Rieger (1995a: 16–18) ではいずれの語も「ポーランド語またはスロヴァキア語からの借用」として扱っている。その他、レムコ語語彙に関する著作 (Горощак 1993, 2004; Дуда 2011) では、語源についての解説がないか、あるいは語そのものが収録されていない

レムコ語の語彙全体に関わることではないが、レムコ語の副詞のひとつに、*лем* / lem 「～だけ」という語がある。この語もやはりスロヴァキア語の *len* 「～だけ」からの借用であるが (Лесів 1997: 76)、カルパティア山脈に居住する東スラヴ系の諸集団（ルシン人）のなかで、*лем* / lem という語を用いる集団に対する蔑称である「レムコ人」が、19 世紀後半以降、民族名（もしくはそれに準ずる呼称）として定着した (Rieger 1995a: 11)。

¹⁸⁹ Lem. *ковадло* / kovadlo 「鉄床」はウクライナ語と語形が完全に一致している。ウクライナ語の *ковадло* / kovadlo はポーランド語からの借用語である旨がウクライナ語の語源辞典にも明記されている (Мельничук ed. 1985 [том 2]: 479)。いずれにせよ *ковадло* / kovadlo はレムコ語に特有の語というわけではない。地理的な位置関係を考えると、ポーランド語の *kowadło* やスロヴァキア語の *kovadlo* が、レムコ語をはじめとするウクライナ語圏西部の諸方言を経由してウクライナ文語に定着したと見なすのが最も蓋然性が高いが、管見の資料からは確実に判断はできない。とはいえ、*ковадло* / kovadlo はその語末 (-dlo) が西スラヴ諸語に特徴的な接辞 -dl- (-dl-) を含んでいる（東スラヴ諸語では、-dl- (-dl-) という接辞ではなく -l- という接辞が現れる。例えばポーランド語の *mydło* 「石鹼」に対してロシア語 *мыло* / mylo、ウクライナ語 *mýlo* / mylo など）。よって、レムコ語の語彙である *ковадло* / kovadlo が本来的な東スラヴ諸語の語彙でないことは明白である。

¹⁹⁰ もっとも、「借用語の由来を一義的に決定できる」という考え方自体が「ポーランド語とスロヴァキア語は別の言語である」という今日的な言語分類に暗黙のうちに則っていることは言うまでもない。*ковадло* / kovadlo という語がレムコ語に取り入れられたのはいつ頃のことであるのか本論文で参照する資料には明記されていない。しかし少なくともその借用は、今日的な言語分類が成立するはるか以前に生じたことは間違いない。したがって *ковадло* / kovadlo の場合は、ポーランド語とスロヴァキア語のいずれが「第 1 の借用元」であるかを問うことは的外れであると言える。

2.4.2 レムコ語の研究史

レムコ語の研究史に関しては、ポーランドのウクライナ語学者 Michał Łesiów (1928–2016) の論考「レムコ・ウクライナ語研究の 3 つの時代区分」(Łesiów 1997) が存在する。この論考で Łesiów は、レムコ語 (Łesiów の認識では「レムコ方言」) の研究史を次のように区分している。

1. 第 1 次世界大戦以前：レムコ語圏 (Lem. Лемковина; Pol. Lemkowszczyzna; Ukr. Lemkivshchyna)¹⁹¹ がオーストリア＝ハンガリー帝国の一部となっていた、いわゆる三国分割時代。
2. 両大戦間期：レムコ語圏が第 1 次世界大戦後に成立したポーランド（第 2 共和国）に属していた時代。
3. 第 2 次世界大戦から現在 (～1997 年)：レムコ地域が、国家的には以前と同じくポーランド（人民共和国から第 3 共和国）に属す時代。

レムコ語の研究史を考察する上で、この時代区分はある程度まで有効である。

Łesiów (1997: 66) が指摘するように、レムコ語研究は 19 世紀から 20 世紀初頭にかけてはウクライナ人／レムコ人研究者が、第 2 次世界大戦後はポーランド人研究者が中核を担ってきた傾向は確かに存在する。言い換えれば、レムコ地域の国家的帰属と連動している側面がある。上の区分で言えば 1 と 2 の間に、研究に携わる人間の変化があると言えるだろう。しかしながら、レムコ地域の国家的帰属が変更されたとはいえ、Łesiów の言う第 1 期と第 2 期の間でレムコ語に対する研究スタンスが著しく変化したとは言えない。また Łesiów の区分は、歴史的事実をそれほど考慮していないという欠点がある。とりわけ、第 2 次世界大戦終結前後に実行されたウクライナ人（レムコ人含む）の強制移住と、それにともないレムコ語圏が毀損されたという事実は、レムコ語の研究史を語る上で見過ごすことはできない¹⁹²。しかし Łesiów の区分はこの点に言及していない。Łesiów は自身の区分における第 3 期（第 2 次世界大戦の終結から 1997 年現在まで）について、「レムコ語圏の国家的帰属は以前のままに留まっている」(Łesiów 1997: 66) と述べている。しかし本論文 1.4.3 で指摘したとおり、1947 年の「ヴィスワ」作戦を頂点とする強制移住政策により、言語地理学的のレムコ語圏は消失したと言ってもよく、そのような対象について「国家的帰属」という表

¹⁹¹ レムコ語圏については【資料 1-5】および【資料 1-6】を参照。

¹⁹² 第 2 次世界大戦終結前後の強制移住については本論文 1.4.3 を参照。

現を用いるのは不正確である。よって本論文では、Łesiów の論考を参照しつつも、独自にレムコ語研究史を概観していきたい。

カシューブ語と同様にレムコ語の研究史においても、「諸国民の春」の前後の時期は重要な意義を持っている。Duć-Fajfer (2001: 31) はこの時代を、レムコ人の共同体が「文化的カテゴリー」としての独自性を持ち、それがレムコ人自身および周辺からも認知された時代であるとしている。また Zięba (2010: 52) は、19世紀後半のオーストリア=ハンガリー帝国において一部のレムコ人は政治的意思決定に関わりうる立場にあったことを指摘している¹⁹³。続いて重要なのは、第2次世界大戦終結による国境線の変更である。この変更によって、大戦前のポーランド（第2共和国）の国境が大幅に西側へ動かされ、大戦以前はドイツ帝国領に属していた地域がポーランドへ帰属することとなった。次に、ポーランド人民共和国からポーランド第3共和国への政治的転換である。マイノリティに対して抑圧的な政策を取っていた社会主义体制からの転換は、マイノリティに関する議論を広く開放する端緒となった¹⁹⁴。これらの事実に注意を払いつつ、レムコ語の研究史を概観していく。

「諸国民の春」の前後からの民族意識の高まりが研究史の上でも重要であるのは前述のとおりである。1880年代の前半には、それまで俗称的に使用されていた「レムコ」という呼称が、言語学をはじめ学術的専門文献にも現れはじめたことが指摘されている (Лесів 1997: 9)。しかし 19世紀後半においてはます、レムコ人というよりもルシン人という、より広いカテゴリーでの民族意識が高揚した。その中心となったのは、当時オーストリア=ハンガリー帝国の領土にあったガリツィア¹⁹⁵である。その最初期の知識人のひとりである Яків Головацький / Jakiv Holovackij (1814–1888)¹⁹⁶ は、「諸国民の春」の直後からリヴィウ大学でルシン語・ルシン文学を講じ、後にガリツィアのルシン人のフォークロアを集成した (Головацький 1878)。ただし、Головацький は民俗学的な観点からレムコ人に関心を寄せていたのは確かであるが、今日的な意味での言語研究ではない。

¹⁹³ オーストリア=ハンガリー帝国は、ガリツィア地方に居住するウクライナ人を指して「ルシン人」という呼称が用いられていた。オーストリア=ハンガリー帝国における「ルシン人」という呼称は俗称ではなく、1843年以来、帝国が公に認めるマイノリティの呼称として通用していた (Struk ed. 1993 [vol. 4]: 479)。

¹⁹⁴ 体制転換がマイノリティ研究に与えた影響については本論文 2.2.2、2.3.2 も参照。

¹⁹⁵ ガリツィア (Ger. Galizei; Pol. Galicja; Ukr. Галичина) とは、現在のポーランドの南東部からウクライナ西部にまたがる地域の歴史的呼称である。北はポーランドのマゾフシェ平野から、南はカルパティア山脈のベスキド山地北斜面で囲まれる (伊東他〔監修〕 1993: 78–79)。

¹⁹⁶ キリル文字で表記される人名については、初出時に限り翻字を行う。

レムコ語研究の本格的な開始は、ウクライナ人言語学者 Іван Верхрацкий / Ivan Verxrackij (1846–1888) に求められる。Верхрацкий は 1892 年から 1894 年にかけて「ガリツィア・レムコ人の方言について」と題する論文をドイツのスラヴ学研究雑誌『スラヴ文献学誌』に寄稿し、レムコ語の包括的な記述を試みた (Werchratskij 1892, 1893, 1894)。3 本からなるこの論文では、主に音論的問題に関心が寄せられている。Верхрацкий はレムコ語を「方言」(Ger. *Mundart*) として認識し、ガリツィア地方のルシン人のなかの民族誌学的な下位グループとしてレムコ人を捉えている。Верхрацкий はその後、レムコ語の文法をウクライナ語でも記すが、記述のスタンスは変わっていない (Верхрацкий 1902)。

Верхрацкий よりやや下の世代に属す Іван Зілинський / Ivan Zilyns'kyj (1879–1952) は、ウクライナ語学の基礎を築いた研究者として知られている。現在のポーランドのクラスナ (Pol. *Krasna*) に生まれた Зілинський は、リヴィウ大学で神学を修めた後にウィーン大学にて Vatroslav Jagić (1838–1923)¹⁹⁷ の指導の下でスラヴ語学を学び、1926 年よりヤギエロン大学で、1944 年から没するまでカレル大学で、東スラヴ諸語対照言語学とウクライナ語学を講じた。Зілинський はウクライナ語学、方言学の分野を中心に多くの業績を残した。レムコ語研究に関わるものとして特に重要なのは『ウクライナ語諸方言整理の試論』(Зілинський 1913) や『ウクライナ語諸方言の方言学的分布に関する疑問に対して』(Зілинський 1926) である¹⁹⁸。Зілинський のレムコ語に対する見方は Верхрацкий の見方より精密になっているように思われる。Верхрацкий の研究はいまだサンプル収集の段階にあり、言語学の理論枠組に落とし込むには至っていないかった。しかし Зілинський の研究により、「ウクライナ語のレムコ方言」という位置づけがほぼ定着したと言える。レムコ語研究の枠をやや超えるが、Зілинський と同時代のウクライナ人民俗学者 Володимир Гнатюк / Volodymyr Hnatjuk (1871–1926) も 19 世紀後半のルシン語研究において重要な業績を残した。Гнатюк は、当時のオーストリア=ハンガリー帝国内のヴォイヴォディナにて実地調査を行い、現地のルシン語の

¹⁹⁷ Vatroslav Jagić (1838–1923) は 19 世紀を代表するスラヴィストのひとり。現在のクロアチア共和国にあるヴァラジュディンに生まれ、ザグレブのギムナジウムを卒業後ウィーン大学でスラヴ学を修めた。1871 年にオデッサ大学スラヴ学講座に教授として着任、1874 年にフリードリヒ・ヴィルヘルム大学ベルリン (現: フンボルト大学ベルリン) に着任した。同大学勤務中の 1876 年、初の国際的スラヴ学研究雑誌『スラヴ文献学誌』(Ger. *Archiv für slavische Philologie*) の創刊に携わった。この雑誌は 1929 年まで刊行された。1881 年から 1885 年までサンクトペテルブルク大学、1886 年から退官する 1908 年までウィーン大学に勤務した (参照: 亀井他 [編著] 1996: 1513)。

¹⁹⁸ Зілинський はウクライナ語とポーランド語の言語接触にも関心を寄せており、両言語の対照言語学研究の著作も残している (Зілинський 1937)。

民謡や風習などを含めて、ルシン人の暮らしを民俗学的に広く記述した (Гнатюк 1897–1898)¹⁹⁹。

20 世纪初頭には、レムコ語の文章語を整備する最初の活動が現れ始めた。レムコ語による初の新聞『レムコ — 民族のための新聞』の第 1 号 (1911 年) の発行がそれに当たる。後に『レムコ』は編集部をポーランドのノヴィ・ソンチ (Pol. Nowy Sącz) に移し、1914 年まで続いた。レムコ語による初めての新聞は、レムコ文語の整備のための実験の場として機能した。Duć-Fajfer (2001: 61) はこれを、レムコ人の知識人層がウクライナからの分離主義の傾向を持ちはじめる契機となったと位置づけている。

Верхрацкий と Зілинський の研究成果を引き継いだのは、ポーランドの言語学者 Zdzisław Stieber (1903–1980) である。Stieber は 1934 年から 1935 年にかけてレムコ語圏の大規模な言語調査を行い、その成果は戦後、全 8 卷からなる『旧レムコ地域言語地図』(Stieber 1956–1964) として出版された²⁰⁰。Stieber はこの言語地図の他にもレムコ語を対象とした重要な著作を数本残しており、その主な関心は音声と形態に集中している²⁰¹。同時期のウクライナ（社会主義共和国）でも、言語学者 Йосип Дзенделівський / Josyp Dzendzelivs'kyj (1921–2008) の主導で大規模な言語地図が作成されている (Дзенделівський 1958)。Дзенделівський はウクライナのザカルパチア州 (Ukr. Закарпатська область) におけるウクライナ語方言調査のためにこの地図を作成しており、研究対象地域の一部が第 2 次世界大戦前のレムコ語圏を含んでいる。

Rieger (1995a) も、レムコ語研究の重要資料として Дзенделівський (1958) の名を挙げている。また、ポーランドの Michał Łesiów (1928–2016) も、戦後のレムコ語研究において重要な役割を果たしており、本論文 2.4.1 でも参照した『ポーランドにおけるウクライナ語諸方言』(Лесів 1997) は Łesiów の代表的な著作である²⁰²。その他、ポーランドの Janusz Rieger (1934–) は語彙論と固有名詞論に集中的な関心を寄せている (Rieger 1995a)²⁰³。

¹⁹⁹ Гнатюк はルシン人の言語を東スラヴ系と認識していたが、ノルウェーのスラヴィスト Olaf Broch (1867–1961) は西スラヴ系、具体的にはスロヴァキア語の地域的な変種であるとして Гнатюк の説に反駁している (Broch 1899: 58)。

²⁰⁰ タイトルが「旧」となっている理由については本論文 1.4.3 で述べたとおりである。すなわち、第 2 次世界大戦終結前後の移住政策によりレムコ人も強制移住の対象とされたため、Stieber が戦前に調査を行った言語圏はこのとき既に失われていたからである。

²⁰¹ 例えば Stieber (1958, 1960, 1982) などを参照。

²⁰² Łesiów は学術書以外にも、ポーランドの読者向けにウクライナを解説する一般向けの概説書も記している (Łesiów 1995)。

²⁰³ Rieger はレムコ語に限らず、ウクライナ語方言を対象とした固有名詞論の論文を多く執筆しており、それらは Rieger (1995a: 245) にて一覧できる。

1989 年には、レムコ語・レムコ文化振興団体である「レムコ人連盟」(Lem. Стоваришины Лемків; Pol. Stowarzyszenie Lemków) が設立された²⁰⁴。「レムコ人連盟」は、機関紙である隔月誌『ベシーダ』(Lem. Бесіда)²⁰⁵ の発行を中心として現在にいたるまで活動を続けている。

1990 年以降のレムコ語研究では、ウクライナ語とは別の言語という意味での「レムコ語」という立場を掲げる著作が増加しつつある。その先駆けとなったのは 1992 年のレムコ語教育用文法書 (Хомяк 1992) である。著者の Мирослава Хомяк / Myroslava Xomjak がこの文法書を執筆するきっかけとなったのは、1991 年にポーランド国民教育省 (Pol. Ministerstwo Edukacji Narodowej) によりマイノリティ言語教育が許可されたことにある (Косовский 2014)。Хомяк はまた、レムコ語の記述文法書も共著で執筆している (Фонтаньскій; Хомяк 2000)。同書はポーランド語の序文が付されているものの、その他の文法的解説はすべてレムコ語で執筆されている。記述文法書としては、方言ではなく独立の言語として「レムコ語」を捉えている点が特筆すべきである²⁰⁶。同書の共著者である Фонтаньскій (= Fontański) はポーランド人の言語学者であり、Хомяк が 1992 年に『最初のレムコ語文法』(Хомяк 1992) を執筆した際にもアドバイザーとして参加している。Fontański はその後 2014 年に、『レムコ統語論の研究』(Fontański 2014) を著している。この著作で Fontański は、先に述べた「レムコ人連盟」の機関紙『ベシーダ』を筆頭に広くレムコ語のテクストを収集している。他のスラヴ語との対照研究ではないため、どのような点がレムコ語に特有のものか判然としないきらいもあるが、豊富な実例を統語論の理論枠組²⁰⁷ に落とし込んでおり、これまでのレムコ語研究では前例のないアプローチを試みている。その意味で Fontański (2014) はレムコ語の研究史上において意義のあるものである。Fontański は『レムコ統語論の研究』をはじめ、自身の著作では概ね、ウクライナ語とは別の言語という意味での「レムコ語」という立場をとっている。ただし、レムコ語を「誕生しつつある文語」(Pol. język literacki in statu nascendi) と呼ぶ点など、その独立性にはやや保留の余地を残していると言えよう (Fontański 2014: 7)。

²⁰⁴ レムコ人連盟の発足の経緯と小史、主だった活動については Michna (2013a) を参照。

²⁰⁵ なお、タイトルの『ベシーダ』とはレムコ語で「語らい」を意味する。

²⁰⁶ とはいって、教育用文法にせよ記述文法にせよ、レムコ語文法の総数そのものが少ないという点は考慮しておくべきであろう。したがって、教育用文法書（例：Хомяк 1992）と記述文法書（例：Фонтаньскій; Хомяк (2000)、Fontański (2014) など）は相互に参照する関係にある。

²⁰⁷ ここで Fontański が参照している理論枠組は次の文献である (Fontański 2014: 11) : Золотова, Галина Александровна (1973 [2005]) *Очерк функционального синтаксиса русского языка*. Москва: Наука. なお、この文献は本論文では直接に参照していないため、参考資料一覧には含めていない。

辞書編纂の分野では、レムコ語・ポーランド語の対訳辞典が 1993 年に出版されている (Горощак 1993)。編者の Ярослав Горощак / Jaroslav Horoščák は 2004 年にこの辞典の改訂版 (Горощак 2004) を出版しているが、1993 年版とは異なり、改訂版では文字と発音の解説もポーランド語との対訳式になっている²⁰⁸。

体制転換以降のレムコ語研究でも、カシューブ語やシロンスク語研究と同様に、社会言語学的観点からの著作が増加しつつある。なかでも、言語生態学 (*Eng. Ecology of Language*)²⁰⁹ の理論枠組でレムコ語を記述した Misiak (2006) は、近年の研究では質、量ともにもっとも充実したもののひとつである。Misiak は同書冒頭にて、レムコ語を表現するタームとして「エスノレクト」(Pol. *etnolekt*) がある程度有効であることを示唆しているが (Misiak 2006: 11)、自身の著作では一貫して「レムコ語」(Pol. *język lemkowski*) という呼称を用いている²¹⁰。また、レムコ語の表記の整備について記述した論文も、広義には社会言語学的テーマに属するものと見てよいだろう。マイノリティにとっての文章語の整備は、単に言語の保存を目的とするものではなく、自らの言語および人間集団の独立性を主張する根拠となっていると概して言われている (Michna 2004: 57)。Michna (2004) はこの通念がレムコ人およびルシン人について当てはまるか否か、ポーランドのレムコ人、ウクライナおよびスロヴェニアのルシン人に聞き取り調査を行っている。結果としては、調査対象の地域では言語を意思疎通の道具と見る向きが多く、文章語の整備についても、一部の知識人層以外は懐疑的意見が目立つとしている (Michna 2004: 86)。一方で Fontański (2007) は、表記法整備のより実践的な部分、特に男性名詞の複数生格形について細かい記述を行っている。本論文 2.4.1 の【表 2-23】で示したように、レムコ語の男性名詞の一部は複数生格形の語尾

²⁰⁸ レムコ語では、字母 *ł/l* や *e/v* が書かれている場所で、両唇音 [w] が現れるときがある (本論文 2.4.1 の【表 2-19】の補足解説を参照)。Горощак (1993: 16) はこれに対して、字母 *ł* の上部に V 字型の発音区別記号を付した特殊字母を提案し、改訂版 (Горощак 2004) でもこの特殊字母を用いている。Горощак (1993) が出版された当時、レムコ語の表記法はまだ安定的な段階にあったわけではなく、Хомяк (1992) をはじめ、試みの段階にあったと言える。字母 *ł/l* に発音区別記号を付した特殊文字も、そのような「試み」のひとつであると位置付けられる。

²⁰⁹ 言語生態学とは、1972 年にノルウェー系アメリカ人の社会言語学者 Einar Haugen が自著『言語生態学』(Haugen 1972) で提唱した概念。Haugen は、これまでの言語学研究で「環境」や「世界」という語が話者の共同体（社会）を考慮することなく用いられてきたことを批判しつつ、言語生態学というタームを次のように定義している (Haugen 1972: 325)：「言語生態学とは、所与の言語とその環境の相互関係に関する研究と言えよう。環境というと、言語によってその目録が提供されるような参照的世界を真っ先に思い浮かべる者もあるだろう。しかしそれは言語の環境ではない。語彙と文法の環境である。言語の真の環境とは、その言語をコードのひとつとして用いる社会のことなのである」

²¹⁰ 著者の Małgorzata Misiak はこの他、現代のレムコ人の言語意識をアンケート調査した論考 (Misiak 2010) などもまとめており、資料として興味深い。

に *-iε / -iv* と *-uε / -yv* の選択が可能である(Фонтанській; Хомяк 2000: 71)。しかしこの選択に対しては異論があり、当該の形態では語尾 *-iε / -iv* で統一すべきであるとの意見も存在する。Fontański (2007: 69) は、この分裂は単に音と文字の対応という技術的な問題に留まるものではなく、ウクライナ語とは異なる語尾 *-uε / -yv* の保持そのものが、レムコ語の独立性を保持する主張の一部をなしていると指摘する²¹¹。

近年の研究の中でも重要度の高い資料のひとつに、2004 年にポーランドのオポレ大学から出版された『ルシン語』(Magocsi ed. 2004) が挙げられる。同書はオポレ大学のスラヴ諸言語叢書の最後の 1 冊として発行されたもので、スラヴ語派の 1 言語としてルシン語を位置づけたという意味で、それまでの類似の概説書などとは方向性を異にしている。本論文 1.4.3 の【図 1-4】で示すように、ロシア語、ウクライナ語、ベラルーシ語と並んで「ルシン語」を設定し、その地域変種としてレムコ語を捉える考え方方が存在する。Magocsi (ed. 2004) はその見方に立つ代表的な研究書である²¹²。具体的には、以下の 6 変種の集合を総称的に「ルシン語」と呼んでいる。

1. レムコ変種（ポーランド）
2. プレショウ変種（スロヴェニア）
3. ヴォイヴォディナ変種（セルビア）
4. ザカルパチア変種（ウクライナ）
5. マジャール変種（ハンガリー）
6. アメリカ変種

この見方の特殊な点は、原則として「言語と方言」という対立構造を採用していないことにある。他の言語分類から類推すれば、「独立の言語としてのルシン語と各地域のルシン語方言」という関係性が想起されるが、実際にはそうではない。Magocsi (ed. 2004) では、各地域でルシン語と呼ばれるそれぞれの変種がまず先にあり、その総称として「ルシン語」という呼称が用いられているのである。したがって、「ルシン

²¹¹ レムコ語男性名詞の複数生格形語尾の選択をめぐる議論は、言語の規範化への動きと、記述された事実との対立を示す実例の一つと言えるだろう。語尾 *-iε / -iv* と *-uε / -yv* の使い分けを支持する者は、レムコ語の独自性の保持を志向していることは本文でも述べるとおりである（規範的意見）。しかし他方では「複数生格語尾の直前の子音は、語幹末の子音は程度の差はあれ軟音化するのであるから、語尾を統一するべきである」とする主張もある（記述的意見）。この対立を念頭に置くと、Fontański (2007: 69) の提案（語幹末が歯茎子音であれば語尾 *-iε / -iv*、その他の子音であれば語尾 *-uε / -yv* を選択）は、両者の意見の折衷案の性格を持っていると言えよう。なお、Fontański は 2009 年にもレムコ語の表記法をめぐる議論を概観した論文 (Фонтанській 2009) を執筆しているが、全体的な内容としては Fontański (2007) とほぼ変わらない。

²¹² もっとも、東スラヴ諸語のひとつにルシン語を数えるというモデル自体はポーランドの Majewicz (1989: 173–174) も提案している。

語」という呼称は、超方言的・超地域的ないわゆる「標準語」を指しているのではなく、各地域変種による多中心的な集合としての言語を指している。

しかしながら、「総称としてのルシン語」はあくまで Magocsi (ed. 2004) の全体の編集方針であって、各項目の執筆者の間の言語観は大きく異なっている部分も多い。例えば、Magocsi (ed. 2004) の執筆者のひとりである Janusz Rieger は、同書でも一貫してレムコ方言という見方を取っている (Pirep 2004)。より正確に言えば、ウクライナ語のカルパティア諸方言のなかのレムコ方言という位置づけであり、この立場は Rieger のこれまでの研究からも一貫している。一方で Magocsi (ed. 2004) の第 2 章の一部を執筆している Helena Duć-Fajfer は、独立の言語としての「レムコ語」の文章語の伝統を強調する研究者であり、Magocsi (ed. 2004) でも「レムコ語」(Lem. *Лемківський язъкъ*) という呼称を用いている (Дуць-Файфер 2004)。

2.4.3 レムコ語の言語学的分類

本節にて、レムコ語の言語学的分類についてまとめる。前節から見てきたようにレムコ語は、19 世紀後半以来、何らかの言語の下位区分（方言）と見なされてきた。大別すると次の考え方がある。

- ① カルパティア山脈に土着の、東スラヴ系の言語を話す諸々の集団（ルシン人）の地域的な変種のひとつ。
- ② ウクライナ語の「レムコ方言」
- ③ ウクライナ語とは別の言語という意味での「レムコ語」
- ④ ルシン語の、主にポーランドにおける変種である「レムコ変種」

① は、研究史の最初期に位置する Яків Головацкий や Іван Верхрацкий らの考え方である。Головацкий や Верхрацкий の時代における「ルシン」や「レムコ」の概念は、地理的にはカルパティア山脈、言語的にはスラヴ系であること以外は曖昧な部分が多く、現代の認識とも異なる部分が多い。Головацкий や Верхрацкий に続く Іван Зілинський により、ウクライナ語のレムコ方言、つまり ② が主流となった。後に続くスラヴ語学やウクライナ語学の研究者も、原則としてはウクライナ語のレムコ方言という見方を支持している。

この流れに大きな変化が見られるのは 1990 年代以降である。この時代になって初めて ③ の立場、つまりウクライナ語とは別の言語という意味での「レムコ語」という呼称が、言語学的分類のレベルでも用いられはじめた。Magocsi (ed. 2004) などに見られる ④ の立場「地域変種の集合としてのルシン語」は、一見すると上の ① への回帰のように見えるが、実際はそうではない。Magocsi (ed. 2004) では、ロシア語やポ

ーランド語などと並立するスラヴ語派のひとつとして、いわば单数形の「ルシン語」を設定しており、それは Головацкий や Верхрацкий とは異なる考え方だからである。その意味で ④ の立場は、ルシン語の各地域変種が文章語として独自の発展を遂げた結果の、多中心性を反映するものだと見なすことができる。ただし ④ の立場の場合、地域変種のそれぞれに言語としての独立性をどの程度認めるかによって、さらに分類が揺れることになる。変種（ヴァリアント）である以上はあくまで「方言」に準ずる概念として扱われるだろうが、文章語の伝統や規範の度合いを重んじるならば、ヴァリアントといえども事実上の「言語」として扱うことが可能である。この問題はほぼ完全に個人の主観的判断に委ねられるものであり、一括した基準を設けることはできない。例えば、本研究でも参照する資料である Magocsi (ed. 2004) は、複数の研究者が各項目を分担して執筆している。ところが現に、同じ対象に対して執筆者の間で言語観の相違が現れている例も見られる。Janusz Rieger はレムコ語を「ウクライナ語方言」と見なすが、Олена Дуць-Файфер (Helena Duć-Fajfer) は独立の「レムコ語」と見なしている（本論文 2.4.2）。

現代のレムコ語の分類は、主に ②、③、④ の立場の間での揺れが見られる。この複雑な現状の要因のひとつとして、「レムコ」という概念と「ルシン」という概念の区別が曖昧であると考えられる。レムコ人は、プレショウやザカルパチア、ヴォイヴォディナのルシン人らに対して、「カルパティア・ルシン人」という枠組において一種の「同胞」意識を持っている点は確かに指摘できる。既存の国境線にとらわれず「ルシン人」共通の歴史を記述しようと試みる Magocjí (2005) の著作などにも、その傾向は確かに見られる。しかし同時に、各地のルシン人（レムコ人含む）はそれぞれに非常に異なる歴史的経緯をたどって現在に至っていることも事実である。例えば旧ユーゴスラヴィアにおいては、ルシン人は連邦内のマイノリティとして公的に認められており、教育、裁判の場においてもルシン語の使用が認められており、ルシン語のテレビ放送、ラジオ放送も行われていた (Lunt 1998: 44)。社会主义政権期のポーランドでは、公的にはマイノリティは存在しないこととされていたことを考えれば、旧ユーゴスラヴィアのルシン人はレムコ人とは比較にならないほど良好な環境にあった。

上に述べたような「レムコ」と「ルシン」の区分に加えて、さらに「ウクライナ」との関係を考慮しなくてはならないため、状態はなお複雑化する。Rieger (1995b: 135) が言うように、ルシン人のポーランドにおける呼称として「レムコ人」という呼称を捉える見方が一般的ではあるが、この考え方は既存の国家区分（主にポーランドとウクライナ）にあまりにもとらわれているきらいもある。「レムコ人であること」は

「ウクライナ人であること」と必ずしも対立するわけではないからである。現にレムコ人の知識人層のなかには、民族的にはウクライナ人の自覚を持つ者も存在する。この代表例として Дуда (2011) と Пиртей (2013) を挙げる。前者はレムコ語・ポーランド語対訳辞典である。後者は、比較的小規模ではあるが、レムコ語の文法書である。両者とも、レムコ語をウクライナ語の方言として扱う点、作業言語（書き言葉）としてウクライナ語を用いる点が共通している。Kabzińska (2000: 43) の指摘によれば、「ウクライナ人とは別の集団としてのレムコ人」という考えは必ずしもすべてのレムコ人に受容されているわけではなく、自らをウクライナ人と見なすレムコ人はこのような独自性の主張を否定的に捉えているという。

ポーランドにおいてレムコ人を代表する団体も、「レムコ」と「ウクライナ」の関係性に対応して、2 団体が存在する。ひとつはポーランドのゴルリツェ (Pol. Gorlice) を中心に活動する「レムコ人同盟」(Pol. Zjednoczenie Łemków; Ukr. *Об'єднання лемків*)、もうひとつはレグニツア (Pol. Legnica) を中心とする「レムコ人連盟」(Lem. Стоваришина Лемків; Pol. Stowarzyszenie Łemków) である。前者の「同盟」は、その団体名がウクライナ語であることからも分かるように、ウクライナ民族のなかの地域集団として自ら（レムコ人）を位置づけている。一方で後者「連盟」は、ウクライナとは言語的にも民族的にも差異化を志向する団体である。「連盟」の設立と当局による認可（1989 年）は、レムコ語の表記法整備において重要な意味を持つ (Фонтаньски 2009: 129)。本論文でもすでに参照した Helena Duć-Fajfer、Мирослава Хомяк、Ярослав Горощак などは「レムコ人連盟」に参加している知識人であり、レムコ語の表記に実践的に関わっている。

レムコ語の言語学的分類を以下にまとめる。

1. 学術的概念として「レムコ」という呼称が用いられ始めたのは 19 世紀前半までさかのぼることができる。
2. レムコ語の位置づけは、言語学的にはウクライナ語の方言とする見方が現在まで主流である。独立の言語という意味での「レムコ語」という呼称は、体制転換（1989 年）以降のポーランドを中心に用いられている。
3. Magocsi (ed. 2004) に代表されるように、いくつかの地域変種の集合として「ルシン語」を設定し、それらの変種のひとつとしてレムコ語を位置づける見方が現れている。ただし、地域変種それぞれにどの程度の独自性を認めるかは、各研究者の主観的判断によるところが大きい。

2.5 第 2 章の総括

2.5.1 コーパスの記述と言語学的分類の非関連性

言語の実体（コーパス）の記述は分類の揺れを説明できないことが、本論文 2.2.1、2.3.1、2.4.1 からも改めて明らかになった。正確に言えば、言語学的分類においてどのような立場を採用しようとも、記述内容には影響を与えない。例えば本論文 2.2.1 で、カシューブ語の特徴のひとつとして「カシュビエニエ」(Csb. kaszëbienié) を挙げた。この語は、標準ポーランド語内部の特徴を示す方言学的術語である。しかしながら、カシューブ語を独立の「言語」と見なす研究者（例：Makùrôt 2016）も、積極的に「言語」とは見なさない研究者（例：Stone 1993）も、「カシュビエニエ」という現象をカシューブ語の典型的特徴と見なし、記述の対象としているのである²¹³。

また、採用されているタームと著者の言語分類に関する考えが一致していないと思われる場合もある。シロンスク語の言語記述として参照した Tambor (2008b) は、自身の研究対象を *mowa* 「言葉」と称している。このターム (*mowa*) が「言語／方言」という典型的なヒエラルキーからやや離れたところにあることは既に指摘した（本論文 2.3.2）が、実際のところ Tambor は、独立の「シロンスク語」という考え方を支持する代表的論者のひとりである（本論文 2.3.3）。同様に、レムコ語の統語論に関する著作を記した Fontański (2014) は、その序文において「レムコ語」(Pol. język lemkowski) という呼称に保留の余地を残している。このように、筆者自身が呼称の問題について言及している場合は、その筆者の立場を明らかにするのは比較的容易である。しかし上の Tambor のように、他の著作、論文を参照しなければその立場が分からぬ場合もある。

いずれにせよ、言語を記述するという営為は、記述結果から帰納的に分類を決定するわけではなく、あらかじめ決定されている外延の中に記述結果を当てはめることで成立している。言語の実体（コーパス）に関する研究は、言語学的分類を分析する上で重要な資料ではあるが、それ自体が言語学的分類を説明するわけではない。分類の問題を分析するには別の観点が求められる所以である。

本章ではこの「別の観点」として各言語の研究史を概観し、そこから言語学的分類を明らかにすることを試みた。研究対象であるカシューブ語、シロンスク語、レムコ語は、言語学的分類において「言語」と「方言」の 2 項対立が観察できることは確かである。カシューブ語とシロンスク語の場合はポーランド語を対立項とし、レムコ語の場合はウ

²¹³ Makùrôt (2016) はカシューブ語を独立の言語見なす立場であり、記述もカシューブ語で行わっている。その Makùrôt (2016: 30) がカシュビエニエについて、カシューブ語とポーランド語を分かつ重要な基準のひとつであり、現代のカシューブ文語においては表記の上でも規範的に反映されていると記述していることは注目に値する。

クライナ語、ルシン語を対立項としている。しかし研究史の観点から見れば、揺れの内実は大きく異なっていることが明らかとなった。カシューブ語の言語学的分類は「言語」と「方言」という、比較的単純な 2 項対立に収束される。一方でシロンスク語とレムコ語の分類では、「言語／方言」という典型的な対立に加え、新たな分類項目が立てられている。シロンスク語の場合は「エスノレクト」であり、レムコ語の場合は「各地域変種の集合としてのルシン語」である。以下にそれぞれを詳しく見ていく。

2.5.2 言語ごとに見る言語学的分類の揺れ：多様性と背景

(1) カシューブ語

カシューブ語の言語学的分類は「言語」と「方言」の間で揺れており、現在でも完全に決着がついたとは言えないことは確かである。しかし全体的に見れば、時代が下るにつれて独立の「カシューブ語」という立場を採用する研究者は増えている。また、Jadwiga Zieniukowa や Hanna Popowska-Taborska など、方言学的観点（すなわち、「カシューブ方言」という観点）からカシューブ語に注目してきた研究者らも、検討の余地を残しつつも、独立の「カシューブ語」というステータスを否定的に捉えているわけではない。カシューブ語の言語学的捉え方は徐々に「言語」の方向へ向かいつつあると言える。この変化の背景として、体制転換（1989 年）やマイノリティに関する法令の制定（2005 年）も重要な契機となっていることは確かである。しかしカシューブ語の言語学的分類の変化とこれらの政治的変化とを一義的に結びつけることはできない。

というのも、カシューブ語の言語学的分類は 19 世紀以来、研究者のあいだでも揺ってきたからである。その揺れのもとを正せば、Florian Ceynowa や Stefan Ramult らの個人的な思想（独立の言語としての「カシューブ語」）にたどり着く。しかしこの考え方は、単に Ceynowa や Ramult の主観的判断として処理できるものではない。Ceynowa や Ramult の著作がカシューブ語研究史の重要な一部をなしており、かつ後世の研究者にも小さくない影響を与えている以上、その歴史性を無視することはできないからである。また、カシューブ語、カシューブ人の独自性を標榜する組織的活動は、両大戦間期の Aleksandr Majkowski、Jan Trepczyk、Aleksandr Labuda などにも見えることができる。

すなわちカシューブ語に関しては、言語分類が揺れる歴史的土壌が存在すると言えよう。この揺れは、後に見るシロンスク語やレムコ語の分類のような複雑なものではなく、「言語／方言」という典型的な言語分類の対立であるといえる。

(2) シロンスク語

シロンスク語の分類には、カシューブ語の分類に見られたような歴史的土壌は存在しない。独立の言語という意味での「シロンスク語」という呼称が現れるようになったのは 1990 年代初頭である。ポーランドの体制転換（あるいはさらに広義に、社会主義陣営の崩壊）とシロンスク語をめぐる言説が連動していることは研究史の観点から明白である。よってシロンスク語の独立性の主張については、マイノリティをめぐる言説や研究が許容されるようになったという政治情勢の変化（1990 年前後）を、最重要の背景と見なすべきであろう。この変化を、シロンスク語の位置づけをめぐる学術的議論が後追いしている。本論文 2.2.2 で見たように、カシューブ語およびカシューブ人をめぐるトピックもまた、体制転換を機に開放された傾向は確かに見られる。しかしカシューブ語の言語学的分類の揺れと比較して、シロンスク語のそれは新しいものであり、言語学的議論と政策的議論の境界がより不鮮明なものとなっている。

シロンスク語の分類をめぐる議論は 1990 年代以降のポーランドに見られるものであり、その構造は端的に言えば「シロンスク語」と「シロンスク方言」のあいだの対立である。この構造は一見すると、カシューブ語の分類の揺れと同じものに見えるが、実際はそうではない。本論文 2.3.2 で引用した Siuciak (2012: 33) も指摘するように、「シロンスク語」(Pol. *język śląski*) という呼称は主にメディアやインターネット上で、シロンスク語の独立性を支持するときに見られるものだからである。「ポーランド語とは別の言語」という含意の下に、言語学者が「カシューブ語」(Pol. *język kaszubski*) という呼称を用いることは十分に想定され、実際にそのように用いられている。しかし「シロンスク語」という呼称の場合、状況は大きく異なっている。言語学者が言語的特徴を語る場において、ただ対象を名指すために「シロンスク語」という呼称が用いているケースは、管見の限り存在しない。「シロンスク語」というタームにはほぼ必然的に、政治的ニュアンスが付着しているからである。ポーランド語の「言語」(Pol. *język*) というタームが「シロンスク語」(Pol. *język śląski*) という呼称を形成するとき、その使用者にどのような意図があるにせよ（あるいは、無いにせよ）、既存の分類（「シロンスク方言」）を採用していないことは間違いない。既存の分類の不採用が直ちに「政治的ニュアンス」の証左になるとは断言できないようと思えるが、シロンスク語の場合はそうではない。既存の分類の否定が、言語政策をはじめとする政治的議論²¹⁴ の端緒あるいは名目として使用されているからである。よって、言

²¹⁴ ここで言う「政治的議論」とは、シロンスク語の言語政策におけるステータスを論じるもの（例えば Kamusella (2008)、Tambor (2008a)、Myśliwiec (2013) など）や、シロンスク人をエスニック・グループとして認可することを要求する運動などを指している。このような運動に関

語学的研究対象を名指す（言語学的な位置付けを示す）ために「シロンスク語」というタームを用いることは、ほぼ不可能であると言える。ふたつの呼称「シロンスク語」と「シロンスク方言」は、実際は言語学的分類の対立関係にあるとは言えないものである。

また近年、シロンスク語に対して「エスノレクト」(Pol. *etnolekt*) というタームを採用する研究もある（本論文 2.3.3）。既存のターム（「言語」と「方言」）ではなく敢えて「エスノレクト」を採用する背景として、シロンスク語を中立に扱う姿勢（あるいはそのような姿勢のアピール）があることはすでに指摘した（本論文 2.3.3）。シロンスク語に対して「エスノレクト」を採用することで、「言語」と「方言」という典型的な対立を避けることができるからである。しかしながら、既存の分類（「シロンスク方言」）に対して疑念がないならば、新しいターム（エスノレクト）を採用する理由がない。中立性を打ち出すターム使用を敢えて行っているという事実そのものが、既存の分類への疑念を示していると言えるだろう。とはいえ、「シロンスク方言」という分類に疑念があるからと言って「シロンスク語」という呼称を採用すると、先述の理由から、極度に政治的で非学術的なニュアンスを帯びることとなってしまう。よって、「言語／方言」という既存の分類形式を用いることができない。この点において、「エスノレクト」の中立性が巧みに利用されていると言える。

（3）レムコ語

レムコ語の言語学的分類は、カシューブ語やシロンスク語とはやや異なる。本論文 2.4.3 で示したように、ウクライナ語との関係に加えて「ルシン語」との関係も考慮されるからである。「各地域変種の集合としてのルシン語」という考え方には、ルシン人という「同胞」意識や歴史性に鑑みた側面が強く、ひとえに言語学的（＝音声的・文法的）事実によるものとはいえない。また、地域変種のそれぞれは具体的な実体を備えたものであるが、「ルシン語」自体はあくまで概念的な呼称である。しかしながら、レムコ人を含む現在のルシン人の状況をもっともよく反映しているという意味では相応の社会言語学的妥当性を備えており、言語学的分類のヴァリエーションと理解できる。もっとも、各地域変種にどの程度の独立性を認めるかは、研究者の主観による部分が大きい。ここで強調しておきたいのは、各地域変種の集合としての「ルシン語」は、「レムコ変種」（およびその他の地域変種）と対立的な関係にあるとは言えないということである。先述のように、「ルシン語」という呼称そのものは具体的な実体を持つものではなく、概

しては本論文 3.3.6 で改めて詳述する。

念的なものである。成立年代も比較的新しく、各地に離散しているルシン人の（諸）言語を総称するために、敢えて設定された立場であるとも言えるだろう。その意味で「ルシン語」という呼称は、Haugen (1966: 923) が言うところの「上位」(Eng. *superordinate*) に位置するものというより、象徴的呼称と捉えるほうが正確である。したがって、ルシン語と各地域変種の関係性は「言語／方言」の対立とは様相がやや異なっている（「ルシン語」を取り上げている資料 (Magocsi ed. 2004、三谷 (2011) など) においても、「○○方言」という立場は取られていない）。「ルシン語レムコ変種」が対立項を持つとすれば、他の地域変種（ルシン語ヴォイヴォディナ変種、ルシン語プレショウヴァンツィア変種など）であり、「○○変種」と限定されていない「ルシン語」と対立するものとは言えない。少なくとも、「ポーランド語 対 カシューブ方言」や「ポーランド語 対 シロンスク方言」などの対立と同列に扱えないであろう。「ウクライナ語とは別の言語」という意味で、つまり独立の言語としての「レムコ語」という呼称を言語学的分類として使用する傾向は、1990 年以降のポーランドにおいて見られるようになった考え方である（本論文 2.4.3）。レムコ人全体によって支持されているものではないが、Misiak (2006) や Fontański (2014) などが「レムコ語」という呼称を、譲歩の余地を残しつつとはいえ採用していることを考えると、徐々に言語学的分類の項目として成立しつつあると言える。

各言語に対する研究上のアプローチは時代によって変化している。一般に、先行研究を肯定的に捉えるにせよ、否定的に捉えるにせよ、先立つ時代の資料とデータに依拠して研究は行われる。また、言語学のみに限定できることではないが、時代が下るにしたがって対象へのアプローチも変化する。無論、研究上の変化がすなわち進歩であると簡単に判断できるわけではないが、いずれにせよ、どのような方法論や考え方によれば「言語／方言」という議論は収束しない。現に、カシューブ語、シロンスク語、レムコ語の言語学的分類をめぐる揺れは現在でも残り続けている。

しかしその内実は多様であり、各言語をとりまく歴史的背景を抜きにして語ることはできない。本研究の対象である 3 言語について言えば、「言語／方言」という対立を「言語学的分類の揺れ」と見なすことができるはカシューブ語だけであった。シロンスク語の分類は、形式的には「言語／方言」の対立が見られたが、実際のところ前者（「シロンスク語」）は強い政治性を帯びており、言語学の議論上は「シロンスク方言」の対立軸とはなっていない。このような「言語／方言」の不均衡な関係において「エスノレクト」という新たなタームが現れたことは既に述べたとおりである。レムコ語の場合は、独立の「レムコ語」を標榜するレムコ人の活動自体は 20 世紀初頭までさかのぼることができるが、それが言語学的分類の項目として定着しはじめた

のは比較的近年のことであり、この定着の契機となったのが「ポーランド」という政治主体内部の変化（1989年体制転換）である。このように、言語学的分類の揺れが見られると言っても、その実態は様々に異なっている。

しかし分類の揺れがどのようなものであるにせよ、カテゴリーの選択（言語、方言、エスノレクト、地域変種）は記述の結果にもとづいたものではない。事実はむしろ逆であり、カテゴリーの方が先に選択されている。「記述の単位は、個々の観察から帰納的に決定されるものではない」（本論文 1.2.2）という一般的的事実は、本章の事例によっても裏付けることができたと言える。

3 政策的分類

本章では、言語を分類するもうひとつの体系である「政策的分類」について見ていきたい。前章では言語学的分類を分析するに際して、分類の「揺れ」をキーワードとする分析を行った。言語学的分類の特性に鑑みれば、「揺れ」への着目は自然なことである。本論文 1.2.4 の【表 1-1】で示したように、言語学的分類の主体は特定の個人に帰するわけではない。言語学的分類を提唱した研究者は特定できるだろうが、その考えが言語学者の間で受容されない限り、言語学的分類は成立しないからである。したがって、受容の程度に差があるとき、言語学的分類は揺れることとなる。

ところが政策的分類の主体は国家や自治体などに限定でき、かつ、決定は法令文書の形で一元的に示される。よって、政策的分類は基本的に揺れることはない²¹⁵。政策的分類を分析するに際して重要なのは、「揺れ」ではなく「意図」である。本論文 1.2.4 で示したように、言語政策は政治主体の利害に応じて制定されるものの、政策にいたるまでの議論や根拠は通常は明らかにされない。よって、社会言語学的分析を通じて政策の背景にある意図を分析する必要があるだろう。しかし、言語政策の意図を分析するための決定的な方法論はいまだに提示されていない現状がある。そこで筆者は、「法令内的問題」と「法令外的問題」のふたつの観点から、ポーランドのステータス計画の分析を試みる。この目的を達成するため、本章は以下の節から構成される。

3.1 ポーランド共和国のステータス計画と国勢調査の結果

3.2 2005 年法令の背景：欧州評議会の憲章と枠組条約

3.3 2005 年法令の分析

3.4 第 3 章の総括

第 1 節ではポーランドにおけるステータス計画と国勢調査の結果を概観し、本章における分析のための基礎的な情報を提示する。第 2 節では、マイノリティ言語に対するポーランドのステータス計画（2005 年法令）の背景として、欧州評議会のふたつの条約を取り上げ、2005 年法令との関連を述べる。第 3 節では、「法令内的問題」と「法令外的問題」の分析を通じて、2005 年法令の持つ問題点を明らかにしていく。第 4 節は本章の総括である。

²¹⁵ ここで言う「揺れ」とは、同時代に生じうるか否かを基準としている。言語学的分類については、同時代の言語学者、知識人の間でも意見の不一致が見られることは珍しくない。このような不一致を筆者は「揺れ」としている。一方で言語学的分類は、政策（ステータス計画）の形で実現される性質上、一元的な性質がある。政策的分類について出される異論は、政策と現実の間の揺れであって、政策そのものの揺れではない。

3.1 ポーランド共和国のステータス計画と国勢調査の結果

本節では、政策的分類を論じる前段階として、以下のふたつの情報を提示する。

1. ポーランド共和国のステータス計画

現在のポーランド共和国のステータス計画は、ポーランド語に関わる計画と、ポーランド語以外の言語に関わる政策とに 2 分できる。本節ではまず、これらの計画に関わる法令文書とその内容を概観する。

2. 国勢調査の結果

体制転換（1989 年）以降のポーランドでは、2 回の国勢調査が行われている（2002 年、2011 年）。これらの調査結果からマイノリティに関わる部分を抜き出す。

3.1.1 憲法と 1999 年法令

1997 年に定められたポーランド共和国憲法（RP 1997、以下「憲法」と略）は、第 27 条において国家の公用語（Pol. język urzędowy）をポーランド語と定めている（RP 1997: Art. 27）。

ポーランド共和国における公用語はポーランド語である。本条項は、共和国によって批准された国際条約によって定められるナショナル・マイノリティ〔訳注：Pol. mniejszość narodowa〕の権利を制限するものではない。

憲法 27 条におけるステータスは唯一、「公用語」という文言のみに現れる。ただし、公用語の果たすべき役割や、「ナショナル・マイノリティ」の具体的名称が挙げられていない点に鑑みると、憲法第 27 条はあくまで大まかな指針を示しているに過ぎない。公用語としてのポーランド語の役割がより具体的に示されているのは、1999 年の「ポーランド語に関する法令」（RP 1999）である（以下、「1999 年法令」と略）。1999 年法令序文では、ポーランド語が「国民的アイデンティティの基本的要素をなし、国民文化的遺産」であり、「ヨーロッパの多様性を構成するポーランド文化の保護は、ひとえにポーランド語の保護によって達成される」と明記されている。また、法令の成立背景として、「分割者、占領者のポーランド語との闘いが民族意識を失わせる手段であったという歴史の経験」が序文で挙げられている²¹⁶。その他、1999 年法令における重要な箇

²¹⁶ ここで言う「分割者、占領者のポーランド語との闘い」とは、三国分割期（1795–1918 年）や第 2 次世界大戦時におけるポーランド語抑圧政策を意味していることはいうまでもない。

所を箇条書きの形で記す²¹⁷。

- ポーランド語は国家の公用語として、政府機関および地方自治体の公務において用いられる (RP 1999: Art. 4)。
- ポーランド語の使用状況、ポーランド語正書法に関する諸問題に対する諮問機関として「ポーランド語評議会」(Pol. Rada Języka Polskiego) を組織する。評議会は最低でも 2 年に 1 度、政府に報告書を提出する義務がある (RP 1999: Art. 12–13)
- ポーランドの領土内において、ポーランド語以外の言語のみによる商業活動、広告活動などを行った場合、100,000 ズウォティ以下の罰金刑に処される (RP 1999: Art. 15)。

言語にどのような象徴性、実質性を与えるかは、ステータス計画の重要な部分を占めている（本論文 1.2.3）。ポーランド語を公用語と定める憲法はその象徴性を体現するものである。1999 年法令は、ポーランド語保護のための具体的な施策と罰則を定める点に鑑みると、より強く実質性に関わる法令である。憲法および 1999 年法令では、言語に関する条文はマイノリティの権利を侵害するものではないとされている。しかしポーランド語が政治主体（国家）と結びついた、高い「威信」を備えた言語であることが確認でき、いわば、「ポーランド語中心主義」と言うべき方針が示されていることが分かるだろう。マイノリティおよびマイノリティ言語の保護を目的とするポーランドの政策は、あくまでこのような前提の下で行われていることに留意しなくてはならない。

3.1.2 2005 年法令

前項で見る憲法と 1999 年法令は、ポーランドにおけるポーランド語のステータスに関わるものであった。これらの法令文書では、ポーランド語のステータスが確定されると同時に、マイノリティの言語的権利は侵害されないことも謳われている。前項冒頭で引用した憲法第 27 条の文言はその代表である。

しかしながら、どのような集団が「マイノリティ」に相当するかの具体的規定はなく、また、マイノリティに対してどのような権利が認められるかについても言及されていない。よって憲法や 1999 年法令の「マイノリティ」に関する文言は、実質的というより

²¹⁷ 本論文における 1999 年法令の和訳は筆者による。法令の全文和訳と分析については小森田 (2005) を参照。なお小森田 (2005) では、1999 年法令を「ポーランド語についての法律」と称している。

形式的な意味合いが強いことは事実である。マイノリティおよびその言語に対する積極的な政策は 2005 年の「ナショナル・マイノリティとエスニック・マイノリティおよび地域言語に関する法令」(RP 2005、以下本文では「2005 年法令」と略)²¹⁸まで待たねばならない。2005 年法令は、体制転換後のポーランドでマイノリティの言語的・文化的権利について言及した初の法令文書である。以下、2005 年法令の重要な点を挙げる。

(1) 「マイノリティ」の定義と区分

2005 年法令第 2 条は、これまでの法令文書（憲法、1999 年法令など）で特に定義されることなく用いられてきた「マイノリティ」(Pol. *mniejszość*) という語を定義している。その際に重要なのは、2005 年法令がマイノリティを「ナショナル・マイノリティ」(Pol. *mniejszość narodowa*) と「エスニック・マイノリティ」(Pol. *mniejszość etniczna*) とに分けている点である。前者は、ポーランド以外の国家と関連するマイノリティを指す。例えば、ポーランド国内に居住するウクライナ人やウクライナ系ポーランド人が該当する。後者は、他の国家との関連がないマイノリティを指し、例えばロマ人、カライム人が該当する。2005 年法令における「マイノリティ」の定義は次のようにまとめられる (RP 2005: Art. 2)。

1. ポーランドの他の市民と比して数的に少数である。
2. 言語、文化あるいは伝統によって、その他の市民と本質的な違いを有する。
3. 自らの言語、文化あるいは伝統の保存を志向する。
4. 独自の歴史に関して一体性の意識を持ち、その意識の表明と保護を志向する。
5. 現在のポーランドの領土に、その祖先が少なくとも 100 年以上前から居住している。
6. ナショナル・マイノリティは、自らの国家における国民と同一視される。

一方でエスニック・マイノリティは、そのような同一視はされない²¹⁹。

²¹⁸ 本論文では、ポーランド語の *mniejszość narodowa* に対して「ナショナル・マイノリティ」を、*mniejszość etniczna* に対して「エスニック・マイノリティ」という語を当てている。本文でも述べているが、2005 年法令はポーランドのマイノリティを「ポーランド外の国家と結びついているか否か」という基準で区分している。よって、「ナショナル・マイノリティ」は「国民的マイノリティ」、「エスニック・マイノリティ」は「民族的マイノリティ」としても不自然ではないが、日本語の学術用語として一般的な表現とは言えない。また、2005 年法令を分析した英語論文 (Baranowska 2014 など) が、*mniejszość narodowa* に対して *national minority*、*mniejszość etniczna* に対して *ethnic minority* を当てていることから、本論文では「ナショナル・マイノリティ」および「エスニック・マイノリティ」という表現を採用した。

²¹⁹ 強調は引用者による。

以上の定義にもとづき、2005 年法令は以下の集団をポーランド国内の「マイノリティ」として認めている (RP 2005: Art. 2)。

【表 3-1】2005 年法令におけるマイノリティ²²⁰

| | |
|--------------|---|
| ナショナル・マイノリティ | ベラルーシ人、チェコ人、リトアニア人、ドイツ人、アルメニア人、ロシア人、スロヴァキア人、ウクライナ人、ユダヤ人 |
| エスニック・マイノリティ | カライム人、レムコ人、ロマ人、タタール人 |

2005 年法令はこれらのマイノリティの「独自の言語」(Pol. *własny język*) を「マイノリティ言語」(Pol. *język mniejszości*) としている (RP 2005: Art. 3)。さらに、マイノリティに属する個人は公的と私的との区別なくマイノリティ言語を用いる事が可能であり、公的書類などにマイノリティ言語の表記法を用いて署名できる。ただし、ラテン文字以外の文字で表記されるマイノリティ言語については、ラテン文字への翻字が求められる (RP 2005: Art. 7-8)。

(2) 「地域言語」の定義

2005 年法令第 19 条はマイノリティ言語とは別に、「地域言語」(Pol. *język regionalny*) という概念を定義し、「地域言語とはカシューブ語である」と言明している (RP 2005: Art. 19)。

【第 1 項】

ヨーロッパ地域言語・マイノリティ言語憲章²²¹ にもとづき、次の言語を本法令の理解における地域言語とみなす。

(1) 所与の国家の領土において、当該国家の他の市民と比して数的に少数のグループを形成する市民によって伝統的に用いられてきた言語。

²²⁰ 【表 3-1】は、RP (2005: Art. 2) をもとに筆者が作成した。なお、マイノリティの呼称の並びは 2005 年法令本文の並びにもとづく。

²²¹ 「ヨーロッパ地域言語・マイノリティ言語憲章」とは、1992 年に欧州評議会で採択された条約 *European Charter for Regional or Minority Languages* (CoE 1992) を指す。この条約の日本語名はいくつかあり、「欧州地域少数言語憲章」(高橋 1992)、「地域言語または少数言語のための欧州憲章」(窪・渋谷 2005; 泉・木村 2009) などがある。CoE (1992) について詳しくは本論文 3.2 を参照。

(2) 当該国家の公用語と異なる言語。これには国家の公用語の方言も、移民の言語も含まれない。

【第 2 項】

本法令の理解における地域言語とはカシューブ語である [...] ²²²

2005 年法令においては、「地域言語」と「マイノリティ言語」は異なるものとして定義されていることに留意する必要がある。この点は、欧州評議会 (Eng. *Council of Europe*) の定める条約と 2005 年法令との比較において重要となってくる（本論文 3.2）。

（3）2005 年法令にもとづく措置など

教育：マイノリティ言語および地域言語の教育に関しては、2005 年法令第 18 条で言及されている (RP 2005: Art. 18)。しかしながら第 18 条は権利の保障を明確にしているのみであり、教育機関が具体的に取るべき措置を指示しているわけではない。このような措置を具体的に指示するのは、日本の文科省に相当する「国民教育省」(Pol. *Ministerstwo Edukacji Narodowej*) が発行する行政文書である。マイノリティ言語の教育に関する行政文書のなかで最新のものは、2017 年 1 月に発行されている (Ministerstwo Edukacji Narodowej 2017)。この文書の第 1 節では、マイノリティ言語および地域言語に関する授業、およびマイノリティの歴史、文化に関する授業の採択は、各教育機関の決定に拠るとされている (Ministerstwo Edukacji Narodowej 2017: §1)。

行政：2005 年法令第 10 条によると、ポーランドの基礎自治体 (Pol. *gmina*) は、国によって行われる「公的自治体登録」(Pol. *Urzędowy Rejestr Gmin*) という措置の対象となる。自治体住民のマイノリティの比率（全住民の 20 %以上がマイノリティへの帰属を表明していること）がこの措置の基準となっている²²³。登録の決定自体は国が行うが、登録の要請は各自治体が行う (RP 2005: Art.10)。さらに 2005 年法令第 9 条によると、「公的自治体登録」に名前が挙げられている自治体では、マイノリティ（住民の 20 %以上）の使用言語が「補助言語」(Pol. *język pomocniczy*) として用いられる。マイノリティに属する人間は、公的機関の担当者に対しマイノリティ言語を使用する権利を持つ。ただし、公的機関の担当者による回答や行政措置はすべてポーランド語で行われる (RP 2005: Art. 9)。

地名、道路標識など：2005 年法令第 12 条によると、「公的自治体登録」にリストアッ

²²² 強調は引用者による。

²²³ マイノリティの比率の決定は、最新の国勢調査の結果が用いられる (RP 2005: Art. 14)。

普されている自治体では、地名や道路標識の掲示をマイノリティ言語によって記すことができる。ただし、「公用語（ポーランド語）との併記」や「ナチス、ソ連と関係する名称は不可」などの条件が付帯している (RP 2005: Art. 12)。

3.1.3 国勢調査の結果（2002 年、2011 年）

体制転換後のポーランドでは、2002 年と 2011 年に国勢調査が行われている²²⁴。以下、それぞれを「2002 年調査」と「2011 年調査」と略す。

国勢調査における回答は、実態を反映しているか否かという点よりも、それが「公的」なものとして利用されるという点において重要である。Michna (2013b: 135) は、国勢調査は「客観的で、実態に即し、学術的に裏付けられた社会像」と捉えることができるが、「社会的現実や集団間の関係に影響を及ぼす」ものとして捉えることが可能であり、自身の研究 (Michna 2013b) は後者の捉え方を採用すると述べている。無論、国家ばかりではなく、マイノリティ集団の指導的地位にある者もこの数値を利用し、自らの主張の基盤とすることが多い²²⁵。Michna (2013b) は、ポーランドの 2011 年調査を軸にマイノリティ問題を記述したものであるが、上の指摘自体は 2002 年調査のみならず、各国の国勢調査とマイノリティの関係を考察する際に広く適用できるものであろう。本論文で国勢調査の数値に言及するときも、その数値を「客観的」な根拠として捉えているのではないことに注意されたい。

（1）2002 年調査（2002 年 5 月 21 日から 2002 年 6 月 8 日）

2002 年調査は、第 2 次世界大戦後のポーランドではじめて、回答者の出自に関する問い合わせが提示された (Michna 2013b: 138)。人民共和国時代のポーランドで 10 年に 1 度行われていた国勢調査ではこの類の質問はなかった。体制転換を機にポーランドの言論、学術の場においてマイノリティに関するトピックが開放されはじめたことは本論文第 2 章でも指摘したが、国勢調査にもその潮流が現れている²²⁶。2002 年調査では、回答者の出自を問うに際して、「ナロドヴォシチ」(Pol. *narodowość*) という語が用いられて

²²⁴ 質問表は GUS (2002) と GUS (2010)、調査結果は GUS (2003) と GUS (2012) をそれぞれ参照のこと。公開されている情報の限り、どちらの調査もポーランド語で行われており、他言語の翻訳は用意されていない。

²²⁵ Michna (2013b: 135) は、「自集団のステータス改定を目標とし、自集団の個別性の認可と法的保護を要求するエスニック・グループの指導者たちがどのように 2011 年の国勢調査を利用したか」が自身の関心であると述べている。

²²⁶ ポーランド史上初の国勢調査（1789 年）から最新の 2011 年調査にいたるまでの小史は、中央統計局のウェブサイトで閲覧できる (GUS 2018)。

いる²²⁷。国勢調査をおこなった中央統計局 (Pol. Główny Urząd Statystyczny) はこの語を次のように定義している (GUS 2003: 39)。

「ナロドヴォシチ」とは、(主観的感覚に基づいて) 表明され、特定の国民 [訳注: Pol. *naród*] との関連性から、感情的 (情緒的)、文化的、(両親の出自の観点から見て) 系統的に、その人間の特徴を表すものである。

中央統計局によるこの定義は、「国民」(Pol. *naród*) との関連を重視しているという点で、*narodowość* の辞書的定義と大きくかけ離れていない²²⁸。2002 年調査における「ナロドヴォシチ」の回答方法は次のとおりである (GUS 2002: III-33)。

1. 「ポーランド」か「ポーランド以外」か、いずれかのナロドヴォシチを選択する。
2. 「ポーランド以外」と回答した者のみ、自らが属するナロドヴォシチの名称を 30 字以内で記す。

2002 年調査における「ナロドヴォシチ」の回答結果を、カシューブ、シロンスク、レムコの順に【表 3-2】にまとめる。他の集団と比較するため、ポーランド、ドイツ、ウクライナの回答結果も同時に列挙する (GUS 2003: 40)。比率は全体に対するもので、小数点第 3 位を四捨五入した数値である。なお、比率の算出は筆者による。

【表 3-2】2002 年調査「ナロドヴォシチ」回答結果²²⁹

| 結果 | 回答 | 比率 |
|-------|------------|----------|
| 全体 | 38,230,100 | 100.00 % |
| カシューブ | 5,100 | 0.01 % |
| シロンスク | 173,200 | 0.45 % |
| レムコ | 5,900 | 0.02 % |
| ポーランド | 36,983,700 | 96.74 % |

²²⁷ ポーランド語・英語対訳辞典のなかでもっとも規模の大きいものである Linde-Usiekiewicz (ed. 2007: 546) では、ポーランド語の *narodowość* に英語の *nationality* をあてている。しかし本論文がポーランドの国勢調査を扱うものであり、かつ英語の *nationality* もそれ自体が多義的であることから、本論文では音訳的に「ナロドヴォシチ」と表記する。ただし、本論文 3.3.6 で参照する資料などは原文が英語であるため、訳出の際には「ナショナリティ」とした。

²²⁸ Bańko (ed. 2000 [tom 1]: 949) は *narodowość* を「特定の *naród* への帰属」もしくは「*naród* の異なる表現」と定義している。

²²⁹ 【表 3-2】は、GUS (2003: 40) をもとに筆者が作成した。

| | | |
|-------|---------|--------|
| ドイツ | 152,900 | 0.40 % |
| ウクライナ | 31,000 | 0.08 % |

実際には、中央統計局の理解する「ナロドヴォシチ」の範疇を超える回答が相当数寄せられたことが説明されている²³⁰。いずれにせよ、2002年調査の時点では、中央統計局がいわゆるエスニック・グループに該当する回答（カシューブ、シロンスク、レムコなど）を想定していなかったことは明らかである。よって2002年調査における「ナロドヴォシチ」の調査は、ドイツ系やウクライナ系などのポーランド国民、あるいは外国籍の人間など、ポーランド以外の国家とつながりを持つ人間の数を把握する目的があつたと推測される。また、2002年調査では「家庭での使用言語」の質問も行われた。回答方法は以下のとおりである（GUS 2002: III-34）。

1. 家庭での使用言語について、「ポーランド語のみ」、「ポーランド語と他言語」、「ポーランド語以外の言語のみ」のいずれかを選択する。
2. 「ポーランド語と他言語」、「ポーランド語以外の言語のみ」と回答した者のみ、自らが家庭で用いる言語の名称を30字以内で記す。回答はふたつまで可能。

以下の【表3-3】にその結果をまとめる（GUS 2003: 41）。比率は全回答者数（38,230,100人）に対するものである。比率の算出は原資料による。

【表3-3】2002年調査「家庭での使用言語」回答結果²³¹

| 結果 | 回答 | 比率 |
|---|----------------------------------|--------------------------------|
| ポーランド語 (ポーランド語のみ) | 37,405,300 (36,894,400) | 97.80 % (96.50 %) |
| ポーランド語以外の言語 (ポーランド語と他言語の併用) (ポーランド語以外の言語のみ使用) | 563,500 (511,000) (52,500) | 1.47 % (1.34 %) (0.14 %) |

²³⁰ 2002年調査の「ナロドヴォシチ」の質問に対して寄せられた回答について、中央統計局は次のようにコメントしている（GUS 2003: 40）：「採用された「ナロドヴォシチ」の定義にも関わらず、ナロドヴォシチに関する調査において得られた回答の幾つかは、広義に理解されるナロドヴォシチの概念の範疇を超えて、エスニック・グループ〔訳注：Pol. grupa etniczna〕を含むものであった」

²³¹ 【表3-3】は、GUS（2003: 41）をもとに筆者が作成した。

| | | |
|------|---------|--------|
| 回答なし | 772,200 | 2.02 % |
|------|---------|--------|

しかしこの回答結果からは、マイノリティ言語の使用状況は明らかにはならない。【表3-3】から分かるように、2002年調査では「ポーランド語」と「それ以外」という区分が取られているが、「それ以外」の内訳は記されていないからである。中央統計局はポーランド語以外の87の言語の使用が回答されたとしているが、「幾つかの回答は言語の定義範疇を超えており、したがって方言のようなカテゴリーにより近いものであろう」(GUS 2003: 41)と付記している。よって、本研究の対象である3言語（カシューブ語、シロンスク語、レムコ語）も「ポーランド語以外の言語」ではなく、方言（もしくはそれに準ずるもの）として扱われている可能性もある。

(2) 2011年調査(2011年4月1日から6月30日)

体制転換後2度目の国勢調査である2011年調査(GUS 2012)では、前回の調査と同じく、住民のナロドヴォシチを問う質問がなされた。以下に、2011年調査における「ナロドヴォシチ」の回答方法をまとめる(GUS 2010: 14a, 14b)。

1. 次のいずれかのナロドヴォシチを選択する：
ポーランド、ベラルーシ、チェコ、カライム、リトアニア、レムコ、ドイツ、アルメニア、ロマ、ロシア、スロヴァキア、タタール、ウクライナ、ユダヤ、その他。
2. 上で「その他」を選択した者は、設定された選択肢²³²のなかから自らのナロドヴォシチを選ぶか、自由な形式で記す。
3. 上の1と2で選択されたもの以外に、自らが帰属すると感じる「国民」(Pol. *naród*)や「民族共同体」(Pol. *wspólnota etniczna*)があるか否かを回答する。回答が「はい」である場合、設定された選択肢のなかから自らの帰属を選ぶか、自由

²³² 上の1で挙げられたナロドヴォシチ以外にどのような選択肢が含まれていたかは、2011年調査質問表からは判然としない。しかし Michna (2013b) を参照すると、おそらく「シロンスク」は選択肢に含まれていたと思われる。というのも「法と正義」(Pol. *Prawo i Sprawiedliwość*) 党の Mariusz Błaszcak が中央統計局に、ナロドヴォシチについて説明を求めた事案があるからである。Błaszcak は中央統計局に、「シロンスクという存在しないナロドヴォシチが選択肢に含まれているのはなぜか」という内容の質問状を送っている。このことから、ナロドヴォシチの回答に「シロンスク」は含まれていたと推察できる。「カシューブ」がナロドヴォシチの選択肢に含まれていたか否かについてもやはり判然としないが、カシューブ語が2005年法令で「地域言語」と扱われている点に鑑みると、「カシューブ・ナロドヴォシチ」という文字通りの選択肢でなくとも、それに相当する回答を選択できたと思われる。

な形式で記す。

2002 年調査における「ナロドヴォシチ」の回答方法と大きくことなるのは、ポーランド以外のナロドヴォシチの選択が詳細になった点である。これらの選択肢の基準は 2005 年法令である。「ポーランド」以外で列挙されているナロドヴォシチは、2005 年法令で「マイノリティ」として言及されているグループと重複している。さらに 2011 年調査では、上の質問 3 が示すように、「ナロドヴォシチ」やそれに準ずる帰属の 2 重回答が可能となった。この措置により、例えば「ポーランド + ウクライナ」などの回答が可能となった。

また 2011 年調査では、質問表 (GUS 2010) と調査結果 (GUS 2012) との間にも看過できない差異が存在する。質問表では「ナロドヴォシチ」(Pol. *narodowość*) が問われていたにも関わらず、調査結果 (GUS 2012) では「ナロドヴォシチ」という語が用いられない点である。代わりとして、それまで用いられたことのない「イデンティフィカツィア」(Pol. *identyfikacja*) という語が採用されている²³³。2002 年調査において、エスニック・グループに相当するような回答が多数寄せられることへの措置であると思われる。「イデンティフィカツィア」は、必ずしも「国民」という概念と結びつくわけではない。その意味で「ナロドヴォシチ」よりも個人的属性を想起させるもので、「ナロドヴォシチ」の定義をめぐる議論を避けた意味合いがある²³⁴。

ただし、帰属を示すタームの変更(ナロドヴォシチ → イデンティフィカツィア)は、当初から予定されたものではなかったものと思われる。2011 年調査の調査項目や方法を定めた法令 (RP 2010) では、「イデンティフィカツィア」という語は「身分証明」を意味するのみであり、帰属を問うタームとして扱われていないからである。また、2011 年調査の質問表にも「イデンティフィカツィア」という語はない。回答結果をまとめる段階において「ナロドヴォシチ → イデンティフィカツィア」という変更がなされたと考えられる。

以上を前提として、2011 年調査におけるイデンティフィカツィア (=ナロドヴォシチ) の回答結果をまとめる。比率は全回答者数 (38,512,000 人) に対するもので、小数

²³³ ポーランド語の *identyfikacja* は、Linde-Usiekiewicz (ed. 2007: 303) では、英語の *identification* にあたる語とされている。上の *narodowość / nationality* と同様の理由から、本論文ではこの語も音訳的に「イデンティフィカツィア」と表記する。

²³⁴ 1997 年から現在に至るまで、シロンスク人の「ナロドヴォシチ」を標榜する二つの団体は、いずれもポーランドの裁判所により公的団体としての登録を拒否されている（本論文 3.3.6）。いずれの場合も、「ナロドヴォシチ」が意味する範疇にシロンスク人が該当するか否かが争点となつた。

点第 3 位を四捨五入した数値である。比率の算出は筆者による。

【表 3-4】2011 年調査「イデンティフィカツィア」回答結果²³⁵

| 結果 | 第 1 回答 | | 第 2 回答 | 合計 (比率) | 「ポーランド」との併記 |
|-------|------------|------------|---------|-----------------------|-------------|
| | | 2 重回答無 | | | |
| 全体 | 38,512,000 | 36,681,000 | 880,000 | 38,512,000 (100.00 %) | — |
| カシューブ | 17,000 | 16,000 | 212,000 | 229,000 (0.59 %) | 213,000 |
| シロンスク | 418,000 | 362,000 | 399,000 | 817,000 (2.12 %) | 423,000 |
| レムコ | 7,000 | 6,000 | 3,000 | 10,000 (0.03 %) | 4,000 |
| ポーランド | 36,922,000 | 36,157,000 | 77,000 | 36,999,000 (95.9 %) | — |
| ドイツ | 59,000 | 36,000 | 67,000 | 126,000 (0.33 %) | 58,000 |
| ウクライナ | 37,000 | 27,000 | 12,000 | 49,000 (0.13 %) | 20,000 |

2011 年調査では 2 重回答方式により、イデンティフィカツィア (=ナロドヴォシチ) の内訳が 2002 年調査よりも詳細に明らかとなった。しかし公表されている結果だけでは不明な部分も多く残っている。例えば、イデンティフィカツィアの組み合わせにおいては「第 1 回答ポーランド以外 + 第 2 回答ポーランド以外」という選択も可能ではあるが、このタイプの組み合わせの詳細は明らかにならない²³⁶。マイノリティの帰属意識の複合性をめぐる研究は、社会学的および歴史学的観点から新たな問題を提示しうるものであり、2011 年調査の結果のみでは明らかにならない部分も多くあるものと思われる。本章では、2011 年調査の結果から直接に導出できる事実を指摘するに留める。

1. カシューブ、シロンスク、レムコのいずれも、第 1 回答者のかなりの部分が「2

²³⁵ 【表 3-4】は、GUS (2012: 106–107) をもとに筆者が作成した。

²³⁶ 以下、「シロンスク」のイデンティフィカツィアを例にこの問題を考える。「シロンスク + ポーランド」という組み合わせは 423,000 人である。これに対して「シロンスク + ポーランド以外」という組み合わせは、統計上は 32,000 人が存在するはずであり（全体 817,000 – 2 重回答無 362,000 – 「ポーランド」との併記 423,000 = 32,000）、歴史的文脈に鑑みれば「シロンスク + ドイツ」の組み合わせが多くを占めるものと思われる。「ドイツ + ポーランド以外」の数値も 32,000 なので、この数値とも符合する。しかし調査結果のみからはあくまで概算の域を出ない。なお、同様の計算式（全体 – 2 重回答なし – 「ポーランド」との併記）をカシューブとレムコに当てはめた場合、数値の差が 0 になる。すなわち、「カシューブ / レムコ + 「ポーランド」以外のイデンティフィカツィア」の数値が 0 となるわけだが、歴史的文脈に鑑みれば、「カシューブ + ドイツ」や「レムコ + ウクライナ」という回答があってもおかしくない。しかし国勢調査のようなマクロ的調査では、「ポーランド」が関連しないタイプのイデンティフィカツィアの数値はまったく明らかにならない。

重回答無」を選択している（それぞれ、94.12 %、86.60 %、85.71 %）。

2. しかし同時に、全体の中で「ポーランド（マジョリティ）との併記」を行っているものも相当数存在する（カシューブ 93.01 %、シロンスク 51.77 %、レムコ 40.00 %）。
3. すなわち、マイノリティへ帰属意識を比較的強く持つ集団（2 重回答無）と、マジョリティとの 2 重の帰属意識を持つ集団（「ポーランド」との併記）とが共存している。特にカシューブの場合はポーランドとの併記率が高い。

2011 年調査でもやはり、「家庭での使用言語」についての調査が行われている。回答方法は次のとおりである (GUS 2010: 15)。

1. 家庭での使用言語について、「ポーランド語のみ」、「ポーランド語と他言語」、「ポーランド語以外の言語のみ」のいずれかを選択する。
2. 「ポーランド語と他言語」、「ポーランド語以外の言語のみ」と回答した者のみ、設定された選択肢²³⁷ の中から自らが家庭で用いる言語を選ぶか、自由な形式で記す。最大でふたつの言語まで回答が可能。

2011 年調査における「家庭での使用言語」の調査結果を下の【表 3-5】にまとめる (GUS 2012: 108)。比率は原資料による。

【表 3-5】2011 年調査「家庭での使用言語」回答結果²³⁸

| 結果 | 回答 | 比率 |
|--------------------------------|----------------------|--------------------|
| 全体 | 38,512,000 | 100.00 % |
| ポーランド語のみ | 35,681,000 | 92.65 % |
| ポーランド語以外の言語 (ポーランド語と他言語の併用) | 729,000 (692,000) | 1.89 % (1.80 %) |
| (ポーランド語以外の言語のみ使用) | (160,000) | (0.42 %) |

²³⁷ 公開されている 2011 年調査質問表からは、言語に関する具体的な選択肢も、ナロドヴォシチと同様に判然としない。カシューブ語は 2005 年法令にて「地域言語」、レムコ語はエスニック・マイノリティ（レムコ人）の言語というステータスを得ているため、選択肢の中にあつたことは確実と思われる。シロンスク語については推測の域を出ないが、脚注 232 に書いたように、ナロドヴォシチの回答として「シロンスク」が選択できたと思われる。よってそれが言語の選択肢にも反映されている可能性は高い。

²³⁸ 【表 3-5】は、GUS (2012: 108) をもとに筆者が作成した。

| | | |
|------|----------|--------|
| 回答なし | 1942,000 | 5.04 % |
|------|----------|--------|

2011 年調査も、2002 年調査と同じく、ポーランド語とそれ以外の言語で 2 分されている。したがって 2011 年調査の結果のみでは、ポーランド語以外の言語それぞれの詳細は明らかにならないが、「ポーランド語以外の言語」としてもっとも回答数が多かったものに「シロンスク語」(509,000 人) と「カシューブ語」(106,000 人) が挙げられている (GUS 2012: 108)。レムコ語の回答者数については明らかではないが、2011 年調査の範囲内では、シロンスク語がポーランド語以外の「言語」として扱われている点に注目したい。先述のとおり、2002 年調査ではシロンスク語の扱われ方は必ずしも明白でない部分があったからである。

2002 年調査と比較すると、2011 年調査では、ポーランドのマイノリティに関する情報がより鮮明になってきたと言える。この要因としては、ナロドヴォシチ (およびそれに準ずる帰属) の 2 重回答が可能となった点が大きな役割を果たしているが、同時に、マイノリティ側の意識も 2002 年調査や 2005 年法令を機に変わってきたとも言える。特に、シロンスクの「ナロドヴォシチ」を肯定的に評価する団体は、2011 年調査に先立って精力的なプロパガンダを行ってきたことが Michna (2013b: 144) によって指摘されている。

3.2 2005 年法令の背景：欧州評議会の憲章と枠組条約

本節では、2005 年法令の背景としての欧州評議会 (Eng. *Council of Europe*) の言語政策をまとめることとする。

3.2.1 憲章と枠組条約の概要

全ヨーロッパ規模での言語政策を展開する政治主体は、欧州連合 (Eng. *European Union*) と欧州評議会 (Eng. *Council of Europe*) である。欧州連合は「文化的、宗教的、言語的多様性に敬意を表す」ことを「欧州連合基本憲章」(European Union 2000) の第 22 条で謳っており、また形式的には、各々の加盟国内で公用語として用いられている言語はすべて欧州連合の公用語と位置付けられている²³⁹。ただし現実には、欧州連合の

²³⁹ 欧州連合の「公用語平等主義」は現在でも基本的に維持されているが、実務レベルで用いられるのは英語かフランス語が中心である (譲原 2009: 45)。もっとも、実務言語については機関ごとの差異も大きい。例えば、「欧州中央銀行」(Eng. *European Central Bank*) は英語のみ、「欧州司法裁判所」(Eng. *European Court of Justice*) はフランス語のみが実務言語であるのに対し、「欧州連合知的財産庁」(Eng. *European Union Intellectual Property Office*) は英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、スペイン語を公用語としている (橋内 2010: 55–56)。

言語政策はあくまで加盟国の公用語をベースとする側面が強い²⁴⁰。マイノリティ言語をはじめとする公用語以外の言語に対する政策の中心は欧州評議会が担っている。欧州評議会は 1990 年代に次のふたつの条約を発効させた。

1. ヨーロッパ地域言語・マイノリティ言語憲章 (CoE 1992)

1992 年に欧州評議会にて署名開放され、1995 年 3 月 1 日に発効した（文書番号 : CETS 148）。以下、この条約を「憲章」と略す。地域言語・マイノリティ言語を、ヨーロッパの文化的遺産として保護することを目的とする。批准国は 3 年ごとに活動報告書を欧州評議会に提出する義務を負い、それにもとづいて欧州評議会選出の諮問委員会がモニタリングを行う。ポーランドの 2005 年法令は、「地域言語」の定義を憲章から引用している（本論文 3.1.2 参照）が、具体的な対応は遅く、2003 年 5 月に署名、2009 年 2 月に批准している²⁴¹。

2. ナショナル・マイノリティ保護枠組条約 (CoE 1995)

1995 年に欧州評議会にて署名開放され、1998 年 2 月 1 日に発効した（文書番号 : CETS 157）。以下、この条約を枠組条約と略す。欧州評議会にてはじめて締結されたマイノリティに関する条約であり、マイノリティに属する人間の表現の自由、思想・良心の自由を保障することを目的とする。憲章と同じく、欧州評議会選出の委員会がモニタリングを行う。その際、各国からの報告書を補完するものとして、Minority Rights Group International をはじめとする NGO から提供される情報も用いられる。ポーランドは 1995 年 2 月 1 日に署名、2000 年 12 月 20 日に批准した²⁴²。

²⁴⁰ 例えば、1989 年に採択された欧州連合の言語教育計画 LINGUA は、その計画対象を各加盟国の公用語としていた。LINGUA は加盟国間において他の加盟国の公用語を学習する機会を整え、教師の交換などを支援したが (McGowan; Phinnemore 2015: 340)、国内の一地方で有力な他の言語などは対象としていなかった。

もっとも、マルタの欧州連合加盟（2004 年）にともなうマルタ語公用語化、アイルランド政府の要請により実現したアイルランド語公用語化（2007 年）などが契機となり、加盟国内で地域的に公用語のステータスを占める言語（例：カタルーニャ語）の存在感が徐々に強くなっていることも事実である（泉・木村 2009: 287–288）。現に「生涯学習計画」(Eng. Lifelong Learning Programme) 内の「コメニウス」、「エラスムス」などに組み込まれた 2007 年以降の言語教育政策は、マイノリティ言語や移民の言語も対象としている（譲原 2009: 53）。

²⁴¹ 憲章批准国の一覧は欧州評議会のウェブサイト (CoE 2018a) にて閲覧できる。本論文中における憲章の条文和訳はすべて筆者による。全文和訳と分析については窪・渋谷 (2005: 27–39) を参照。

²⁴² 枠組条約批准国の一覧は欧州評議会ウェブサイト (CoE 2018b) にて閲覧できる。本論文中における枠組条約の条文和訳はすべて筆者による。全文和訳と分析については窪・渋谷 (2005: 43–54) を参照。

これらふたつの条約は、ポーランドの 2005 年法令の成立にも大きく関わっている。というのも、2005 年法令成立の背景にはポーランドの欧州連合加盟（2004 年）という背景があるからである。周知のとおり、欧州連合は新規加盟を希望する国家を、いわゆる「コペンハーゲン基準」(Eng. *Copenhagen criteria*) に照らして判断する。この基準のひとつに国内のマイノリティ保護が含まれている。両条約への署名・批准は、当事国がマイノリティ問題について「ヨーロッパ基準」を満たしていることを示す指標の役割を担っているのである。したがって、2005 年法令自体が、ポーランドの欧州連合加盟に前後した政治的アピールの側面を持っている。

3.2.2 憲章と枠組条約における「言語」と「マイノリティ」

本論文の関心から見ると、憲章と枠組条約が「言語」と「マイノリティ」をどのように定義しているかが重要となってくる。以下、両条約において「言語」と「マイノリティ」の定義に関わる部分を概観する。

（1）憲章における「言語」と「マイノリティ」

憲章は、中心概念を第 1 条で定義付けている (CoE 1992: Art. 1)。

第 1 条：定義

- a. 「地域言語もしくはマイノリティ言語」(Eng. *regional or minority languages*) とは、以下の言語を意味する：
 - (i) 国家の所与の領土において、当該国家の他の市民と比して数的に少数のグループを形成する市民によって伝統的に用いられてきた言語。
 - (ii) 当該国家の公用語と異なる言語。

これには国家の公用語の方言も、移民の言語も含まれない。

- b. 「地域言語もしくはマイノリティ言語が用いられる領域」とは、言及された言語が、本憲章において設定された保護・振興基準の受容を正当なものと認める人々の表現方法となっている地理的範囲を意味する。
- c. 「非領域言語」(Eng. *non-territorial languages*) とは、国家の市民によって使用され、かつ国家の他の市民の（諸）言語とは異なる言語を意味し、当該国家の領土内で伝統的に用いられながらも、特定領域と結びつけることのできない言語を意味する。

憲章の文中では、「言語」の概念は常に「地域言語もしくはマイノリティ言語」という形で現れる。第 1 条 c 項で定義される「非領域言語」は、この定義中にしか現れない表現であるため、実質的には「地域言語もしくはマイノリティ言語」の下位区分として扱うことができる。憲章は、第 1 条 a 項および b 項によって、言語とそれが使用される地理的領域を厳密に定義しているが、それを用いる話者集団については定義していない。したがって憲章における「マイノリティ」(Eng. *minority*) という語は、「地域」(Eng. *regional*) と並んで、「言語」概念を修飾する役割のみを果たしている。

(2) 枠組条約における「言語」と「マイノリティ」

枠組条約は憲章と異なり、中心となる概念を定義する条文を備えておらず、したがって「言語」も「マイノリティ」も定義されていない。ただし「マイノリティ」に関しては、事実上の定義に相当する条文がいくつか見られる。枠組条約第 5 条を例として挙げる (CoE 1995: Art. 5)。

第 5 条

1. 条約当事国は、ナショナル・マイノリティに属する人間が自身の文化を維持・発展させ、自身のアイデンティティ、とりわけ宗教、言語、伝統、文化遺産といった本質的要素を保護するために必要な環境を整える責任を負う²⁴³。

ここで言う「ナショナル」とは、「国民」という意味での *nation* とのみ結びついているものではなく、エスニック・グループなどを含め、*nation* に準ずるような集団と理解できる。枠組条約の条文中、「マイノリティ」という語は常に「ナショナル・マイノリティ」という形で現れる。一方、「言語」の概念は枠組条約では定義されておらず、定義に相当する条文もない。上に挙げる第 5 条はじめ、言語は「マイノリティに保障されるべき諸々の権利のひとつ」として、いわば自明のものとして扱われている。

3.3 2005 年法令の分析

前節では、2005 年法令の背景としての欧州評議会の条約（憲章と枠組条約）、それにおける「言語」と「マイノリティ」概念の定義について概観した。前節でも指摘したとおり、マイノリティやその言語を保護するための法整備は、欧州連合ではなく欧州評議会が中心となっている。ただし憲章も枠組条約も、効力はあくまで限定的なものであ

²⁴³ 強調は引用者による。

ることに留意すべきである。そもそも、欧州評議会の定めるルール自体が、欧州連合のそれと比較して法的拘束力が弱い (Vacca 2011: 347)。さらに両条約とも、国際法の理解するところの枠組条約²⁴⁴ に該当するものであって、国際的に一律のルールとはなりえない。同時に、Srivastava (1999: 99) が指摘するように、マイノリティ自体が一元的に定義し難い存在でもある²⁴⁵。よって、2005 年法令で名が挙げられている各マイノリティもポーランドの裁量により選出されたものであって、選出する側の認識や利害が反映されていると考えるのはごく自然なことである。また、2005 年法令で定義されている「マイノリティ」や「地域言語」といった概念についても、憲章や枠組条約を引用したものというより、両条約と齟齬をきたさない程度に解釈された結果と捉えられる。本節ではこの考えにもとづき、2005 年法令を分析していく。

3.3.1 ステータス計画分析の方法論：法令内的問題と法令外的問題

本論文 1.2.3 において、Kloss (1969)、Cooper (1989)、Spolsky (2012) を参照しつつ、ステータス計画一般の特性をまとめた。それらの特性は以下のように列挙できる。

1. ステータス計画は、言語の社会的・法的地位を決定する。
2. ステータス計画は、当該の言語の実体（コーパス）からは独立して行われる。
3. ステータス計画は法令文書を通じて実現されるため、計画の主体を明確に特定できる。
4. ステータス計画は法的権威を持ち、それにより政策的分類に拘束性が生まれる。

本章冒頭で指摘したように、ステータス計画による政策的分類は、言語学的分類とは異なり、搖れが生じる類のものではない。したがって、ステータス計画で言及されている言語のみに注目しても、法令文書の要約に留まってしまう。ステータス計画の分析においては、法令文書そのものと同じく、法令文書外の問題に着目する必要がある。そこで本章では、「法令内的問題」と「法令外的問題」の ふたつの観点を設定することで、

²⁴⁴ 国際法的理解における「枠組条約」とは、一般的協力義務や基本原則を定め、具体的な活動の詳細については締結国の裁量に任せる形式の条約を指す (栗林 1999: 55, 483)。

²⁴⁵ マイノリティは単に「少數の集団」を意味するのではなく、当該の社会や国家における文脈を含めて考慮されるべきという考えは、社会科学一般でよく指摘される。以下の Srivastava (1999: 99) を参照：「マイノリティというタームは、文字通りには、全体を構成するふたつの集合のうち数的に少數であるものを指す。しかしながらこの数的な定義は、所与の社会におけるマジョリティに対してマイノリティ集団がどのような社会的位置付けを持つかに言及していない。また、マジョリティに対するマイノリティの、マイノリティに対するマジョリティの態度も反映していない」

2005 年法令の意図を明らかにしていきたい。「法令内的問題」とは、法令文書内に含まれる概念間の矛盾や不自然な定義を指す。一方で「法令外的問題」とは、法令文書の内容と法令外の現状との間の齟齬を指す。ふたつの観点を設定することには、以下のようなメリットがある。

1. 法令文書の読み込みによって法令内的問題が明らかになったとしても、それを説明できるような情報は法令文書のなかには書き込まれていない。政策的分類の根拠は通常は詳らかにされないからである（本論文 1.2.4）。そこで、法令内的問題を説明するための視点が法令の外に求められなくてはならない。「法令外的問題」という観点はこの意味で有効である。
2. 現実に何らかの言語問題が観察されるにも関わらず、法令文書がその問題に対して言及しないとき、法令を制定する側が疎外や排斥の意図を持っている可能性がある。ステータス計画にせよコーパス計画にせよ、言語政策の多くは取捨選択をともなう行為である。したがって、ステータス計画はある言語を選出すると同時に、他の言語の疎外も行っている。ステータス計画の持つこのような選択的性質は、法令文書の読み込みだけでは明らかにならず、法令外的問題と法令内的問題を対照させる必要がある。

以下、2005 年法令の法令内的問題と法令外的問題を具体的に検討していく。

3.3.2 法令内的問題（1）：「マイノリティ言語」の不明確な定義

2005 年法令第 2 条では、「ナショナル・マイノリティ」(Pol. mniejszość narodowa) と「エスニック・マイノリティ」(Pol. mniejszość etniczna) の名称が列挙されている (RP 2005: Art. 2)。その上で 2005 年法令第 3 条では、「マイノリティの用いる言語を本法令におけるマイノリティ言語 (Pol. język mniejszości) と理解する」という文言がある。この定義自体がトートロジーに陥っていることは言うまでもない。さらに、第 3 条の文言を文字通りに読めば、「マイノリティの数=マイノリティ言語の数」と解釈できる。しかし実際には、マイノリティ（人間集団）とマイノリティ言語の数は一致しない。この点は法令外の言語状況と関連するため、後の 3.3.4 にて改めて言及する。

3.3.3 法令内的問題（2）：地域言語／マイノリティ言語の不自然な区分

2005 年法令では、「マイノリティ言語」と並んで「地域言語」(Pol. język regionalny) が、言語に関連する概念として定義されている (RP 2005: Art. 19)。本論文 3.1.2 で見た「地

域言語」の定義を再度示す。

【第 1 項】

ヨーロッパ地域言語・マイノリティ言語憲章にもとづき、次の言語を本法令の理解における地域言語とみなす。

- (1) 所与の国家の領土において、当該国家の他の市民と比して数的に少数のグループを形成する市民によって伝統的に用いられてきた言語。
- (2) 当該国家の公用語と異なる言語。これには国家の公用語の方言も、移民の言語も含まれない。

【第 2 項】

本法令の理解における地域言語とはカシューブ語である。[…]

この定義は、欧州評議会の憲章第 1 条 a 項とほぼ重複している (CoE 1992: Art. 1)。

【第 1 条：定義】

- a. 「地域言語もしくはマイノリティ言語」(Eng. *regional or minority languages*) とは、以下の言語を意味する：
 - (i) 国家の所与の領土において、当該国家の他の市民と比して数的に少数のグループを形成する市民によって伝統的に用いられてきた言語。
 - (ii) 当該国家の公用語と異なる言語。

上の対照から分かるように、2005 年法令の「地域言語」の定義は憲章の定義をほぼ忠実に引用している。ただし、看過できない差異も存在する。憲章では、「地域言語もしくはマイノリティ言語」と定義されている。すなわち憲章の理解では、地域言語とマイノリティ言語は言い換えが可能なものとして扱われている。ところが 2005 年法令第 19 条で定義されているのは「地域言語」のみである。前項で確認するとおり、2005 年法令第 3 条において「マイノリティ言語」は、「ナショナル／エスニック・マイノリティの言語」と定義されている。そこで改めて、2005 年法令における「マイノリティ」の定義を振り返りたい。2005 年法令は以下の 6 条件から「マイノリティ」を定義している（本論文 3.1.2）。

1. ポーランドの他の市民と比して数的に少数である。
2. 言語、文化あるいは伝統によって、その他の市民と本質的な違いを有する。

3. 自らの言語、文化あるいは伝統の保存を志向する。
4. 独自の歴史に関して一体性の意識を持ち、その意識の表明と保護を志向する。
5. 現在のポーランドの領土に、その祖先が少なくとも 100 年以上前から居住している。
6. ナショナル・マイノリティは、**自らの国家における国民と同一視される**。一方でエスニック・マイノリティは、そのような同一視はされない²⁴⁶。

この諸条件を満たす集団が、2005 年法令の理解する「マイノリティ」であり、そのような集団を他の市民から区分する特徴のひとつとして「言語」が挙げられている（上の条件 2、条件 3 を参照）。すなわち、2005 年法令における「マイノリティ言語」とは、言語それ自体を指すというよりも、マイノリティという人間集団を特徴づける諸要素のひとつと捉えられている。

一方で、「言語」という同じタームを用いる「地域言語」は、2005 年法令第 19 条にて定義されている。「マイノリティ言語」は話者集団を前提に存在するものであったのに対し、「地域言語」は言語そのものを定義することで成立しており、逆に、話者集団に対して特別の言及がない。周知のとおり、カシューブ語という言語はカシューブ人という人間集団と結びつくものであり、カシューブ人は、少なくとも定義上は、2005 年法令における「エスニック・マイノリティ」（ポーランド外の国家と結びつかないマイノリティ）に相当すると考えても何ら不自然な点はない。現に、2005 年法令の制定を機に設立された「内閣・マイノリティ共通委員会」(Pol. Komisja Wspólna Rządu i Mniejszości) のメンバーにも、「カシューブ・ポモージェ連合」²⁴⁷ の代表者が招集されている。また行政のレベルでも、地域言語（カシューブ語）はマイノリティ言語とまったく同じように扱われる²⁴⁸。

ところが、2005 年法令の条文のなかには「カシューブ人」という語は一切用いられていない。地域言語の話者を指す文言は第 19 条第 1 項の「当該国家の他の市民と比して数的に少数のグループを形成する市民」である。仮にこの条文（「当該国家の他の

²⁴⁶ 強調は引用者による。

²⁴⁷ カシューブ・ポモージェ連合については本論文 2.2.2 を参照。

²⁴⁸ 例えば、基礎自治体の補助言語 (Pol. język pomocniczy) がこれに該当する（本論文 3.1.2）。2005 年法令第 9 条によると、基礎自治体において住民の 20 % 以上がマイノリティに属すことが確認できるとき、当該のマイノリティ言語は自治体の補助言語として登録され、行政手続などの際に補助言語を用いることができる。なお、マイノリティに属す者の数は最新の国勢調査の結果にもとづく。2005 年法令第 19 条により、地域言語（カシューブ語）も国勢調査の結果次第では補助言語となることができる。補助言語を登録している自治体のリストは Ministerstwo Spraw Wewnętrznych i Administracji (2018) にて公開されている。2018 年現在、ポーランドの五つの自治体がカシューブ語を補助言語としている。

市民と比して数的に少数のグループを形成する市民」) が「マイノリティ」と同義であるとする。この仮定が正しいとすると、同義である集団の言語を「地域言語／マイノリティ言語」と区別する必要性はないということになる。逆に、「当該国家の他の市民と比して数的に少数のグループを形成する市民」が「マイノリティ」と同義ではないならば、両者の差異について法令内で明らかにされていてもおかしくはない。したがって、地域言語の話者が「当該国家の他の市民と比して数的に少数のグループを形成する市民」であると述べても、「マイノリティ」との差異化はやら行われていないこととなる。したがって、「マイノリティ言語」と「地域言語」を分かつ必然性は、少なくとも定義上は見いだせない。

そこで注目されるのが、「地域言語」として実際に分類されている言語の数である。2005 年法令第 2 項が述べるように、2005 年法令の理解では「地域言語=カシューブ語」であり、他の言語は地域言語として分類されていない。さらに本項で述べたように、2005 年法令は「マイノリティ言語」と「地域言語」を、定義上の必然性がないにも関わらず区別している。すなわち、地域言語というカテゴリーはカシューブ語をそこに分類するために取て作られたものであると言える。

この解釈に対して、「カシューブ語の話者は一定の地域（ポモージェ地方）に集中して居住している点が他のマイノリティとは異なるため、カシューブ語を地域言語することは妥当である」という反論を想定することができる。これは一読すると妥当なものである。確かに、ポーランドのマイノリティのなかには様々な地域に散在する集団があり、ウクライナ・マイノリティなどがそれに該当する²⁴⁹。一方で、GUS (2015: 46) によれば、2011 年調査において「カシューブ」というイデンティフィカツィアを選択した者の 98% がポモージェ県に居住しており、カシューブ語の使用者はポモージェ県に集中して居住していることが推測される。しかしながら、例えばベラルーシ・マイノリティも、その多くがポドラシェ県に居住している²⁵⁰。したがって、「地域言語」という概念をカシューブ語だけに割り当てることは、やはり 2005 年法令の意図であると判断せざるを得ない。

以上の事実は次のようにまとめられる。

²⁴⁹ GUS (2015: 47) によると、ポーランドのウクライナ・マイノリティは、ヴァルミア・マズール県 (26.2%)、マゾフシェ県 (13%)、西ポモージェ県 (9.8%) を中心に散在している。西ポモージェ県がウクライナ・マイノリティのいわば飛び地の形で存在しているのは、第 2 次世界大戦終結前後の強制移住（本論文 1.4.3）によるものと推測される。

²⁵⁰ GUS (2015: 46) によると、ベラルーシ・マイノリティの 83.6% がポドラシェ県に居住している。なお、2002 年調査の「ナロドヴォシチ」の数値にもとづくと、ポドラシェ県にはベラルーシ・マイノリティの 95% が居住している。

1. 2005 年法令第 19 条は、憲章第 1 条とほぼ重複している。しかし「地域言語あるいはマイノリティ言語」という憲章の文言のみは「地域言語」に置き換えられている。
2. 2005 年法令は「マイノリティ言語」を「地域言語」とは別のものとして定義している。ところが、この区別には定義上の必然性がない。2005 年法令の「地域言語」は意図的に設定された区別である。
3. 2005 年法令はカシューブ語のみを地域言語としている。上記 2 と考え合わせると、2005 年法令における「地域言語」のカテゴリーは、カシューブ語のために敢えて設けられたものであると言える。

以上のまとめから、なぜ 2005 年法令は「地域言語」という特別なカテゴリーを設定しているかが問われなくてはならない。無論、その根拠は法令文書自体に書かれているわけではないので、法令外の情報にその根拠を求めることとなるだろう。この問題については詳しくは、本論文 3.3.5（法令外的問題（2））で分析する。

3.3.4 法令外的問題（1）：使用されていない言語

2005 年法令第 2 条は、マイノリティが用いる言語を「マイノリティ言語」としている。よって、2005 年法令の条文のみを読めば「マイノリティ言語の数=マイノリティの数」と解釈せざるを得ない（本論文 3.3.2）。2005 年法令は九つのナショナル・マイノリティと四つのエスニック・マイノリティの名を挙げている（本論文 3.1.2）。しかし実際の言語状況においては、マイノリティおののが独自の言語を持っているというわけではない。例えばカライム人は、2005 年法令においてエスニック・マイノリティとして挙げられている。よって定義上は、カライム語をポーランド国内の「マイノリティ言語」と見なすことが可能である。しかし Wicherkiewicz (2006: 657) によれば、ポーランドにカライム語話者は推定 3 名の話者しかおらず、いずれも高齢者である²⁵¹。同じく、エスニック・マイノリティとして挙げられているタタール人は、300 年以上前からタタール語を使用していない（Wicherkiewicz 2006: 657）。また、アルメニア人とユダヤ

²⁵¹ そもそも、ポーランドのカライム人自体の母数が非常に少なく、2005 年法令で言及されているマイノリティのなかでも最小の集団である。2011 年調査の「イデンティフィカツィア」の質問で「カライム」と回答した者の数は 300 人である。ポーランド行政・デジタル化省 (Pol. Ministerstwo Administracji i Cyfryzacji) が 2013 年に提出したレポートでは、ポーランドのカライム人はカライム語をすでに保持していない (Ministerstwo Administracji i Cyfryzacji 2013: 14)。

人はナショナル・マイノリティとされているが、Tambor (2008b: 50) によれば、言語的にはほぼポーランド人に同化されているという。

3.3.5 法令外的問題（2）：カシューブ問題

本論文 3.3.3（法令内的問題（2））で既に指摘したように、2005 年法令における地域言語／マイノリティ言語の区分には不自然な点があり、「地域言語」の定義を意図的に切り出している。さらに言えば、2005 年法令第 19 条はカシューブ語だけを唯一「地域言語」としている。2005 年法令全体のなかで、具体的な言語名が現れるのはこの箇所（第 19 条）だけである。

カシューブをめぐるこのような定義上の不自然さは、カシューブ人（語）の社会的・歴史的位置付けの反映であると解釈することができる。本論文 3.1.3 において 2011 年調査の結果をまとめたが、その際、イデンティフィカツィア（帰属意識）の回答を「ポーランド」と併記しているカシューブ人の数が 213,000 人いる事実を指摘した。この数値は、カシューブの帰属意識を持つ人々（229,000 人）の 93% が「ポーランド」にも帰属意識を持っていることを意味している。同様の値をシロンスク、レムコで算出した場合、それぞれ 51%、40% であることを考えれば、カシューブ人の帰属意識はやや特異である²⁵²。このような帰属意識の 2 重性は、2005 年法令でカシューブ語がステータスを付与されたことによる「穩健化」である可能性もあるが、歴史的側面からも検討する必要がある。

カシューブ人の帰属意識が歴史的にどのように構築されてきたかは、それ自体が独立の研究対象となるほど複雑な問題である。しかし総じて言えば、ポーランド人と完全に隔絶した集団と見なされるよりは、むしろある種の「近さ」を備えた集団と見なされることが長かった²⁵³。このような「カシューブ観」の背景に、19 世紀の中東欧における強力なゲルマン化があることは間違いないが、言語的な類似性も大きな役割を担っている。カシューブ研究の祖である Florian Ceynowa はカシューブ語を独立の言語と「するために」カシューブ語研究を行ったことは、カシューブ語の研究史（本論文 2.2.2）で

²⁵² 算出の方法は「「ポーランド」との併記 ÷ 全体 × 100」である。なお、同様の計算式をドイツ・マイノリティとウクライナ・マイノリティに当てはめてみた場合、数値はそれぞれ 46%、40% となる。いざれにせよ、カシューブ人の「ポーランド人意識」の高さは際立っていると言えよう。

²⁵³ この「近さ」の意識が、ポーランド人のカシューブ人に対する差別意識を涵養した部分もある。細田 (2002: 91) は次のように指摘する：「ドイツ人とポーランド人から 2 重の差別を受けたカシューブ人にとて、彼らに向けられた両者の視線は決して同一ではない。むしろドイツ人よりも、言語的にも同類で生活上の接点もあったポーランド人との間で、差別—被差別の関係性はより顕著に発現したのである」

もすでに見たとおりである。この事実は、言い換えれば、カシューブ語とポーランド語が同じ「言語」のカテゴリーに属するものと見なされていたことの証明でもある。また、Ceynowa よりやや下の世代に属する Hieronim Derdowski は、カシューブ語の創作をポーランド語との対訳形式で行った（本論文 2.2.2）。つまり、ポーランド人読者を想定した措置が取られている。しかし一方で、ポーランド語とは別の言語としてカシューブ語を認識する考え方も 19 世紀以来存在し、そのなかには言語学者もいた。また、ポーランドの体制転換（1989 年）前後に現れ始めたマイノリティ研究のなかに、カシューブ人（語）のステータスをめぐるトピックがいち早く登場してきたことはすでに指摘した（本論文 2.2.2）。この事実は、カシューブ人が社会主義体制下にあってさえ、ポーランドにおける「代表的」マイノリティとして認識されていたことを証明している。

すなわち、ポーランドという枠組におけるカシューブ人は、隔絶した集団であるとみなすには近すぎるが、完全に同質の、いわば下位集団と見なすには遠すぎる存在であると言えるのである。そしてその議論は現在でも解決しているとは言い難い。本論文 3.3.3（法令内的問題（2））において筆者は、カシューブ語の区分（地域言語）が不自然な操作のもとに成立している点を指摘した。その不自然さの由来は本項で述べる「マジョリティ（ポーランド人）との関係の曖昧性」に求められるだろう。マジョリティ（ポーランド人）との関係がこれほど長期的に議論されてきたという事実は、他の集団には見いだせない、カシューブ人独自の点なのである。

3.3.6 法令外的問題（3）：シロンスク問題

本論文 3.1.2 の【表 3-1】が示すように、2005 年法令における「マイノリティ」にシロンスク人は含まれておらず、シロンスク語に対してもいかなるステータスも付与されていない。しかしながら、国勢調査をはじめとするデータや、シロンスク地方を拠点とする政治組織の活動を概観すると、シロンスク人とシロンスク語のステータスをめぐる問題は非常に大規模なものであると推測できる。

本論文 3.1.3 にて、体制転換後のポーランドで行われた 2 度の国勢調査の結果を概観した。シロンスク語とシロンスク人に関連する数値を再度示す（GUS 2003: 40–41）。

【表 3-6】2002 年調査におけるシロンスク関連の数値²⁵⁴

| 項目 | 数値 |
|---------|---------------------|
| ナロドヴォシチ | 173,200（全人口の 0.45%） |

²⁵⁴ 【表 3-6】は、GUS (2012: 40–41) をもとに筆者が作成した。

| | |
|----------|----|
| 家庭での使用言語 | 不明 |
|----------|----|

シロンスクの「ナロドヴォシチ」を選択した人間の数は、全人口から考えれば決して多いとは言えない。ただし 173,200 という数値は、ナロドヴォシチの回答としては「ポーランド」に次ぐものである。以下に、「ドイツ」(152,900 人、0.40%)、「ベラルーシ」(48,700 人、0.13 %)、「ウクライナ」(3,100 人、0.08 %) と続く。

続いて、2011 年調査におけるシロンスク関連の数値を示す (GUS 2012: 106, 108)。なお、本論文 3.1.3 で記したように、2011 年調査では「ナロドヴォシチ」の 2 重回答が可能となった。かつ、調査結果公表の段階では、「ナロドヴォシチ」という語が避けられ、「イデンティフィカツィア」に置き換わっている。

【表 3-7】2011 年調査におけるシロンスク関連の数値²⁵⁵

| 項目 | 数値 |
|-----------------|----------|
| イデンティフィカツィア全体 | 817,000 |
| 第 1 回答 | 418,000 |
| — (「シロンスク」のみ選択) | -362,000 |
| 第 2 回答 | 399,000 |
| 「ポーランド」との併記 | 423,000 |
| 家庭での使用言語 | 509,000 |

2002 年調査と比較して、シロンスク人の数（正確には、自らがシロンスク人であると自覚する者の数）は急激に増加している (817,000 人、全人口の 2.12%)。この増加は単に 2 重回答が可能になったことだけでは説明がつかない。というのも、2011 年調査で自らのナロドヴォシチを「シロンスク」と回答し、かつ「シロンスク」のみを選択した者（他のナロドヴォシチを併記しなかった者）の数は 362,000 人にのぼるからである。2 重回答が不可能であった 2002 年調査時の数 (173,200 人) と比較すると、約 2 倍の増加である。この増加の背景として、2002 年調査と 2011 年調査の間にマイノリティをめぐる法的環境が進展したことは無視できないだろう。具体的には、欧州評議会の憲章へのポーランドの署名 (2003 年)、2005 年法令の制定などが挙げられる。また、Nijakowski (2006: 143) が指摘するように、2002 年調査におけるマイノリティの数の少

²⁵⁵ 【表 3-7】は、GUS (2012: 106, 108) をもとに筆者が作成した。

なさが、マイノリティの知識人層の危機感を煽った側面もある²⁵⁶。本項で概観する「シロンスク・ナショナリズム」の運動も、この潮流のなかに位置付けられると見て良いだろう。2011 年調査の結果が示すように、シロンスクのナロドヴォシチ（＝イデンティフィカツィア）を表明する者の数は全人口の 2.12% と、無視できない存在感を示している。この数値は、2005 年法令で認められているナショナル・マイノリティおよびエスニック・マイノリティのいずれの集団と比較しても高く、また、「カシューブ」のナロドヴォシチを表明する者の数（229,000 人、2011 年調査）よりも約 3.57 倍多い。加えて、シロンスクのナロドヴォシチを第 1 回答とした 418,000 人のうち、87 % にあたる 362,000 人が「シロンスク」のみを自らのナロドヴォシチと回答している。

2011 年調査の結果からは、ポーランドにおけるシロンスク人は帰属意識の点でも言語の点でも、看過できない位置を占めていることが分かる。また政治的なレベルでも、シロンスク人やシロンスク語をめぐるトピックは他のマイノリティと比較にならないほどに規模が大きい。1990 年に結成された地域政党「シロンスク自治運動」(Pol. *Ruch Autonomii Śląska*) はその代表例である。シロンスク自治運動はカトヴィツェに本部を置き、急進的な自治主義を標榜することで知られている。政党の公式ウェブサイト (*Ruch Autonomii Śląska* 2018) によれば、ここで言う「自治主義」とは、いわゆる地方自治よりも強い権限と財源の移譲を要求するもので、連邦制に近い。シロンスク自治運動は、地域主義と自治主義を強く打ち出す全ヨーロッパ規模の政党「欧洲自由同盟」(Eng. European Free Alliance)²⁵⁷ に正式に参加する、唯一のポーランド政党である。

シロンスク自治運動が政治システムの変更を求めているのに対して、シロンスク人がポーランド人とは異なる、独自のナロドヴォシチに属する集団であることを求める団体もある。1996 年に結成された「シロンスク・ナロドヴォシチ住民連合」(Pol. *Związek Ludności Narodowości Śląskiej*) がそれに該当する。同団体は 1997 年に公的活動を行う団体としての申請を行い、カトヴィツェ地方裁判所は申請を受理したが、カトヴィツェ高等裁判所は申請を退けた。団体名に「ナロドヴォシチ」という語が含まれていること

²⁵⁶ とはいって、自らをマイノリティに属すると回答する人間が 2002 年調査時よりも増加したとは一概には言えない。例えば 2005 年法令で挙げられるマイノリティのなかで最大のドイツ・マイノリティは、152,900 人（2002 年調査）から 126,000 人（2011 年調査）へと減少している。ベラルーシ・マイノリティも、48,700 人から 46,000 人へと減少している。

²⁵⁷ 欧州自由同盟とは、欧州連合圏内の各国において地域主義、自治主義を掲げる政党が集まり 1980 年に創設された国際政党である。2004 年に欧州議会より公式に承認された。シロンスク自治運動の他に、スコットランド国民党、バイエルン民族党、カタルーニャ共和主義左翼などが参加している。ポーランドからの正式登録はシロンスク自治運動のみだが、「統一カシューブ」(Csb. Kaszëbskô Jednota) がオブザーバーとして参加している (European Free Alliance 2018)。

がその理由であり、ポーランド最高裁判所も高等裁判所の判断を支持した。シロンスク・ナロドヴォシチ住民連合の当時の会員であった 190 名はこれに対し、欧州人権条約第 11 条が保障する結社の自由を侵害されたとして、ストラスブルの欧州人権裁判所²⁵⁸に提訴した。欧州人権裁判所は 2004 年、団体名に含まれる「ナロドヴォシチ」の語が問題となっているのであり、結社の自由そのものが侵害されたわけではないとして、ポーランド最高裁の判断を全会一致で支持した²⁵⁹。この判決に対し欧州評議会の「ナショナル・マイノリティ保護枠組条約諮問委員会」(Eng. *Advisory Committee on the Framework Convention for the Protection of National Minorities*) は、2004 年の第 1 次モニタリング・レポートにおいて「欧州人権裁判所は結社の自由は侵害されていないと判断したのであり、シロンスクが独自の集団であるか否かには言及していない」として、ポーランドにシロンスク問題へのさらなる対応を求めている (ACFC 2004: Point 58)。

「シロンスク・ナロドヴォシチ住民連合」とほぼ同じ動機にもとづいて 2011 年 5 月に設立された団体が、「シロンスク・ナロドヴォシチ住民連盟」(Pol. *Stowarzyszenie Osób Narodowości Śląskiej*) である。この団体は 2011 年に 6 月、オポレ地方裁判所より公的団体としての登録を拒否された。「ナロドヴォシチ」の概念にシロンスクが該当しないという理由による判断である。これに対し連盟側は、欧州評議会諮問委員会のモニタリング²⁶⁰にもとづいて反駁した。2011 年 12 月、オポレ地方裁判所は当初の判断を翻し、「シロンスク・ナロドヴォシチ住民連盟」は公的団体として登録されることとなった²⁶¹。一連の係争が 2011 年調査の最中だったこともあり、オポレ地方裁判所の判断をめぐるニュースは全国的に大きく取り上げられた。しかし 2012 年、オポレ高等検察がシロンスク・ナロドヴォシチ住民連盟の登録の妥当性を司法の場で再び取り上げ、最終的に 2013 年、ポーランド最高裁判所は同団体の活動を「ポーランド国家の一体性と統合性を弱体化させるもの」として、再度登録を取り消す判断を下した (Sąd Najwyższy 2013: 15)。団体側はこれを不服として欧州人権裁判所にポーランド政府を告訴し、現在係争

²⁵⁸ 欧州人権裁判所 (Eng. *European Court of Human Rights*; Fr: *Cour européenne des droits de l'homme*) とは、欧州議会の司法機関。欧州人権条約の違反を理由とする国家への提訴に応じる。判決には法的拘束力が生じ、締約国は裁判所の最終判決に従う義務がある (国立国会図書館 2018)。

²⁵⁹ シロンスク・ナロドヴォシチ住民連合の登録拒否から 2004 年の判決に至るまでの一連の経緯は、欧州人権裁判所判決文 (European Court of Human Rights 2004: 221–223) に詳しい。なお、欧州人権裁判所に提訴した原告団の代表 Jerzy Gorzelik は、現在シロンスク自治運動の党首を務めている。

²⁶⁰ ここで言うモニタリングとは、欧州評議会の「ナショナル・マイノリティ保護枠組条約」のモニタリングを指す。詳しくは本項で後述。

²⁶¹ シロンスク・ナロドヴォシチ住民連盟が 2011 年に公的団体として登録が認められるまでの経緯は Michna (2013b: 155–156) に詳しい。

中である。シロンスク・ナロドヴォシチ住民連盟の欧州人権裁判所への告訴は一般メディアでも大きく取り上げられ、Guzik (2017) などがまとめている。

シロンスク人およびシロンスク語のステータスをめぐる問題は、欧州評議会のモニタリングでも頻繁に言及されている。諮問委員会の第 1 次モニタリング・レポート (ACFC 2004) については先述のとおりである。続く 2009 年の第 2 次モニタリング・レポート (ACFC 2009a) では、諮問委員会はシロンスク問題に対するポーランドの取り組みをより明確に批判している。

諮問委員会は、最新の国勢調査において相当数の人々がシロンスク・ナショナリティ〔訳注：Eng. *Silesian nationality*〕²⁶² を表明し、家庭でシロンスク語〔訳注：Eng. *Silesian language*〕を用いているにも関わらず、2005 年に採択された法令〔訳注：2005 年法令を指す〕がナショナル・マイノリティとしてのシロンスク人の問題に言及していないことに遺憾の意を表する (ACFC 2009a: Point 36)。

最新の国勢調査において相当数の人々がシロンスク・ナショナリティを表明し、家庭でシロンスク語を用いているにも関わらず、議会付属ナショナル・マイノリティおよびエスニック・マイノリティ委員会を除き、当局は初のモニタリング以来この問題を考慮せず、当該の人々との対話も始めていない (ACFC 2009a: Point 226)。

これに対してポーランドは、第 2 次モニタリング・レポートに対する政府コメントにおいて、「シロンスク人は 2005 年法令第 2 条の内容に合致する集団ではない」という意見を一貫して表明している (ACFC 2009b: 6, 7, 43)。

諮問委員会は第 3 次モニタリング・レポート (ACFC 2014a) でもシロンスク問題について言及しており、ポーランド側はシロンスク語の表記法整備に協力し、援助を行うべき旨を述べている (ACFC 2014a: Point 24)。ただし、ポーランド側がシロンスクの文化遺産などを積極的に保護する活動を行っていることには一定の評価を下している (ACFC 2014a: Point 60)。第 3 次モニタリング・レポートに対する政府コメントでは、ポーランド当局はシロンスクを含むすべての地域の言語、文化を保護する試みに対して開かれた姿勢を持っていることを強調し (ACFC 2014b: Point 24)、ポーランド語の保護を目的とする 1999 年法令も、各地域の言語的変種の使用を振興することを奨励してい

²⁶² 枠組条約モニタリング・レポートにおいて、*nationality* という語はポーランド語の「ナロドヴォシチ」(Pol. narodowość) を指して用いられている。ただし本論文ではレポートの原文が英語であることに鑑み、「ナショナリティ」と訳出することとした。

ると述べている (ACFC 2014b: Point 24)。一方でシロンスク語については「方言」という姿勢を崩しておらず、コメント内では一貫して「ポーランド語シロンスク方言」(Eng. *Silesian dialect of Polish language*) という表現を用いている。さらに、「シロンスク語」の表記法整備を援助すべきという諮問委員会の意見 (ACFC 2014a: Point 24) に対しては、次のように反駁している (ACFC 2014b: Point 25)。

1. 専門家 (=ポーランド語学者) がこれまで繰り返し指摘しているとおり、シロンスク方言は他の方言と比較しても内部の多様性に富むものである。一方で、それらを統合する超方言的変種が存在するわけではない。
2. シロンスク語の表記法整備（超方言的変種の確立）にポーランド当局が援助を行うことは、上述のシロンスクの言語的多様性をむしろ損なう可能性がある。
3. そもそも、国家の公用語の方言やその話者に対する保護は、原則として枠組条約では規定されていないものである。

2005 年法令の定義にシロンスク人が合致しないことを基本的な論拠とする第 2 次政府コメント (ACFC 2009b) に対して、第 3 次政府コメント (ACFC 2014b) は枠組条約の定義上の不備を突くという形で、シロンスク人およびシロンスク語の個別性を認めない方針を取っている。このような論調の差異はありつつも、ポーランドのシロンスクに対する見方にはほぼ変化はないと言えよう。

ここまで見てきたように、シロンスク人およびシロンスク語の法的ステータスを要求する政治勢力が存在し、この問題をめぐって司法の場でも議論が展開されてきている。2002 年および 2011 年調査の数値を見る限り、シロンスク人／シロンスク語への法的ステータスの要求は、数的にも相応の基盤を持つ主張である。しかしながら、2005 年法令ではシロンスクに対していかなる言及もされておらず、少なくとも 2018 年 3 月現在、2005 年法令の改正をめぐる議論などが立法の場で具体的に進んでいるわけではない。しかし、欧州人権裁判所への提訴および枠組条約モニタリング・レポートの読み取りから、2005 年法令およびポーランドのシロンスク問題への姿勢について強固な異議が存在することが分かる。

このような「異議」の中には無論、独立の「シロンスク語」の存在を主張する意見も含まれている。しかしながら、これらの意見は必ずしも音声や文法、語彙といった言語実体 (コーパス) に依拠した上で展開されているわけではない。むしろ、シロンスク語のステータスをめぐる議論をコーパスから積極的に分離しようとしている傾向すら

ある²⁶³。したがって、「シロンスク語」というステータスを求める主張は、言語の独立性そのものを論じているというよりは、他の政治的目標を達成するための道具として扱われている側面が強い。「他の政治的目標」とは、シロンスク自治運動の提唱する「自治」(Pol. *autonomia*) や、シロンスク・ナロドヴォシチ住民連盟の求める「シロンスク・ナロドヴォシチ」の認可を指している。同様に、枠組条約モニタリング・レポートの提言やそれに対するポーランドの政府コメントも、シロンスク語のコーパスにもとづいているわけではない。これらのレポートのなかでは、国勢調査や言語学者の意見を参照しながらコーパスの存在について論じていることは確かであるが、具体的な言語的特徴に言及している箇所はひとつもない。すなわち、一見すると言語そのものを論じているようではあるが、実際のところそれらの議論は、ステータスの肯定／否定をめぐって展開しているのである。

シロンスク問題はまた、「言語権」(Eng. *Language Rights*) の観点から検証することもできるであろう。言語権は、「言語的人権」(Eng. *Linguistic Human Rights*) や「言語への権利」(Eng. *Rights to Language*) などと呼ばれる事実が物語っているように、人権の一部をなすという考えが主流である²⁶⁴。しかし、近代的人権は団体や共同体からの「個人」の解放を念頭に置いて生まれた側面がある。翻って言語について考えると、「話者共同体」などの語が示すように、言語は集団的であることがひとつの前提となっている感もある。1996年に世界言語権会議で採択された「世界言語権宣言」(Eng. *Universal Declaration on Linguistic Rights*)²⁶⁵ 第1条も、「特定の地理的空間において歴史的に成立し、一つの民族として自らを同定」する共同体に言及する文言からはじまっている。すなわち言語は、もとより共同体的性質が備わっているものと考えられており、言語権はその意味で、いわゆる集団的権利(Eng. *collective rights*)の側面を併せ持っている²⁶⁶。こ

²⁶³ 例えば本論文 2.3.3 で言及した Tambor (2008a) は、言語の区分を決定する上で方言学を参照することは無意味であると述べている。

²⁶⁴ 「言語権」という概念自体はヨーロッパ、アメリカの学界からの輸入である。しかし木村 (2015: 1-4) が指摘するように、この概念は障害学との接続という形で、日本において独自の展開を見せている。木村 (2015: 4) が「日本では「多言語」に関して特定の民族集団に関する議論がきわだって現れるわけではない」と指摘するように、日本では少数民族の言語問題が政治レベルにおける主要課題とは見なされてこなかった。日本における言語と人権の議論は「民族」ではなく「ろう者」、つまり手話使用者の権利を語る文脈でより鮮明となっている。

²⁶⁵ 「世界言語宣言」の全文和訳は、言語権研究会 [編] (1999: 164-183) を参照。

²⁶⁶ 言語権が個人的権利(狭義の人権)と集団的権利の両方の側面を併せ持っていることは、言語権を論ずる際にしばしば議論されるテーマでもある。Masthrie (ed. 2001: 326) は、個人に属する権利(人権)とエスニック・グループが自らの言語を用いる権利(言語権)の調整はステータス計画の役割であると説いている。言語権論の代表的論者として知られる Skutnabb-Kangas らは、言語権には集団性と個人性とがあり、両者は排他的ではなく補完的であると述べている(Phillipson; Skutnabb-Kangas eds. 1995: 11-12)。

のような言語の「集団的性質」への認識は、シロンスク問題を考察するに際して有効なものとなりうる。

本論文 2.3.2 で引用した Siuciak (2012: 33) が指摘するように、シロンスク問題の発端は 1990 年代初頭ごろにある。当初のシロンスク問題は、エスニシティやナショナリティなど、何らかの形で「シロンスク人」のアイデンティティを求める運動であった。

「シロンスク・ナショナリティ住民連盟」の活動や提訴などはその代表例である。この流れの中で、「ポーランド語とは別の言語」という意味で「シロンスク語」という呼称が用いられ始めた。換言すれば、「シロンスク人」たることの存在証明として言語が持ちだされたと言える。

無論、現在のシロンスク運動にも、「シロンスク人」のアイデンティティを求める流れは存在する。しかしこれに加えて、「地域言語としてのシロンスク語」の認可を求める議論も現れ始めた（本論文 2.3.3 で参照した Kamusella (2008)、Tambor (2008a)、Myśliwiec (2013) などの論考はこのタイプの議論である）。この種の新しい議論は 2005 年法令成立後に現れたことは言うまでもない。「地域言語」自体が 2005 年法令において定義された概念だからである（本論文 3.1.2）。その背景には「言語ステータスが認められれば人間集団として認められることに等しい」という認識がある。この認識のなかでは、上で述べた「集団的権利としての言語権」の考え方の逆転が生じている。「集団的権利としての言語権」は、人間集団（○○人）を同定した上で言語を取り出し、そこから言語権に至るものであった。一方でシロンスク語の言語問題は、まず言語（「シロンスク語」）を同定し、そこに言語権を見出そうとする。言語権が人権の一部である以上、言語権が認められるならばその使用者（話者集団）の存在は自動的に認可されるに等しいからである。

シロンスク問題は現在のポーランドでもっとも規模の大きいマイノリティ問題である。それと同時に、2005 年法令を境に議論の性質も変化を被っている。言語ステータスをめぐる議論が加わったことによって問題全体が複雑化したと言えるのである。

3.3.7 2005 年法令におけるレムコ人（語）の位置付け

本論文 3.3.5（法令外的問題（2））および 3.3.6（法令外的問題（3））で見たように、2005 年法令におけるカシューブ語の位置付けとシロンスク語の疎外には、何らかの操作や意図が関連していた。本項ではレムコ語の 2005 年法令上の位置付けを分析する。

2005 年法令に「レムコ語」という呼称は直接には現れない。しかし 2005 年法令はレムコ人を「エスニック・マイノリティ」(Pol. mniejszość etniczna) と位置付けており、マイノリティは自らの言語を使用する権利を保障されていることから、レムコ語は政策

的分類における「マイノリティ言語」である。この分類は他のマイノリティと比較しても妥当なものであると言えよう。また、言語使用の実態から考えても、レムコ語を「マイノリティ言語」と扱うことは妥当である。政策的に「マイノリティ言語」と分類できる言語のなかには、使用実態が極めて脆弱か、使用されていないと思われる言語も幾つか存在する（本論文 3.3.4（法令外的問題（1））で述べたタタール語など）。しかしがれについては、その呼称や言語学的位置付けについての変遷が激しいとはいえる、「レムコ人」意識を強く持つ集団によって使用してきた事実が認められる（本論文 1.4.3、2.4.2）。したがってレムコ語に「マイノリティ言語」のステータスを与えることは、言語状況と合致するものなのである。

カシューブ語、シロンスク語の事例に立ち返ると、「地域言語」概念のカシューブ語への適用には、定義上の操作が確かに認められた。また、2005 年法令のシロンスク語に対する沈黙には、疎外の意図があることは明白である。これらと比較すれば、レムコ語のステータスには特別な意図が見いだしがたい。レムコ語をめぐるトピックは、法令内的問題にも、法令外的問題にも属さないものなのである。

カシューブ語やシロンスク語の政策的分類に見られる諸問題は、一言で言えば、ポーランド語（マジョリティ言語）との「近さ」に由来するものだと言える。この場合の「近さ」とはひとえに言語学的特徴のみを指すのではなく、ポーランド語との歴史的・社会的な関係性を指す。カシューブ語やシロンスク語の政策的分類に何らかの意図が介在するのは、ポーランド語との関係が自明のものではない（あるいは、自明のものでなくなりつつある）からである。この観点から見るとレムコ語は、他のマイノリティ言語と同じく、その異質性が自明のものと見なされている。

確かに、本論文 2.4.3 で見るよう、レムコ語の言語学的分類は常に揺れてきた。だがあくまでそれらはウクライナ語、もしくはルシン語（ルシン語の他の地域変種）との関係の上で問題になるものである。ポーランドの言語政策は先述のとおり、ポーランド語にもっとも高いステータスを与えることを前提に成立する（本論文 3.1.1）。2005 年法令もまた、この前提の下にある法令である。したがって、レムコ語とウクライナ語、ルシン語との関係性は、ポーランド語を中心に据える政策のなかで意図的に言及するほどの重要性がない。重要でないからこそ、ウクライナ語とは別の言語としての「レムコ語」が 2005 年法令の枠組みで何ら問題なく成立するのである。

さらに、レムコ人の数が現在のポーランドではそれほど多くないことも、レムコ語のステータス付与に影響を与えていると言えよう。2011 年調査の「イデンティフィカツィア」の質問に対して「レムコ」を選択した者の数は合計で 10,000 人である。この数値は「イデンティフィカツィア」回答者全体の 0.03 % に過ぎない。同じ質問で「シロ

ンスク」と回答したものは 817,000 人、全回答者のうち 2.12% を占める。レムコの「イデンティフィカツィア」を表明する者の数がシロンスクほどの規模になるとは考えにくく、したがって、レムコ人という集団やレムコ語に何らかの政策的ステータスを付与しても、それが社会的に大規模な問題や議論を引き起こす可能性は低い。もっとも、この点は他のマイノリティ（特に 2005 年法令における「エスニック・マイノリティ」）に対しても同様に指摘できる事実ではある。

3.4 第 3 章の総括

本章冒頭において筆者は、政策的分類を分析するに際して重要なのは、「揺れ」ではなく「意図」である旨を述べた。そこで本節第 1 項では、本論文の研究対象である 3 言語をポーランドの政策的分類（2005 年法令）はどのような意図をもって扱っているかをまとめたい。続いて第 2 項では、多言語主義にもとづく政策がマイノリティをどのように選別し、疎外しているか、ポーランドの事例から見ていきたい。

3.4.1 2005 年法令による分類の意図

（1）カシューブ語

本論文 3.3.3（法令内的問題（2））で明らかになったように、2005 年法令における「マイノリティ言語」と「地域言語」の区分には、何ら論理的必然性がない。さらにこの区分は、2005 年法令が依拠する欧州評議会の憲章の理解とも一致しない。憲章では、「マイノリティ言語」と「地域言語」は区別されていないからである（本論文 3.2.2）。それにも関わらず 2005 年法令が両者を別の概念としている以上は、「マイノリティ言語」と「地域言語」を分ける意図が介在していると考えなくてはならない。このようにして意図的に分けられた結果成立した「地域言語」の概念に、カシューブ語のみが唯一当てはめられている。以上をまとめると、本論文 3.3.3 で結論づけたように、「地域言語」の概念はカシューブ語のために敢えて「マイノリティ言語」から区別されていると見なすのが妥当である。この事実は、政策的分類の主体（ポーランド）のカシューブ人に対する認識が、他のマイノリティに対する認識とは異なっていることを意味する。

2005 年法令で名前が挙げられているマイノリティ（ベラルーシ、チェコ、リトアニア、ドイツ、アルメニア、ロシア、スロヴァキア、ウクライナ、ユダヤ、カライム、レムコ、ロマ、タタール）がマジョリティ（ポーランド）とは別の集団であることは自明である。もっとも、これらの集団が必ずしも言語的な個別性を持つものとは限らない（本論文 3.3.2（法令内的問題（1））、3.3.4（法令外的問題（1））を参照）。ところがカシューブ人／カシューブ語に関しては、マジョリティと別の集団／言語であることは決し

て自明のことではない。カシューブ語が個別の言語であるか、ポーランド語の方言であるかについては 19 世紀以来の議論の歴史があり、その問題は現在でも解決済みとは言えないからである（本論文 2.2.2、2.2.3）。カシューブとポーランドの関係のある種の曖昧性は、言語問題のみに見られるものではない。本論文 3.3.5（法令外的問題（2））で見たとおり、人間集団間の問題としても観察できるのである。マジョリティ（＝ポーランド語、ポーランド人）との関係性がこれほど長期間に渡って議論された例は、他のマイノリティには見られない。2005 年法令における「地域言語」と「マイノリティ言語」の不自然な区分は、ポーランドにとってのカシューブの位置付けが他のマイノリティの位置付けとは異なっていることの反映であると結論付けられる。

この位置づけは、政策的分類の歴史への配慮というより、政治的利害調整を見るほうが妥当であろう。カシューブ人をめぐる言説が人民共和国時代の末期からいち早く現れてきたことは既に述べた（本論文 2.2.2）が、この事実は、カシューブ人がポーランドの「代表的」マイノリティとして認知されていたことを意味する。したがってカシューブ人は、2005 年法令の「エスニック・マイノリティ」と位置付けられてもおかしくない集団である。しかし 2005 年法令には「カシューブ人」という語は用いられていない。その一方で 2005 年法令は、定義上の不自然さにも関わらず「地域言語」という概念を定義し、そこにカシューブ語を位置付けた。無論、「カシューブ語の話者」と言えば社会的にも歴史的にも「カシューブ人」以外は考えにくいのだが、ここで重要なのは、「地域言語」の話者は「ポーランド市民」だということである。その結果、カシューブ人は人間集団としてのステータスは持たないが、集団の言語はステータスを持つという、歪な政策的分類が現出した。このような歪さを顧みず「地域言語」概念が規定されているのは、人間集団としてカシューブ人に言及することを避けるための措置と言うより他に解釈の方法がない。確かにカシューブ人（語）は、マジョリティとの関係性が長らく議論してきたという意味では、他の「マイノリティ」とは異なる集団である。「地域言語」概念の成立にはそのような背景があることも事実だが、それだけでは、「カシューブ人」という語が法令に現れないことを説明できないのである。

本論文 3.1.1 でも記したように、ポーランドのステータス計画は基本的に、ポーランド語に強い「威信」を与えることで成立している。確かに、2011 年調査の結果に鑑みるならば、カシューブ人は数的にはシロンスク人ほどの規模ではなく（全人口の 0.59%）、急進的な政治活動が目立つわけでもない。しかし仮にカシューブ人が「エスニック・マイノリティ」と位置づけられると、人間集団としてはもとより、言語ステータスも保持することとなる。すると、現在のポーランド領土北部の広大な一帯（ポモージェ地方）に、言語のみならずエスニシティの点でも強固な独自性を持つ集団の存在を認めること

となる。加えてこの集団（カシューブ人）は、完全に別個の集団とも同質の集団とも言えない複雑な関係性を、ポーランドと歴史的に取り結んでいる。以上の条件が揃えば、「カシューブ人」というステータスの認可は、ポーランドのステータス計画にとって十分な「脅威」となりうる。しかし同時に、2005年法令が対外的アピールの側面を持っている以上、カシューブにまったく言及しないことは不自然な措置となる。そこで「地域言語」という概念を通じることで、言語においてのみカシューブを位置づける（=人間集団としての言及を避けた）という分類が取られたと考えるのが妥当なのである。

（2）シロンスク語

2005年法令はシロンスク語について何ら言及していない。本論文3.3.6（法令外的問題（3））で見たように、この点は2005年法令と現状の間の齟齬と言えるだろう。しかし、ポーランドの政策的分類がシロンスクに対して無関心であるというわけではない。むしろ、「言及しない」という分類を積極的に行っていると言える。

シロンスク語の文語規範を定めるための活動の歴史は比較的浅く、本論文2.3.2で言及したプロ・ロクエラ・シレジアナも比較的近年（2007年）に創設された団体である。しかし、「シロンスク語は独立の言語と分類されるに足るコーパスがないため、2005年法令で言及されていない」とする解釈は的を外れている。なぜなら、政策的分類は常にコーパスとは無関係に決定されるからである。この事実はすでにKloss(1969: 81)などの先行研究などでも指摘されてはいるが、本論文で示す情報からも実証できる。本論文3.3.4（法令外的問題（1））が示したように、政策的分類においては使用されていない言語（=コーパスの裏付けがない言語）ですら何らかのステータスを占めうる。この事実は、逆に言えば、ある言語が実際に使用されていても言及されない可能性があることを意味する。したがって2005年法令がシロンスク語に言及していないことは、コーパス以外の根拠によって解釈されなくてはならない。

そこで手がかりとなるのは、2002年と2011年の国勢調査、シロンスク自治運動、シロンスク・ナロドヴォシチ住民連盟などの活動である。これらの情報から、現在のポーランドにおいてシロンスクの「独立性」を主張することが相応の背景を持っていることが分かる。その影響力を正確に測定することは困難ではあるが、少なくとも、無視できる存在ではない。しかしポーランド側としては、シロンスクの「独立性」の主張に対して安易に譲歩はできないであろう。2005年法令はもとより、ポーランド最高裁判所がシロンスク・ナロドヴォシチ住民連盟の活動を「ポーランド国家の一体性と統合性を弱体化させるもの」（Sąd Najwyższy 2013: 15）として同団体の登録を取り消す判断を下したこともその証左となる。シロンスクのいかなる団体も、ポーランドからの独立を公

の目標としているわけではない。しかし国勢調査における数的な裏付けや、シロンスク自治運動のような大幅な権限委譲を求める団体がある以上、シロンスク語への法的ステータスの付与は分離主義的主張を加速させる可能性がある²⁶⁷。ポーランドにおけるポーランド語のステータスは憲法と 1999 年法令により確定されており、政策的分類のなかでもっとも高いステータスを付与されている（本論文 3.1.1）。ここではポーランド語が、コーパスに裏付けられた「言語」というより、ポーランドという国家を象徴する概念装置として機能している。具体的に数値化された「シロンスク人」意識と分離主義的主張が、ポーランド語の象徴性やその背景にある「ポーランド国家」という概念をただちに毀損するとは考えにくいものの、疑念を呈する手がかりになることは十分に考えられる。この表現は決して誇張ではない。佐野（2012: 61）が指摘するように、19 世紀後半から第 1 次世界大戦後にかけてのヨーロッパでは国家の言語（「国語」）による「舗装工事」が行われ、言語と国家の関係性が強まった傾向が確かに見られ、この時に醸成された言語観は基本的に現在でも有効だからである²⁶⁸。

シロンスク以外の他のマイノリティの活動は比較的穩健なものであり、訴訟にまで至っているものもない。現状に何らかの変更をもたらす現実的な可能性があるという意味で、シロンスク問題は現在のポーランド当局が唯一、危機感を覚えるマイノリティ問題であると言えるだろう。

（3）レムコ語

本論文の研究対象のなかでレムコ語だけは、言語系統の点でも言語政策上の扱いでも、やや異色である部分は確かに認められる。しかし本論文の立場からすれば、レムコ語を研究対象とすることで、以下の 2 点はより明確になったものと思われる。

1. カシューブ語やシロンスク語のステータス計画上の扱いには、何らかの意図が見られる。この意図の背景には、カシューブ語およびシロンスク語とポーランド語の「近さ」が関係していた（本項「（1）カシューブ語」と「（2）シロンスク語」を参照）。これに対してレムコ語の政策的分類には、特段の意図を見出すことが

²⁶⁷ シロンスク自治運動がフルメンバーとして参加している国際政党「欧州自由同盟」は、地域主義とともに分離主義を公の目標として掲げる組織である。

²⁶⁸ このような傾向は必然的に、国家と結びつかないと認識された言語の否定や弾圧を含むものだったことは言うまでもない。以下の佐野（2012: 61）の言を参照：「『国語』になりさえすれば『諸言語の平等』の一員として数えられるが、逆に言えば『国語』になれない言語の話者は、『舗装工事』が進むにつれてその存在自体が危険視され、否定されることになる。特に第一次世界大戦後の体制が、まがりなりにも「民族自決」を原則としてうちたてられただけに、その不満感とそれに対する対処はより激烈なものになった」

できない。憲法をはじめとするポーランドのステータス計画は、ポーランド語を中心に据えることを前提に構成されている。レムコ語とポーランド語の間に存在する距離は、この前提に何ら影響を与えるものではない。

ステータス計画には政策主体の何らかの意図が反映されている。2005年法令の場合、計画の中心である言語（ポーランド語）との距離に一定の「近さ」²⁶⁹が見られる場合に、より鮮明な政策的意図が現れると言える。

2. ポーランドの政策的分類の分析（特にレムコ語とシロンスク語の政策的分類との対比）から分かるのは、2005年法令が現状を追認する単純な行為ではないということである。確かに、本論文 1.2.3 で指摘したように、現状から著しく乖離した言語政策は実行できない。しかし、もしステータス計画が単に統計的事実からステータスを決定するのであれば、シロンスク語にはステータスが与えられて然るべきであるし、レムコ語にはステータスが与えられない事態も想定できる。しかし現実に行われている政策的分類は、決してそのようにはなっていない。すなわちステータス計画は、いわゆる民意や世論を反映する行為ではなく、むしろ、政治主体が中心に据える言語の利害のために、現状に積極的に介入する性質があると言えよう。レムコ語の場合は、この利害がマジョリティ言語（ポーランド語）と衝突する可能性が低く、歴史的に見てもそのような土壌はない。このような場合、たとえ数的には非常に小規模な言語であっても、積極的にステータスが付与される。

3.4.2 多言語主義を標榜する政策の選択性・疎外性

本論文 3.2において、2005年法令は欧州評議会の定める二つの条約（憲章と枠組条約）をベースとしている旨を指摘した。このうち、言語に特化した条約は憲章であるが、枠組条約の条文にもマイノリティの言語について言及している部分がある（CoE 1995: Art. 5, Art. 9）。よって 2005 年法令は、欧州評議会の言語政策²⁷⁰、とりわけマイノリテ

²⁶⁹ ここで言う「近さ」とは言うまでもなく、言語学的（系統的・類型論的）距離を指すものではなく、マジョリティやマジョリティ言語との社会的・歴史的関係性を包含するものである。

²⁷⁰ 欧州評議会の推進する言語政策として、教育政策の分野で参照される「ヨーロッパ言語共通参照枠」や「ヨーロッパ言語ポートフォリオ」などが挙げられる。なお、現在の欧州評議会は、「多言語主義」ではなく「複言語主義」（Eng. plurilingualism）という表現を好んで用いる。前者は、特定の地理的領域に複数の言語が共存している状態を指し、後者は個人の複数言語使用により着目する理念である（CoE 2014）。とはいって、両者とも「单一言語主義」（Eng. monolingualism）に対置される理念であることは確かである。本論文では両者を特に区別せず、「集団にせよ、個人にせよ、複数の言語の併用に肯定的価値を付与する理念」を広義の「多言語主義」と捉えている。

イ言語保護の方針に従うものであり、多言語主義のポーランドにおける実践と捉えることができるだろう。ここで重要なことは、複数の言語が並立し、併用されることに肯定的価値を見出す、理念としての多言語主義が存在する一方で、その理念を保障し、具体的に実行するためには、制度としての多言語主義が求められるという点である。現状としては、制度としての多言語主義は国家が担わざるをえない面は確かにある。制度である以上は法的な裏付けが求められるからである。かつ、憲章も枠組条約も多言語主義の指針ではあるが、国際的に一律のルールではなく、具体的な政策の立案・実施は各国の裁量による部分が大きい。2005年法令は、憲章や枠組条約にもとづく多言語主義政策である。しかし多言語主義政策自体がマイノリティ言語に対する選別装置となりうることは、佐野(2012: 74) や Cenoz; Gorter(2012: 312) などが指摘するとおりである²⁷¹。以下、ポーランドの事例（特にシロンスク語の例）からこの点を詳しくみていく。

政治主体が特定の一言語に優越的なステータスを与える例は多々見られる。ある言語に象徴性や実質性などの何かしらの機能を担わせることで、その言語を国家と関連付けるためである。ここで、多言語主義の理念的側面と制度的側面が衝突する。理念としては、特定の地理的領域（国家、自治体）で使用されるすべての言語が平等に扱われ、その平等性が肯定されなくてはならない。しかし、ポーランド憲法第27条や1999年法令に見られるように、特定の言語を他の言語より優越的な位置に置くことを政治主体が望むことは珍しくない。むしろ、砂野(2012: 16) が指摘するように、ヨーロッパの「多言語主義」とは「それぞれの国家のなかで公共性を担保する言語がすでに存在する状況」を前提としている側面がある²⁷²。いずれにせよ、優越的な位置に置くということは、当該の言語と他の言語との不平等を含意する。無論、「公用語」や「国家語」といったステータスがただちに他の言語の疎外や抑圧を意味するものではない。しかしいずれにせよ、制度としての多言語主義は上のような状況のなかで行われることは間違いない。これにより、言語政策以前に存在しているはずの言語が、逆に言語政策によって存在の状

²⁷¹ 以下の佐野(2012: 74)を参照：「さらに、「ヨーロッパ地域言語・少数言語憲章」は、その保護対象の言語そのものや保護のレベルは批准国が細かく選択することが可能であることから、少数言語のレベルの決定は国民国家ににぎられていること、そしてヨーロッパの少数言語間においても、その認知・保護のレベルに格差があることを、図らずも明示することになった」 Cenoz; Gorter(2012: 312) も憲章について「各言語の保護の程度は定められておらず、国家は政策の強弱を選択することができる。保護の程度を決定するのはマイノリティ言語のコミュニティ自身ではなく、国家なのである」と述べている。

²⁷² 砂野(2012: 16)は、このような「公共性を担保する言語」が十分に機能していない国家において「多言語主義」という理念は機能しないにも関わらず、当該国家の言語状況に関する理解が浅いまま非ヨーロッパ地域への介入が行われていることを批判している。この点は、本論文4.2で述べる「多言語主義の批判的検討」の射程に含まれうるものであろう。

態を規定される事態が生じる。実際には相当数の話者によって使用されているはずの言語が政策の中では言及されない場合や、あるいは逆に、まったく使用されていない言語が条文の上では存在することになる場合がある。ポーランドの例で言えば、前者はシロンスク語であり、後者はタタール語などが相当するであろう²⁷³。

またポーランドの場合は、多言語主義政策（2005年法令）がマイノリティ問題に新たな側面を図らずも加えてしまったと言える。ポーランドのステータス計画の中心は憲法であり、それを補完する形で1999年法令が機能している（本論文3.1.1）。これらはポーランド語を中心に据えることを宣言するが、同時に、他言語を抑圧するものではないことも謳っていた（本論文3.1.2）。だがこれらの法令では、マイノリティの具体的な名称などは挙げられていない。すなわち1999年法令までの段階では、マイノリティの法的位置付けはいわばグレーゾーンとして存在していたのである。

2005年法令は、「マイノリティ」概念の法的定義と名称の列挙によって、このグレーゾーンを明確化した。しかしこの明確化に対し、肯定的評価を一概に下すことはできない。本論文3.3.6（法令外的問題（3））で見たように、シロンスク問題は2005年法令の後から議論がより複雑なものになった。2005年法令以前は、人間集団（マイノリティ）としての認可を目指す運動であったものが、「地域言語としてのシロンスク語」の認可を目指す主張も加わってきたからである。その原因は「地域言語」概念の導入であることは明白である。

2005年法令における「地域言語」概念の導入は、人間集団として言及されなくとも言語集団として認可される可能性を示唆していた。確かに、「地域言語＝カシューブ語」という位置付けは、カシューブ人に人間集団としてのステータスを与えないための措置である可能性は高い（本論文3.4.1）。これは、法令の形式上「カシューブ人」という名を出さない（個別のエスニシティは認めない）ための措置なのだが、実質的には「地域言語話者＝事実上のマイノリティ」と言って差し支えない。現に、「カシューブ人」という名は2005年法令内に現れていないにも関わらず、一般的にも行政的にも、カシューブ人は「マイノリティ」と同様に扱われている。2005年法令は「マイノリティ」に認められる諸権利を「地域言語を使用する市民（の集団）」にも同じように認めているからである。「地域言語」という概念を通じることで、「地域言語話者＝カシューブ人」

²⁷³ 2005年法令のなかに「タタール語」という語が直接に現れるわけではない。しかし本論文3.3.2で指摘したとおり、2005年法令は「マイノリティ」と「マイノリティ言語」を一括りのものとして定義している。したがって法令文を文字通りに読めば、タタール人という「エスニック・マイノリティ」の言語としてタタール語が存在すると解釈できる。しかし実際にはWicherkiewicz (2006: 657) が述べるとおり、タタール語は現在のポーランド国内で使用されていない。

という定式は難なく成立する。カシューブ語の話者集団といえば、言語学的にも、歴史的も、社会的にも、カシューブ人以外に考えにくいからである。

現在のシロンスク問題の中心にあるのは、上の定式（地域言語話者=○○人=事実上のマイノリティ）がシロンスク人に当てはめられるか否かをめぐる議論である。マイノリティとして言及されなくとも、シロンスク語が地域言語であることが認可されれば、実質的にはマイノリティとして認可されることと同義である。ここにおいて、人間集団のステータスと言語のステータスが分かちがたく接続する。無論、このような複雑化は、「地域言語」という 2005 年法令の概念から発生している。すなわち、多言語状況の諸問題を解決するはずの政策が、むしろ問題を複雑化させた側面が存在するのである。

いずれにせよ、ステータス計画そのものが取捨選択を含む行為である。多言語主義のために制定された政策もその例外ではない。いずれの言語を「多言語」のうちに数えるか、すなわち、どの言語を制度的に保障するか、選択権はもっぱら政治主体の側にある。本論文 1.1 にて、「言語の数を数え上げることは原理的に不可能である」という事実を指摘したが、ステータス計画はこの事実に反して、言語を分類する（数え上げる）ことによって成立する。「多言語主義」を標榜する政策はその対象となる言語が多いゆえに、つまり、行われる取捨選択の数が多いゆえに、ステータス計画が本来的に持つ選択性・疎外性がより鮮明に現れるのである。

4. 結論

本章では、本論文全体の総括を行う。はじめに、本論文において筆者が展開してきた議論を振り返った上で結論を示す。最後に本論文全体の総括を行い、今後の課題を提示したい。

4.1 これまでの議論の振り返り

本節では、本論文第 1 章から第 3 章まで展開してきた議論を、章立てにしたがって振り返りたい。

① 第 1 章前半（前提の提示）：

言語学と言語政策は共に、言語を数え上げる（分類する）性質がある。すなわち、両者には一定の類似性が認められるが、言語学と言語政策の関連性に関する考察は十分になされているとは言えない。

② 第 1 章後半（目的の提示）：

言語学と言語政策の対象研究のために、以下の 2 点を研究目的として提示する。

- (1) 政策的分類が言語学的分類に与えた影響の分析
- (2) 言語学的知見を用いた政策的分類の意図の分析

③ 第 2 章（言語学的分類の分析）：

ある言語学的研究対象が言語であるか、方言であるかは、（言語学者を含む人間の）価値判断が伴う。第 1 章で確認したこの事実にもとづき、カシューブ語、シロンスク語、レムコ語の言語学的分類を分析した。結果、いずれの言語の分類にも「言語／方言」の区分に搖れが見られるが、その搖れが一様なものではないことが判明した（本論文 2.5.2）。

④ 第 3 章（政策的分類の分析）：

第 3 章から、次の 2 点が明らかとなった。

(1) 2005 年法令は単に現状を追認する行為ではなく、現状に積極的に介入する嘗為である。しかしその介入の程度は対象ごとに異なる。この「異なり」の要因のひとつは、マジョリティ言語（ポーランド語）との「近さ」である（本論文 3.4.1）。

(2) 多言語主義を標榜する政策であっても、言語政策が本来的に持つ選択的、疎外的な性質を備えている。多言語主義にもとづく政策はその対象となる言語が多いため、このような性質はより強く現れる（本論文 3.4.2）。

以下、第 1 章で設定した目的に沿う形で、本論文の結論を示す。

4.1.1 結論（1）：2005 年法令が言語学的分類に与えた影響

本項では、2005 年法令がカシューブ語、シロンスク語、レムコ語の言語学的分類に与えた影響についてまとめ、本論文の第 1 の結論とする。

（1）カシューブ語

2005 年法令はカシューブ語を「地域言語」としている。「地域言語」の概念には定義上の不自然さが指摘できるものの、事実として、2005 年法令はカシューブ語をポーランド語とは別の言語と見なしている。「地域言語」の定義のなかに、「当該国家の公用語と異なる言語」という文言が含まれているからである。

翻って 2005 年法令以降の言語学的研究を見ると、独立の「カシューブ語」を前提としているものが増えている (Karaś ed. 2010; Makùrôt 2016; Treder ed. 2006 など)。また、方言学の分野で多大な実績のある Zieniukowa (2009) や Popowska-Taborska (2010) らがカシューブ語のステータスを積極的に論じていることも、カシューブ語に対する学術的関心が変化していることを物語っている (本論文 2.2.3)。とはいえるこの点は、2005 年法令の影響と断ずることはできない。というのも、政策的分類 (2005 年法令) が独立の「カシューブ語」という立場を誕生させたわけではないからである。カシューブ語を独立の「言語」と扱う研究は 19 世紀から存在し、現代史のレベルにおいても、同様のスタンスの研究は 2005 年法令以前から出版されている (Breza ed. 2001 など)。また、体制転換 (1989 年) 前後のポーランドにおいて、カシューブ人やカシューブ語はいち早く論じられる存在でもあった。このことからも分かるように、マイノリティに関するトピックが検閲対象となっていた人民共和国期にあっても、カシューブ人はポーランドの「代表的」マイノリティと認識されていたことは明らかである。ポーランド語とは別の「カシューブ語」という立場が成立する歴史的土壌は 2005 年法令のはるか以前から存在していたと言える。

より重要なのは、カシューブ語の政策的分類 (地域言語) について言語学者の間で積極的な反論が形成されていない点である。この事実は、カシューブ語を「言語」とする政策的分類が、(程度の差はある) 言語学者に受容されていることを意味する。2005 年法令によるカシューブ語の位置づけは、一言でまとめると「マイノリティ言語とするほど離れていないが、ポーランド語の一部 (方言) であることが自明の前提と言えるほど近い存在ではない言語」と言うことができる。この位置付けは、19 世紀から続いてきたカシューブ語の位置付けをめぐる言語学的分類の議論と一致する部分が大きい。独立

の「カシューブ語」という言語学的分類は、全体的には増加の傾向にあることは先述のとおりである。この傾向は政策的分類の直接の反映とまでは言えないものの、言語学者による政策的分類の追認を少なからず含んでいることは間違いない。したがって 2005 年法令による「地域言語」という位置付けは、カシューブ語が言語学的分類において「言語」と位置付けられる流れを強化したと言えるであろう。

(2) シロンスク語

シロンスク語やシロンスク人はいかなる形でも政策的分類の対象とはなっていない。2005 年法令のシロンスク問題に対する沈黙には、政策的分類を設定する側（ポーランド）の積極的な意図があることはすでに分析したとおりである（本論文 3.3.6）。しかしシロンスク語の場合は、「言及しない」という政策的分類がむしろ問題を複雑化させ、それが言語学的分類にも影響を及ぼしていると言える。その要因となったのが、2005 年法令が設定する「地域言語」の概念である。2005 年法令の適用範囲内（ポーランド国内）では、地域言語はカシューブ語ひとつしか存在しない。したがって「地域言語」自分がカシューブ語の政策的分類のために設けられたカテゴリーであることは間違いない。いずれにせよこの概念を通じることで、「○○人」という形で言及されなくとも、実質的にマイノリティとして位置付けられうる。よって、2005 年法令に「カシューブ人」という語は現れないが、「地域言語」の使用者として、カシューブ人は事実上のマイノリティと扱われこととなる。現に、2005 年法令が「ナショナル・マイノリティ」や「エスニック・マイノリティ」に対して認めるあらゆる権利は、地域言語の話者（カシューブ人）にも認められている。

シロンスク語の言語学的分類を確認すると、近年（2005 年法令以降）の議論は新たな展開を迎えていていると言える。Kamusella (2008)、Tambor (2008a)、Myśliwiec (2013) らの論考に見られるように、「シロンスク地方土着の言葉は地域言語のステータスを占めるべきだ」という主張が現れたのである。この主張は、「ポーランド語とは別の言語」という立場を取るものだが、「シロンスク語」(Pol. *język śląski*) という呼称が直接に現れるわけではない。このタイプの議論で用いられるのは「エスノレクト」(Pol. *etnolekt*) というタームを用いた「シロンスク・エスノレクト」(Pol. *etnolekt śląski*) という呼称である。この呼称の背景には「エスノレクト」の持つ広義性（言語から下位方言までを含むという定義上の特性）が利用されている（本論文 2.3.3）。ポーランド語の「エスノレクト」は、その定義に議論の余地があるとはいえ、本来は言語学的概念として提唱されたものである。つまり「エスノレクト」は、言語学的分類のカテゴリーのひとつであると言えよう。しかしその概念がシロンスク問題と結びつくと、政治的主張との親和性が高くなる

ことは指摘できる。シロンスクの言語問題そのものが高度に政治的な問題であるため、「言語／方言」という古典的な選択自体が、選択者の意図に関係なく政治的なものと扱われる。シロンスク問題における「エスノレクト」は、そのような政治性を離れて中立性を確保するため(あるいは中立性をアピールするため)に採用されている側面がある。

シロンスク問題においては、言語学的分類のカテゴリー（エスノレクト）が、政策的分類のカテゴリー（地域言語）を語る際に用いられ、分かちがたく結びついていると言ってよい。言語学的分類は言語内的特徴にもとづくものではなく、社会通念や政治情勢を反映しつつ、言語に予断を下すことで成立する（本論文 1.5.2）。すなわち言語学的分類は、どのような形でなされようとも政治性を孕んでいると言えよう²⁷⁴。シロンスク語の言語学的分類には、言語学的分類が本来的にもつ政治性が顕著に発現されていることが見てとれる。この発現の端緒には 2005 年法令の「地域言語」があり、その意味で 2005 年法令は、言及していないはずのシロンスク語の言語学的分類に対して強い影響を及ぼしている。

（3） レムコ語

レムコ語自体は政策的分類（2005 年法令）において何らかのステータスを与えられているわけではない。しかしレムコ人が同法令において「エスニック・マイノリティ」と認可されており、マイノリティは自身の言語（マイノリティ言語）を用いる権利を認められている。よって政策的分類は独立の「レムコ語」という立場を提示している。同時に 2005 年法令はポーランド内のウクライナ人を「ナショナル・マイノリティ」としているため、ウクライナ語もポーランド内のマイノリティ言語と分類されている。言語学的分類では、レムコ語とウクライナ語の関係性はいくつかの考え方があるが、2005 年法令はこの両者を明確に別の言語として扱っている。

カシューブ語の場合と同様に、独立の言語としての「レムコ語」という立場は 2005 年法令が打ち出したものではない。レムコ人がエスニシティとして独自の集団性を意識し始めたのは 19 世紀までさかのぼることができる。また、Хомяк (1992) などの著作はレムコ語の言語的独自性を保護、振興することを目的としているが、このような動き

²⁷⁴ 近代言語学の一部の分野では、言語の客観的観察、具体的には、言語を自然科学の対象物のように研究することが志向してきた。この考え方特に、物理学的方法論との類似性を標榜する生成文法の分野で顕著である（チョムスキ 1984: 254–258）。もし方法論に注目するのであれば、この見方にも一理あるだろう。しかし観察対象の特性に注目するのであれば、一概に肯定できるものではない。言語をめぐる分類は、いわゆる自然科学の観察対象の分類と比較して、観察者の思想や利害の関与する余地が余りにも大きい。したがって言語を自然科学の観察対象と同じように扱うことは無理がある。

は体制転換直後から現在にいたるまで継続している。すなわち、レムコ語を独自の言語とみなす動きは、カシューブ語のそれと同じように、歴史的土壤があったと言えるのである。本論文 2.4.3 で整理したように、レムコ語の言語学的分類は、ルシン人（語）との関係性も相まって、比較的複雑である。しかしそれらの議論は、言うまでもなく、ポーランドの政策的分類の関心からは外れたところにある。

よって、レムコ語の言語学的分類には政策的分類の直接的な影響はないと言えよう。むしろ、政策的分類の方がレムコ語を追認しているとも言える。本論文の研究対象である 3 言語のなかで唯一、レムコ語の言語学的分類には政策的分類（マイノリティ言語）の影響が見いだし難い。この背景には、マジョリティ言語（ポーランド語）との距離が関わっていることは本論文 3.4.1 で述べたとおりである。レムコ語の政策的分類においてより注目すべきは、2005 年法令がレムコ語に関しては積極的に現状を追認している点にあるだろう。この点はステータス計画（2005 年法令）の特性であるため、次項（本論文 4.1.2）に詳述する。

4.1.2 結論（2）：言語学的知見から見る 2005 年法令の意図

本節では、カシューブ語、シロンスク語、レムコ語を分析するなかで得られた社会言語学的知見から 2005 年法令の特性をまとめ、本論文の第 2 の結論とする。

（1）カシューブ語

本論文で扱った 2005 年法令は、他のマイノリティ（およびそれに付随するマイノリティ言語）の存在にも関わらず、カシューブ語のみを「地域言語」と分類する。2005 年法令がこの「地域言語」という概念を「マイノリティ言語」と敢えて区分していることは明白である。2005 年法令は欧州評議会の憲章に依拠すると明言されているにも関わらず、憲章の定義を変更した形で引用している。そしてそれにもとづき、第 19 条はカシューブ語のみを「地域言語」として位置づける。2005 年法令の全条文中、言語名が現れるのは「カシューブ語」だけである。（本論文 3.3.3）。法令の条文のみに関心を向けていると、この分類の不自然さを説明できない。しかしながら、カシューブ語が今日にいたるまで、ポーランド語とどのような関係を取り持ってきたかを言語学史や帰属意識（イデンティフィカツィア）のレベルで検討すると、この不自然さを解釈することができる。カシューブ語の独立性をめぐる議論は 19 世紀以来、今日まで続いている。その議論は、「ポーランド語とカシューブ語の距離をどのように捉えるか」であったと要約できる。マジョリティ言語との距離がこれほど長いあいだ議論され続けた言語はカシューブ語の他になく、ゆえにカシューブ語を地域言語という「別枠」で扱うことには、

歴史的背景があると言えるのである。

もっとも、カシューブ語のみを「別枠」として位置づける政策的分類は、歴史へ配慮した分類というより、政治的利害調整が歴史的背景と合致した結果と見るべきだろう。本論文 3.4.1 で述べたように、カシューブ人に人間集団（マイノリティ）としてのステータスを与えると、2005 年法令の「マイノリティ」の定義の性質上、なれば自動的に「カシューブ語」というステータスが生まれることとなる。加えてカシューブ人は、先述のとおり、マジョリティとの距離が歴史上長らく議論されてきた集団でもあり、「ポーランド人の中で地域的独自性を備えた下位集団」とただちに認められる存在ではない。現に、ポーランド語とは別の「カシューブ語」という分類が言語学者間でかなりの程度受容されている事実もある（本論文 4.1.1）。

以上の事実に鑑みると、カシューブ人が人間集団および話者集団の両方の点でステータスを得ると、ポーランドのステータス計画の基本方針と衝突しかねない。しかしポーランドという国家のマイノリティ保護政策である以上、2005 年法令は何らかの形でカシューブ人に言及せざるを得ない。「言語としてのステータスはあるが、人間集団としてのステータスはない」という歪な措置は、上のように相反する政治的意図の産物なのである。

（2）シロンスク語

シロンスク語は、過去から現在にいたるまで、言語学的には「シロンスク方言」と分類されており、その分類について議論が分かれるようになったのは比較的近年、1990 年代以降である。エスニシティやナショナリティ、言語など、何らかの形でシロンスクの独自性を支持する動きは、カシューブやレムコほど歴史的な裏付けがない。また、独立の「シロンスク語」を主張する意見は言語学的議論から現れたものではなく、政治的議論に言語学者が後から参加したという構図を描いている。よって一般的にも学術的にも、「シロンスク語」という呼称は（少なくとも現時点では）特殊な政治的主張を体現するものと捉えられているのである。シロンスクの場合はエスニシティなどに付随して言語が語られる側面があり、言語問題というよりも、現代ポーランドにおける政治勢力間のパワーバランスの問題を見るほうが実態に即している。このような新しさや特殊性と矛盾するようではあるが、国勢調査の回答数の多さや自治主義を標榜する地域政党の存在がある。この事実は、シロンスクのエスニシティや言語の独自性を求める主張に無視できないほどの支持基盤があることを示しているが、その主張は数の面でも質の面でも、ポーランド語を中心に据えるステータス計画の基本方針と衝突しうるものである。すなわち、2005 年法令はシロンスク人やシロンスク語へのステータス付与の要求を一種の

「脅威」と見なしているために、シロンスクに対して「言及しない」という選択を積極的に行っていると考えるのが妥当である。

(3) レムコ語

レムコ語について言えば、この言語がポーランド語（国家と結びついた言語）とは異なる言語であることは明白である。この場合の「異なる」とは、比較言語学や対照言語学にもとづく言語内的特徴の異同ではなく、「ポーランド語（マジョリティ言語）との関係性が社会的、歴史的に問題となってきたか否か」という基準にもとづく。カシューブ語はその類の議論が 19 世紀に生じ、シロンスク語においては、ポーランド語との関係性がいままでに議論となっている最中である。いずれにせよ、レムコ語に「言語」というステータスを与えると、ポーランド語のステータスと利害が衝突することはない。レムコ語の言語学的分類の揺れがどのようなものであろうと、ポーランド語を中心におく言語政策の前提にはほとんど影響がないからである。また、最新の国勢調査（2011 年）では、「レムコ人」の帰属意識（イデンティフィカツィア）を持つ者の数は 10,000 人に留まる。シロンスクやカシューブのイデンティフィカツィア（それぞれ、817,000 人と 229,000 人）と比較して、レムコ人はポーランドの現状に大きな影響を与える集団とまでは言えない²⁷⁵。少なくとも、「レムコ人」や「レムコ語」の存在が、シロンスク語のような「脅威」と見なされることはないと想定される。

「レムコ語=マイノリティ言語」という政策的分類は、言語的独自性を主張する集団（レムコ人）の存在に鑑みた現状追認の側面が強い。しかしこの追認も、決して消極的なものではない。歴史的に見ると、レムコ人はウクライナ人の一部と扱われることが多かった²⁷⁶。また言語的にも、レムコ語はウクライナ語の方言と見なされうる。このような対象を 2005 年法令は敢えて「別の言語」として分けているということは、この「追認」自体が一種の政策的意図であると考えられる。2005 年法令は、欧州評議会や欧州

²⁷⁵ その他、2005 年法令で言及されている集団の 2011 年調査における数値は以下のとおりである（並びは 2005 年法令にもとづく）：ベラルーシ人（46,000）人、チェコ人（3,000 人）、リトニア人（8,000 人）、ドイツ人（126,000 人）、アルメニア人（3,000 人）、ロシア人（13,000 人）、スロヴァキア人（3,000 人）、ウクライナ人（49,000 人）、ユダヤ人（7,000 人）、カライム人（300 人）、ロマ人（16,000 人）、タタール人（言及なし）。

タタール人については 2011 年調査にその数値が反映されていないため、おそらくカライム人（300 人）よりも少数の集団であると考えられる。

²⁷⁶ 第 2 次世界大戦終結前後、1944 年から 1946 年にかけて行われたウクライナ系住民の強制移住と、1947 年の「ヴィスワ」作戦である。これらの強制移住の対象はウクライナ人とされていたが、多くのレムコ人もウクライナ人と同一の集団と見なされ移住を余儀なくされた（本論文 1.4.3）。これらの歴史上の事件は、ポーランド人がレムコ人とウクライナ人と同じ人間集団として扱ってきたことを示す典型的な一例である。

連合の多言語主義政策に応じるための政治的アピールの側面を備えている（本論文 3.2.1）。ポーランドが国内のマイノリティ保護に積極的であることを強調するには、保護対象のマイノリティの数を一定数確保する必要があるが、レムコ語の場合は先述のとおり、認可しても実質的に「脅威」になるとは考えにくい集団である。よって、現状を追認する方が 2005 年法令の意図にむしろ適っているのである。すなわちレムコ語の政策的分類は、マイノリティ集団の利害とステータス計画の利害が一致した結果と見なすことができ、その意味でシロンスク語とは対照的であると言えよう。

概して言えば、ポーランドのステータス計画全体を貫くのは、「ポーランド語中心主義」と言うべき方針である（本論文 3.1）。この方針は、社会主義時代から続くモノリンガル指向（本論文 1.1、2.2.2）の継続と見ることもできると同時に、三国分割（1795 年から 1918 年）や占領（第 2 次世界大戦時）という歴史的経緯の反動と捉えることもできるだろう²⁷⁷。欧州評議会や欧州連合への対外的アピールの必要性からマイノリティ保護政策（2005 年法令）を打ち出したものの、背景には常に「ポーランド語中心主義」が存在する。すなわち 2005 年法令は、マイノリティ保護の姿勢のアピールとポーランド語の「中心性」の保持という、相反する方針が絡み合った結果だと言えるのである。

4.2 本論文全体の総括および今後の研究課題

言語の数は原理的に不可算である。よって、言語と言語、言語と方言、方言と方言の境界は、いずれも厳密には定められない。この事実にも関わらず、「なぜ言語の数は数えられないのか」という問いは、言語学の専門家が検討するものではないと見なされる側面は確かにある。そうであるからと言って、この問い合わせ「検討に値しない問題」であると考えることはできない。言語の不可算性は、言語学的記述の単位を言語学自体が決定できないことを如実に現しているからである。

言語学はしばしば、言語を科学的に研究する学問と称される。「言語」や「方言」といった記述単位（ラング）はその「科学的研究」の基礎を構成していると言えるが、その単位は非常に漠然とした合意の上に成り立っている。その意味で言語学も、言語に対する通俗的な予断から免れていない。言語の不可算性の考察は決して無価値の問い合わせではなく、上のような予断を前提とする言語学の特性を論じるために不可欠の視点なのである。しかしながらこの視点は、音や文法、語彙を対象とする狭義の言語研究だけに目を

²⁷⁷ 1999 年法令 (RP 1999) 序文が「分割者、占領者のポーランド語との闘いが民族意識を失わせる手段であったという歴史の経験」を法令の背景として述べていることは本論文 3.1 で指摘したとおりである。

向けるのでは、十分に展開されない。言語内的特徴に関心を寄せる研究は、程度の差はある、上に述べた「漠然とした合意」を暗黙のうちに受容しているからである。言語学の持つ特性について論じるためには、言語学と同じように言語に対して予断を下す他の営為と対照させる必要がある。その代表的な営為が言語政策である。

本論文ではポーランドを事例として、主にポーランドの研究者が言語分類についてどのような言説を展開しているかを詳しく見てきた。研究という営為は政治と決して無縁ではなく、むしろ分かちがたく結びついている。このことは今日では一種の常識と化している感もあるが、言語に関する研究は、言語そのものが政治的操縦の対象であるために、政治的出来事や政策から一定以上の影響を受けると考えられる。現に本研究で取り上げた事例からも、言語学的分類が政策的分類を追認したり、反駁を通じて変質したりすることが判明した。また同時に、言語学的分類をめぐる言説を精査するなかで得られた知見が、政策的分類の（表層的には現れない）意図を解明する足がかりともなった。結果として、ポーランドのステータス計画（2005年法令）が自国内のマイノリティやその言語をどのように位置付け、そこにどのような意図が介在しているのかが明らかになった。この点は、言語状況の歴史性を考慮せず法令のみを分析する手段では十分に分析できなかっただろう。以上より、本論文で行った「分類という観点からの言語学と言語政策の対照研究」は一定の成果を挙げたと言える。

最後に、本論文と関わるものではあるが、本論文の射程には収まらない問題について述べ、筆者の今後の研究課題としたい。本論文 3.4.2 で筆者は、多言語主義を標榜する政策が、その名前や意図とは裏腹に、選択的・疎外的な性格を持つことを指摘した。この特性は、理念を制度の枠組に落とし込む、つまり「制度としての多言語主義」が形成されていく中で不可避のものと言えるだろう。制度を法的に保障しうるのは政策主体である以上、政策主体の利害にもとづく意図が常に介在するからである。しかし実際には制度以前の段階である「理念としての多言語主義」、特にアカデミズムの場で提唱されるそれも、やはり選択・疎外性を持つものと考えられる。「理念としての多言語主義」には、マイノリティをはじめとして、「クレオール」や「境界」といった名のものとに行われる研究も広義には含まれているが、このようなカテゴリー化はそもそも「マジョリティ」や「中心」を設定しなければ成立しない。マジョリティ／マイノリティ、中心／周縁といった区分は、それぞれの特性の選択によって行われるものであり、最終的には観察者の主觀に依拠することは言うまでもない。その意味では「理念としての多言語主義」もやはり、不可算のものを可算的に扱うことで成立する営為なのであり²⁷⁸、「制

²⁷⁸ 砂野（2015: 186）は、日本の「社会言語学」が「言語の多様性」を語りながらも、何をもつ

度としての多言語主義」と共通する面がある。よって「理念としての多言語主義」の中でも、何かしらの形で対象の選別が行われていることは十分に考えられる。本論文は言語政策の制度面を、ポーランドという事例を取り上げて研究した。よって「理念としての多言語主義」の包括的批判までは射程に収めることができなかつたが、この批判的検討は行うべき価値があるだろう。現在、特にアカデミズムの場では、「理念としての多言語主義」は概ね肯定的価値を付与されることも多いが、その理念的限界や負の側面については十分に検証されているとは言い難いからである²⁷⁹。よって、「理念としての多言語主義」の批判的検討を筆者の今後の研究課題としたい。

て「ひとつ」と見なすのかという問題に触れることが少ない点を指摘している。

²⁷⁹ とはいえるが、本論文でも参照した砂野（2012）をはじめとして、「理念としての多言語主義」への批判的指摘もなされている。砂野（2012: 15–16）は、多言語主義や複言語主義が「あくまでも新たに掲げられた「理念」であり、実際的な問題が山積しているにも関わらず、「アприオリに肯定的な価値として称揚され」ている現状を指摘している。

參考資料一覽

參考文献

- ACFC (= Advisory Committee on the Framework Convention for the Protection of National Minorities) (2004) *Opinion on Poland* (ACFC/INF/OP/I(2004)005).
- ACFC (2009a) *Second Opinion on Poland* (ACFC/OP/II(2009)002).
- ACFC (2009b) *Comments of the Government of Poland on the Second Opinion of the Advisory Committee on the Implementation of the Framework Convention for the Protection of National Minorities by Poland* (GVT/COM/II(2009)003).
- ACFC (2014a) *Third Opinion on Poland* (ACFC/OP/III(2013)004)
- ACFC (2014b) *Comments of the Government of Poland on the Third Opinion of the Advisory Committee on the Implementation of the Framework Convention for the Protection of National Minorities by Poland* (GVT/COM/II(2014)002).
- Anton, Karl (1783) *Erste Linien eines Versuches über der alten Slaven Ursprung, Sitten, Gebräuche, Meinungen und Kenntnisse*. Leipzig.
- Bańko, Mirosław (ed.) (2000) *Inny słownik języka polskiego*. Warszawa: Wydawnictwo Naukowe PWN.
- Baranowska, Grażyna (2014) Legal Regulations on National and Ethnic Minorities in Poland. *Przegląd Zachodni* (2), pp. 35–48.
- Bartelik, Piotr (2015) Wpływ języka niemieckiego na system gramatyczny kaszubszczyzny w świetle nowszych badań. *Gwary dziś* (7), pp. 215–230.
- Bąk, Stanisław; Rospond, Stanisław (1962) *Słownik gwarowy Śląska*. Opole: Instytut Śląski.
- Becker, Kara (2014) Linguistic Repertoire and Ethnic Identity in New York City. *Language & Communication* (35), pp. 43–54.
- Bloomfield, Leonard (1925) A Set of Postulates for the Science of Language. *Language* (2), pp. 153–164.
- Borzyszkowski, Józef (2003) Czy Kaszubi są mniejszością narodową? – Fragmenty współczesnej korespondencji między Kaszubami. *Acta Cassubiana* (5), pp. 359–365.
- Breza, Edward; Treder, Jerzy (1975) *Zasady pisowni kaszubskiej*. Gdańsk: Zrzeszenie Kaszubsko-Pomorskie.
- Breza, Edward; Treder, Jerzy (1981) *Gramatyka kaszubska*. Gdańsk: Zrzeszenie Kaszubsko-Pomorskie.
- Breza, Edward (ed.) (2001) *Kaszubszczyzna / Kaszëbzna*. Opole: Uniwersytet Opolski.
- Breza, Edward (2001a) Pisownia kaszubska: historia i norma. In: Edward Breza (ed.)

- Kaszubszczyzna / Kaszëbizna*. Opole: Uniwersytet Opolski, pp. 285–293.
- Breza, Edward (2001b) Podstawowe wiadomości z morfologii. In: Edward Breza (ed.) *Kaszubszczyzna / Kaszëbizna*. Opole: Uniwersytet Opolski, pp. 125–184.
- Broch, Olaf (1899) Aus der ungarischen Slavenwelt. *Archiv für slavische Philologie* (21), pp. 49–61.
- Carlock, Elizabeth; Wölck, Wolfgang (1981) A Method for Isolating Diagnostic Linguistic Variables: The Buffalo Ethnolects Experiment. In: David Sankoff; Henrietta, Cedergren (eds.). *Variation Omnibus*. Edmunton: Linguistic Research Inc., pp. 17–24.
- Cenoz, Jasone; Gorter, Durk (2012) Language policy in education: additional languages. In: Bernard Spolsky (ed.) *The Cambridge Handbook of Language Policy*. Cambridge: Cambridge University Press, pp. 301–334.
- Ceynowa, Florian (1879) *Zarés do Grammatikj Kašébsko-Slovjnskјè Mòvé*. Poznań: Cjonkamj Wojcjeha Simona.
- Clyne, Michael (2000) Lingua Franca and Ethnolects in Europa and Beyond. *Sociolinguistica* (14), pp. 83–89.
- CoE (= Council of Europe) (1992) *European Charter for Regional or Minority Languages* (CETS 148).
- CoE (1995) *Framework Convention for the Protection of National Minorities* (CETS 157).
- Comrie, Bernard (1981) *The Languages of the Soviet Union*. Cambridge: Cambrdige University Press.
- Comrie, Bernard; Corbett, G. Greville (eds.) (1993) *The Slavonic Languages*. London–New York: Routledge.
- Cooper, Robert (1989) *Language Planning and Social Change*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Cybulski, Marek (1992) Rząd czasowników w prozie Alojzego Budzisza. In: Marcin Preyzner (ed.) *Język – Teoria – Dydaktyka. Materiały X Konferencji Młodych Językoznawców*. Kielce: Wyższa Szkoła Pedagogiczna im. Jana Kochanowskiego, pp. 157–167.
- Cybulski, Marek (1994) Narzędzik przyczasownikowy w kaszubszczyźnie. Prace Językoznawcze (19–20), pp. 139–141.
- Cybulski, Marek; Wosiak-Śliwa, Róża (2001) Składnia kaszubska. In: Edward Breza (ed.) *Kaszubszczyzna / Kaszëbizna*. Opole: Uniwersytet Opolski, pp. 185–201.
- Czesak, Artur (2008) Sytuacja językowo-polityczna etnolektów górnouśląskiego i podhalańskiego wśród (obok) słowiańskich mikrojęzyków literackich. In: Александр Д. Дуличенко (ed.)

Славянское языкоzнание: покидая XX век..., pp. 196–208.

- Dejna, Karol (1973) *Dialekty polskie*. Wrocław: Zakład Narodowy im. Ossolińskich.
- Dejna, Karol (1980) Ile mamy języków polskich? *Język Polski* (60), pp. 30–43.
- Derdowski, Hieronim (1880) *O Panu Czorlińscim co do Pucka po sece jachol*. Toruń.
- Dixon, Robert (1997) *The Rise and Fall of Languages*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Doroszewski, Witold (1936) *Kryteria językowe narodowości*. Warszawa: Komisja Naukowych Badań Ziemi Wschodnich.
- Drzeżdżon, Jan (1975) *Piętno smętka: Z problemów kaszubskiej literatury regionalnej*. Gdańsk: Wydawnictwo Morskie Gdańsk.
- Drzeżdżon, Jan (1993) *Twarz smętka*. Gdańsk: Wydawnictwo „Arkona”
- Dubisz, Stanisław (ed.) (2003) *Uniwersalny słownik języka polskiego*. Warszawa: Wydawnictwo Naukowe PWN.
- Duć-Fajfer, Helena (2001) *Literatura łemkowska w drugiej połowie XIX wieku i na początku XX wieku*. Kraków: Polska Akademia Umiejętności.
- Duda, Henryk (2006) How Many Slavic Languages are Spoken in Poland? 『ロシア・東欧研究』 (35), pp. 325–340.
- European Court of Human Rights (2004) Gorzlik and Others v. Poland, judgement of 17 February 2004 (44158/98). In: *Reports of Judgements and Decisions*. Köln–Berlin–München: Carl Heymanns Verlag KG, pp. 219–272.
- European Union (2000) *Charter of Fundamental Rights of the European Union* (2000/C 364/01)
- Ferguson, Charles (1959) Diglossia. *Word* (15), pp. 325–340
- Ferguson, Charles (1983) Language Planning and Language Change. In: Juan Cobarrubias, Joshua Fishman (eds.) *Progress in Language Planning: International Perspectives*. Berlin–New York: Mouton, pp. 29–40.
- Poland-Kugler, Magdalena (2006) *W gaju słów*. Warszawa: Exlibris.
- Fontański, Henryk (2007) Aktualne problemy języka łemkowskiego (normalizacja pisowni). In: Anna Plišková (ed.) *Jazyková kultúra a jazyková norma v rusínskom jazyku / Языковая культура и языковая норма в русинском языку*. Prešov: Prešovská univerzita v Prešove, pp. 66–72.
- Fontański, Henryk (2014) *Studia nad składnią łemkowską*. Katowice: Wydawnictwo Uniwersytetu Śląskiego.
- Gajda, Stanisław (ed.) (2001) *Język polski*. Opole: Uniwersytet Opolski.
- Galas, Piotr (1938) Przyrostek *-ic* w nazwach mieszkańców wsi (na podstawie współczesnego

- materiału gwarowego). *Język Polski* 23 (1), pp. 13–18.
- Gołębek, Eugeniusz (1982) *Święté Pismiona Nowégo Testameńtu*. Gdańsk–Pelplin: Wydawnictwo Diecezjalne.
- Gołębek, Eugeniusz (2005) *Kaszëbsczi słowôrz normatiwny*. Gdańsk: Oficyna Czec.
- Greenberg, Robert (2004) *Language and Identity in the Balkans*. Oxford: Oxford University Press.
- GUS (= Główny Urząd Statystyczny) (2002) *Narodowy Spis Powszechny Ludności i Mieszkań 2002 z dnia 20 maja. Formularz A*.
- GUS (2003) *Narodowy Spis Powszechny Ludności i Mieszkań 2002*.
- GUS (2010) *Kwestionariusze NSP 2011. Formularz indywidualny*.
- GUS (2012) *Narodowy Spis Powszechny Ludności i Mieszkań 2011*.
- GUS (2015) *Struktura narodowo-etniczna, językowa i wyznaniowa ludności Polski*.
- Haugen, Einar (1966) Dialect, Language, Nation. *American Anthropologist* (68), pp. 922–935.
- Haugen, Einar (1972) *The Ecology of Language: Essays by Einar Haugen*. Stanford: Stanford University Press.
- Hentschel, Gerd (2002) Podhalisch. In: Milos Okuka; Gerald Krenn (eds.) *Lexikon der Sprachen des europäischen*, pp.359–361.
- Hoffman, Michol; Walker, James (2010) Ethnolects and the city: Ethnic orientation and linguistic variation in Toronto English. *Language Variation and Change* (22), pp. 33–67.
- Horbal, Bogdan (2010) *Lemko Studies: A Handbook*. New York: Columbia University Press.
- Jernudd, Björn; Nekvapil, Jiří (2012) History of the field: a sketch. In: Bernard Spolsky (ed.) *The Cambridge Handbook of Language Policy*. Cambridge: Cambridge University Press, pp. 16–36.
- Kabzińska, Iwona (2000) Między grupą etniczną a narodem. *Etnografia Polska* (44), pp. 39–61.
- Kallus, Bogdan (ed.) (2016) *Słownik górnosłônskij gódkî*. Pro Loquela Silesiana.
- Kamusella, Tomasz (2007) *Silesia and Central European Nationalism*. Indiana: Purdue University Press.
- Kamusella, Tomasz (2008) Czy śląsccyzna jest językiem? Spojrzenie socjolingwistyczne. In: Jolanta Tambor (ed.) *Śląsko godka. Materiały z konferencji „Śląsko godka – jeszcze gwara czy jednak już język” z 30 czerwca 2008 roku*. Katowice: Wydawnictwo Gnome, pp. 133–139.
- Klemensiewicz, Zenon (2009) *Historia języka polskiego* [7th ed.]. Warszawa: Wydawnictwo Naukowe PWN.
- Kloss, Heinz (1969) *Research Possibilities on Group Bilingualism: A Report*. Quebec:

International Centre for Research on Bilingualism.

- Knoll, Vladislav (2012) *Kašubština v jazykovém kontaktu*. Praha: Univerzita Karlová v Praze.
- Kordecki, Marcin; Smolorz, Dawid (2013) *Atlas historyczny. Górnny Śląsk w XX wieku / Historischer Atlas. Oberschlesien im 20. Jahrhundert*. Gliwice–Opole: Dom Współpracy Polsko-Niemieckiej.
- Kostinas, Ulla-Britt (1988) Immigrant children's Swedish – a new variety? *Journal of Multilingual and Multicultural Development* (9), pp. 129–140.
- Leśniewska, Justyna; Mazur, Zygmunt (2008) Polish and Poland and abroad. In: Guus Extra; Durk Gorter (eds.) *Multilingual Europe: Facts and Policies*. Berlin–New York: Mouton de Gruyter, pp. 111–134.
- Linde-Usiekiewicz, Jadwiga (ed.) (2007) *Wielki słownik polsko-angielski*. Warszawa: Wydawnictwo Naukowe PWN.
- Lorek, Gottlieb (1821) Zur Charakterisierung der Kaschuben am Leba-Strome. *J. C. L. Hakens Pommerschen Provinzialblättern* (2), pp. 338–363; pp. 455–477.
- Lubaś, Władysław (1998) Czy powstanie śląski język literacki? *Język Polski* (68), pp. 49–56.
- Lubaś, Władysław (2008) Głos polemiczny wobec stanowiska T. Kamuselli. In: Jolanta Tambor (ed.) *Śląsko godka. Materiały z konferencji „Śląsko godka – jeszcze gwara czy jednak już język” z 30 czerwca 2008 roku*. Katowice: Wydawnictwo Gnome, pp. 140–142.
- Lubaś, Władysław (2014) *Studia socjolingwistyczne*. Opole: Uniwersytet Opolski.
- Lunt, Horace (1998) Rusin Language of Yugoslavia. *International Journal of Slavic Linguistics and Poetics* (42), pp. 44–84.
- Lesiów, Michał (1995) *Ukraina wczoraj i dziś*. Lublin: Uniwersytet Marii Curie-Skłodowskiej.
- Lesiów, Michał (1997) Trzy okresy badań nad ukraińską mową łemkowską. In: Andrzej Zięba (ed.). *Łemkowie i łemkoznawstwo w Polsce*. Kraków: Polska Akademia Umiejętności, pp. 65–75.
- Łodziński (2004) Narodowy Spis Powszechny (2002) a problem uznania za mniejszość narodową (etniczną). Łemkowie, Ślązacy, Kaszubi. *Przegląd Polonijny* (3), pp. 27–46.
- Magocsi, Paul Robert (ed.) (2004) *Русинський язык*. Opole: Uniwersytet Opolski.
- Majewicz, Alfred (1989) *Języki świata i ich klasyfikowanie*. Warszawa: Państwowe Wydawnictwo Naukowe.
- Majewicz, Alfred; Wicherkiewicz, Tomasz (1998) Minority Rights Abuse in Communist Poland and Inherited Issues. *Acta Slavica Iaponica* (16), pp. 54–73.
- Makürôt, Hanna (2016) *Gramatika kaszëbszégo jazëka*. Gdańsk: Zrzeszenie Kaszubsko-

Pomorskie.

- Masthrie, Rajand (ed.) (2001) *Concise Encyclopedia of Sociolinguistics*. Amsterdam: Elsevier.
- McGowan, Lee; Phinnemore, David (2015) *A Dictionary of the European Union* (7th ed.). London–New York: Routledge.
- Meillet, Antoine (1918) *Les langues dans l'Europe nouvelle*. Paris: Payot.
- Michna, Ewa (2004) Pomiędzy gwarą a językiem standardowym. Kodyfikacja gwar Rusinów karpackich. *Socjolingwistyka* (18), pp. 57–86.
- Michna, Ewa (2008) Języki literackie małych grup etnicznych. Próba analizy porównawczej sytuacji językowej Kaszubów i Rusinów Karpackich. In: Анна Плішкова (ed.) *Русинський язык меджіс двома контресами*, pp. 134–146.
- Michna, Ewa (2013a) Łemkowskie organizacje społeczne – współczesna działalność na rzecz podtrzymania i rozwoju kultury. In: Beata Machul-Telus (ed.) *Łemkowie*. Warszawa: Wydawnictwo Sejmowe, pp. 197–223.
- Michna, Ewa (2013b) Narodowy Spis Powszechny Ludności i Mieszkań w 2011 r. i jego wykorzystanie w polityce tożsamości i walce o uznanie. *Studia Migracyjne – Przegląd Polonijny* (2-148), pp. 135–172.
- Mickiewicz, Adam (2010) *Pón Tadeùsz to je ostatni najachùnk na Lëtwie* (Stanisław Janke [transl.]). Gduńsk: Muzeum Piśmiennictwa i Muzyki Kaszubsko-Pomorskiej; Maszoperia Literacka.
- Ministerstwo Administracji i Cyfryzacji (2013) *Czwarty raport dotyczący sytuacji mniejszości narodowych i etnicznych oraz języka regionalnego w Rzeczypospolitej Polskiej*. Warszawa: Ministerstwo Administracji i Cyfryzacji.
- Ministerstwo Edukacji Narodowej (2017) Rozporządzenie Ministra Edukacji Narodowej z dnia 18 sierpnia 2017 r. w sprawie warunków i sposobu wykonywania przez przedszkola, szkoły i placówki publiczne zadań umożliwiających podtrzymywanie poczucia tożsamości narodowej, etnicznej i językowej uczniów należących do mniejszości narodowych i etnicznych oraz społeczności posługującej się językiem regionalnym (Dz.U. 2017, poz. 1627).
- Misiak, Małgorzata (2006) *Łemkowie. W kręgu badań nad mniejszościami etnolingwistycznymi w Europie*. Wrocław: Wydawnictwo Uniwersytetu Wrocławskiego.
- Misiak, Małgorzata (2010) 50 lat po wysiedleniu – Łemkowie wobec swojej mowy. Ujęcie socjolingwistyczne. *Rozprawy Komisji Językowej* (37), pp. 97–104.
- Murianka, Petro (1989) *Jak sokół wodę z kamienia*. Warszawa: Iskry

- Myśliwiec, Małgorzata (2013) Ślōnskō godka - przaśny folklor czy język regionalny? *Przegląd Prawa Konstytucyjnego* (3-15), pp. 99–120.
- Nijakowski, Lech (2006) Status grup etnicznych oraz mniejszości narodowych i etnicznych w Polsce w świetle wyników Narodowego Spisu Powszechnego z 2002 roku. In: Lucjan Adamczuk; Sławomir Łodziński (eds.) *Mniejszości narodowe w Polsce w świetle Narodowego Spisu Powszechnego z 2002 roku*. Warszawa: Wydawnictwo SCHOLAR.
- Nitsch, Kazimierz (1939) *Dialekty polskie Śląska*. Kraków: Polska Akademia Umiejętności.
- Nitsch, Kazimierz (1957) *Dialekty języka polskiego*. Wrocław–Kraków: Zakład Narodowy im. Ossolińskich.
- Nitsch, Kazimierz (1960a) *Ze wspomnień językoznawcy*. Warszawa: Państwowe Wydawnictwo Naukowe.
- Nitsch, Kazimierz (1960b [1929]) *Wybór polskich tekstów gwarowych*. Warszawa: Państwowe Wydawnictwo Naukowe.
- Nomachi, Motoki (2006) Polska konstrukcja rezultatywno-posesywna mam to zrobione a kaszubskie *jó mó m to zrobioné*. *Język Polski* (86), pp. 173–183.
- Obara, Jerzy (2013) Germanizmy w gwarach śląskich. Adaptacja morfologiczna czasowników. In: Marian Ursel, Olga Taranek-Wolańska (eds.) *Śląskie pogranicza kultur* (2). Wrocław: Oficyna Wydawnicza ATUT, pp. 213–260.
- Phillipson, Robert; Skutnabb-Kangas, Tove (eds.) (1995) *Linguistic Human Rights; Overcoming Linguistic Discrimination*. Mouton de Gruyter.
- Polański, Kazimierz (ed.) (1999) *Encyklopedia językoznawstwa ogólnego*. Wrocław–Warszawa–Kraków: Zakład Narodowy im. Ossolińskich.
- Pomierska, Justyna (2015) Etnofilologia kaszubska na Uniwersytecie Gdańskim. *Acta Cassubiana* (17), pp. 363–366.
- Popiołek, Kazimierz (ed.) (1959) *Górny Śląsk*. Poznań: Instytut Zachodni.
- Popiołek, Kazimierz (1986) *Polskie Dzieje Śląska*. Opole: Instytut Śląski w Opolu.
- Popowska-Taborska, Hanna (1988) «Język czy dialekt?» – raz jeszcze o statusie kaszubszczyzny. *Język Polski* (68), pp. 19–28.
- Popowska-Taborska, Hanna (2001) Leksyka kaszubska. In: Edward Breza (ed.) *Kaszubszczyzna / Kaszëbzina*. Opole: Uniwersytet Opolski, pp. 257–265.
- Popowska-Taborska, Hanna (2010) W poszukiwaniu językowego obrazu świata. *Dom, praca, wolność* a także *honor* i *Europa* w kaszubskich dialektach i w powstającym kaszubskim języku literackim. *Etnolingwistyka* (22), pp. 53–71.

- Przybylska, Renata (2003) *Wstęp do nauki o języku polskim*. Kraków: Wydawnictwo Literackie.
- Pugh, Stefan; Press, Ian (1999) *Ukrainian: A Comprehensive Grammar*. London & New York: Routledge.
- Ramult, Stefan (1893) *Słownik języka pomorskiego, czyli kaszubskiego*. Kraków: Akademia Umiejętności.
- Rieger, Janusz (1982) Jeszcze o wpływach polskich i słowackich na gwary łemkowskie (z problematyki słownictwa). In: *Studia linguistica memoriae Zdislai Stieber dedicata*. Wrocław: Ossolineum, pp. 151–187.
- Rieger, Janusz (1995a) *Słownictwo i nazewnictwo łemkowskie*. Warszawa: Wydawnictwo Naukowe Semper.
- Rieger, Janusz (1995b) *The Lemkos (Rusyns) in Poland*. In: Sven Gustavsson; Harald Runbolm (eds.) *Language, Minority, Migration*. Uppsala: Uppsala University Centre for Multiethnic Research, pp. 134–140.
- Rokoszowa, Jolanta (1989) O mniejszościach narodowych w PRL. *Język Polski* (68), pp. 19–28.
- Ropa, Adam (1987) The Role of Language in the Nation-Forming Process: A Linguist's view of the “Kashubian Problem”. In: Władysław Miodunka (ed.) *Language and Nation*. Kraków: Jagiellonian University, pp. 161–169.
- Rothstein, Robert (1993) Polish. In: Bernard Comrie, Greville Corbett (eds.) *The Slavonic Languages*. London & New York: Routledge, pp. 686–758.
- RP (= Rzeczpospolita Polska) (1997) *Konstytucja Rzeczypospolitej Polskiej z dnia 2 kwietnia 1997 r.* (Dz.U. 1997, nr 78, poz. 483)
- RP (1999) *Ustawa z dnia 7 października 1999 r. o języku polskim* (Dz.U. 1999, nr 90, poz. 999).
- RP (2005) *Ustawa z dnia 6 stycznia o mniejszościach narodowych i etnicznych oraz o języku regionalnym* (Dz.U. 2005, nr 17, poz. 141).
- RP (2010) *Ustawa o Narodowym Spisie Powszechnym Ludności i Mieszkań 2011*. (Dz.U. 2010, nr 47, poz. 277.
- Rzetelska-Feleszko, Ewa (2001) Kaszuby i kaszubszczyzna – granice historyczne i współczesne. In: Edward Breza (ed.) *Kaszubszczyzna / Kaszëbizna*. Opole: Uniwersytet Opolski, pp. 43–49.
- Sadakane, Kazuhiro (2014) Który termin najbardziej adekwatny na tzw. mowę śląską? [学会 *Język, Kultura, Komunikacja* (2014/09/26、ポーランド：オポレ）における口頭発表資料]
- Sadakane, Kazuhiro (2015) Czy terminologia językoznawcza jest uniwersalna? O pojęciu

„etnolekt” [学会 *Kanon czy kontestacja? Pytania młodej polonistyki* (2015/04/14、ボーランド：ルブリン) における口頭発表資料]

- Sadakane, Kazuhiro (2016) A Proposal for a New Classification of the Dialects and Languages in Poland. In: *Филологически Форум. Издание на факултета по филология*, pp. 31–38.
- Sąd Najwyższy (2013) *Wyrok w imieniu Rzeczypospolitej Polskiej dnia 5 grudnia 2013 r. (akt III SK 10/13)*
- Schenker, Alexander (1993) Proto-Slavonic. In: Bernard Comrie, Greville Corbett (eds.) *The Slavonic Languages*. London & New York: Routledge, pp. 60–121.
- Shevelov, George (1993) Ukrainian. In: Bernard Comrie, Greville Corbett (eds.) *The Slavonic Languages*. London–New York: Routledge, pp. 947–998.
- Siuciak, Mirosława (2012) Czy w najbliższym czasie powstanie język śląski? *Poznańskie Studia Polonistyczne. Seria Językoznawcza* (19-39), pp. 31–44.
- Skudrzyk, Aldona; Rudnicka-Fira, Eliżbieta (2010) *Dialektologia. Materiały pomocnicze*. Katowice: Wydawnictwo Uniwersytetu Śląskiego.
- Skudrzykowa, Aldona; Urban, Krystyna (1998) Status gwary śląskiej w opisach i opiniach nie-Ślązaków. *Prace Językoznawcze* (25), pp. 174–181.
- Spolsky, Bernard (2012) What is language Policy? In: Bernard Spolsky (ed.) *The Cambridge Handbook of Language Policy*. Cambridge: Cambridge University Press, pp. 3–15.
- Spolsky, Bernard; Lambert, Richard (2006) Language Planning and Policy. In: Keith Brown (ed.) *Encyclopedia of Languages & Linguistics* (6) (2nd ed.), pp. 561–575.
- Srivastava, R. N. (1999) Linguistic Minorities and National Languages. In: Florian Coulmas (ed.) *Linguistic Minorities and Literacy*. Berlin–New York–Amsterdam: Mouton Publishers, pp. 99–114.
- Stieber, Zdzisław (1956–1964) *Atlas językowy dawnej Łemkowszczyzny*. Łódź–Wrocław: Zakład Narodowy im. Ossolińskich.
- Stieber, Zdzisław (1958) Z fonetyki historycznej dialekту Łemków. *Studia z Filologii Polskiej i Słowiańskiej* (3), pp. 363–381.
- Stieber, Zdzisław (1960) Systemy wokaliczne dawnej Łemkowszczyzny. *Slavia* (29/2), pp. 207–211.
- Stieber, Zdzisław (1979) *Zarys gramatyki porównawczej języków słowiańskich*. Warszawa: Państwowe Wydawnictwo Naukowe.
- Stieber, Zdzisław (1982) *Dialekt Łemków. Fonetyka i fonologia*. Wrocław: Wydawnictwo Polskiej Akademii Nauk.

- Stieber, Zdzisław; Popowska-Taborska, Hanna (eds.) (1964–1978) *Atlas językowy kaszubszczyzny i dialektów sąsiednich*. Wrocław: Zespół Zakładu Słownianoznawstwa PAN.
- Stone, Gerald (1993) Cassubian. In: Bernard Comrie, Greville Corbett (eds.) *The Slavonic Languages*. London & New York: Routledge, 759–794.
- Struk, Danylo Husar (ed.) (1993) *Encyclopedia of Ukraine*. Toronto–Buffalo–London: University of Toronto Press Incorporated.
- Sychta, Bernard (1967–1976) *Słownik gwar kaszubskich*. Wrocław: Zakład Narodowy im. Ossolińskich.
- Synak, Brunon (1998) *Kaszubska tożsamość. Ciągłość i zmiana*. Gdańsk: Wydawnictwo Uniwersytetu Gdańskiego.
- Syniawa, Mirosław (2010) *Ślabikorz niy dlō bajtli*. Chorzów: Pro Loquela Silesiana.
- SzołysekJ, Marek (2008) *Rozmówki śląskie*. Rybnik: Wydawnictwo Śląskie ABC.
- SzołysekJ, Marek (2011) *Biblia Ślązaka*. Rybnik: Wydawnictwo Śląskie ABC.
- Tambor, Jolanta (ed.) (2008) *Śląsko godka. Materiały z konferencji „Śląsko godka – jeszcze gwara czy jednak już język” z 30 czerwca 2008 roku*. Katowice: Wydawnictwo Gnome.
- Tambor, Jolanta (2008a) Etnolekt śląski jako język regionalny. Uzasadnienie stanowiska. In: Jolanta Tambor (ed.) *Śląsko godka. Materiały z konferencji „Śląsko godka – jeszcze gwara czy jednak już język” z 30 czerwca 2008 roku*. Katowice: Wydawnictwo Gnome, pp. 116–119.
- Tambor, Jolanta (2008b) *Mowa Górnosłązaków oraz ich świadomość językowa i etniczna*. Katowice: Wydawnictwo Uniwersytetu Śląskiego.
- Tambor, Jolanta (2014) German Elements in Silesian Ethnolect. In: Eliżbieta Kaczmarska, Motoki Nomachi (eds.) *Slavic and German Contact. Studies from Areal and Contrastive Linguistics*. Sapporo: Hokkaido University, pp. 135–164.
- Treder, Jerzy (2001) Fonetyka i fonologia. In: Edward Breza (ed.) *Kaszubszczyzna / Kaszëbizna*. Opole: Uniwersytet Opolski, pp. 107–124.
- Treder, Jerzy (ed.) (2006) *Język kaszubski. Poradnik encykopedyczny*. Gdańsk: Wydawnictwo Uniwersytetu Gdańskiego.
- Treder, Jerzy (2011) The Kashubian Language and its Dialects: The Range of Use. In: Cezary Obracht-Prondzyński, Tomasz Wicherkiewicz (eds.) *The Kashubs: Past and Present*. Bern: Peter Lang, pp. 75–108.
- Treder, Jerzy (2016) Najnowsze przejawy życia języka kaszubskiego. In: Kenichi Abe (ed.), *Perspectives on Contemporary East European Literature*, pp. 197–206.
- Urbańczyk, Stanisław (1976) *Zarys dialektołogii polskiej*. Warszawa: Państwowe Wydawnictwo

Naukowe.

- Urbańczyk, Stanisław (ed.) (1991) *Encyklopedia języka polskiego*. Wrocław–Warszawa–Kraków: Zakład Narodowy im. Ossolińskich.
- Vacca, Alessia (2011) The Council of Europe and the European Union Frameworks in the Legal Protection of Minority Languages: Unity or Diversity? *ESUKA-JEFUL* (2-1), pp. 347–366.
- Werchratskij, Ivan (= Вєрхратський, Іван) (1892) Über die Mundart der Galizischen Lemken. *Archiv für slavische Philologie* (14), pp. 587–612.
- Werchratskij, Ivan (1893) Über die Mundart der Galizischen Lemken. *Archiv für slavische Philologie* (15), pp. 46–73.
- Werchratskij, Ivan (1894) Über die Mundart der Galizischen Lemken. *Archiv für slavische Philologie* (16), pp. 1–41.
- Wicherkiewicz, Tomasz (2000) Tożsamość mniejszości językowych w Rzeczypospolitej Polskiej. In: Teresa Kostyrko, Tadeusz Zgółka (eds.) *Kultura wobec kręgów tożsamości. Materiały konferencji przedkongresowej Poznań 19–21 października 2000*. Poznań–Wrocław: Wydawnictwo DTSK Silesia, pp. 181–190.
- Wicherkiewicz, Tomasz (2006) Poland: Language Situation In: Keith Brown (ed.) *Encyclopedia of Languages & Linguistics* (9). Amsterdam et al.: Elsevier, pp. 656–657.
- Wojnowski, Jan (ed.) (2001–2005) *Wielka encyklopedia powszechna*. Warszawa: Wydawnictwo Naukowe PWN.
- Wyderka, Bogusław (ed.) (2000–2012) *Słownik gwar śląskich*. Opole: Państwowy Instytut Naukowy.
- Zaręba, Alfred (ed.) (1961) *Śląskie teksty gwarowe*. Kraków: Państwowe Wydawnictwo Naukowe.
- Zaręba, Alfred (1969) *Atlas językowy Śląska*. Kraków: Państwowe Wydawnictwo Naukowe.
- Zieniukowa, Jadwiga (2009) Zmiany w statusie języka kaszubskiego od połowy XX wieku do początku XXI wieku. *Etnolingwistyka* (21), pp. 259–269.
- Zięba, Artur (2010) Tożsamość Łemków w aspekcie historycznym. In: Helena Duć-Fajfer (ed.) *Rocznik Ruskiej Bursy* 2010. Gorlice: Stowarzyszenie „Ruska Bursa” w Gorlicach.
- Zrzeszenie Kaszubsko-Pomorskie (2006) *Strategia ochrony i rozwoju języka i kultury kaszubskiej*. Gdańsk: Zrzeszenie Kaszubsko-Pomorskie.
- Бодуэн де Куртенэ, Иван Александрович (= Boudouin de Courtenay, Jan Nieczysław) (1897) Кашубский “язык”, кашубский народ, кашубский вопрос. *Журнал Министерства Народного Просвещения* (311), pp. 83–126.

- Верхратський, Іван (1902) *Про говор галицьких лемків*. Львів: Збірник фільольогічної секції наукового товариства ім. Шевченка.
- Гнатюк, Володимир Михайлович (1897–1898) *Етнографічні матеріали з Угорської Руси*. Львів: Етнографічна комісія Наукового товариства ім. Шевченка.
- Головацкий, Яків Федорович (1878) *Народная пѣсни галицкой и угорской руси*. Москва: Московський університет.
- Горощак, Ярослав (1993) *Перший лемківско-польський словник*. Легніца: Стоваришина Лемків.
- Горощак, Ярослав (2004) *Словник лемківско-польський / польсько-лемківський*. Warszawa: Ruthenika.
- Дзендрівський, Йосип Олексійович (1958) *Лінгвістичний атлас українських народних говорів Закарпатської області УРСР* (ч. 1). Ужгород: Ужгородський державний університет.
- Дуда, Ігор (2011) *Лемківско-польський словник*. Тернопіль: Астон.
- Дуличенко, Александр Дмитриевич (2006) Современное славянское языкознание и славянские литературные микроязыки. In: Aleksandr D. Dulichenko; Sven Gustavsson (eds.) *Slavic Literary Microlanguages and Language Contacts / Славянское литературные микроязыки и языковые контакты*. Tartu: Tartu University, pp. 22–46.
- Дуличенко, Александр Дмитриевич (2008) Современная этноязыковая Микрославия: состояние и перспективы развития. In: Анна Плішкова (ed.) *Русинський язык меджії двома конгресами. Зборник рефератів з III. Меджінародного конгресу русинського языка*. Пряшів: Світовий конгрес Русинів, Пряшівської універзітети в Пряшові, pp. 38–48.
- Дуличенко, Александр Дмитриевич (2009) Этносоциалне предпосылки т факторы формирования литературных языков малых этнических групп (микрязыков). *Rocznik Slawistyczny* (58), pp. 13–36.
- Дуць-Файфер, Олена (2004) Лемковина. In: Paul Robert Magocsi (ed.) *Русинський язык*. Opole: Wydawnictwo Uniwersytetu Opolskiego, pp. 347–361.
- Жилко, Федот Трохимович (1955) *Нариси з діалектології української мови*. Київ: Радянська школа.
- Зілинський, Іван Михайлович (1913) *Проба упорядкування українських говорів*. Львів: Записки наукового товариства ім. Шевченка.
- Зілинський, Іван Михайлович (1926) *До питання про діалектологічну класифікацію*

- українських говорів*. Львів: Записки наукового товариства ім. Шевченка.
- Зілинський, Іван Михайлович (1937) *Взаємовідносини між українською і польською мовою*.
Львів: Записки наукового товариства ім. Шевченка.
- Лесів, Михайло (1997) *Українські говорки в Польщі*. Warszawa: Oficyna Wydawnicza „Archiwum Ukraińskie”.
- Магочій, Павел Роберт (2005) *Наша отцюзнина*. Toronto: Norstone Financial Corporation.
- Мельничук, О. С. (ed.) (1985) *Етимологічний словник української мови*. Київ: Інститут мовознавства ім. О. О. Потебні АН УРСР.
- Пиртей, Петро (2013) *Лемківські говорки*. Горлиці: Zjednoczenie Łemków.
- Рігер, Януш (2004) Становиско і зріжницювання “русинських” діалектів в Карпатах. In: Paul Robert Magocsi (ed.) *Русинський язык*. Opole: Wydawnictwo Uniwersytetu Opolskiego, pp.39–65.
- Русанівський, Віталій Макрович (ed.) (2000) *Українська мова. Енциклопедія*. Київ: “Українська енциклопедія” ім. М. П. Бажана.
- Фонтанські, Генрик (2009) Кодифікация лемківского языка. In: Михајло Фејса (ed.) *Русин / Rusnaci / Ruthenians (1745–2005)*. Нови Сад: Університет у Новом Саду, pp. 129–134.
- Фонтанській, Генрик; Хомяк, Мирослава (2000) *Граматыка лемківскага языка / Gramatyka języka lemkońskiego*. Katowice: „Śląsk” Sp. z o. o. Wydawnictwo Naukowe.
- Хомяк, Мирослава (1992) *Перша граматыка лемківскага языка*. Легница.
- 泉邦寿、木村護郎クリストフ (2009) 「言語の多様性と言語政策」村上直久 [編著]『EU情報事典』大修館書店, pp. 285–297.
- 伊東孝之、直野敦、萩原直、南塚信吾、柴宣弘 [監修] (1993) 『東欧を知る事典』平凡社
- 伊東孝之、井内敏夫、中井和夫 [編] (1998) 『ポーランド・ウクライナ・バルト史』山川出版社
- 植田晃次 (2002) 「言語呼称の社会性 —— 日本語で朝鮮語、韓国語、ハングルあるいは...と呼ばれる言語の呼称再考」『社会言語学』(2), pp. 1–20.
- ウンベルト・エーコ (2011) 『完全言語の探求』(上村忠男、廣石正和 [訳]) 平凡社
- 糟谷啓介 (1993) 「言語学に「言語」は必要か —— ことばの学問をだいなしにする張本人はことばです：ソシュール「ジュネーヴ大学就任講演」」『一橋論叢』(109-4), pp. 539–556.
- 亀井孝、河野六郎、千野栄一 [編著] (1996) 『言語学大辞典』(6) 三省堂

- 亀井孝、河野六郎、千野栄一 [編著] (1998)『言語学大辞典セレクション —— ヨーロッパの言語』三省堂
- レイ=ジャン・カルヴェ (2000)『言語政策とは何か』(西山教行 [訳]) 白水社
- 木村護郎クリストフ (2015)「障害的言語権論の展望と課題」『社会言語学』(15), pp. 1–18.
- 窪誠、渋谷謙次郎 (2005)「欧州審議会」渋谷謙次郎 [編]『欧州諸国の言語法 欧州統合と多言語主義』, pp. 23–57.
- 栗林忠男 (1999)『現代国際法』慶應義塾大学出版会
- フロリアン・クルマス (1987)『言語と国家 —— 言語計画ならびに言語計画の研究』(山下公子 [訳]) 岩波書店
- 言語権研究会 [編] (1999)『ことばへの権利』三元社
- 小坂井敏晶 (2011)『〈増補〉民族という虚構』筑摩書房
- 小森田秋夫 (2005)「第 10 章 ポーランド」渋谷謙次郎 [編]『欧州諸国の言語法 欧州統合と多言語主義』, pp. 365–377.
- 貞包和寛 (2016)「言語研究史と言語ステータス —— ポーランド共和国のカシューブ言葉、レムコ言葉を例として」『スラヴィアーナ』(8), pp. 51–73.
- 佐野直子 (2012)「すべての言語は平等である。しかしある言語は、ほかの言語よりさらに平等である —— ヨーロッパの「多言語状況／多言語主義 (Multilingualism)」と少数民族」砂野幸稔 [編]『多言語主義再考 —— 多言語状況の比較研究』三元社, pp. 50–83.
- 佐野直子 (2015)『社会言語学のまなざし』三元社
- 渋谷謙次郎 (2007)「言語権の理論的諸問題」渋谷謙次郎、小嶋勇 [編著]『言語権の理論と実践』三元社, pp. 13–101.
- 下宮忠雄 (1980)「北欧人はどの程度理解し合えるか」『言語』(9-4), pp. 118–119.
- 砂野幸稔 (2012)「序論 多言語主義再考」砂野幸稔 [編]『多言語主義再考 —— 多言語状況の比較研究』三元社, pp. 11–48.
- 砂野幸稔 (2015)「書評 佐野直子『社会言語学のまなざし』」『社会言語学』(15), pp. 185–194.
- 関口時正 (2005)「カシューブ 生き残った独自のスラヴ文化」綾部恒雄 [監修]、原聖、庄司博史 [編]『講座 世界の先住民族 ファースト・ピープルズの現在』(6) 明石書店, pp. 306–319.
- 高橋基樹 (2015)「地域言語の憲法的保障と欧州地域少数民族憲章の批准のための憲法改正」『工学院大学研究論叢』(53-1), pp. 47–58.

多言語社会研究会 [編] (1999)『ことばと社会』(1) 三元社
田中克彦 (1981)『ことばと国家』岩波書店
ヨランタ・タンボル (2011) 「上シロンスク人の言語とエスニック・アイデンティティ」(関口時正 [訳])『西スラヴ学論集』(14)、pp. 6–28.
ノーム・チョムスキー (1984)『ことばと認識——文法からみた人間知性』(井上和子、神尾昭雄、西山祐司 [訳]) 大修館書店
橋内武 (2010)「歐州連合と欧州評議会の言語（教育）政策」『国際文化論集』(43)、pp. 51–68.
ダニエル・バッジオーニ (2006)『ヨーロッパの言語と国民』(今井勉 [訳]) 筑摩書房
平高史也 (2005)「総合政策学としての言語政策」『総合政策学ワーキングペーパーシリーズ』(83) 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科、pp. 1–20.
細田信輔 (2001)「カシューブ人の歴史と地域主義(I)——ドイツとポーランドの間で」『龍谷大学経済学論集』(41-3)、pp. 85–98.
細田信輔 (2002)「カシューブ人の歴史と地域主義(II)——ドイツとポーランドの間で」『龍谷大学経済学論集』(42-2)、pp. 75–96.
丸山圭三郎 (1985)『ソシュール小事典』大修館書店
三谷惠子 (2011)『スラヴ語入門』三省堂
安田敏朗 (1999)『「言語」の構築——小倉進平と植民地朝鮮』三元社
譲原瑞枝 (2009)「EU の多言語主義と言語教育政策」『EU のガヴァナンスと政策形成』慶應義塾大学出版会、pp. 39–60.
渡辺慧 (1986)『知るということ——認識学序説』東京大学出版会

インターネットからの資料

CoE (2014) *Education and Languages, Language Policy.* <https://www.coe.int/t/dg4/linguistic/Division_EN.asp> [最終アクセス : 2018/03/18]

CoE (2018a) *Chart of Signatures and Ratifications of Treaty 148.* <<https://www.coe.int/en/web/conventions/full-list/-/conventions/treaty/148/signatures>> [最終アクセス : 2018/03/05]

CoE (2018b) *Chart of Signatures and Ratifications of Treaty 157.* <https://www.coe.int/en/web/conventions/full-list/-/conventions/treaty/157/signatures?p_auth=P1B8bdpm> [最終アクセス : 2018/03/05]

Czesak, Artur (2007) Język kaszubski. <<https://sjp.pwn.pl/poradnia/haslo/jazyk-kaszubski;7855.html>> [最終アクセス : 2018/01/13]

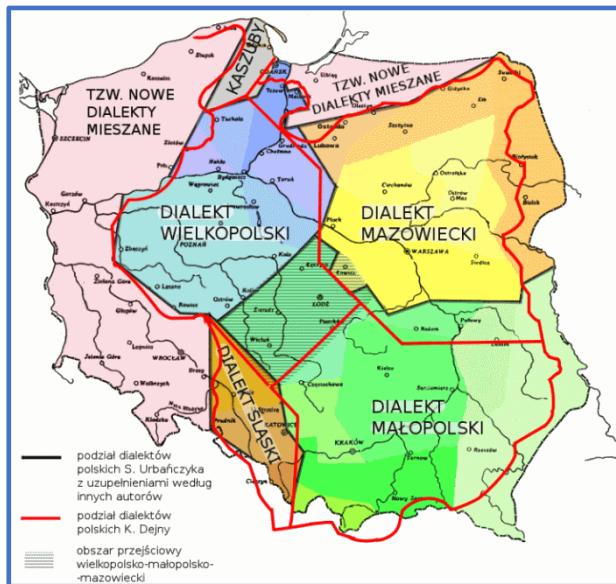
- Ethnologue <<https://www.ethnologue.com/language/rue>> [最終アクセス : 2018/03/24]
- European Free Alliance (2018) *Member Parties*. <<http://www.e-f-a.org/whos-who/member-parties>> [最終アクセス : 2018/03/10]
- Gruszczyński, Włodzimierz (2013) Śląski językiem regionalnym? Kaszubski uznano i nikomu to nie zaszkodziło. <http://wiadomosci.gazeta.pl/wiadomosci/1,114873,13513851,Slaski_jezykiemRegionalnym__Kaszubski_uznano_i_nikomu.html> [最終アクセス : 2018/01/24]
- GUS (2018) *Historia spisów ludności w Polsce. Wybór dokumentów z komentarzem*. <<http://stat.gov.pl/portal-edukacyjny/historia-statystyki/historia-spisow-powszechnych/>> [最終アクセス : 2018/03/12]
- Guzik, Piotr (2017) *Ślązacy poskarżyli się na Polskę do Trybunału w Strasburgu*. <<http://katowice.wyborcza.pl/katowice/7,35063,21765928,slazacy-poskarzyli-sie-na-polske-do-trybunalu-w-strasburgu.html>> [最終アクセス : 2018/03/10]
- Karaś, Halina (2010a) Dialekt małopolski wczoraj i dziś. In: Halina Karaś (ed.) *Dialekty i gwary polskie. Kompendium internetowe*. <<http://www.dialektologia.uw.edu.pl/index.php?l1=opis-dialektow&l2=dialekt-malopolski&l3=dialekt-malopolski-wczoraj-i-dzis>> [最終アクセス : 2017/12/13]
- Karaś, Halina (2010b) Przemiany społeczno-cywiliizacyjne a zmiany w języku mieszkańców wsi. In: Halina Karaś (ed.) *Dialekty i gwary polskie. Kompendium internetowe*. <<http://www.dialektologia.uw.edu.pl/index.php?l1=podstawy-dialektologii&l2=przemiany-spoleczno-cywiliizacyjne>> [最終アクセス : 2017/12/14]
- Karaś, Halina (ed.) (2010) *Dialekty i gwary polskie. Kompendium internetowe*. <<http://www.dialektologia.uw.edu.pl/index.php>> [最終アクセス : 2018/06/24]
- Linguistic Society of America (1997) *LSA Resolution on the Oakland “Ebonics” Issue*. <<https://www.linguisticsociety.org/resource/lsa-resolution-oakland-ebonics-issue>> [最終アクセス : 2018/01/14]
- Ministerstwo Spraw Wewnętrznych i Administracji (2018) Urzędowy Rejestr Gmin, w których jest używany język pomocniczy <<http://mniejszosci.narodowe.mswia.gov.pl/mne/rejestry/urzedowy-rejestr-gmin/6884,Urzędowy-Rejestr-Gmin-w-których-jest-używany-język-pomocniczy.html>> [最終アクセス : 2018/03/10]
- Ruch Autonomii Śląska (2018) *FAQ – najczęściej zadawane pytania*. <<http://autonomia.pl/faq-najczestsze-pytania/#f35>> [最終アクセス : 2018/03/10]
- Treder, Jerzy (2010) Charakterystyka kaszubszczyzny. In: Halina Karaś (ed.) *Dialekty i*

- gvary polskie. Kompendium Internetowe.* <<http://www.dialektologia.uw.edu.pl/index.php?l1=kaszubszczyzna&l2=kaszuby-wczoraj-i-dzis>> [最終アクセス : 2018/01/19]
- Wikipedyjo. Swobodno yncyklopedyjo (2018) <https://szl.wikipedia.org/wiki/Przod%C5%84_o_zajta> [最終アクセス : 2018/03/14]
- Winiarska, Izabela (2010) Charakterystyka dialekту śląskiego. In: Halina Karaś (ed.) *Dialekty i gvary polskie. Kompendium Internetowe.* <<http://www.dialektologia.uw.edu.pl/index.php?l1=opis-dialektow&l2=dialekt-slaski&l3=dialekt-slaski-charakterystyka>> [最終アクセス : 2018/01/15]
- Косовский, Северян (2014) 75 років Мирославы Хомяк. <<http://www.lem.fm/75-rokiv-miroslavyi-homyak>> [最終アクセス : 2018/02/15]
- 国立国会図書館 (2018) 「欧州人権裁判所」『国立国会図書館リサーチ・ナビ』 <<https://rmavi.ndl.go.jp/politics/entry/echr.php>> [最終アクセス : 2018/03/15]

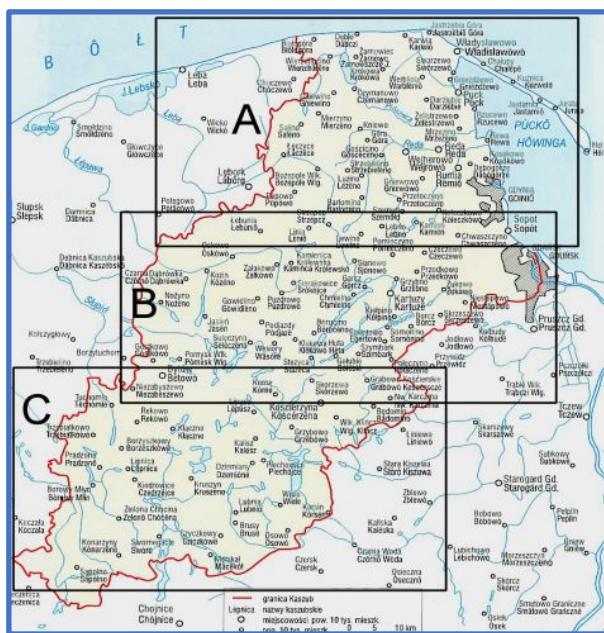
補足資料

【資料 1-1】ポーランド語諸方言地図²⁸⁰

(カシューブ語圏=地図上部、灰色の部分；シロンスク語圏=地図下部、橙色の部分)



【資料 1-2】カシューブ語内の方言区分²⁸¹



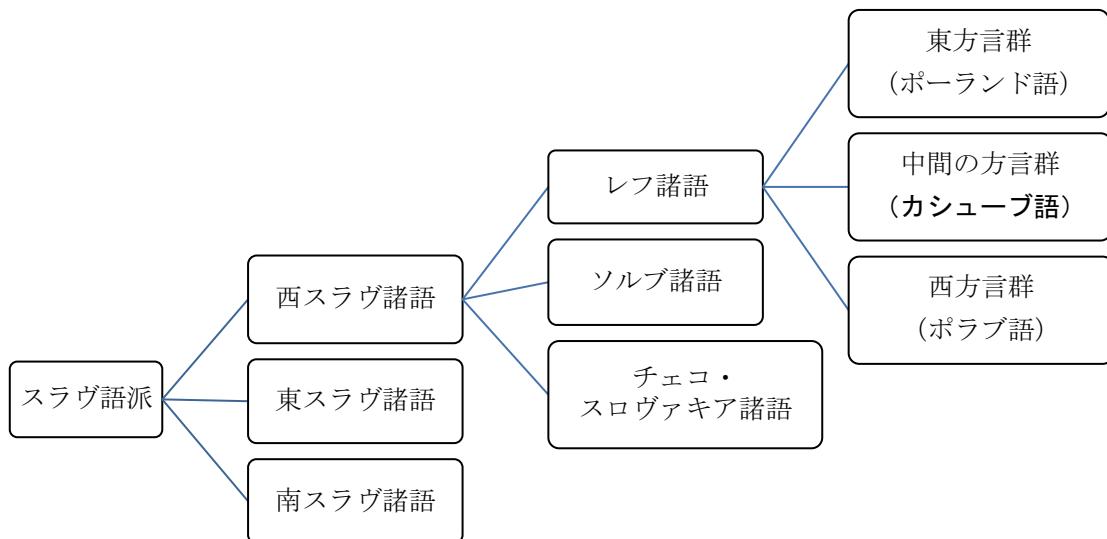
²⁸⁰ 【資料 1-1】は Karaś (ed. 2010) より引用した。以下の URL を参照 :

<http://www.dialektologia.uw.edu.pl/index.php?l1=opis-dialektow> [最終アクセス : 2018/03/14]

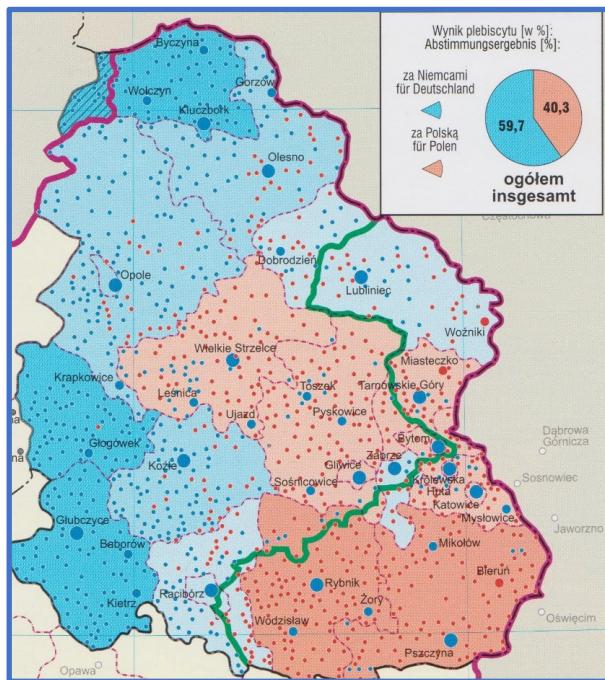
²⁸¹ 【資料 1-2】は Karaś (ed. 2010) より引用した。以下の URL を参照 :

<http://www.dialektologia.uw.edu.pl/index.php?l1=kaszubszczyzna> [最終アクセス : 2018/03/14]

【資料 1-3】スラヴ語派におけるカシューブ語の位置²⁸²



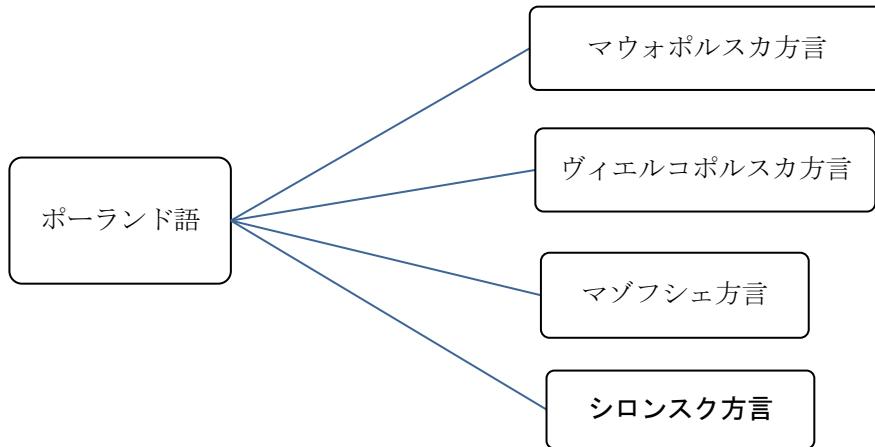
【資料 1-4】上シロンスクにおける 1921 年の住民投票²⁸³



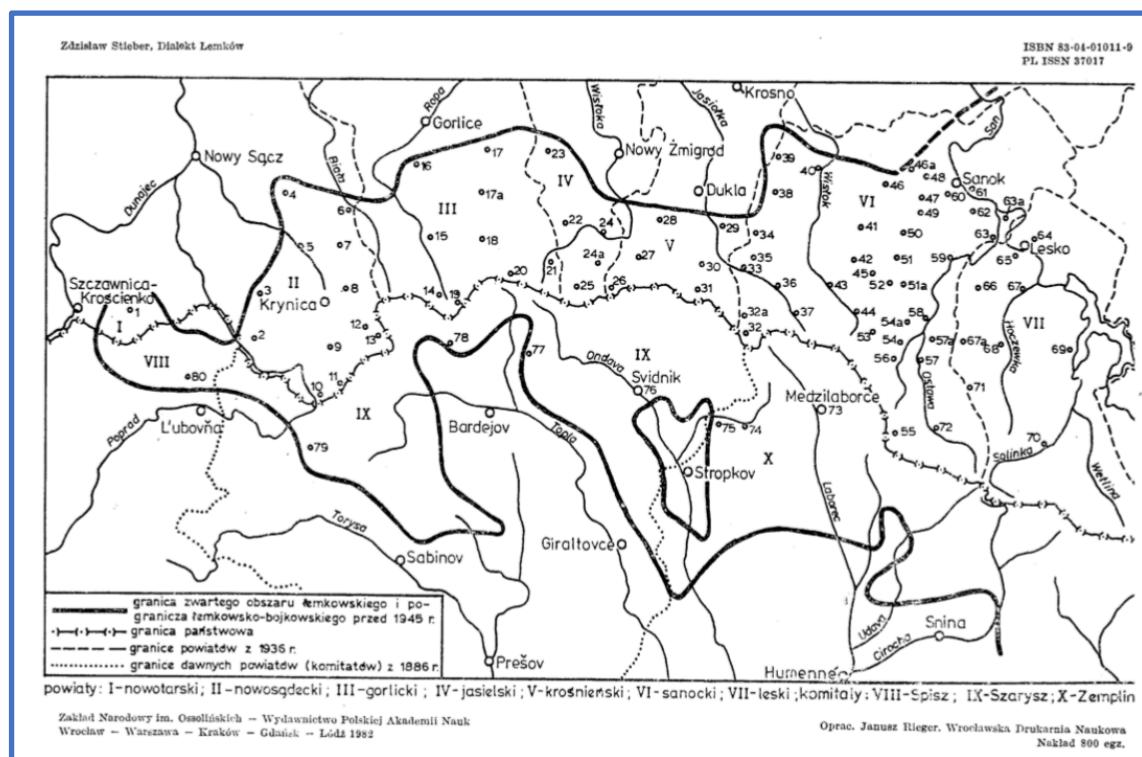
²⁸² 【資料 1-3】は Stone (1993) および亀井他「編著」(1998: 520) をもとに筆者が作成した。なお、亀井他「編著」(1998: 520) では、「チエコ・スロバキア諸語」とされているが、本図では「スロヴァキア」とした。

²⁸³ 【資料 1-4】は Kordecki; Smolorz (2013: 19) より引用した。地図中、緑色の線の西側がドイツ領に属する地域であり、東側がポーランド領となった。

【資料 1-5】 ポーランド方言学におけるシロンスク語の位置²⁸⁴



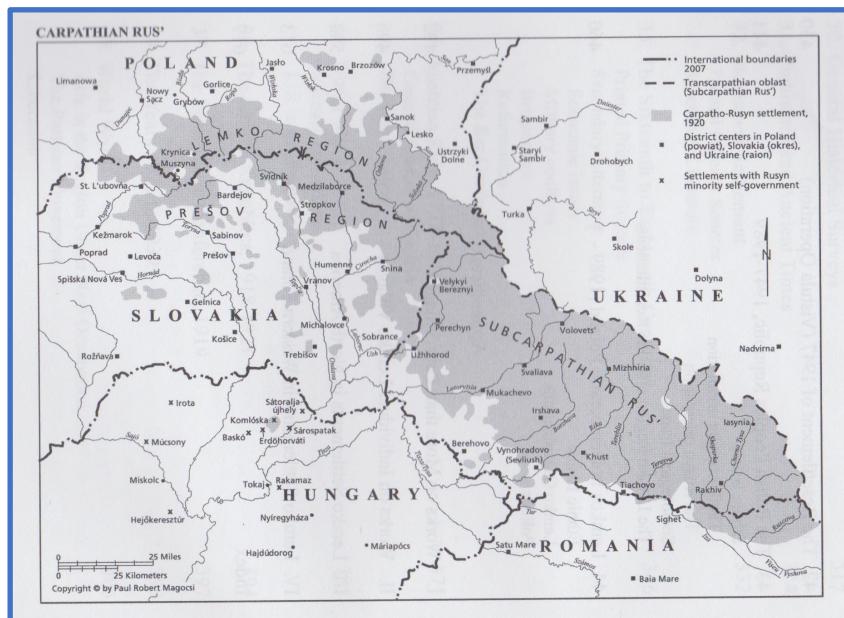
【資料 1-6】 Stieber による 1934–35 年のレムコ語調査²⁸⁵



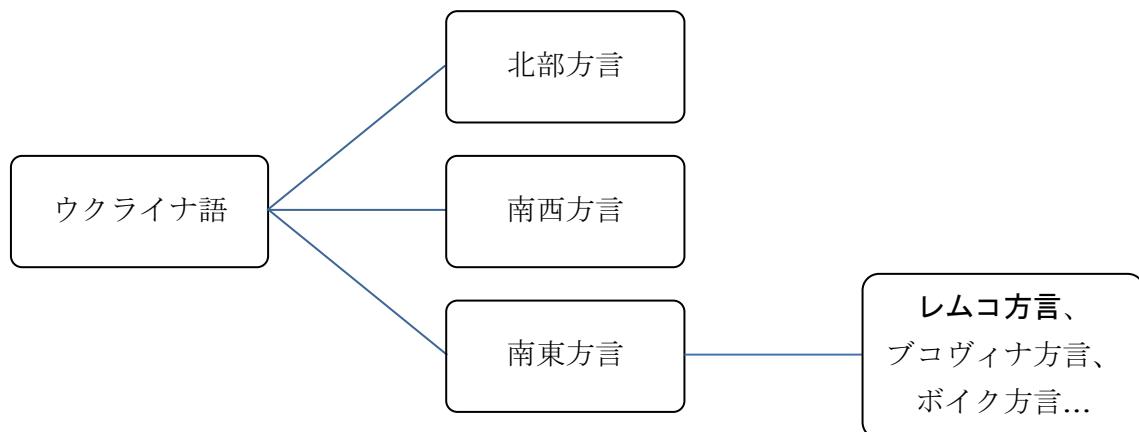
²⁸⁴ 【資料 1-5】は Dejna (1973)、Nitsch (1957)、Urbańczyk (1976) をもとに筆者が作成した。

²⁸⁵ 【資料 1-6】は Stieber (1982: 114–115) より引用した。

【資料 1-7】1920 年時点のルシン語圏²⁸⁶



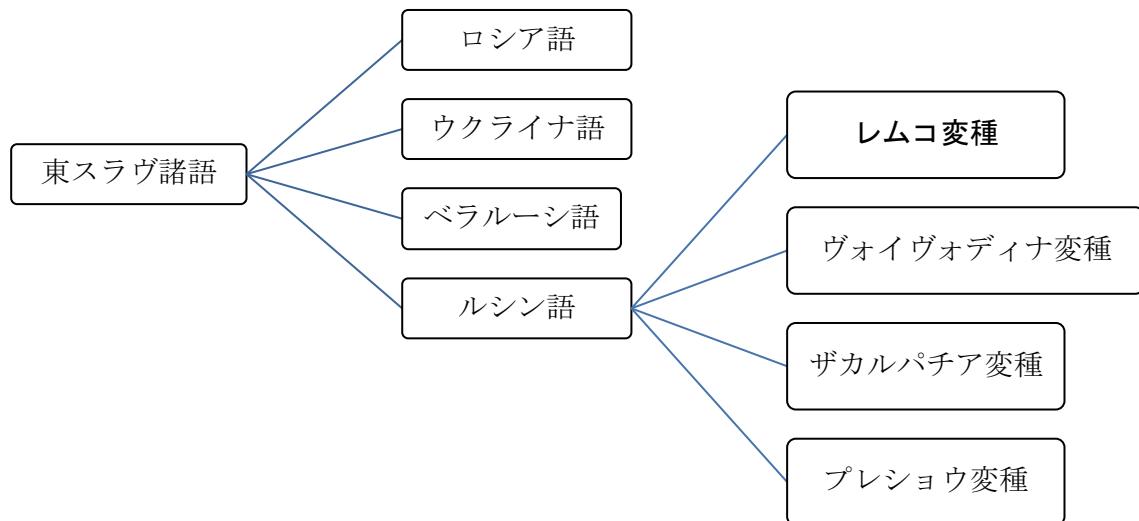
【資料 1-8】ウクライナ語方言学におけるレムコ語の位置²⁸⁷



²⁸⁶ 【資料 1-7】は Horbal (2010: x) より引用した。

²⁸⁷ 【資料 1-8】は Shevelov (1993) および Жилюк (1955) をもとに筆者が作成した。

【資料 1-9】社会言語学的事実にもとづくレムコ語の位置²⁸⁸



²⁸⁸ 【資料 1-9】は Magocsi (ed. 2004) および三谷 (2011) をもとに筆者が作成した。

謝辞

本研究の遂行に際して、多くの先生方からご指導を賜り、友人らから励ましの言葉をいただきました。この場をかりてお礼申し上げます。僭越ですが、本論文を草稿の段階から査読して下さった 5 氏に特に深甚の謝意を表します。

金指久美子准教授（東京外国語大学総合国際学研究院 主任指導教員）

篠原琢教授（同 研究指導担当教員）

森田耕司准教授（同 研究指導担当教員）

平高史也教授（慶應義塾大学総合政策学部）

木村護郎クリストフ教授（上智大学外国語学部）

最後に、私事で恐縮ですが、家族の理解に感謝します。

※ 本研究はポーランド政府奨学金（2013 年 10 月～2015 年 9 月）および日本学术振興会特別研究員奨励費（2018 年度～2019 年度、課題番号 18J10252）の助成を受けています。